

報告第9号

各種事務事業の取扱いについて

各種事務事業の取扱いのうち，次の専門部会が所管する事務事業について，別紙のとおり調整したので報告する。

平成16年5月31日提出

宇都宮地域合併協議会

会長 福田 富一

- 1 総務専門部会所管事務事業（その2）
- 2 住民専門部会所管事務事業（その1）
- 3 産業専門部会所管事務事業（その1）
- 4 教育専門部会所管事務事業（その1）

各種事務事業の取扱いについて

市町村の合併に際しては，それぞれの市町村が行っている各種の事務事業の取扱いについて協議・調整を行うこととなるが，こうした各種事務事業については，専門的な協議・調整を行うために設置した専門部会において調整を行い，調整が整った事項については，協議会において報告事項として取扱う。

各種事務事業の調整が整ったもののうち，住民生活に密着し，著しい影響を与える事項については，自治体の存立に関する基本的な事項や合併特例法による協議事項とともに合併協定項目として審議する。

各種事務事業調整案

各種事務事業調整案総括表

1 調整の状況

専門部会名	総事業数	既提出事業数	提出事業数	未提出事業数
総務専門部会	617	8	267	342
住民専門部会	209	0	105	104
保健福祉専門部会	541	18	0	523
産業専門部会	224	0	117	107
建設専門部会	156	0	0	156
水道・下水道専門部会	124	0	0	124
教育専門部会	194	0	193	1
議会制度専門部会	34	0	0	34
合計	2,099	26	682	1,391

2 調整案の状況（提出事業の内訳）

専門部会名	現行のまま存続	合併時に調整	速やかに調整	段階的に調整	廃止の方向で調整
総務専門部会	44	194	5	20	4
住民専門部会	28	55	12	5	5
保健福祉専門部会	0	0	0	0	0
産業専門部会	28	42	22	12	13
建設専門部会	0	0	0	0	0
水道・下水道専門部会	0	0	0	0	0
教育専門部会	7	148	24	7	7
議会制度専門部会	0	0	0	0	0
合計	107	439	63	44	29

- 「現行のまま存続」・・・ 現行のまま新市に引き継ぐもの
- 「合併時に調整」・・・ 原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの
- 「速やかに調整」・・・ 原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整するもの
- 「段階的に調整」・・・ 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整するもの
- 「廃止の方向で調整」・・・ 廃止の方向で調整するもの

(参考)

専門部会名	前回までの事業数	増減数	総事業数
総務専門部会	6 1 6	1	6 1 7
住民専門部会	2 0 7	2	2 0 9
保健福祉専門部会	5 3 4	7	5 4 1
産業専門部会	2 2 2	2	2 2 4
建設専門部会	1 4 2	1 4	1 5 6
水道・下水道専門部会	1 3 9	1 5	1 2 4
教育専門部会	2 0 2	8	1 9 4
議会制度専門部会	3 7	3	3 4
合 計	2 , 0 9 9	0	2 , 0 9 9

各種事務事業の取扱い

【総務専門部会】

(1) 現行のまま新市に引き継ぐもの

中分類	政策審議	小分類	土地利用
事業名称	土地利用に関する事前指導事務		
事業目的・内容	業者から大規模な土地利用の申し出を受けた際に、県「土地利用に関する事前指導要綱」に基づき、当該計画を、上位計画を踏まえて、全体の土地利用に整合するように、適正な土地利用の指導・誘導を図るとともに、各個別法との一体的な調整を図る。		
合併に向けた課題	各市町では総合計画を考慮し土地利用を行っているため、合併後は、新たな上位計画（総合計画・都市マスタープラン）を踏まえる必要がある。		
調整の考え方	法令などによって実施しているものであり、新市全体の土地利用の考え方を踏まえ運用する。		

中分類	政策審議	小分類	土地利用
事業名称	国土利用計画法関連事務		
事業目的・内容	国土利用計画法を基本に、土地利用の調整方針を示した県土地利用基本計画を県が定める場合に、あらかじめ市町村の意見を述べる。		
合併に向けた課題	各市町では総合計画を考慮し土地利用を行っているため、合併後は、新たな上位計画（総合計画・都市マスタープラン）を踏まえる必要がある。		
調整の考え方	法令などによって実施しているものであり、新市全体の土地利用の考え方を踏まえ運用する。		

中分類	政策審議	小分類	地域振興計画
事業名称	中心市街地における公共施設整備のあり方検討		
事業目的・内容	中心市街地における「公共交通の利便性」、「各種機能の集積」、「多くの人が集まっている」といった特性を活用し、中心市街地に新たな市民サービスを提供し、市民サービスの充実を図るため、導入すべき具体的な施設の選定及び施設の概要についての検討や導入施設内容の具体化を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮のみ実施している事業であり、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市のほか、本事務を実施している町がないため、宇都宮市の方法を現行のまま引き継ぐ。		

中分類	政策審議	小分類	地域振興計画
事業名称	JR宇都宮駅周辺整備計画		
事業目的・内容	JR宇都宮駅周辺において、JR宇都宮駅東口周辺整備計画が進行していることから当該地区を含めたJR宇都宮駅周辺地区について、宇都宮市の表玄関にふさわしい地区として再生、整備するため、再整備計画としてとりまとめる。		

合併に向けた課題	宇都宮市のみ実施している事業であり，合併に伴う課題は特にない。
調整の考え方	宇都宮市のほか，本事務を実施している町がないため，宇都宮市の方法を現行のまま引き継ぐ。

中分類	政策審議	小分類	地域振興計画
事業名称	拠点地区整備計画（雀宮駅東口公共施設一体整備）		
事業目的・内容	（仮称）第3図書館及び（仮称）子ども療育センターを雀宮駅東口に整備するにあたり，両施設間における連携・共有化の検討や地域特性，立地条件，基盤整備事業との調整等を行うことにより，実現可能な望ましい機能・規模・配置・運営管理方法等を明らかにする雀宮駅東口公共施設一体整備基本計画を策定する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみ実施している事業であり，合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市のほか，本事務を実施している町がないため，宇都宮市の方法を現行のまま引き継ぐ。		

中分類	政策審議	小分類	地域振興計画
事業名称	新駅設置の調査研究		
事業目的・内容	既成市街地に，新駅設置と，その周辺での多様な機能を備えた，新たな地域整備を進めることによりバランスのとれた都市構造の形成を図る。 新駅設置により，鉄道の利用を促進し，公共交通利用への転換を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみ実施している事業であり，合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市のほか本事務を実施している町がないため，宇都宮市の方法を現行のまま引き継ぐ。		

中分類	政策審議	小分類	地域振興計画
事業名称	JR日光線沿線開発推進		
事業目的・内容	JR日光線沿線地域における総合的な地域振興を推進することを目的とした「JR日光線沿線地域振興推進協議会（構成市：宇都宮市，鹿沼市，今市市，日光市）」に参加し，平成11年度に策定した「JR日光線沿線地域整備構想」の周知と構想の具現化を図るため，幹事会，総会，事務担当者会議の開催，パンフレットの作成等のPR活動などの事業を推進する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみ実施している事業であり，合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市のほか，本事務を実施している町がないため，宇都宮市の方法を現行のまま引き継ぐ。		

中分類	政策審議	小分類	地域振興計画
事業名称	構造改革特区		
事業目的・内容	特定の地域内に，地域の特性に応じた規制の特例を導入し，地域の活性化を図るための「構造改革特区」について，庁内に対し，特区構想の		

	提案や、特区計画の申請についての情報提供，周知やとりまとめ，検討を行う。
合併に向けた課題	特区は，地域の特性に応じた規制の特例を導入することから，今後，特区構想や特区の申請を検討する際は，新市への移行後の地域の特性の変化について検討する必要がある。
調整の考え方	宇都宮市のほか，本事務を実施している町がないため，宇都宮市の方法を現行のまま引き継ぐ。

中分類	政策審議	小分類	地域振興計画
事業名称	国会移転		
事業目的・内容	国会等の移転は，東京一極集中の是正や国の災害対応力の強化，地方分権，規制緩和といった国政全般の改革の契機であり，21世紀の安心で豊かな国づくりのために，特に国の災害対応力の強化は重要な課題であることから，国会移転の情報収集や研修会，シンポジウム等への参加を行う。		
合併に向けた課題	県と一体的に推進する事業であるため，合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	県と一体的に推進する事業であり，現行のまま引き継ぐ。		

中分類	政策審議	小分類	その他
事業名称	防衛補助関係事務		
事業目的・内容	宇都宮市に2か所所在する陸上自衛隊駐屯地（宇都宮，北宇都宮）周辺における生活環境等の整備を推進し，周辺住民の生活安定及び福祉向上を図るため，庁内各課で実施する防衛施設周辺整備事業の総合調整，防衛施設庁・駐屯地との協議，及び防衛施設周辺整備全国協議会との連絡調整を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみ実施している事業であり，合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市に2か所所在する陸上自衛隊駐屯地（宇都宮，北宇都宮）周辺における生活環境等の整備を推進し，周辺住民の生活安定及び福祉向上を図るための取組であり，新市以降後も，これまでどおり実施する。		

中分類	政策審議	小分類	その他
事業名称	地域活性化事業債関係事務		
事業目的・内容	地域の活性化に向けた喫緊の政策課題である循環型社会の形成，少子・高齢化対策，都市再生，地域資源活用促進，化学技術の振興，世界最先端のIT社会の実現を図るために必要となる基盤整備を行う単独事業を支援するため，特定財源の積極的な導入を図る。		
合併に向けた課題	各市町が個別に起債しており，事業計画もまちまちである。 新市移行後は，広域的な新たな視点による対象事業の掘り起こしが課題となる。		
調整の考え方	法令等に基づき実施しているものであり，合併後の新市においても，各市町間で制度に差がないため，現行のまま新市に引き継ぐ。		

中分類	政策審議	小分類	統計
事業名称	統計調査		
事業目的・内容	統計法に基づき、指定統計調査を行う。		
合併に向けた課題	統計調査員・指導員の選考方法の整理が必要となる。		
調整の考え方	統計法に基づく法定受託事務のため、現行のまま新市に引き継ぐ。 国勢調査の指導員・調査員の確保等については、今後、個別に調整を図る。		

中分類	地域政策	小分類	都市拠点の整備
事業名称	宇都宮駅東口周辺整備事業の推進		
事業目的・内容	JR宇都宮駅東口の市有地、鉄道操車場跡、JR東日本所有地等を活用し、交通拠点・広域交流拠点等としての機能充実により新たな都市拠点を整備する。		
合併に向けた課題	特定の地域を対象としている事業のため、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	新市の計画として現行のまま事業を継続する。		

中分類	地域政策	小分類	都市拠点の整備
事業名称	雀宮駅周辺整備事業の推進		
事業目的・内容	駅前にふさわしい市街地整備や交通基盤の充実を図り、これと併せて、文化・教育施設等を整備し、交通機能や地域生活・文化機能などを持つ宇都宮市南部地域の都市拠点づくりを行う。		
合併に向けた課題	特定の地域を対象としている事業のため、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	新市の計画として現行のまま事業を継続する。 各町の地域開発計画との調整を図りながら、新たな導入機能等について検討する。		

中分類	地域政策	小分類	新市街地の形成
事業名称	テクノポリスセンター地区の整備		
事業目的・内容	宇都宮地域産業の一層の高度化や発展のため、先端技術産業の誘致、研究開発機関の立地、地域企業の育成を図るとともに、これら産業活動を支える都市基盤の整備や全体的なまちづくりを行う。		
合併に向けた課題	特定の地域を対象としている事業のため、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	新市の計画として現行のまま事業を継続する。		

中分類	地域政策	小分類	新市街地の形成
事業名称	東谷・中島地区の整備		
事業目的・内容	テクノポリス計画における先端技術・高度技術産業の誘致及び宇都宮市内中小中堅企業の域内再配置の受け皿として、さらに、広域交通網の結節点である利便性を活かした物流拠点として、産業支援機能にも配慮した高付加価値型団地を整備する。		
合併に向けた課題	特定の地域を対象としている事業のため、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	新市の計画として現行のまま事業を継続する。		

中分類	地域政策	小分類	地域計画の推進
事業名称	地域開発計画の調査・立案		
事業目的・内容	宇都宮市全域のバランスのとれた発展を実現するため、優れた交通条件や高い開発ポテンシャルを有する地区について、その特性を生かした地域拠点の形成を図る地域拠点整備の実現化方策を策定する。		
合併に向けた課題	特定の地域を対象としている事業のため、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市の計画を基本に各町の計画と調整を図り、事業を継続する。		

中分類	地域政策	小分類	地域計画の推進
事業名称	文化の森整備構想の推進		
事業目的・内容	宇都宮市北部丘陵地域の豊かな自然環境を保全しつつ、恵まれた立地条件を活かした、市民の自由時間活動の拠点形成を図る。		
合併に向けた課題	特定の地域を対象としている事業のため、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	新市の計画として現行のまま事業を継続する。		

中分類	地域政策	小分類	地域計画の推進
事業名称	中心拠点施設の整備		
事業目的・内容	上三川町において、保健・福祉を支える基幹施設としての「総合保健福祉センター」、新しい文化・誇りを創出する場としての「生涯学習センター」、町民が集い、ふれあい、親睦を深める場を提供することによって、活力あるまちづくりを推進するための「多目的広場」を同一敷地内に整備する。		
合併に向けた課題	特定の地域を対象としている事業のため、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	新市の計画として現行のまま事業を継続する。		

中分類	交通政策	小分類	交通環境整備
事業名称	新交通システムの導入		
事業目的・内容	県央地域における広域的な東西交通軸を強化し、自動車に依存した様々な交通問題の改善とともに、地球環境問題・高齢社会への対応など、安全で信頼性の高い交通体系を確立するうえでの中心的な役割を担う新交通システムの導入を図る。		
合併に向けた課題	特定の地域を対象としている事業のため、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	関係市町の中で、宇都宮市が先行して検討を進めている事業であることから、現行のまま新市に引き継ぎ、引き続き検討を進める。		

中分類	交通政策	小分類	交通環境整備
事業名称	自転車利用・活用の促進		
事業目的・内容	地球規模での環境保全問題や、市民の健康志向などに対応するためにも、最も身近な乗り物である自転車を都市内交通の一手段として位置付		

	け、自転車のもつ特性を十分に活かした安全で快適なまちづくりを進める。
合併に向けた課題	特定の地域を対象としている事業のため、合併に伴う課題は特にない。
調整の考え方	主に、都市内交通の手段として自転車の有効活用を図ることを目的としたものであり、特定地域を対象としたものであることから、現行のまま新市に引き継ぐ。

中分類	交通政策	小分類	交通環境整備
事業名称	交通バリアフリー対策の推進		
事業目的・内容	<p>国において「交通バリアフリー法」が施行され、市町村は、公共交通機関の利便性・安全性の向上を図るため、1日あたり一定数以上の乗降客のある駅を中心とした地区における、駅舎、道路、信号機等のバリアフリー化を一体的に推進するための基本構想を策定できることとなった。</p> <p>このため、宇都宮市では、交通面のバリアフリー化を一体的に推進するため、宇都宮市の主要駅である「JR宇都宮駅」と「東武宇都宮駅」を対象施設として基本構想を策定した。</p>		
合併に向けた課題	特定の地域を対象としている事業のため、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	関係市町の中で、基本構想の対象となる鉄道駅が宇都宮市以外には存在しないことから、現在、宇都宮市が策定している計画を新市に引き継ぐ。		

中分類	交通政策	小分類	交通環境整備
事業名称	人にやさしいバス導入促進補助		
事業目的・内容	<p>高齢者や障害者を含むすべての人が、公共交通機関を安全かつ円滑に利用できるよう、バス事業者に対し、超低床バス（人にやさしいバス）の導入支援を行い、バスの利便性の向上、利用促進を図る。</p> <p>平成13～22年までの10年間で、36台の導入支援を行い、平成22年には、超低床バスの割合を12.5%にする。</p>		
合併に向けた課題	市町の補助金等交付規則の一本化が必要である。		
調整の考え方	<p>県の「栃木県人にやさしいバス整備事業費補助金交付要領」に基づく協調補助のため、特に調整の必要はない。</p> <p>ただし、新市移行後の事務を統一した基準で行うことができるよう、新たな要綱を作成する。</p>		

中分類	交通政策	小分類	交通環境整備
事業名称	生活バス路線維持補助		
事業目的・内容	<p>路線バスは、市民生活に密着した交通手段であり、今後の急速な高齢社会の進展に伴い、ますます必要不可欠な公共交通サービスとなることが予想されるため、輸送人員の減少により運行の維持が困難となってい</p>		

	る赤字バス路線について、助成対策を講じることにより、地域住民の移動手段を確保する必要がある。
合併に向けた課題	補助金交付規則や補助金交付要領の整理・一本化が必要である。
調整の考え方	<p>県の「栃木県生活バス路線維持費補助金交付要領」に基づく協調補助については、特に調整の必要はないため、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>町単独の運行費補助については、河内町において平成16年度から実施予定の事業であり、特定の地域を対象とした事業であるため、当分の間は継続事業として実施する。</p> <p>新市移行後には、運行形態や運行ルートの見直しが必要である。</p> <p>また、上三川町には、県補助金の町負担分に対する「上三川町生活バス路線維持費補助金交付要領」を作成しているが、他市町にはないことから、新市移行後の事務を統一した基準で行うことができるよう、新たな要綱を作成する。</p>

中分類	交通政策	小分類	交通環境整備
事業名称	高度道路交通システムの導入促進に関する調査		
事業目的・内容	<p>宇都宮市では、道路整備を上回るスピードで自動車交通が増大し、特に、朝夕の通勤時間帯における交通渋滞や交通事故の多発、バスの利用低下など、様々な交通問題が発生している。</p> <p>このような交通問題を解決していくため、IT技術を活用した市民にとって便利で利用しやすい高度道路交通システムの導入促進に向けた調査研究を行う。</p>		
合併に向けた課題	特定の地域を対象としている事業のため、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	関係市町の中で、宇都宮市が先行的に調査・研究していることから、現行のまま新市に引き継ぎ、引き続き調査・研究を進める。		

中分類	交通政策	小分類	交通環境整備
事業名称	タクシー業界との連絡調整		
事業目的・内容	<p>タクシー利用客の減少に伴い、駅などの交通結節点において客待ちタクシーが道路や一般車乗降場を占拠し、安全かつ円滑な道路交通を阻害している現状にある。</p> <p>このことから、タクシー協会や行政、警察などが一体となって改善に向けた検討を行い、タクシーの整序化を図り、安全かつ円滑な道路交通を確保する。</p>		
合併に向けた課題	特定の地域を対象としている事業のため、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	特定地域を対象としたものであるため、現行のまま新市に引き継ぎ、引き続きタクシー業界との協議・調整に努める。		

中分類	交通政策	小分類	交通環境整備
事業名称	総合的な交通体系および交通円滑化施策の検討		
事業目的・内容	すべての人々が都市内や都市間を円滑に移動できるようにするため、バスや新交通システムなど公共交通機関や自転車の利用活用、多様な交通需要マネジメント（TDM）施策などを踏まえ、総合的な交通体系および交通円滑化施策を検討する。		
合併に向けた課題	特定の地域を対象としている事業のため、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	関係市町の中で、宇都宮市が先行的に調査・研究していることから、現行のまま新市に引き継ぎ、引き続き調査・研究を進める。		

中分類	交通政策	小分類	交通環境整備
事業名称	烏山線利用推進		
事業目的・内容	烏山線の電化と水郡線までの接続を目指した「烏山線利用推進電化実現常野線建設促進期成同盟会」（会長：烏山町長，11市町村，宇都宮市も加入）に加盟し、烏山線の利用向上を目指している。 同盟会は、本年度、負担金は徴収しないで事業展開する計画となっている。		
合併に向けた課題	「烏山線利用推進電化実現常野線建設促進期成同盟会」は、他市町村との連携を図りながら実施している事業であり、連携先の市町村も合併の可能性があることから、合併の状況等を踏まえ、今後のあり方を検討する必要がある。		
調整の考え方	新市としての事業の必要性を検討し、他市町村との合意形成を図った上で調整する。		

中分類	都心部活性化推進	小分類	基本計画
事業名称	中心市街地活性化基本計画の推進事務		
事業目的・内容	中心市街地は、商業・業務・居住等の都市機能が集積し、文化・伝統を育み、各種の都市機能を担ってきたまちの顔である。しかし、中心市街地は今、社会経済環境の変化や市民意識の多様化などから転換期にあり、市民等に都心部の将来のビジョンを示し、その方向性に沿って各種の事業を適切に実施し、都市経済・地域経済の活力強化や市街地環境の改善等の総合的取組が求められることから、市街地の整備改善や商業等の活性化を目指した基本計画を策定し計画的に推進するもの。		
合併に向けた課題	特定の地域を対象としている事業のため、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	中心市街地法の基本計画を策定しているのは、宇都宮市のみであり、各町は策定していないことから、合併後も宇都宮市の基本計画を計画的に推進していく。		

中分類	都心部活性化推進	小分類	基本計画
事業名称	都心部グランドデザインの推進事務		
事業目的・内容	<p>中心市街地は今、社会経済環境の変化や市民意識の多様化などから転換期にあり、市民等に都心部の将来のビジョンを示し、その方向性に沿って各種の事業を適切に実施しなければならない。そのため、宇都宮市においては、平成11年3月に中心市街地活性化基本計画を策定し、市街地の整備改善や商業等の活性化を目指してきたところであるが、この基本計画を基に、より具体的な都心部の姿、そのための戦略的事業等の大枠を示した「都心部グランドデザイン」を策定し、市民や団体等が主体的役割と相互連携のもとに、施策事業を総合的に実施し都心部の活性化を図る。</p>		
合併に向けた課題	特定の地域を対象としている事業のため、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	都心部グランドデザインは、宇都宮市中心市街地における施策事業を総合的に実施し、活性化を図るために策定したものであるため、合併後の新市においても都心部再生のシナリオとして活用していく。		

中分類	都心部活性化推進	小分類	団体連携
事業名称	栃木県中心市街地活性化推進協議会との連携事務		
事業目的・内容	<p>中心市街地活性化法に基づき、中心市街地の整備改善事業と商業等の活性化との一体的推進を図るため、各市町の自主性の基に県及び関係市町が連携しながら各種計画の実現に向けた環境づくりや仕組みづくりに関する研修や啓発活動を推進する。</p>		
合併に向けた課題	宇都宮のみ実施している事業であり、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	栃木県中心市街地活性化推進協議会の構成メンバーは、趣旨に賛同する市町村であることから、合併後は新市として加入し、事業を推進する。		

中分類	都心部活性化推進	小分類	団体連携
事業名称	都心部活性化推進協議会・5地域協議会との連携事務		
事業目的・内容	<p>都心部グランドデザインに位置付けられた重点事業を具体的に推進し、中核市宇都宮にふさわしい賑わいと高次な都市機能を備えた多様性のある都心部を実現するため、重点事業地域ごとに、商店街や自治会等の団体の代表者及び宇都宮市関係者で構成した協議会と連携し、地元合意を図りながら、各種事業を検討し実施する。</p>		
合併に向けた課題	宇都宮のみ実施している事業であり、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市の中心部活性化のために重点地区ごとに設置した協議会であるため、合併後も新市における協議会として機能させていく。		

中分類	用地	小分類	土地開発公社
事業名称	土地開発公社の管理運営		
事業目的・内容	<p>「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、公共用地、公用地等の取得、造成、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民サービスの向上に資する。</p>		

合併に向けた課題	宇都宮市では単独で公社を運営しているが、各町においては、これまで共同運営していた県町村土地開発公社が平成15年度を以って解散したことから、合併後は新市全域の用地需要に対応できるよう、現行の市公社の事務執行体制等を見直しする必要がある。
調整の考え方	新市移行後の当該事務執行にあたっては、宇都宮市の体制を基本に継続して公拡法に基づく事業展開を実施することとし、必要に応じ内規等の改定を行う。

中分類	監査	小分類	監査検査審査
事業名称	住民監査請求に基づく監査等		
事業目的・内容	自治体の財務に関する事務の執行について、住民が当該支出または財産の管理等が違法・不当であるとの理由から監査を請求する「住民監査請求」、選挙権を有する者が、その総数の50分の1以上の連署をもって、代表者が監査委員に対し、市の事務の執行に関して監査を請求する「直接請求による監査」、その他「議会の請求による監査」、「長の要求による監査」などの監査がある。		
合併に向けた課題	各市町とも同様の事務を行っていることから、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	法令により実施が定められており、各市町の実施内容も差がないため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中分類	監査	小分類	外部監査への協力
事業名称	外部監査人の監査事務への協力		
事業目的・内容	監査機能の専門性・独立性の強化、監査機能に対する住民の信頼を高める、という観点から中核市や指定都市に外部監査制度が導入され、宇都宮市でも平成11年4月1日から導入された。 外部監査計画作成時の情報交換、監査対象テーマ及び対象部局についての監査委員への協議、市組織、財務会計等事務内容の説明、監査委員監査との調整、監査実施時の立ち会い、監査実施状況の把握等について、外部監査人の監査事務に協力する。		
合併に向けた課題	地方自治法により、中核市は包括外部監査を実施しなければならないとされており、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	法令により実施が定められているため、現行の宇都宮市の例による。		

中分類	消防総務	小分類	庶務
事業名称	消防統計事務		
事業目的・内容	火災や救急、救助などの災害データを統一様式でとりまとめ分析することにより、災害の傾向等を把握し各市町の各種災害対策の参考資料とともに、消防庁長官からの求めにより県を通じて国に報告する。		
合併に向けた課題	各市町の事務内容等に差異がないため、特にない。		
調整の考え方	国の基準に基づき実施しており、事務内容等に差異がないことから、現行どおりとする。		

中分類	消防予防	小分類	予防
事業名称	防火管理者資格取得講習会に関する事務		
事業目的・内容	消防法により収容人員30人以上の防火対象物（非特定防火対象物については収容人員50人以上）の所有者等は消防長等の行う防火管理に関する講習会の課程を修了するなど、一定の資格を持つ者の中から防火管理者を選任して防火管理上必要な業務を行わせなければならないことになっている。このため、資格を取得しようとする人を対象に講習会を実施する。		
合併に向けた課題	各市町の事務内容等に差異がないため、特になし。		
調整の考え方	事務内容等に差異がないことから、現行どおりとする。		

中分類	消防予防	小分類	指導
事業名称	消防関係各種意見書等事務		
事業目的・内容	行政庁が行政事務の効率化、行政の関与を必要最小限にすることを目的に、各種申請に係る許可、登録等を認める場合、消防機関に消防法令に適合しているかどうかについて意見を求められた場合に審査及び現地調査、検査等を行いその結果について意見を述べる。		
合併に向けた課題	各市町の事務内容等に差異がないため、特になし。		
調整の考え方	事務内容等に差異がないことから、現行どおりとする。		

中分類	消防予防	小分類	危険物
事業名称	危険物規制事務		
事業目的・内容	危険物に関する各種申請や届出先は、法令や条例により市町村長・消防長とされ、災害発生の防止や災害発生時の被害を最小限に留めるよう危険物規制事務を実施する。		
合併に向けた課題	各市町の事務内容等に差異がないため、特になし。		
調整の考え方	法令に基づき実施しており、事務内容等に差異がないことから、現行どおりとする		

中分類	消防予防	小分類	危険物
事業名称	少量危険物タンクの水張検査等手数料事務		
事業目的・内容	指定数量未満の危険物の貯蔵・取扱いについて市町村条例で定めるとされ、貯蔵・取扱いの各施設について基準を定め安全を確保する。		
合併に向けた課題	各市町の事務内容等に差異がないため、特になし。		
調整の考え方	事務内容等に差異がないことから、現行どおりとする。		

中分類	消防予防	小分類	危険物
事業名称	液化石油ガス法に関する事務		
事業目的・内容	学校その他多数の者が出入する施設又は多数の者が居住する建築物に係る一定の設備工事を行った場合の届出を規定したものであり、災害事故発生時には大きな被害となるため保安を厳にする必要があることから届出義務を課し、日常監視をする体制をとる。		

合併に向けた課題	各市町の事務内容等に差異がないため、特になし。
調整の考え方	法令に基づき実施しており、事務内容等に差異がないことから、現行どおりとする。

中分類	消防警防	小分類	救急救助
事業名称	民間による患者等搬送事業の指導		
事業目的・内容	近年、一般家庭と契約を結び、寝たきり老人、身体障害者等の要請に応じ、ベッド等を備えた搬送用専用車を用いて、病院や社会福祉施設に搬送する事業形態、「民間救急」が普及してきている。搬送中における患者の容態急変時の対応や感染防止対策等を徹底するため、消防機関が指導する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、特になし。		
調整の考え方	上三川町では実施していないが、現在の宇都宮市の体制で対応できることから、現行どおりとする。		

中分類	消防警防	小分類	救急救助
事業名称	国際消防救助隊事務		
事業目的・内容	海外における救助活動は、消防機関の災害対策ノウハウの蓄積と防災能力の向上を図れるとともに、地域住民の防災思想の向上等に繋がることから、平成12年、国際消防救助隊に登録した。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、特になし。		
調整の考え方	今後も必要な事業であることから、宇都宮市の事業を継続して実施する。		

中分類	消防通信指令	小分類	通信指令
事業名称	災害情報収集業務		
事業目的・内容	県と相互連絡を密にし、円滑な運用を図るため、防災行政ネットワークシステム及び気象情報配信システム、さらに救急医療情報システム等からの情報を得て、災害等の被害を最小限にする。		
合併に向けた課題	事務内容等に差異がなく、合併に伴う課題は特になし。		
調整の考え方	事務内容等に差異がないことから、現行どおりとする。		

(2) 原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの

中分類	政策審議	小分類	総合計画
事業名称	総合計画実施計画推進事務		
事業目的・内容	<p>総合計画計上事業の具体化を図るため、1市3町では実施計画を策定している。</p> <p>なお、計画期間は、宇都宮市と河内町が3年、上三川町と上河内町が2年となっており、政策主導の行財政運営の確保と総合計画の実効性確保のため、1市3町では毎年ローリングを行っている。</p>		
合併に向けた課題	<p>計画期間は、宇都宮市と河内町が3年、上三川町と上河内町が2年となっており、調整する必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>厳しい財政状況の中、的確な施策・事業の選択が不可欠であり、計画行政システム（中期財政計画～実施計画～予算編成）と行政評価が連動した宇都宮市の策定システムに基づき策定する。</p>		

中分類	政策審議	小分類	行政評価
事業名称	行政評価制度の導入・運用事務		
事業目的・内容	<p>限られた財源や人的資源等を有効に活用し、成果志向の行政運営の転換、市民への説明責任の確保、市民との協働関係の充実を図り、市民サービスの向上を目指すために、市民とのコミュニケーションの手法のひとつである行政評価システムを導入する。</p>		
合併に向けた課題	<p>評価手法の調整（事務事業評価、施策評価、政策評価等）や評価の対象単位の統一が必要である。</p>		
調整の考え方	<p>宇都宮市の事務事業評価、施策評価への取組が進んでいることや内部管理システムとして統一を図る必要があることから統一したシステムとして調整を図る。</p>		

中分類	政策審議	小分類	政策課題研究
事業名称	市政策研究センターの運営		
事業目的・内容	<p>地方分権時代を迎え、自治体が真の自主・自立を果たしていくためには、深刻な経済不況や財政危機、急速に進む社会の高度情報化・国際化・少子高齢化などに伴い複雑多様化する市民ニーズを的確に捉え、明確な市政の長期展望や各種の政策目標のもとに、地域独自の戦略的な政策を立案し、展開していく必要がある。</p> <p>こうしたことから、専門的・長期的な調査研究に基づく政策形成機能（能力）の高度化を図るため、新市独自のシンクタンク組織として市政策研究センターを運営し、大学や研究機関などと連携を図りながら、新しい時代に対応した先駆的な政策の形成を図る。</p>		
合併に向けた課題	<p>宇都宮のみ実施している事業であり、合併に伴う課題は特にない。</p>		
調整の考え方	<p>新市が、社会環境の変化に即応し、真の自主・自立を果たしていくためには、問題対応型から課題発見・解決型の市政運営への移行、政策形成の迅速化・高度化が必要である。そのため、中期的課題について、外</p>		

	部の知的資源を活用しながら調査研究し，新しい時代に対応した先駆的な政策を形成する新市独自のシンクタンク機能として政策研究センターを運営する。
--	--

中分類	政策審議	小分類	政策課題研究
事業名称	ニューパブリックマネジメントの検討・構築		
事業目的・内容	経営的視点による行財政運営を実現するため，経営資産（公的資産）の適正な管理・運営，市場システムの活用による経営，成果重視の行政経営，市民に対する顧客志向の考え方にに基づき，政策から実際の行政サービスにいたる行政のしくみを見直し，再構築を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮のみ実施している事業であり，合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市のほか，本事務を実施している自治体がないため，原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中分類	政策審議	小分類	政策課題研究
事業名称	民間活力の導入		
事業目的・内容	公共事業実施にあたって，PFI等の新たな事業手法を導入することにより，公共と民間の役割分担を明確にし，民間の資金，経営ノウハウ，技術的能力を可能な限り活用して，コスト縮減とサービス水準の向上を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮のみ実施している事業であり，合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市における「PFI導入基本方針」に基づき，PFI手法での実施に適する事業について，導入を進める。		

中分類	政策審議	小分類	政策課題研究
事業名称	公共施設長寿命化		
事業目的・内容	公共施設に対して，計画的で適切な維持管理や，効果的な予防保全を講じることにより，公共施設の長寿命化を図り，今後の財政負担の軽減や，財政支出の平準化，公共施設の機能向上を目的とする。		
合併に向けた課題	市域全体の保全計画を作成するため，宇都宮市において平成16年度開発予定の保全支援システムのデータベースに各町の公共施設の情報をシステムに入力する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市における「公共建築物長寿命化基本方針」に基づき，事業を推進する。		

中分類	政策審議	小分類	政策課題研究
事業名称	未利用地の有効活用		
事業目的・内容	公有財産を有効に活用し，行政の保有する資産の価値を最大限に発揮できるように，財産の管理体制を構築する。 未利用行政財産，用途廃止財産や，本来の行政目的に使用していない		

	財産，本来の行政目的の機能を十分果たしていない財産について情報を一元化し，有効処分・活用について基準・ルール等を整備する。
合併に向けた課題	宇都宮のみ実施している事業であり，合併に伴う課題は特にない。
調整の考え方	宇都宮市が作成を進めている，未利用地の有効活用の基準・ルールのもとに，有効活用・処分を促進する。

中分類	政策審議	小分類	総合調整・進行管理
事業名称	庁議の運営		
事業目的・内容	市行政の基本方針を策定し，重要施策に関する事項を審議するとともに，各部局相互の総合調整を図り，効果的で統一性のある行政運営を行うため，庁議を設置し，その円滑な運営を図る。		
合併に向けた課題	各市町において，運営のあり方が異なっているため，統一する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の庁議規則を基本とし，各町における意思決定システムを宇都宮市の制度に統一を図る。		

中分類	政策審議	小分類	総合調整・進行管理
事業名称	総合計画主要事業の進行管理		
事業目的・内容	総合計画に掲げる施策事業のうち，特に重要で全庁的に推進していく必要のあるもの（行財政運営上の課題として全庁的に対応すべき事項，市民の福祉に重大な影響のある事業，執行上障害が予想される事業等）について，その執行状況並びに推進上の問題点・課題等を的確に把握し，総合的・効率的に事業を執行していくために行う。		
合併に向けた課題	総合計画主要事業の進行管理の方法が，自治体によって様々である。全体的な進行管理自体を行わずに，各部局において随時，進捗状況の把握や課題解決の協議を行っているケースが考えられ，総合計画主要事業の進行管理方法の統一が課題となる。		
調整の考え方	宇都宮市の総合計画主要事業の進行管理方法を基本とし，各町における進行管理方法を宇都宮市の制度に統一を図る。		

中分類	政策審議	小分類	総合調整・進行管理
事業名称	市長公約の進行管理		
事業目的・内容	宇都宮市長が掲げた公約について，着実な推進と実現を図るため，進行状況を取りまとめる。 進行管理対象とする事業は，2期目の公約である「宇都宮新生プロジェクト」「重点テーマ」とし，主要事業進行管理と同様に整理する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみ実施している事業であり，合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市のみ事業であるが，合併後も必要な内部事務であり，宇都宮市の制度を運用する。		

中分類	政策審議	小分類	総合調整・進行管理
事業名称	議会答弁の進行管理		
事業目的・内容	総合計画の主要事業等の執行状況を的確に把握し、事業が計画どおりに進行するよう、議会答弁内容の進行管理を行うことにより、より効果的な事業の進行管理体制を確立する。		
合併に向けた課題	宇都宮市と河内町のみ事業であるが、制度を統一する必要がある。		
調整の考え方	内部管理事務であり、宇都宮市議会の運用に合わせ、宇都宮市の制度に統一する。		

中分類	政策審議	小分類	総合調整・進行管理
事業名称	調査委託業務の進行管理		
事業目的・内容	基本構想や基本計画の策定等、シンクタンクへの調査委託について、調査委託業務進行管理委員会を設置し、調査業務の適正な進行管理と、その成果の施策・事業への効率的な活用を図るもの。委員会の役割としては、調査委託の前年度において、委託の必要性を検討し実施計画及び予算に反映させるほか、当該年度の委託執行時における業務仕様の検討、その後の進捗状況及び成果内容等のチェックを行い、円滑な調査委託の執行を確保する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみ実施している事業であり、合併に伴う課題は特になし。		
調整の考え方	宇都宮市のみ事業であるが、合併後の新市においても、必要な内部管理事務であり、宇都宮市の制度を運用する。		

中分類	政策審議	小分類	総合調整・進行管理
事業名称	政策形成研修等評価委員会の運営		
事業目的・内容	宇都宮市の政策形成研修成果発表の助言や研究成果の評価等を通じ、同研修の効率的な運営および研究成果の活用を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみ実施している事業であり、合併に伴う課題は特になし。		
調整の考え方	合併後の新市においても、必要な内部管理事務であり、宇都宮市の制度を運用する。		

中分類	政策審議	小分類	地域振興計画
事業名称	大学連携支援		
事業目的・内容	大学等高等教育機関を都市基盤のひとつとして位置付け、大学、短大等との総合的な連携窓口事務や地域との連携促進、宇都宮大学地域連携協議会への参画・宇都宮大学運営諮問会議への出席などを行い、今後のまちづくりに活かす。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみ実施している事業であり、合併に伴う課題は特になし。		
調整の考え方	宇都宮市のほか、本事務を実施している町がないため、宇都宮市の方法を現行のまま引き継ぐ。		

中分類	政策審議	小分類	地域振興計画
事業名称	市制110周年記念事業検討		
事業目的・内容	<p>宇都宮市制110周年記念事業は、これまでの110年をふりかえり、発展を祝い、新たな創造に向けた事業とし、これら事業の実施を通して、市民がさらに誇れる次なる世紀の宇都宮の実現を図っていく。</p> <p>各部門でのイベント、記念大会に関する状況・調査を予定している。</p>		
合併に向けた課題	宇都宮市のみ実施している事業であり、合併に伴う課題は特になし。		
調整の考え方	宇都宮市のほか、本事務を実施している町がないため、合併後も継続して事業の実施を検討していく。		

中分類	政策審議	小分類	広域行政
事業名称	首都圏県都市長懇話会		
事業目的・内容	<p>首都圏県都として共通する諸問題を提起し、長期的展望のもと、個性と活力ある地域づくりを図るため、諸問題について積極的に取り組むことを目的とした当懇話会へ構成市として参加し、事務担当者会議、行政事務研究会などを行う。</p>		
合併に向けた課題	宇都宮市のみ実施している事業であり、合併に伴う課題は特になし。		
調整の考え方	宇都宮市が参画している事業であるが、合併後においても参加の必要性があるため、継続することで調整する。		

中分類	政策審議	小分類	広域行政
事業名称	首都圏都市開発区域関係都市協議会		
事業目的・内容	<p>「首都圏整備法」に基づき、指定された都市開発区域の秩序ある計画的な開発整備の推進や、関係都市に共通する諸問題を調査研究し、関係都市の発展に寄与することを目的とする当協議会の構成市として参加し、都市開発区域に関する関係当局への要望活動、研修会の開催、関係資料の配布などを行う。</p>		
合併に向けた課題	当協議会参加による主だった成果があるとは言いがたいため、今後は、協議会参加の必要性について検討する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市のみが参画している事業であり、今後、参加の必要性を検討する必要があるが、当面、合併後も継続することで調整する。		

中分類	政策審議	小分類	広域行政
事業名称	全国首長連携交流会		
事業目的・内容	<p>本格的な地方分権時代を迎え、全国の有志市町村長、国、県、学識経験者などが一堂に会し、自由な立場で様々なテーマについて議論することによって、まちづくりに活かしていくとともに、連携を深め、ネットワークを構築する。</p>		
合併に向けた課題	本事業は平成16年度に宇都宮市が開催地となるが、合併の直接的な影響があるものではなく、合併に伴う課題はない。		

調整の考え方	参加していない自治体もあり，今後，参加の必要性を検討する必要があるが，宇都宮市として継続してきた事業であり，当面，新市として参加する。
--------	---

中分類	政策審議	小分類	その他
事業名称	国・県に対する予算化要望		
事業目的・内容	国費・県費等を導入して推進しようとする事業についての財源の確保，また国・県による措置等を期待する施策・事業の実現を図るために必要な国・県に対する要望活動を行う。		
合併に向けた課題	要望活動の手法について，調整する必要がある。		
調整の考え方	本事業については関係市町においても実施されているところであるが，合併後は新市として一体的に要望活動を行う必要があるため，宇都宮市の制度に統一する。		

中分類	政策審議	小分類	その他
事業名称	政党・団体からの予算化要望		
事業目的・内容	市民の声を踏まえた市政運営を行うため，予算編成時に各政党・団体から提出される各種施策・事業の予算化要望について対応する。		
合併に向けた課題	要望聴取の制度を調整する必要がある。		
調整の考え方	本事業については関係市町においても実施されているところであるが，合併後も各党派からの要望を聴取する必要があるため，宇都宮市の制度に統一する。		

中分類	政策審議	小分類	統計
事業名称	計画立案に係る情報収集分析及び管理事務		
事業目的・内容	総合計画などの施策立案の基礎資料となる各種データの提供を行うため，必要な情報の収集・分析・管理を行う。		
合併に向けた課題	統計書等の掲載項目や配布先・利用方法の整理が必要となる。		
調整の考え方	「統計書」「市（町）勢要覧」とも内容等に各市町に若干の違いはあるものの，内部事務であり，原則として宇都宮市の制度を基準とする。中核市行政水準調査についても，宇都宮市の制度を基準に継続する。		

中分類	政策審議	小分類	統計
事業名称	統計資料の収集・分析事務		
事業目的・内容	施策立案などの資料に資するため，各種白書，指定統計報告書，参考図書，各課で作成した行政資料や，各市などから寄贈された資料を保管管理する。		
合併に向けた課題	合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	合併により各市町で保管管理している資料について，宇都宮市行政資料ライブラリーに追加登録することで，一元的に管理する。		

中分類	政策審議	小分類	統計
事業名称	情報収集の窓口事務		
事業目的・内容	<p>中央省庁や自治体の動向，内外の政治・経済ニュースや，政策課題についての都道府県，市町村を対象とした調査の結果を，政策立案の資料として庁内に提供する。</p> <p>また，他市への照会を地方行財政調査会に年間2件程度依頼することができ，政令市，中核市を含む約180市を対象とした調査結果が冊子及び電子データとして，調査会より提供される。</p>		
合併に向けた課題	合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市で利用している「行財政情報サービス(I-jamp)」，「地方行財政調査会」についての契約を継続し，庁内LAN等による情報収集・提供を図る。		

中分類	政策審議	小分類	統計
事業名称	統計調査の普及推進事務		
事業目的・内容	<p>統計調査の円滑な実施を図るため，統計調査員の継続的確保と資質の向上を主眼とし，調査員を対象とした協議会の運営や研修会などの事業を実施する。</p>		
合併に向けた課題	協議会の運営や，研修会の開催について整理が必要となる。		
調整の考え方	<p>調査員確保対策は各市町で実施しており，宇都宮市の制度を基準とする。</p> <p>統計調査員の協議会については，宇都宮市のみが組織しているが，登録調査員の加入は任意であることから，宇都宮市の制度を適用する。</p>		

中分類	政策審議	小分類	統計
事業名称	行政情報センターの管理運営事務		
事業目的・内容	<p>宇都宮市の政策，計画等の情報や統計情報を提供し，市勢に対する市民の理解を得るとともに，庁内における資料を一元的に管理し，共同利用を促進する。</p>		
合併に向けた課題	宇都宮市のみ実施している事業であり，合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	各市町で保管管理する行政情報について，宇都宮市行政情報センターにて一元的に管理し，新市全体での共同利用を図る。		

中分類	都心部活性化推進	小分類	団体連携
事業名称	まちづくり推進機構との連携事務		
事業目的・内容	<p>宇都宮まちづくり推進機構は，宇都宮市全域を対象に公共と民間が一体となって，まちづくり事業の総合的な協議，調整を行い，一定の方針，方向づけをする組織として，また，事業主体となって，まちづくりを推進する中核的組織として，魅力ある中心市街地の形成や特に活性化が望まれる地域の振興を図ることにより，宇都宮の将来の発展に寄与するこ</p>		

	とを目的として、市の負担金及び企業や個人の会員による会費を財源に運営している。この組織と連携しながら具体的なまちづくりを推進する。
合併に向けた課題	宇都宮のみ実施している事業であり、合併に伴う課題は特でない。
調整の考え方	宇都宮まちづくり推進機構の会員拡大を図りながら、推進する。

中分類	情報政策	小分類	情報化推進
事業名称	情報セキュリティの確立		
事業目的・内容	ネットワークを含めた情報システム全般の安全性を確保するため、明文化されたセキュリティポリシーを策定し、情報セキュリティを確立する。		
合併に向けた課題	上河内町が策定済、宇都宮市が16年度中に策定予定であるため、整合性の確保が必要となるとともに、他町については、セキュリティポリシー策定の前段の作業である情報資産の洗い出しが必要になる。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のセキュリティポリシー(H16策定予定)を適用させることとし、必要に応じポリシーを改定する。		

中分類	情報政策	小分類	情報化推進
事業名称	地域情報化にかかる計画・行動計画進行管理		
事業目的・内容	積極的に情報化の推進を図るため、宇都宮市と上河内町において情報化計画を策定している。		
合併に向けた課題	各市町の情報化に対する取組が異なっており、また、合併後の情報量の拡大と質の多様化等に対応するため、合併を機にあらたな情報化計画の策定が必要となる。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市の計画を適用させるものとし、合併後速やかに新たな計画を策定する。		

中分類	情報政策	小分類	情報化推進
事業名称	地域情報化推進本部の運営		
事業目的・内容	地域の情報化施策に関する事項を審議し、総合的に地域情報化を推進するため、宇都宮市と上河内町において庁内に推進組織を設置し、その円滑な運営を図る。		
合併に向けた課題	合併後の行政機構にあわせた体制の見直しが必要となる。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市の体制を適用させるものとし、合併後速やかに見直しを行う。		

中分類	情報政策	小分類	情報化推進
事業名称	地域情報化推進専門会議の運営		
事業目的・内容	地域の情報化施策に関する事項を審議し、総合的に地域情報化を推進するため、宇都宮市のみが庁外の推進組織を設置している。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが設置していることから、合併を機に外部専門家の構成		

	の見直しが必要となる。
調整の考え方	合併時には宇都宮市の会議構成のまま運営させるものとし、合併後速やかに見直しを行う。

中分類	情報政策	小分類	情報化推進
事業名称	リ・ジョンネットプラザの整備推進		
事業目的・内容	地区市民センタ - 等を地域の情報活動拠点と位置づけ、地域活性化のためにITを活用して、「地域住民の活動の場」、「情報交流の場」、「生涯学習の場」を整備する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみを試行中の事業であり、今後の展開を考える中で、宇都宮市のみでなく他町まで含めた展開を検討する必要がある。		
調整の考え方	当面の間、現行どおりとし、状況をみながら段階的に実施する。		

中分類	情報政策	小分類	情報化推進
事業名称	ネットワーク機器等の運用管理		
事業目的・内容	行政の事務・事業を遂行する上でのコミュニケーション性を高め、事務事業の効率化・高度化と住民サービスの向上を図り、もって、住民の多様化した行政ニーズに対応し、自主的・自立的なまちづくりを進めることを目的として、行政組織内でのネットワークづくりを行う。		
合併に向けた課題	河内町においては地域イントラネットが導入済みであり他市町より整備水準が高いが独自に整備・管理している回線であるため、他市町の整備水準の引き上げが必要となるが、整備手法については独自の回線がよいか、民間からの借り上げがよいか、十分精査する必要がある。		
調整の考え方	総合行政ネットワーク（LG-WAN）の活用を図るとともに合併時に基本的に宇都宮市のネットワークに統合するものとし、合併後必要に応じ速やかに調整を図る。		

中分類	情報政策	小分類	情報化推進
事業名称	パソコンの配備計画に関すること		
事業目的・内容	行政の事務・事業を遂行する上でのコミュニケーション性を高め、事務事業の効率化・高度化と住民サービスの向上を図れるよう導入した庁内LAN用パソコンの配備基準の見直しを適宜行いながら、老朽化した機器の更新を行う。		
合併に向けた課題	機器の整備水準には大きな差がないが、機器の経過年数が異なるため仕様が異なっているため、機器の更新も含め、機器の仕様の統一が必要となる。		
調整の考え方	宇都宮市の配備基準を適用させることとし、合併後速やかに機器の仕様を統一を図る。		

中分類	情報政策	小分類	情報化推進
事業名称	グル-プウェアの活用推進		
事業目的・内容	行政の事務・事業を遂行する上でのコミュニケーション性を高め、事務事業の効率化・高度化と住民サービスの向上を図れるよう導入したグル-プウェアは、カスタマイズにより各種のデータベースを作成できるため、これまで適用されていなかった分野への導入を検討する。		
合併に向けた課題	各市町で異なるソフトウェアを利用していることから、統一したシステムの採用が必要になるとともに、グル-プウェアの中で提供するサービスの種類も整理する必要がある。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のグル-プウェア環境に統一するが、一部他町のソフトウェアも補完的に併用することとし、合併後段階的に移行を行う。		

中分類	情報政策	小分類	情報化推進
事業名称	グル-プウェアの運用		
事業目的・内容	行政の事務・事業を遂行する上でのコミュニケーション性を高め、事務事業の効率化・高度化と住民サービスの向上を図れるよう導入したグル-プウェアの職員による利用が支障なく行えるよう、データベースのメンテナンスや、機器の保守等を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市では、公用車・会議室管理はホストコンピュータを利用したオンラインシステムで運用しているが、各町ではグル-プウェアの機能と利用しているため整理が必要であるとともに、既存の蓄積したデータの移行作業が必要となる。		
調整の考え方	メール等の基本的機能は合併時において宇都宮市のものを利用することとし、各町独自の機能の利用については、合併後段階的に移行を行う。		

中分類	情報政策	小分類	情報化推進
事業名称	インタ-ネットシステム関連機器等の運用管理		
事業目的・内容	住民と行政のコミュニケーション性の向上や住民サービスの向上、事務事業の効率化・高度化のためにインタ-ネットに接続し各種のシステムを運用しているが、インタ-ネットを利用した各種のシステムが円滑に運用できるよう、各種システムのメンテナンスや、機器の保守等を行う。		
合併に向けた課題	各市町それぞれが運用中であるため、統一が必要であるとともに、登録されたデータの整理・再登録が必要、また、旧市町のデータをそのまま継続して利用できるようにすべきかどうかの検討も必要となる。		
調整の考え方	合併時に基本的に宇都宮市のネットワークに統合するものとし、機器の構成については、合併後速やかに調整を図る。		

中分類	情報政策	小分類	情報化推進
事業名称	サ-バ・パソコン等物品の管理全般		
事業目的・内容	行政の事務・事業を遂行する上でのコミュニケーション性を高め、事		

	務事業の効率化・高度化と住民サ・ビスの向上を図れるよう導入した市内LAN用パソコンについて、故障が発生した場合の修繕やソフトウェアの復旧等を行うことにより、職員の事務への影響を最小限にとどめる。
合併に向けた課題	現在、各市町で使用しているパソコンは、オペレ・ティングシステムのバ・ジョンや、利用しているソフトウェアの種類が異なるため、統一が必要であるとともに、再教育も必要となる。
調整の考え方	合併時にOSやソフトの統一を図るため、機器等の更新を行う。

中分類	情報政策	小分類	情報化推進
事業名称	職員の情報リテラシ・向上		
事業目的・内容	情報通信技術を活用した行政サ・ビスの向上を図るためには、全職員が一体となった情報化の推進体制を構築することが必要である。そのため、研修体制の充実を図るとともに、職員の情報リテラシ・の向上策を推進し、情報機器の操作技術の向上のみならず、情報の受発信能力や情報活用能力などの情報感度や業務への情報通信技術の活用能力を高め、さらには職員の情報化への意識改革を図る。		
合併に向けた課題	現在、使用しているパソコンのソフトウェアの種類が異なるため、ソフトウェアの統一により再教育が必要となるとともに、研修のレベルも合わせる必要がある		
調整の考え方	合併までに統一したソフトウェアの研修を実施するとともに、合併後においても情報リテラシー研修を実施する。		

中分類	情報政策	小分類	情報化推進
事業名称	総合行政ネットワ・ク推進		
事業目的・内容	各地方公共団体と国の各省庁等との情報交換手段の確保や、電子申請・届出等のための電子認証基盤として活用するために、国が整備を進めている国・都道府県・市町村を結ぶ総合行政ネットワ・ク（LG-WAN）を構築する。		
合併に向けた課題	各市町に1台ずつ導入しなければならないものであり、合併により1つにまとめることが必要になる。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のネットワークに統合する。		

中分類	情報政策	小分類	情報化推進
事業名称	汎用受付システム導入（施設予約・電子申請）		
事業目的・内容	住民がいつでも、どこでも、「市町への申請・届出」、「施設予約」等が行えるようにするため、県と共同して汎用受付システムを構築する。		
合併に向けた課題	県内各市町村共同利用のシステムを15年度調査、16年度開発、17年度運用開始のスケジュールで開発に取り組んでいるため、合併を念頭に置いた開発が必要となる。		
調整の考え方	宇都宮市のシステムに統合することを前提に開発を進める。		

中分類	情報政策	小分類	情報化推進
事業名称	公的個人認証システムの構築		
事業目的・内容	本年度導入される総合行政ネットワークを活用して、住民や行政機関が電子的な文書のやりとりをする際に必要となる電子認証基盤を構築する。		
合併に向けた課題	各市町1台ずつ今年度に導入されるが、合併後の配置水準をどうするか、見直しが必要となる。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムに統合する。		

中分類	情報政策	小分類	情報化推進
事業名称	地理情報システム整備推進		
事業目的・内容	地図に関する情報をデータベース化し、一元的に管理することにより、全庁的な情報共有化や事務の効率化を推進し、高度な行政運営を目指す。また、視覚的にわかりやすい地図を活用した情報を住民にインターネット等で提供することにより、住民サービスの向上を目指す。		
合併に向けた課題	庁内LANのパソコンから検索が可能になっているのは、宇都宮市のみで、システムの統一が必要となるが、データの整備状況にばらつきがあるため、未整備地域のデータ整備が必要となり、また、道路台帳などの個別システムについても同様となる。		
調整の考え方	合併後必要に応じ宇都宮市のシステムに段階的に整備を図る。		

中分類	情報政策	小分類	情報化推進
事業名称	窓口サービス支援システム		
事業目的・内容	本庁と出先機関の間において、映像、音声のやり取りをメイン機能としたパソコン機器の相互通信（テレビ電話）により、出先機関においても本庁並みのサービスを提供する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが導入済みのもので、各町への配置を検討する必要がある。		
調整の考え方	合併後も当分の間現行どおりとし、必要に応じ各町への配備を図る。		

中分類	情報政策	小分類	情報化推進
事業名称	庁内情報ネットワークシステム		
事業目的・内容	庁内にネットワークを構築し、グループウェア等のソフトウェアとこれを利用するためのパソコンを導入し、行政の事務・事業を遂行する上でのコミュニケーション性を高め、事務事業の効率化・高度化と住民サービスの向上を図る。		
合併に向けた課題	各市町それぞれが導入済みであり、システムの統合が必要である。		
調整の考え方	合併時に基本的に宇都宮市のネットワークに統合するものとし、合併後必要に応じ速やかに調整を図る。		

中分類	情報政策	小分類	情報化推進
事業名称	ウェブマップシステム		
事業目的・内容	地図に関する情報をデ - タベ - ス化し、一元的に管理できるようウェブマップシステムを構築し、これにより全庁的な情報共有化や事務の効率化を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市で導入済みであり、未導入町のデ - タの登録やデ - タの整備も必要となる。		
調整の考え方	合併後必要に応じ宇都宮市のシステムに段階的に整備を図る。		

中分類	情報政策	小分類	情報化推進
事業名称	例規類集デ - タベ - スシステム		
事業目的・内容	市町の条例や規則等の例規集をデ - タベ - ス化し、庁内LANのパソコンを利用して活用することにより、改正となった条例や規則等の加除の廃止やパソコンを利用した検索機能により事務の効率化を図るとともに、インタ - ネットを利用して住民にも提供する。		
合併に向けた課題	各町の例規を調べるためにそのまま現行の機器を利用する必要があるかも検討する必要がある。		
調整の考え方	合併時において宇都宮市のシステムを継続させるものとし、必要に応じ各町の旧例規が検索できるよう調整を図る。		

中分類	情報政策	小分類	情報化推進
事業名称	市議会会議録検索システム		
事業目的・内容	議会の会議録をデ - タベ - ス化し、庁内LANのパソコンを利用して活用することにより、会議録の印刷の廃止やパソコンを利用した検索機能により事務の効率化を図るとともに、インタ - ネットを利用して住民にも提供する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが導入済だが、合併後に各町の会議録を検索する必要があるかどうか検討する必要がある。		
調整の考え方	合併時において宇都宮市のシステムを継続させるものとし、必要に応じ各町の会議録が検索できるよう調整を図る。		

中分類	情報政策	小分類	情報化推進
事業名称	統計デ - タバンク		
事業目的・内容	宇都宮市では、人口をはじめとする統計デ - タをデータベース化し、インタ - ネットにより、より早く、快適に提供する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみ導入であるため統合は必要ないが、デ - タの管理区分等の見直しや過去のデ - タの登録が必要となる。		
調整の考え方	合併時において宇都宮市のシステムに他町のデータを統合するものとし、必要に応じ各町の旧データが検索できるよう調整を図る。		

中分類	情報政策	小分類	情報化推進
事業名称	e-ラーニングシステム		
事業目的・内容	職員の情報リテラシーの向上のために集合研修の実施や、ヘルプデスクの設置などを行っているが、職員が好きな時間に学習ができるようe-ラーニングシステムを活用する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみ導入であり、統合は必要ないが、研修体系に合わせた見直しが必要となる。		
調整の考え方	合併時において宇都宮市のシステムを継続させる。		

中分類	情報政策	小分類	情報化推進
事業名称	生涯学習情報提供システム		
事業目的・内容	住民が、講座や講師など生涯学習に関する情報がいつでもどこでも簡単に入手できるよう、インターネットにより提供する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみ導入であるため統合は必要ないが、データの管理区分等の見直しや各町のデータの登録が必要となる		
調整の考え方	合併時において宇都宮市のシステムを継続させるものとし、合併後速やかに各町分のデータを登録する。		

中分類	情報政策	小分類	情報化推進
事業名称	公共情報提供システム		
事業目的・内容	パソコンを持たない住民や来訪者が各種情報サービスを必要とするとき、インターネットを利用した双方向での情報の利活用が行えるよう公共情報端末を設置してサービスを行う。また、この情報は自宅にパソコンを持っている住民も利用可能である。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみ導入であるため統合は必要ないが、各町の公共施設への整備を検討する必要がある。		
調整の考え方	当面は、現行どおりとし、必要状況に応じ、段階的に配備する。		

中分類	情報政策	小分類	情報化推進
事業名称	インターネットシステム		
事業目的・内容	住民と行政のコミュニケーション性の向上や住民サービスの向上、事務事業の効率化・高度化のためにインターネットに接続し、各種のシステムを運用している。		
合併に向けた課題	各市町それぞれが導入済みであり、システムの統合が必要である。		
調整の考え方	合併時に基本的に宇都宮市のネットワークに統合する。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	電子計算組織及び関連機器の運用管理		
事業目的・内容	行政事務を迅速かつ正確に処理するとともに、事務の効率化を図る。情報をデータベース化し、情報の一元化を図るとともに、事務の重複		

	<p>を解消する。</p> <p>事務処理の多様化・複雑化に伴う事務量の増加に対応し、効果的な行政運営を図る。</p> <p>行政の情報化に対応した電子計算機の高度利用を図り、より質の高い住民サービスを提供する。</p>
合併に向けた課題	電子計算組織（ホストコンピュータ）は宇都宮市にのみ存在し、各町と異なるため、合併後の取り扱いを調整する必要がある。
調整の考え方	合併時に宇都宮市の方式を継続し、各町にも端末等を配備し、維持管理を行う。

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	ホスト利用システム間の調整		
事業目的・内容	システム間相互の情報利用が欠かせないものになる中、より効果的・効率的な運用を行うため、システム間の調整をおこなう。		
合併に向けた課題	合併に伴い、システム間の連携に変更が生じる可能性がある。		
調整の考え方	システム間の連携に変更があっても、従来通りの利用が出来るようにする。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	電子計算組織の高度利用		
事業目的・内容	行政の情報化に対応する為、オンラインシステムやデータの相互利用等により電子計算組織の高度利用を図る。		
合併に向けた課題	各町においても宇都宮市と同等の高度利用が図れるようにする必要がある。		
調整の考え方	合併時に各町においても電子計算組織の高度利用を図れるようにする。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	ホストコンピュータの利用に係るコスト計算		
事業目的・内容	ホストコンピュータを利用した効果を検証したり、今後のシステム構築等の参考にする為、コスト計算を行う。		
合併に向けた課題	合併に伴い、業務量やデータ量が増加すると共に、対象部門が増える事から、それに対応しなければならない。		
調整の考え方	合併時においても宇都宮市のコスト計算等を、増加した業務や部門に対しても対応させる。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	データエントリの管理		
事業目的・内容	宇都宮市における電算業務の円滑な運営と事務の効率化のために、電算処理を行う各業務のデータエントリに関して、内部パンチャを業務		

	委託により配置している。またデ・タ量が膨大になる場合などは、別途外部に委託する。 河内町においては、毎年2月上旬に10日間ほど内部パンチャーを業務委託により配置し、住民税業務の源泉徴収票データエントリーを行う。
合併に向けた課題	システム統合時にデ・タエントリ量の大幅な増加が予想される。 統合後の通常業務におけるデ・タ量やデ・タの流れが変わることが予想される。
調整の考え方	新たに発生するデ・タやデ・タの流れに対しても宇都宮市の方式を基準に調整する。

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	機械使用スケジュールの管理		
事業目的・内容	ホストコンピュータやオンライン端末の、利用スケジュールを管理することで、業務間の調整をとり、ホストコンピュータの効率的な利用を目指す。		
合併に向けた課題	合併に伴い、デ・タ量や業務量の増加がすることからスケジュール管理を見直す必要がある。		
調整の考え方	デ・タ量や業務量の増加に対応し、適切なスケジュール管理を継続する。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	オペレーションの管理		
事業目的・内容	現在の運用形態として、外部委託によるオペレータへの指示だけでなく、担当者自身による運用も行っている。電算業務スケジュールを管理した上で、日々のオペレーションを管理することによりホストコンピュータの効率的かつ安定的な稼働を目指す。		
合併に向けた課題	合併に伴ってデ・タ量や業務量が増える事により、オペレーション管理が複雑化する。		
調整の考え方	デ・タ量や業務量の増加に対応した適切なオペレーション管理を行い、効率的かつ安定的な運用を継続する。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	電子計算組織の運用実績の管理		
事業目的・内容	運用実績については、業務によって量的な違いがあるため、資源の割り振りなどを的確に行い管理・運用することで、電子計算組織の効率的な運用を行う。		
合併に向けた課題	デ・タ量や業務量の増加に伴い、運用実績が従来と変化する事が予想される。		
調整の考え方	合併による量的な変化に対応し、電子計算組織の適切な運用を行う。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	電算職員等のコンピュータ教育研修		
事業目的・内容	<p>人事異動や担当替えに伴うスキルダウンを防ぐために、新担当者には課内研修をおこなう。また経験者に関しても外部の研修会等に参加させることで、更なるスキルアップを目指している。</p> <p>これらの研修に関しては自課の職員だけではなく他課の業務担当職員も含まれており、電算業務に直接携わる全ての職員が対象になっている。</p>		
合併に向けた課題	人事異動や担当替えに伴うスキルダウンを防ぎ、スキルアップを図るため、課内研修や外部研修等が必要不可欠である。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のホストコンピュータを継続使用するため、従来どおり職員研修を行う。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	住民基本台帳システム		
事業目的・内容	<p>住民基本台帳法が、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎となっており、住民の住所に関する届出等の簡素化を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うこととされている。そして、住民の利便を増進し、あわせて国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とし、住民基本台帳システムを構築し、住基法で定められた異動処理、証明出力などを行う。</p>		
合併に向けた課題	<p>各市町のシステムが異なるため、システム統合・データ統合が必要であり、これに伴い個人コード、世帯コード等の桁数、町名コードの桁数や端末機等の設置箇所及び台数、住民票様式の統一、外字の同定及び作成、住基と他システムとの連携、除票セットアップの方法について調整する必要がある。</p>		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに、データの統合を行う。また、併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	住民基本台帳ネットワークシステム		
事業目的・内容	<p>全国の地方公共団体共同のシステムとして、4情報（氏名、生年月日、性別、住所）と住民票コードやそれらの変更情報により、全国共通の本人確認を可能とするシステムで、平成15年8月より住民票の写しの広域交付や住民基本台帳カードの運用が開始される。</p>		
合併に向けた課題	<p>全国共通のシステムであるが、データの統合が必要である。</p> <p>市の人口が50万人を超えることとなり、機器の標準仕様が大規模人口対応の機器構成となるため、機器の入れ替えが必要である。</p>		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに、データの統合を行う。また、同時に統合によるシステム規模の拡大に対応できる機器の導入を図る。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	住民基本台帳ダウンリカバリシステム		
事業目的・内容	住民基本台帳オンラインシステムがホスト・コンピュータ等，機器のトラブル等により使用できなくなった時，従来の証明書（住民票，印鑑登録証明書，外国人登録記載事項証明書，転出証明書）を来庁者に迷惑をかけることのないよう発行できるように，従来のオンラインシステムとは別に構築したシステム。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみシステム化をしており，他町では該当システムがないため，他町をシステム化する場合，新規セットアップが必要となる。 また，住基・印鑑等のシステム仕様が未確定のため，仕様が確定できない。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムを継続させるとともに，各町分のデータを新たに登録する。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	印鑑登録証明システム		
事業目的・内容	手作業で行っていた印鑑登録事務及び印鑑証明書発行事務を電算化することにより，印鑑登録原票を探す，それをコピーして証明書を発行するといった手間が省かれるといった事務の効率化，処理の迅速化等を図り，市民サービスの向上につなげる。		
合併に向けた課題	各市町で印影情報（印影解像度）が異なるため，新規セットアップが必要になる場合がある。 また，印鑑番号の設定や外字の同定及び作成が必要になる。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに，データの統合や印影等の再登録を行う。また，また，併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	住民票等自動交付システム		
事業目的・内容	住民課証明発行窓口の混雑の緩和，閉庁日でも証明書を交付してほしいという住民の利便の向上を目的に導入されたシステム。住民票，印鑑登録証明書，外国人登録記載事項証明書を発行できる。		
合併に向けた課題	各市町で機器及びシステムが異なり互換性がないため，調整が必要である。 各町では外国人登録証明をシステム化していないため，システム化する場合にはセットアップが必要である。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムを継続し，各町分のデータを新たに登録する。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	外国人登録システム		
事業目的・内容	外国人登録事務の正確化および迅速化を図るため、外国人登録に係る事務を電算システム化することにより、事務の効率化と住民サービスの向上を目指す。		
合併に向けた課題	宇都宮市と上三川町ではシステムが異なるため、システム統合・データ統合が必要である。 また、未実施の2町をシステム化する場合は、新規セットアップが必要である。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに、データの統合や新規登録を行う。また、併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	戸籍システム		
事業目的・内容	戸籍事務の正確化および迅速化を図るため、戸籍に関する届出受付から記載、管理、検索、証明発行に至る処理を電算システム化することにより、事務の効率化と住民サービスの向上を目指す。		
合併に向けた課題	各市町でシステムが異なるため、システム統合・データ統合が必要である。 また、除票データはイメージ形式で格納しているため、ファイル形式や解像度が異なる場合には、形式変化を行う必要がある。(統合は合併後に行う) 後追い入力を行うとした場合、事務量がかなり大きくなる。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに、データの統合を行う。また、併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。 除籍データの再登録が必要なときは、再登録を行う。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	税オンライン運用管理システム		
事業目的・内容	税オンラインシステムで使用する端末、プリンタの制御や端末利用者パスワード管理を行い、セキュリティの確保やシステムの効率化を図る。 日付変換や住所変換等、全税システムで共通して使用できるサブメニューを提供し、システムの効率化を図る。		
合併に向けた課題	各市町でシステムが異なり互換性がないため、システム統合・データ統合が必要である。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムに統合を図る。また、併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	共通宛名システム		
事業目的・内容	<p>個人，事業所等に固有の宛名番号を付番し，名前，住所，振替口座等，基本的（全業務に共通する）情報を管理する。個人の世帯情報については，固有の世帯番号を付番し管理する。</p> <p>各情報を付番された宛名番号，世帯番号によって，随時，各システムに提供し情報の共有化，事務の効率化を図る。</p>		
合併に向けた課題	<p>各市町ではシステムが異なるため，統合にあたり，個人番号，世帯番号，住所コードの桁不足や番号の重複や過年度データのセットアップの必要性，市町間の同一人データについての関連付けについて調整する必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>合併時に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに，データの統合を行う。また，併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。</p>		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	市県民税システム		
事業目的・内容	<p>課税資料から賦課作成，課税に至るまで一連の作業をオンラインとバッチ処理により対応し，時間的短縮と事務負荷の軽減を図ることにより，課税本来の姿である審査作業を充実させ，適正公平な課税を行う。また，他業務への情報の共有化の観点から，情報需要に応え得るシステムである。</p>		
合併に向けた課題	<p>各市町でシステムが異なり互換性がないため，システム統合・データ統合が必要である。</p> <p>また，データの形式等が異なるため，詳細なすり合わせが必要である。</p>		
調整の考え方	<p>合併時に基本的に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに，データの統合を行う。また，併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。</p> <p>不均一課税や過年度課税がある場合は，処理方法等について調整を図るとともに，必要な処理期間が終了後，可及的速やかにシステムの統合を図る。</p>		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	軽自動車税システム		
事業目的・内容	<p>軽自動車の登録・変更・廃車の手続き・証明書発行をオンラインにより即時行うことにより事務の効率化及び，住民サービスの向上を図っている。また，当初賦課時期に課税計算及び納税通知書をバッチ処理にて作成し，事務の軽減に努めている。</p>		
合併に向けた課題	<p>各市町でシステムが異なり互換性がないため，システム統合・データ統合が必要である。</p> <p>データの形式等が異なるため，詳細なすり合わせが必要である。</p>		
調整の考え方	<p>合併時に基本的に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに，データの統合を行う。また，併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。</p> <p>過年度課税がある場合は，処理方法等について調整を図るとともに，必要な処理期間が終了後，可及的速やかにシステムの統合を図る。</p>		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	法人市民税システム		
事業目的・内容	法人市民税は納税の義務がある事業所が申告書を提出し同時に納税までを行う。申告内容をもとにオンライン・バッチ処理にて課税計算をすることにより事務の軽減が図れる。また、収納滞納業務へのデータの引き渡しを行うことにより他税目と一括管理することが可能であり、市民サービスの向上が図れる。		
合併に向けた課題	各市町でシステムが異なり互換性がないため、システム統合・データ統合が必要である。 データの形式等が異なるため、詳細なすり合わせが必要である。		
調整の考え方	合併時に基本的に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに、データの統合を行う。また、併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。過年度課税がある場合は、処理方法等について調整を図るとともに、必要な処理期間が終了後、可及的速やかにシステムの統合を図る。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	固定資産税システム		
事業目的・内容	転記・計算等の事務作業に起因して発生する誤りを防ぎ、オンライン端末からの即時更新等を行い手作業による事務処理を軽減させている。このことにより軽減された事務作業を現況把握作業等にあて、資産情報の精度を向上させて適正かつ公平な課税を行っている。		
合併に向けた課題	各市町でシステムが異なり互換性がないため、システム統合・データ統合が必要である。 データの形式等が異なるため、詳細なすり合わせが必要である。 課税標準額などのすり合わせが必要である。 家屋評価システムに関する調整が必要である。		
調整の考え方	合併時に基本的に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに、データの統合を行う。また、併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。不均一課税や過年度課税がある場合は、処理方法等について調整を図るとともに、必要な処理期間が終了後、可及的速やかにシステムの統合を図る。 評価等に必要なデータについては、必要に応じ段階的に統合を図る。 家屋評価システムについては、宇都宮市のシステムを継続するとともに、各町分のデータの登録を行う。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	固定資産税（償却資産）システム		
事業目的・内容	市民税課で把握した法人等に関する情報を得ることにより、償却資産の申告対象者の把握を容易にする。また、申告管理についても申告状況を逐次入力することにより的確な管理を可能にしている。		
合併に向けた課題	各市町でシステムが異なり互換性がないため、システム統合・データ統合が必要である。 データの形式等が異なるため、詳細なすり合わせが必要である。		

	課税標準額などのすり合わせが必要である。
調整の考え方	合併時に基本的に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに、データの統合を行う。また、併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。不均一課税や過年度課税がある場合は、処理方法等について調整を図るとともに、必要な処理期間が終了後、可及的速やかにシステムの統合を図る。

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	固定資産税ダウンリカバリシステム		
事業目的・内容	ホストコンピュータによるオンラインが何らかの障害で使用不可能となった時、評価証明などの資産税課の諸証明を発行し、住民サービスの低下を防ぐ。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみシステム化しており、各町分をシステム化するには新規セットアップする必要がある。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムを継続させるとともに、各町分のデータを新たに登録する。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	特別土地保有税システム		
事業目的・内容	転記・計算等の事務作業に起因して発生する誤りを防ぎ、オンライン端末からの即時更新等を行い手作業による事務処理を軽減させている。申告管理についても申告状況を逐次入力することよりの確な管理を可能にする。		
合併に向けた課題	宇都宮市以外はシステムがない。 現在、課税が留保されていることから新たに課税対象は生じないが、新規にセットアップをする場合には、十分検討をする必要がある。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムを継続させる。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	事業所税システム		
事業目的・内容	法人及び個人より申告受付・受理した情報を税額の計算・管理・帳票出力することにより事務の効率化を図る。また、情報の共有化を図るため、収納の管理を徴収簿へ記録する。		
合併に向けた課題	宇都宮市以外は課税していないためシステムがない。 合併に伴い新たに課税対象が生ずることから、システム化するためには、新規にセットアップする必要がある。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムを継続させるとともに、各町のデータの新規登録を行う。また、併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。 不均一課税がある場合は、処理方法等について調整を図るとともに、必要な処理期間が終了後、可及的速やかにシステムの統合を図る。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	諸税システム		
事業目的・内容	<p>たばこ税・鉱産税・入湯税・交付金に関する申告の管理及び、収納情報の管理を効率的に行う。</p> <p>また、税目に対して課税計算の自動化・各帳票のオンライン化により統計資料を出力し事務の軽減を図る。</p>		
合併に向けた課題	<p>宇都宮市のみシステム化をしており、各町では該当システムがない。他町をシステム化する場合、新規セットアップが必要となる。</p>		
調整の考え方	<p>合併時に宇都宮市のシステムを継続させるとともに、各町のデータの新規登録を行う。また、併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。</p> <p>不均一課税がある場合は、処理方法等について調整を図るとともに、必要な処理期間が終了後、可及的速やかにシステムの統合を図る。</p>		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	収納滞納システム		
事業目的・内容	<p>徴収簿を基本として全税目の消込み事務及び滞納（整理・処分）関連事務を行う。また、賦課側システムとの連携及び宛名情報の共有化により、同一人物（法人）への課税・納税情報の管理・納税組合の管理・口座情報の管理を容易に把握できる。</p> <p>バッチ処理にて各種統計情報の出力及びオンラインによる税証明書等の発行事務を行い事務の軽減化を図り、市民サービスの向上に努める。</p>		
合併に向けた課題	<p>各市町でシステムが異なり互換性がないため、システム統合・データ統合が必要である。</p> <p>データの形式等が異なるため、詳細なすり合わせが必要である。</p>		
調整の考え方	<p>合併時に基本的に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに、データの統合を行う。また、併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。</p>		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	国民健康保険税システム		
事業目的・内容	<p>国民健康保険事業の給付、資格管理、賦課、収納情報を電算システムで管理することにより、事務の効率化を図り、住民サービスの向上を目指す。</p>		
合併に向けた課題	<p>各市町でシステムが異なり互換性がないため、システム統合・データ統合が必要であり、保険証番号の桁数不足や番号の重複の可能性、過年度データのセットアップ、税率、納期、保険証有効期間の統一、過年度分の収入消込み方法や決算方法について調整する必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>合併時に基本的に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに、データの統合を行う。また、併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。</p> <p>不均一課税や過年度課税がある場合は、処理方法等について調整を図るとともに、必要な処理期間が終了後、可及的速やかにシステムの統合を図る。</p>		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	国民年金システム		
事業目的・内容	国民年金の資格管理，免除申請受付，給付情報，国への報告資料などを電算システムで管理することにより事務の効率化を図り，住民サービスの向上を目指す。		
合併に向けた課題	各市町でシステムが異なり互換性がないため，システム統合・データ統合が必要であり，資格情報，給付情報等の過去情報の取扱を調整する必要がある。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに，データの統合を行う。また，併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	総合福祉システム		
事業目的・内容	医療・手当・施設・手帳等の福祉事務を電算システム化することにより事務の効率化を図り，住民サービスの向上を目指す。		
合併に向けた課題	システム化済の市町ではシステムが異なり互換性がないため，システム統合・データ統合が必要である。 未実施の町分をシステム化する場合には，新規セットアップが必要である。		
調整の考え方	合併時まで宇都宮市のシステムを再構築することとし，再構築後のシステムに各町のデータの統合を図るとともに，未システム化のデータや県で所管している各町分のデータの登録を行う。また，併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。 生活保護システムについては，県で所管している各町分のデータの登録を行う。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	介護保険システム		
事業目的・内容	介護保険制度における，被保険者の資格，保険料の賦課収納の台帳を管理や各種通知等の作成などを電算システム化することにより事務の効率化を図り，住民サービスの向上を目指す。		
合併に向けた課題	各市町でシステムが異なり互換性がないため，システム統合・データ統合が必要である。		
調整の考え方	合併時に基本的に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに，データの統合を行う。また，併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。 不均一賦課や過年度分の収納がある場合には，処理方法等について調整を図るとともに，必要な処理期間終了後，可及的速やかにシステムの統合を図る。 給付システムについては，システムの拡大に伴い，サーバーの容量等の再調整を図る。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	健康診査システム		
事業目的・内容	健康診査事務において、電算システムにより各種の健康診査の対象者を抽出し、案内や受診券を作成し、事務の効率化と住民サービスの向上を目指す。		
合併に向けた課題	現在、宇都宮市では保健情報システムを開発中であり、健康診査に関するシステムも再構成される予定であるが、各市町間でシステムが異なり互換性がないため、調整が必要である。		
調整の考え方	合併時に現在開発中の宇都宮市のシステムに統合を図るとともに、データの統合や必要なデータの新規登録を行う。また、併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	母子寡婦福祉資金システム		
事業目的・内容	母子寡婦福祉資金貸付事業のため、電算システムで貸付者の台帳を管理、償還金の消し込みやマスタデータの更新を行うことにより、事務の効率化と住民サービスの向上を目指す。		
合併に向けた課題	各町分の事業主体は県であるため、県との調整が必要である。 各町分をシステム化するためには、新規のセットアップが必要である。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムを継続させるとともに、県で所管している各町分のデータを新たに登録する。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	小児慢性疾患システム		
事業目的・内容	小児慢性特定疾患研究事業のため、対象者の台帳を管理し、一括処理により受給者証の作成や医療費の公費負担にかかる請求処理等を行う。		
合併に向けた課題	各町分の事業主体は県であるため、県との調整が必要である。 各町分をシステム化するためには、新規のセットアップが必要である。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムを継続させるとともに、県で所管している各町分のデータを新たに登録する。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	市営住宅管理システム		
事業目的・内容	市営住宅利用者の情報をオンラインでリアルタイムに管理する。 クライアント・サーバ方式で管理している。 大量の帳票出力は、所管課からデータを受け取り、ホストコンピュータで一括して出力を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみシステム化しており、各町分をシステム化するためには、新規にセットアップが必要である。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムを継続させるとともに、各町分のデータを新たに登録する。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	墓園掃除手数料システム		
事業目的・内容	墓園利用者の調定，収納・消込情報の管理などを電算システムで管理することにより，事務の効率化と住民サービスの上を目指す。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみシステム化しており，各町分をシステム化するためには，新規にセットアップが必要である。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムを継続させるとともに，各町分のデータを新たに登録する。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	畜犬情報管理システム		
事業目的・内容	飼い犬の登録管理及び飼い主の登録管理などを畜犬マスタにより一括管理し，狂犬病予防注射のお知らせはがきの印刷・台帳の出力・年度末に督促はがきの印刷・長寿犬の表彰等の資料などを作成し，住民サービスの向上及び事務の軽減を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市は，平成15年度中にCEC新潟情報サービスのシステムへ変更する予定であり，4市町が同じシステムに統一されるが，データ項目の不足などの問題が生じる可能性がある。		
調整の考え方	現在宇都宮市が開発中のシステムは，各町と同じシステムであるので，合併時に宇都宮市のシステムに各町のデータを統合する。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	出生記念樹システム		
事業目的・内容	「緑豊かなまちづくり」の推進の一環として行っている出生記念樹の進呈事業において，一括処理により出生者を抽出し引換用のハガキを作成する。		
合併に向けた課題	宇都宮市での市単独事業なので，住民情報さえ統合できればシステム的には問題ない。ただ，合併後の事業予定が明確でないので場合によってはシステム修正が必要となる。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムを継続させる。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	社会教育システム		
事業目的・内容	成人式該当者名簿，案内状の作成を電算システムで行うことにより，事務の効率化と住民サービスの向上を目指す。		
合併に向けた課題	各市町でシステムが異なり互換性がないため，システム統合・データ統合が必要である。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムを継続させるとともに，各町のデータ等を登録する。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	選挙システム		
事業目的・内容	選挙事務における選挙人名簿の定時登録，抄本の作成，選挙投票所入場券の作成などを電算システムで行うことにより，事務の効率化と住民サ・ビスの向上を目指す。		
合併に向けた課題	各市町でシステムが異なり互換性がないため，システム統合・デ・タ統合が必要である。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムを継続させるとともに，各町のデ・タ等を登録する。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	不在者投票システム		
事業目的・内容	不在者投票事務の拡大に対応するため，選挙人名簿抄本で行っていた事務を電算システムで行うことにより，事務の効率化と住民サ・ビスの向上を目指す。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみシステム化しており，各町分をシステム化する場合には，選挙区テーブルの調整やサーバーの容量等の見直しが必要である。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムを継続させるとともに，サ・バ・の容量等を再調整する。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	義務教育システム		
事業目的・内容	義務教育該当者に対して学齢簿，就学者名簿，入学通知，小学校入学前の健康診断通知などの作成を電算システムで行うことにより，事務の効率化と住民サ・ビスの向上を目指す。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみシステム化しており，各町分をシステム化する場合には，学校区テーブルのセットアップや学校コードの桁数の見直しなどが必要である。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムを継続させるとともに，各町のデータ等を登録する。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	財務会計システム		
事業目的・内容	予算の配当，執行，支出から決算まで，歳入に関する事務処理を統合的なシステムを導入することにより，財務会計業務全般の省力化，効率化，正確化を図る。		
合併に向けた課題	各市町間でシステムが異なり互換性がないため，システム統合・デ・タ統合が必要である。		
調整の考え方	合併時に基本的に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに，デ・タの統合を行う。また，併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。各町の決算等即時に統合ができないものについては，処理方法等について調整を図るとともに，必要に応じ，可及的速やかにシステムの統合を図る。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	人事情報システム		
事業目的・内容	職員の採用から退職までの人事記録をデ - タベ - ス化し、人事の発令を処理するとともに、人事と給与を連動したシステムにより人事・給与に関する事務の効率化、正確化を図る。		
合併に向けた課題	各市町間でシステムが異なり互換性がないため、システム統合・データ統合が必要である。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに、データの統合を行う。また、併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	議員報酬システム		
事業目的・内容	議員マスタと控除ファイルなどを管理し、例月報酬計算・期末手当計算・年末調整等をバッチ処理で行っている。また、明細書出力・源泉徴収票等・支払台帳等を作成して事務の効率化を図る。		
合併に向けた課題	導入は宇都宮市のみで、データ統合が必要である。 対象件数が少ないため、パッケージソフトの導入も検討する必要がある。		
調整の考え方	合併時には、当面宇都宮市のシステムを継続するものとするが、その後必要に応じシステムの見直しを行う。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	区画整理精算金システム		
事業目的・内容	区画整理事業の精算金の決定事務、交付事務、徴収事務をバッチ処理で行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみシステム導入、他の町は該当するシステム無し。 なお、宇都宮市では7年以上使われておらず、今後使用する予定があるか不明。		
調整の考え方	当分の間、宇都宮市のシステムを継続するものとするが、その後必要に応じシステムの見直しを行う。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	人口統計システム		
事業目的・内容	手作業で行われていた人口の推計を電算処理で行うことにより、毎月の人口調査事務の簡素化、及び公表の早期化を目指し、住民サービスの向上を目指す。これを各市町の人口の基礎資料として活用することにより、各課の行政事務の高度化・効率化が期待できる。		
合併に向けた課題	宇都宮市、上河内町がシステム化しているが、各町がシステム化していないため調整が必要である。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムを継続使用する。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	各種アンケート(世論調査)システム		
事業目的・内容	サンプルリスト抽出作業, 転記, 宛名書き, 男女・年代別集計は, 単純かつ大量の手作業あるいは反復作業のため, 作業能率の低下, 単純ミスの発生を未然に防ぐうえでも, 住基又は外国人のデ-タベ-スから該当者をプログラム等により抽出する電算処理による一括打ち出しの方が, 正確かつ迅速な処理が可能であり, 職員の負担が軽減されるため。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみシステム化しており, 各町は未実施であるため調整が必要である。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムを継続使用する。		

中分類	広報広聴	小分類	広聴業務
事業名称	まちづくり懇談会等に関する事務		
事業目的・内容	「住民協働のまちづくり」を推進するため, 地域や市町の課題について, 直接, 首長と意見交換を実施するなど, 各種の集団広聴事業を実施し, 市町民の声を市政・町政に反映させる。		
合併に向けた課題	まちづくり懇談会などの集団広聴事業は, 各自治体とも市町政に住民の声を反映させることを目的に行っているが, その内容や規模, 開催方法などが異なることから, 合併後はどのような体制で実施すべきか, 各市町間で協議し調整を図る必要がある。		
調整の考え方	広聴事業として各市町とも実施していることから, 宇都宮市の実施方法を基本とし, 内容等を調整しながら継続する。		

中分類	広報広聴	小分類	広聴業務
事業名称	施設めぐりに関する事務		
事業目的・内容	住民が市町の施設をはじめ, 広く市町内一円の状況を見聞し, 市政・町政への理解を深めることにより, 市町と住民相互の信頼と連帯感を養い, 住民参加によるまちづくりを推進する。		
合併に向けた課題	宇都宮市と上河内町で実施しているが, 実施規模において差異があることから, 市町間で協議し実施体制等について調整する必要がある。		
調整の考え方	広聴事業として1市1町で実施していることから, 宇都宮市の実施方法を基本とし, 実施体制等を調整しながら継続していく。		

中分類	広報広聴	小分類	広聴業務
事業名称	市政世論調査に関する事務		
事業目的・内容	市民が市政についてどのように考え, また何を望んでいるかを統計的に把握し, 市政運営上の基礎資料とする。 毎年, 住民基本台帳から20歳以上の市民100人に1名を無作為に抽出し, 郵送法により調査を行っている。		
合併に向けた課題	各町では世論調査を実施していないが, 住民のニーズを把握していくためにも, 実施方法や内容などの見直しを行い, 今後も継続的に調査を行っていく必要がある。		

調整の考え方	各町では実施していないことから，宇都宮市の制度を基準に今後も継続していく。
--------	---------------------------------------

中分類	広報広聴	小分類	広聴業務
事業名称	パブリックコメント制度に関する事務		
事業目的・内容	<p>市の政策形成過程における公正性及び透明性の向上を図り，市民主体のまちづくり実現のための市民参画と開かれた市政の推進に資することを目的とする。</p> <p>パブリックコメントとは，重要な政策の形成過程において，その政策に関する計画等の案の趣旨，内容その他必要な事項を公表し，広く市民等から意見等求め，これに対して提出された意見等を考慮して意思決定を行う手続で，平成14年度より実施している。</p>		
合併に向けた課題	各町では実施していないが，今後も市民参画と開かれた行政を推進するために，各自治体と実施方法等について調整しながら，本制度を継続して行っていく必要がある。		
調整の考え方	各町では実施していないことから，宇都宮市の制度を基準に今後も継続していく。		

中分類	広報広聴	小分類	広聴業務
事業名称	市長・町長へのメール等に関する事務		
事業目的・内容	住民から寄せられた意見・提案・要望・苦情等を市町長が直接目を通し，住民のニーズを把握するとともに，住民の生の声を施策へ反映し，住民協働のまちづくりを実現する。		
合併に向けた課題	各自治体とも，メール・FAX・郵送などの方法により市町民から意見や要望をもらっているが，寄せられた意見への処理方法などが異なることから，市町間の調整を図っていく必要がある。		
調整の考え方	広聴事業として各市町とも実施していることから，宇都宮市の実施方法を基本とし，処理方法等を調整しながら継続していく。		

中分類	広報広聴	小分類	広聴業務
事業名称	その他の広聴に関する事務		
事業目的・内容	住民から国・県・市町への意見や要望を幅広く聴くことにより，それぞれの行政運営に生かす。		
合併に向けた課題	国・県主催の広聴事業については，各自治体間で差異があるが，今後も継続していくためには国・県との調整が必要になる。		
調整の考え方	国・県主催の広聴事業であることから，宇都宮市での実施方法を継続していくよう，国・県と調整する。		

中分類	広報広聴	小分類	相談事業
事業名称	市町民相談業務に関する事務		
事業目的・内容	常時，市政・町政に対する相談を受けるとともに，日常生活上の民事的な諸問題についても相談を受け，適切な行政処理，助言を行うことにより，住民生活の向上を図る。		

合併に向けた課題	各自治体により相談体制が異なるため、調整を図る必要がある。
調整の考え方	住民生活の安定を図っていくために、宇都宮市の実施方法を基本とし、相談体制等を調整しながら継続していく。

中分類	広報広聴	小分類	相談事業
事業名称	外国人相談窓口に関する事務		
事業目的・内容	市内に居住する外国人が快適な市民生活を過ごすことができるよう、市行政の担当窓口や事務手続きなどを外国語により案内する。		
合併に向けた課題	各町では実施していないが、外国人が住みやすいまちづくりを今後も引き続き推進していくために、各市町間で調整を図る必要がある。		
調整の考え方	各町では実施していないことから、宇都宮市の制度を基準に今後も継続していく。		

中分類	広報広聴	小分類	相談事業
事業名称	各種専門相談に関する事務		
事業目的・内容	住民から寄せられる民事問題等に対して、専門家の見地から、問題解決への適切な助言を行う。		
合併に向けた課題	各種専門相談の実施の有無については、各自治体において差異があるが、住民の民事上の諸問題を解決する方法として引き続き実施していくために、市町間で調整を図る必要がある。		
調整の考え方	市民生活の安定を図っていくために、宇都宮市の実施方法を基本とし、相談体制等を調整しながら継続していく。		

中分類	広報広聴	小分類	相談事業
事業名称	その他の相談に関する事務		
事業目的・内容	市民相談については、相談内容が複雑多様化するなかで、特に日常生活における民事的な悩み等についての相談が増えていることから、適切な助言を行うとともに、相談機関を案内するため、毎年、「相談のしおり」を作成し市民の利便性を図っている。		
合併に向けた課題	宇都宮市では、住民の利便性を図るために、各種相談機関を案内する「相談のしおり」を今後も作成していく必要があり、各町とその内容について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	各町では実施していないことから、宇都宮市の制度を基準に今後も継続していく。		

中分類	広報広聴	小分類	広報業務
事業名称	広報紙発行に関する事務		
事業目的・内容	市政・町政の課題やお知らせ情報を、迅速・広範に市民に提供するため、各市内・町内全世帯を対象に毎月広報紙を配布している。 新聞折込や自治会を通して配付しており、新聞未購読世帯や自治会未加入者希望者には郵送にて配布している。		

	<p>また、広報紙の内容を、視覚障害者を対象に、点字・音声テープに編集し、「点字広報」・「声の広報」として希望者に配布している。</p> <p>その他、住民の生活に関わりの深い事項を掲載した「暮らしの便利帳」、施設等の場所を表示した「ガイドマップ」、町の事業スケジュールを周知するための「広報カレンダー」を発行している。</p>
合併に向けた課題	<p>広報紙は全世帯を対象にした広報紙については各市町とも共通しているが、冊子形態と内容等の統一化が必要である。</p> <p>広報紙内容を障害者等に提供する広報媒体は点字、音声テープだが、情報バリアフリーの観点から、継続・充実する必要がある。</p> <p>市町によって、広報紙以外の紙媒体の情報の発行物と内容が異なるため、広報紙以外の発行物について発行するかどうか、整理統合または調整が必要である。</p> <p>広報紙の配付方法について、宇都宮市では新聞購読世帯への折込方式を採用しているが、その他の町では自治会経由での配布方法であるため、配布方法を一本化するか、地域特性に応じて個別対応するか検討する必要がある。</p>
調整の考え方	<p>全市共通事項は広報紙に掲載し、地域情報については今後協議する。</p>

中分類	広報広聴	小分類	広報業務
事業名称	テレビ・ラジオ放送に関する事務		
事業目的・内容	<p>市政情報を、市民に分かりやすく提供するための媒体としてテレビ・ラジオを活用し、適時・広範に提供する。</p>		
合併に向けた課題	<p>各自治体のさまざまな情報・話題をどう取り上げていくか、精査が必要である。</p> <p>宇都宮CATVは、視聴可能エリアが、宇都宮市と河内町の一部に限られている（平成16年3月現在、加入20,000世帯、可視聴72,000世帯）。今後の活用方法など、CATVのあり方が問われる。</p>		
調整の考え方	<p>各町では放送エリアがほとんどないことから、宇都宮市の放送方法を継続していく。</p>		

中分類	広報広聴	小分類	広報業務
事業名称	インターネットホームページに関する事務		
事業目的・内容	<p>市政・町政情報を、迅速に知らせる媒体としてインターネット・ホームページを活用している。</p> <p>また、宇都宮市においては、広報紙掲載の情報のうちタイムリーな情報を、普及の著しい携帯移動端末（携帯電話等）で時と場所を選ばずに市政情報を得られるよう、提供している。</p>		
合併に向けた課題	<p>各自治体にホームページがあるが、サーバ運営方法、形態（デザイン等）が異なるため、統一するかどうかも含め検討が必要である。</p> <p>膨大な情報量の作成・更新・整理等に対応するための、人的労力および民間委託の方法等を検討する必要がある。</p>		

調整の考え方	各市町で活用していることから、宇都宮市の活用方法を基本に継続していく。
--------	-------------------------------------

中分類	広報広聴	小分類	広報業務
事業名称	その他の広報に関する事務		
事業目的・内容	各媒体の特性を活用し、市政情報を提供する。 また、宇都宮市においては、市政情報を不特定多数の人口が密集する地域において端的に伝達するための媒体として電光掲示板に、また、市政を身近なものとして分かりやすく提供するための媒体としてフリーペーパーに掲載している。		
合併に向けた課題	現在フリーペーパーとして委託している「リビングマロニエ」新聞の配布地域は、宇都宮市・鹿沼市・河内町・上三川町・壬生町の各一部である。しかも、上河内町は配布対象地域外のため、合併後、配布未配布地域のバラツキが顕著になる。		
調整の考え方	各町では活用していないことから、宇都宮市の活用方法で今後も継続していく。		

中分類	広報広聴	小分類	広報業務
事業名称	記者発表に関する事務		
事業目的・内容	市の重要施策や新規事業などを発表するため、毎月1回定例記者会見を特別会議室にて開催（記者クラブとの共催）している。また、臨時記者会見として、新春記者会見を1月に新年度予算会見を2月に開催するほか臨時に必要な場合に開催する。会見の内容は後日、市ホームページ上で公開。 また、記者会見以外に随時、資料提供や記者発表などを行っている。		
合併に向けた課題	宇都宮市以外は実施していないため課題はない。		
調整の考え方	各町では実施していないことから、宇都宮市の方法で今後も継続していく。		

中分類	秘書	小分類	秘書
事業名称	日程調整・管理事務		
事業目的・内容	首長、助役の行事・会議等への出席、面会等が円滑にできるよう日程を管理する。 日程については、スケジュール管理システム等により2役の日程、対応などを入力し、管理する。		
合併に向けた課題	各市町の日程管理の事務取扱いが異なっていることからそれぞれの業務内容を検討し、日程管理システムの統一を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町の実情を踏まえ、相互にすり合わせを行い、宇都宮市のスケジュール管理システム（access2000）に統一する。		

中分類	秘書	小分類	秘書
事業名称	随行事務		
事業目的・内容	<p>首長が主に本庁外の各種行事・会議等への出席等その業務が円滑にできるよう本庁各課及び関係機関との連携調整を図る。</p> <p>日程案の作成，関係資料の収集，挨拶文の手配と作成など随行の準備を行うほか，運転手との連絡，調整及び出席会場における受付，案内，待機などの誘導など随行に関する事務を行う。</p>		
合併に向けた課題	各市町で随行業務の必要性が異なる。数多くの出席すべき各種行事や会議への参加，情報の整理と的確な指示など業務が円滑にできる対応をすべきである。		
調整の考え方	それぞれの対応と実態を踏まえ，随行業務の内容を充実させる方向で検討する。		

中分類	秘書	小分類	秘書
事業名称	挨拶文等作成・調整事務		
事業目的・内容	<p>首長が出席する会議，行事などにおける挨拶文や図書などの寄贈者等へ礼状を作成する。</p> <p>また，各課作成の挨拶文や寄稿文を事前に内容の確認を行う。</p>		
合併に向けた課題	各市町とも，ほぼ同様な事務のながれであることから現状の事務取扱いで問題はないと思われる。		
調整の考え方	業務件数の増加が予想されるため，業務の簡素化も視野に入れながら調整する。		

中分類	秘書	小分類	秘書
事業名称	打電，メッセージ文発送事務		
事業目的・内容	祝電，弔電及び首長が出席できない会議等で特に祝意を表す必要がある場合にメッセージ文を送付する。		
合併に向けた課題	各市町とも基本的には同じような考え方で対応しているが，交際費の支出と係わる部分もあることから事務取扱いを調整する必要がある。		
調整の考え方	業務件数の増加が予想されるため，取り扱い内容の整理など業務の簡素化も視野に入れながら調整する。		

中分類	秘書	小分類	秘書
事業名称	特命事項事務		
事業目的・内容	首長，助役がトップマネジメント機能を十分発揮できるよう，業務執行に係ることについて各種資料収集，作成，調整など必要な対応を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事務であり，事務上，特に課題はない。		
調整の考え方	首長，助役が，業務執行をスムーズに行えるための各種資料収集，作成，調整などの対応できる体制を図る。		

中分類	秘書	小分類	交際
事業名称	出納・物品管理事務		
事業目的・内容	<p>首長，助役，収入役の交際費の支出及び物品の出納，管理について，適正な執行と会計処理を行う。</p> <p>執行基準により目的，相手先，金額等を記入した出金伝票を作成するほか，資金前渡し，支出内訳書，受払簿を作成し，現金の管理などを行う。</p>		
合併に向けた課題	各市町の交際費の執行基準が，若干異なっていることから統一する必要がある。		
調整の考え方	取り扱い内容に，それぞれの地域性もあるが，相互にすり合わせを行い，新市移行後には統一的な交際費の執行基準に基づき執行できるよう調整する。		

中分類	秘書	小分類	市長会
事業名称	全国・県市長会に関する事務		
事業目的・内容	<p>全国市長会，県市長会活動への参加及び必要な資料作成，調査事務を行う。</p> <p>また，上三川町においては，県町村会及び郡町村会に関する事務，県町村会が取りまとめている損害保険の事務を行っている。</p>		
合併に向けた課題	各町が入会している各町村会に対して，退会あるいは引継ぎなど事務的な諸手続きが必要になる。		
調整の考え方	各町は，合併前までに必要な緒手続きを行い，合併後は市長会関係事務のみとなるよう調整する。		

中分類	秘書	小分類	表彰・栄典
事業名称	市政功労者等への表彰事務		
事業目的・内容	<p>市町民福祉や行政に貢献のあったもの，文化やスポーツ活動において優れた功績等を収めたもの，また，各市町の名声を高めたもの，広く市町民に敬愛されているものを市・町民表彰として表彰する。</p> <p>また，縁故の深い者で市政の発展，社会文化の興隆に多大の貢献をし，その功績が卓越しており，郷土のほこりとして市民から深く尊敬されているものを名誉市民として表彰する。</p>		
合併に向けた課題	<p>各市町の表彰に関する条例，規則等が，異なっているため，例規を改正する必要がある。</p> <p>また，表彰等の選考基準の見直し，表彰審査委員会の委員の選任などについて，検討する必要がある。</p>		
調整の考え方	各市町の地域性があるが，相互にすり合わせを行い，新市移行に合わせて統一的な表彰条例・規則を施行する。		

中分類	秘書	小分類	表彰・栄典
事業名称	県表彰，叙勲等の内申事務		
事業目的・内容	県人事課からの内申依頼に基づき，叙位・勲章・褒章（国家または公共に対する功労者への表彰），県地方自治功労賞（地方自治に対する功労者への表彰），成人善行表彰（25歳以上で善行を行ってきた個人・団体への表彰）に関する事務処理等を行う。		
合併に向けた課題	各市町の推薦候補者の優先順位について，基準を設けるなど調整する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市と各町の推薦候補者について，県の基準に即してすり合わせを行い，優先順位の考え方を整理し，推薦基準を明確にする。		

中分類	秘書	小分類	表彰・栄典
事業名称	市長，助役の経歴管理事務		
事業目的・内容	首長・助役業務への専念等のため，各種団体における役職，就任形態（会長，理事長等）就任年月日等の情報などの経歴について適正な管理を行う。		
合併に向けた課題	新体制後に役職が増えることが予想されることから，事前に役職の考え方について整理する必要がある。		
調整の考え方	新市に移行後，全課を対象に調査を行い，経歴管理システム（access2000）で管理する。		

中分類	秘書	小分類	国際化施策
事業名称	国際化に係る総合調整事務		
事業目的・内容	市民と行政の協働による国際交流・協力，国際平和の推進，及び，在住外国人も一市民として安心して生活でき社会参加できるまちづくりを推進するため，分野別計画として国際化推進基本計画を策定し，長期的かつ総合的な地域の国際化を進める。		
合併に向けた課題	宇都宮市では国際化推進基本計画を有しているが，各町は部門別計画を有していない。今後，総合的に国際化を推進することができるよう宇都宮市と各町の推進に対する考え方等について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市国際化推進基本計画に基づき，新市の国際化を推進する。		

中分類	秘書	小分類	国際交流
事業名称	姉妹・友好都市相互派遣事業		
事業目的・内容	市民の国際理解・国際交流の推進，及び地域の活性化を図るための主要な方策として，海外5カ国と姉妹・友好，文化友好都市提携し，文化・教育等の様々な分野において人的交流を進める。		
合併に向けた課題	宇都宮市では市民の国際理解のために姉妹・友好都市を締結し，これらの都市を窓口として各種交流事業を行っているが，各町には提携都市がなく，教育委員会等の事業として，中学生の国際理解のために海外諸都市への派遣事業を行っている。		

	このため、新市における国際理解のための実施事業の内容、手法について調整を行うことが必要である。
調整の考え方	姉妹・友好都市を締結しているのは宇都宮市のみであるため、これら姉妹都市を新市の姉妹・友好都市とする。

中分類	秘書	小分類	国際交流
事業名称	市民団体・企業間交流等支援事務		
事業目的・内容	民間部門が主導して推進している姉妹・友好都市以外の都市・地域との交流事業に対し、広く市民にも利益があると判断できる場合は、市施設等の減免利用や後援名義の使用許可などの行政支援を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であるが、今後、地域内の市民団体・企業等から交流支援の要望が高まっていくことが想定されるため、統一した関係団体等への支援基準（対象、内容、方法等）を設けることが必要である。		
調整の考え方	各市民団体に対して公平適正な支援ができるよう、宇都宮市の制度を基に支援基準を作成する。		

中分類	秘書	小分類	国際交流
事業名称	外国人の市長表敬対応		
事業目的・内容	友好親善の目的で宇都宮市を訪問した外国人が、友情と敬愛の念を表するために市長を表敬訪問するにあたり、国際親善市民証を贈呈することにより、宇都宮市への親近感の高揚及び国際親善を推進する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事務であり、課題は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市が実施している親善市民証の授与等を新市においても引き続き実施する。		

中分類	秘書	小分類	国際交流
事業名称	在住外国人への支援事務		
事業目的・内容	在住外国人が、同じ市民として安心して暮らせるまちづくり、また、市民と共生できる社会づくりを目指して、日本語講座や留学生支援などの事業・活動を市民団体等と協働で推進する。		
合併に向けた課題	各市町における外国人の在住状況に差があることから、調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	在住外国人の支援に対して多数の事業を実施している宇都宮市の制度に統一する。		

中分類	秘書	小分類	国際交流協会
事業名称	国際交流事業の事務委託		
事業目的・内容	市民参加型の国際交流事業を展開し、地域の活性化を促進するため、ノウハウ・専門性のある国際交流協会に各種事業を委託する。		

合併に向けた課題	宇都宮市では姉妹・友好都市派遣事業や留学生支援事業を市国際交流協会に委託し実施している。今後、各町の事業で委託するものがあるか検討する必要がある。
調整の考え方	国際交流事業を推進するためには、ノウハウや専門性を有する団体に委託することが最も効率的かつ効果的であるため、宇都宮市の制度に統一する。

中分類	秘書	小分類	国際交流協会
事業名称	協会運営への支援		
事業目的・内容	<p>在住外国人の増加等による急速な国際化に対応し、市町民と行政が一体となり、市町民主導による国際交流の一層の推進を図るため、また、海外との交流を促進して相互理解と国際親善に寄与するため、市町民ボランティアを中心に様々な事業を行う国際交流協会に対し、財政面その他で支援を行う。</p> <p>宇都宮市においては運営費(事務局費等)の全額と自主事業費の一部を補助している。</p>		
合併に向けた課題	支援を実施している宇都宮市と上三川町でそれぞれ協会に対する補助の内容が異なることから調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	新市における効率的かつ効果的な協会運営のあり方について検討するとともに、その支援についても、宇都宮市と上三川町の調整を図る。		

中分類	秘書	小分類	その他団体支援
事業名称	国際化推進団体への補助金支出		
事業目的・内容	地域の国際交流団体・個人等が実施する、姉妹・友好都市との友好親善を増進し、地域の国際化推進に寄与するような活動に対し、補助金を支出することにより、市民主体の国際交流を促進する。		
合併に向けた課題	宇都宮市では姉妹都市との市民間交流を推進するために対象事業へは補助金を支出しているが、各町には無い。今後この事業の実施運営(対象、人数、補助額等)について見直す必要がある。		
調整の考え方	各町には補助金の支出が無いため、宇都宮市の補助基準に統一する。		

中分類	管財	小分類	庁舎管理
事業名称	庁舎の管理事務		
事業目的・内容	庁舎内秩序の維持及び公務の円滑な遂行ができるよう、庁舎建築設備の維持・改善、庁舎施設の環境保全(警備・清掃等)、庁舎施設の使用の許可、庁舎案内等サービスの提供等を行っている。		
合併に向けた課題	各市町において、特に、施設の使用許可関連事務の取扱いに差異があることから協議、調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市の庁舎管理の根拠となっている条例・規則・運用基準等に統一を図ることを基本に調整する。		

中分類	管財	小分類	物品管理
事業名称	物品管理事務		
事業目的・内容	物品の管理（取得，供用・保管転換・分類換え，処分）が適正に行われるため，マニュアル（手引書）の整備，それに基づく指導，各種報告書・申請書の審査・受理，備品台帳の整備などを行う。		
合併に向けた課題	各市町において，物品の分類や管理台帳及び事務の取扱いに違いがあることなどから協議，調整が必要である。		
調整の考え方	物品の分類や管理台帳の違いについては，台帳を電子化に切り替えることなどを含めて宇都宮市の制度を基準に統一を図ることで調整する。		

中分類	管財	小分類	公有財産管理
事業名称	公有財産の管理事務		
事業目的・内容	<p>公有財産は，その所有の目的に応じて公正かつ効率的な活用のため，適正な維持管理に努める。</p> <p>このため，公有財産台帳の整備・行政財産の目的外使用・市町有地の境界査定・全国市町有物件災害共済加入・下水道受益者負担金支出・嘱託登記等々の事務を行う。</p>		
合併に向けた課題	各市町において，公有財産台帳の管理手法（電子データ・紙），目的外使用料の取扱基準，加入災害共済保険が異なるため，統一的な財産管理事務を行えるよう協議・調整が必要である。		
調整の考え方	統一的管理が行えるように，宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	管財	小分類	公有財産管理
事業名称	普通財産の管理事務		
事業目的・内容	<p>普通財産は，行政財産としての利用促進を図ることを第一に，適正な維持管理や効率的な運用に努める。</p> <p>このため，市町有地の適正管理（境界確保・不法投棄・環境整備），普通財産の処分（公売・随意契約売払い等）及び貸付（有償・無償）事務を行う。</p>		
合併に向けた課題	各市町において，貸付料算定基準が異なるため統一的な適正管理・運用（処分・貸付）事務を行えるよう協議・調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に調整する。ただし，経緯のある事例等については，別に調整する。		

中分類	管財	小分類	公有財産管理
事業名称	公共用地等の借受（土地・建物）事務		
事業目的・内容	公用公共用施設の敷地（建物を含む。）として，国・県・民有地等の借受事務については，有償による契約，及びそれに係る賃料支払い等を一括して行う。		
合併に向けた課題	各市町において，借受契約・賃料支払い等について，主管課が行っていたり，借受料の算定等についても借受地等の特殊事情により，独自の		

	対応をしているため統一的な借受事務を行えるよう協議・調整が必要である。
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に調整する。ただし、経緯のある事例等については、別に調整する。

中分類	管財	小分類	公用車管理
事業名称	公用車の維持管理事務		
事業目的・内容	市町有車の安全確保と効率的活用を図るため、配車・貸出し、車両の更新、点検整備の実施、燃料費の支払い、自賠、任意保険契約などの維持管理に必要な業務全般を集中して行う。		
合併に向けた課題	各市町において、車両管理事務、車両運行管理事務、車両管理システム、車両管理体制等に違いがあることから、統一的な管理が行えるように協議、調整が必要である。		
調整の考え方	行政を円滑に執行するための内部事務であるので、市域拡大にも適切・効率的に対応できるように配慮しながら、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	管財	小分類	公用車管理
事業名称	安全運転対策及び事故処理事務		
事業目的・内容	<p>公用車を運転する職員の安全運転意識の高揚と交通事故防止を図るため、安全運転対策委員会のもと、各安全運転管理者等と連携して、各種講習など、安全運転対策事業を実施する。</p> <p>また、公用車の交通事故処理について、示談交渉を含む全ての処理を行う。</p>		
合併に向けた課題	各市町において、安全運転対策や事故処理に対する取組内容や体制等に違いがあることから、統一的で適正な事務が行えるよう協議、調整が必要である。		
調整の考え方	<p>行政を円滑に執行するための内部事務であるので、宇都宮市の制度を基準に調整する。</p> <p>ただし、宇都宮市の従来の手法の見直しを行い、一層効率的な制度とする。</p>		

中分類	用地	小分類	公共用地取得
事業名称	公共用地取得		
事業目的・内容	庁内各事業主管課等から計上された用地需要計画に基づき、公共用地の計画的・効率的な取得を行うことにより、公共施設適正配置の推進に資する。		
合併に向けた課題	公共用地取得に関する事務は各市町において行われているが、事務執行体制等が異なっていることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	新市移行後の当該事務執行にあたっては、宇都宮市の体制を基本とし、必要に応じ内規等の改定を行う。		

中分類	用地	小分類	土地開発基金
事業名称	土地開発基金の管理運用		
事業目的・内容	土地開発基金条例に基づき、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、公共事業の円滑な推進を図る。		
合併に向けた課題	土地開発基金については、各市町において設置されているが、基金運用の事務執行体制等が異なっていることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	新市移行後の当該事務執行にあたっては、宇都宮市の体制を基本とし、必要に応じ条例、内規等の改定を行う。		

中分類	監査	小分類	監査委員
事業名称	監査委員の構成・任期・報酬		
事業目的・内容	監査委員は、地方自治法第195条第1項に基づき、普通地方公共団体に置くこととされている。 自治体の行財政運営が公正で合理的かつ効率的に行われているかどうかを、首長から独立した第三者の機関である監査委員が、公平・中立な立場で監査等を行い、また、その結果を市町民に公表する。		
合併に向けた課題	定数、任期については法に定めがある(人口25万人以上4人、識見4年・議選委員 議員の任期)が、委員報酬の調整を図る必要がある。		
調整の考え方	定数、任期については法令によるため、宇都宮市の現行どおりとなり、委員報酬についても宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	監査	小分類	監査計画
事業名称	監査計画		
事業目的・内容	合理的かつ効率的な事務執行を図るため年間監査計画を策定し、年度当初に議会、市町長事務部局、行政委員会に当該年度の監査等の日程をあらかじめ通知して、円滑に監査等を実施する。		
合併に向けた課題	年間計画については各自治体ごとに計画されているため、統一する必要がある。 個々の監査の具体的な実施方法を検討した上で、新市移行後、監査委員が新たな監査計画を決定する必要がある。		
調整の考え方	法令等の位置づけや組織・体制などから実施基準を宇都宮市の監査計画に統一する。		

中分類	監査	小分類	監査検査審査
事業名称	定例監査		
事業目的・内容	監査委員は、自治体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査することとされており、予算の執行、収入・支出、契約、財産管理などの財務に関する事務が適正かつ効率的に行われているか、また、事務事業が最少の経費で最大の効果を挙げるように処理されているかどうかを定期的に監査する。		
合併に向けた課題	各自治体とも定例監査の目的・内容は同一であるが、監査実施頻度等相違する点の調整が必要である。また、合併により対象部局やエリアの拡		

	大に伴う監査業務の増大が予想される。
調整の考え方	法令に基づき各市町で実施しているが、法令等の位置づけや組織・体制などから実施基準を宇都宮市の例によることとする。

中分類	監査	小分類	監査検査審査
事業名称	出先監査		
事業目的・内容	出先機関の財務に関する事務の執行及び施設の管理状況が適正かつ効率的に行われているかどうか現地で監査を行う。		
合併に向けた課題	監査対象施設が増加し、エリアも拡大するため、対象施設や監査の頻度等を調整する必要がある。		
調整の考え方	法令に基づき各市町で実施しているが、法令等の位置づけや組織・体制などから実施基準を宇都宮市の例によることとする。		

中分類	監査	小分類	監査検査審査
事業名称	現金出納検査		
事業目的・内容	一般会計・特別会計及び企業会計の会計機関(出納室、企業出納員)における毎月の現金出納について、毎月末に前月の状況を検査する。		
合併に向けた課題	各市町とも同様の事務を行っていることから、合併に伴う課題は特にないと思われるが、検査資料の増加が予想される。		
調整の考え方	法令に基づき各市町で実施しているが、法令等の位置づけや組織・体制などから実施基準を宇都宮市の例によることとする。		

中分類	監査	小分類	監査検査審査
事業名称	一般会計・特別会計決算審査		
事業目的・内容	首長から審査に付された一般会計・特別会計の決算及び関係書類について、計数の正確性を検証するとともに、会計処理と予算の執行が適正かつ効率的に行われているかを審査し、その結果を意見書として首長に提出する。		
合併に向けた課題	各市町とも同様の事務を行っていることから、合併に伴う課題は特にないと思われるが、審査資料の増加が予想される。		
調整の考え方	法令に基づき各市町で実施しているが、法令等の位置づけや組織・体制などから実施基準を宇都宮市の例によることとする。		

中分類	監査	小分類	監査検査審査
事業名称	公営企業会計決算審査		
事業目的・内容	首長から審査に付された公営企業会計の決算及び関係書類について、計数の正確性を検証するとともに、会計処理と予算の執行が適正かつ効率的に行われているかを審査し、その結果を意見書として首長に提出する。		
合併に向けた課題	各市町とも同様の事務を行っていることから、合併に伴う課題は特にないと思われるが、審査資料の増加が予想される。		
調整の考え方	法令に基づき各市町で実施しているが、法令等の位置づけや組織・体制などから実施基準を宇都宮市の例によることとする。		

中分類	監査	小分類	監査検査審査
事業名称	基金運用状況審査		
事業目的・内容	基金の運用状況について、計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかどうかなどを、決算審査に合わせて審査する。		
合併に向けた課題	各市町とも同様の事務を行っていることから、合併に伴う課題は特にないと思われるが、審査資料の増加が予想される。		
調整の考え方	法令に基づき各市町で実施しているが、法令等の位置づけや組織・体制などから実施基準を宇都宮市の例によることとする。		

中分類	監査	小分類	監査検査審査
事業名称	財政援助団体等監査		
事業目的・内容	出資・出えんを受けた団体、補助金等の財政援助を受けている団体、及び公の施設の管理受託団体の中から選定した団体について、当該団体の出納その他の事務が適性かつ効率的に行われているかどうかを監査する。		
合併に向けた課題	監査対象団体の基準が各自治体で異なるため、調整する必要がある。		
調整の考え方	法令に基づき各市町で実施しているが、法令等の位置づけや組織・体制などから実施基準を宇都宮市の例によることとする。		

中分類	監査	小分類	監査検査審査
事業名称	行政監査		
事業目的・内容	市の事務事業の中から、特定のテーマを選定して実施する事務監査。事務処理は能率的、効果的に行われているか、組織は簡素で合理的であるか、また、事務の執行が法令等に従って適正に行われているかに重点をおき、監査を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市以外では実施していないため、課題は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市以外では実施されていないため、宇都宮市の例によることとする。		

中分類	監査	小分類	監査検査審査
事業名称	工事監査		
事業目的・内容	市が執行する当該年度の工事請負契約の中から数件を抽出し、施工前・施工中・完成後について、書類及び現地調査により監査を行う。より専門的な視点で監査を行うため、技術的な部分に係る調査（設計、積算の妥当性、効率性や施工の妥当性等）については、専門の技術士に委託している。		
合併に向けた課題	宇都宮市以外では実施していないため、課題は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市以外では実施されていないため、宇都宮市の例によることとする。		

中分類	監査	小分類	都市監査委員会
事業名称	全国・関東・栃木県都市監査委員会の事務		
事業目的・内容	<p>都市の監査委員相互の連絡を密にし、監査委員制度の円滑なる運営とその健全なる発展を図ることを目的に、全国、関東及び栃木県の3つの都市監査委員会が組織され、それぞれにおいて、相互の意思疎通、監査に関する研修等を行っている。</p> <p>栃木県都市監査委員会においては、宇都宮市が会長都市及び事務局を担当しており、各種会議の開催、連絡調整等を行っている。</p>		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施しているため、課題は特にない。		
調整の考え方	新市移行後も宇都宮市が全国、関東及び栃木県都市監査委員会の会員都市であるため、宇都宮市の制度を継続する。		

中分類	消防総務	小分類	庶務
事業名称	消防本部・署の組織に関する事務		
事業目的・内容	効果的な消防体制を実現するために、組織及び事務分掌並びに配置定数に関して適正・効率化を図る。		
合併に向けた課題	各自治体ごとに組織形態が異なり、協議・調整が必要である。		
調整の考え方	<p>各市町の消防体制、各地域の特殊性、消防力の基準等を考慮し、消防事務組合等を形成している町については、組合等を脱退し宇都宮市の制度に統一する。</p> <p>また、これらの消防業務に必要な人員の確保については、消防組合等からの人材活用も含め検討する。</p>		

中分類	消防総務	小分類	庶務
事業名称	消防職員の人事・サービスに関する事務		
事業目的・内容	消防業務を適正に遂行するため、職員の任用・勤務体制を実施する。		
合併に向けた課題	各自治体ごとに勤務体制が異なり、協議・調整が必要である。		
調整の考え方	各市町の実態を踏まえ、宇都宮市の制度に統一する。		

中分類	消防総務	小分類	庶務
事業名称	消防関係例規		
事業目的・内容	消防事務の根拠を明確にし、公共性・正当性を確保するとともに、関係法令との整合性を図るため、適宜、見直しを実施する。		
合併に向けた課題	各自治体ごとに関係例規があり、協議・調整が必要である。		
調整の考え方	各市町の実態を踏まえ、宇都宮市の制度に統一する。		

中分類	消防総務	小分類	庶務
事業名称	消防吏員の服制及び服装		
事業目的・内容	消防業務を円滑に行うため、制服等の仕様、運用方法を定める。		
合併に向けた課題	各自治体ごとに制服等の仕様、運用方法が異なり、協議・調整が必要である。		
調整の考え方	各市町とも異なる部分について、宇都宮市の制度に統一する。		

中分類	消防総務	小分類	庶務
事業名称	消防職員委員会		
事業目的・内容	<p>消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防職員の意見を事務に反映することにより、職員の士気を高め、消防の円滑な運営に資することを目的とする。</p> <p>消防本部等の規則で定められた区分ごとに、各所属から推薦された委員と、消防長が指名した委員により会議を開催し、職員から提出された、職員の給与、勤務時間等、消防に関する意見について審議する。</p>		
合併に向けた課題	法令に基づき実施しており事務内容等に差異はないが、組織区分等の調整が必要である。		
調整の考え方	法令により消防本部の事務となっていることから、規則等の組織区分再編を行い宇都宮市の制度に統一する。		

中分類	消防総務	小分類	庶務
事業名称	消防広報事務		
事業目的・内容	<p>各種行事やホームページ等の広報媒体により、火災予防や消火・救急・人命救助など、消防の活動を広く市民に知ってもらうことにより、市民の消防に対する理解を深め、地域や市民と一体となった円滑な消防活動ができるようにする。</p>		
合併に向けた課題	各市町で消防出初式、ホームページの公開、消防年報の発刊、災害情報提供など、広報の方法等に差異があることから調整を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町の実情を踏まえ統廃合を行い、宇都宮市の広報方法に統一する。		

中分類	消防総務	小分類	庶務
事業名称	消防力の基準		
事業目的・内容	<p>市町村が、その区域における消防の責任を十分に果たすために必要な施設や人員について、国の助言に基づき、地域の特性を考慮して基準を定め、火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務並びに人命の救助等を確実に実行し、市民の安全に資することを目的とする。</p> <p>市町村で定めた基準に基づき、人員の配置及び署所の整備計画等を策定し消防力の充実を図っている。</p>		
合併に向けた課題	基準設定については、各市町の独自の判断により基準が決定されていることから、基準を調整する必要がある。		
調整の考え方	各市町の地域性を踏まえ、判断基準の差異について調整を行い、宇都宮市の基準に統一する。		

中分類	消防総務	小分類	庶務
事業名称	消防福利厚生事務		
事業目的・内容	<p>会員の親睦を旨とし、相互の共済及び研修並びに会員の体位の向上を図ることを目的とし、職員の共済事業（慶弔関係等）・レクリエーション・厚生事業（図書購入等）を行う職員親睦団体に関する事務、消防職員の健康管理を目的とし、職員健康管理に関する事務を行う。</p>		

合併に向けた課題	全職員からの徴収金等（慶弔金・レクレーション等内容）の調整が必要である。 各種検診の統一化及び予算計上方法の調整が必要である。
調整の考え方	規約・規定等が整備されている宇都宮市の制度に統一を図る。

中分類	消防総務	小分類	庶務
事業名称	消防職員教養・研修		
事業目的・内容	消防職員が、消防の本質と責務を正しく認識し、人格の向上並びに学術及び技術の修得を図り、もって公正、明朗かつ能率的に職務を遂行し得るよう教養を行うための基本を定めるため、学校教養・一般教養を行う。（上三川町ではこの事業を管財課で実施している。）		
合併に向けた課題	派遣人員の調整が必要である。		
調整の考え方	学校教養については、各町分を宇都宮市の派遣人員にプラスしていくような調整を図る。 各町の場合、消防職員以外がこの事務を施行しており、また規定等もないことから、宇都宮市を基準に調整する。		

中分類	消防総務	小分類	庶務
事業名称	消防職員各種表彰事務		
事業目的・内容	宇都宮市の消防及び水防に関し、功労又は善行があると認められた個人又は団体・消防全般にわたり功労又は善行があると認められた個人又は団体に対し表彰を行うことにより、職員の士気の高揚とその活動を推奨し、職務の労苦に報いることを目的とし、各種消防功労賞・栃木県消防長会優良職員表彰・日本消防協会定例表彰・消防庁長官表彰・知事表彰・叙位叙勲関係事務などを行う。（上三川町ではこの事業を管財課で実施している。）		
合併に向けた課題	各市町における消防表彰規定や規則の統一化が必要である。		
調整の考え方	各市町の消防表彰規定や規則の調整を行い、宇都宮市の制度に統一する。		

中分類	消防総務	小分類	経理
事業名称	消防財産の管理		
事業目的・内容	消防財産は、土地・建物の行政財産及び物品等であり、それぞれ所有の目的に応じて最も有効に運用させなければならず、それには財産が常に好ましい状態に維持保存していくことが必要である。 財産の維持保存のための更新・修繕等を中心に財産それぞれの取得及び処分の一部事務を含む。		
合併に向けた課題	公有財産（土地・建物・設備等）の所有移転（事務組合所有の場合の整理等）、財産に関する活用の状況調査及び維持管理における基準の統一が必要である。		

調整の考え方	<p>消防財産の所有移転については、すでに町所有のものはそのまま移転し、事務組合で組織される町は各町で整理を行い町所有として移転を行うことで調整する。</p> <p>財産の維持管理については、管理項目の統一を基本に考えるが、地域の特性や建物などの物理的なものは、その機能や規模などを考慮しながら管理項目及び管理のための費用の算定基準の統一を調整する。</p>
--------	---

中分類	消防予防	小分類	予防
事業名称	火災予防の企画及び広報事務		
事業目的・内容	消防の実態を正しく住民に知らせるとともに消防行政に対する理解と信頼を得て、その支持と協力により目的を達成するために活動する。		
合併に向けた課題	企画及び広報方法についての調整が必要である。		
調整の考え方	事業実施内容に差異があるため相互にすり合わせを行い予防効果が図れるように調整する。		

中分類	消防予防	小分類	予防
事業名称	各種防火団体の育成・指導		
事業目的・内容	防火、防災のための研修及び訓練を実施することにより、各種防火団体の防火防災に関する知識を高め、もって消防思想の普及宣伝を図る。		
合併に向けた課題	未結成防火団体の結成に差異があるため調整する必要がある。		
調整の考え方	未結成地区に防火団体を順次結成し、宇都宮市の事業に一本化する。		

中分類	消防予防	小分類	予防
事業名称	火災原因及び損害調査事務		
事業目的・内容	火災の原因を究明し、また、火災や消火により生じた損害額を明らかにすることによって、今後の火災予防施策に反映させることや消火活動を遂行する上で不可欠な資料を提供する。		
合併に向けた課題	原因調査等の実施方法に差異があるため調整が必要である。		
調整の考え方	各市町の実情を踏まえ調査内容の充実や合理性を視野に入れて調整する。		

中分類	消防予防	小分類	予防
事業名称	住宅防火診断		
事業目的・内容	全国的にみると建物火災のうち住宅火災の占める割合が半数以上である。また、火災による死者は8割以上が住宅火災から発生しており、そのうちの半数以上が65歳以上の高齢者である。そして、ますます高齢化が進むことが予測されることから、住宅に潜む火災危険を発見し排除することにより、火災件数又は火災による死者を減少させる。		
合併に向けた課題	住宅防火診断の実施内容や手法について調整が必要である。		
調整の考え方	診断件数の増加が予想されるため診断箇所の選定など住宅防火に反映されるよう調整する。		

中分類	消防予防	小分類	予防
事業名称	火災予防条例に基づく事務		
事業目的・内容	消防法の規定に基づき火災予防上必要な事項を火災予防条例に定め、住民に遵守させることにより安全なまちづくりを進める。		
合併に向けた課題	指導事項などの調整が必要である。		
調整の考え方	既存のものは新市に移行後も当分の間現行どおりとし、新規のものについては宇都宮市の基準で調整する。		

中分類	消防予防	小分類	予防
事業名称	り災証明等事務		
事業目的・内容	住民の生活の安定と社会秩序の維持を図るため、各種の施策や市税等の減免を実施するにあたり、家屋の被害程度について被災者の応急的、一時的な救済を目的に消防署長が確認できる程度の被害について証明する。		
合併に向けた課題	被害の確認方法についての調整が必要である。		
調整の考え方	各市町の実態を踏まえ、宇都宮市の制度に統一する。		

中分類	消防予防	小分類	予防
事業名称	自主防災会に関する事務		
事業目的・内容	自主防災会は地震や火災、風水害などの大規模災害に備え「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもとに連合自治会を単位として結成されている。現在29地区に結成され各種防災訓練・研修会等を通じて地域の防火・防災活動に務めている。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事務であるが、組織結成（小・中学校区）や資機材整備方法についての検討が必要である。		
調整の考え方	各町では実施していない事務であるため、実施している宇都宮市の制度に統一する。		

中分類	消防予防	小分類	指導
事業名称	消防同意事務		
事業目的・内容	建築物の新築、増築、改築、移転、修繕、模様替、用途の変更又は使用について、許可、認可又は確認をする際には、消防長又は消防署長の同意が必要であると法令で規定されていることに基づき、消防機関が、防火の専門家としての立場から、建築行政に対して、建築物の新築等の計画の段階で防火上の観点からチェックし、予防行政の完璧を図る。		
合併に向けた課題	各市町で消防用設備等の設置指導等が異なるため、統一を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町ですりあわせを行い、宇都宮市の実施している事務を中心に一本化する。		

中分類	消防予防	小分類	指導
事業名称	消防用設備等事務		
事業目的・内容	消防用設備等は、火災時に自ら生命及び財産を守ることに役立つものであり、消防法令の基準に基づいて建物の関係者は自ら進んでその設置及び維持管理を行う。しかしながら実際には、適法な設置及び維持がなされていない場合も見受けられ、このような場合に消防機関が専門的な見地から具体的に法令基準に適合させるため指導する。		
合併に向けた課題	各市町で設置指導が異なるため、統一を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町ですりあわせを行い、宇都宮市の実施している事務を中心に一本化する。		

中分類	消防予防	小分類	指導
事業名称	防火対象物の査察及び違反事務処理		
事業目的・内容	消防機関が防火対象物関係者に火災予防に必要な事項を直接指導することにより、住民との信頼関係を築くとともに地域の防火安全対策を向上させるもの。査察は、立入検査権や質問権などを行使して、消防対象物の関係者に火災危険性及びこれに伴う人命危険を予防させることを目的とする。 違反処理の目的は、火災予防のため、火災予防に関する消防法令違反の是正と火災予防を防止することによって公共の安全を図る。		
合併に向けた課題	法令の範囲内で必要な例規等も整備しているが、防火対象物の増加や広域化により、市民サービスの面で、事務量を考慮し実施体制及び指導事項などの調整が必要である。		
調整の考え方	各市町ですりあわせを行い、宇都宮市の実施している事務を中心に一本化する。		

中分類	消防警防	小分類	警防
事業名称	警防規程に基づく事務		
事業目的・内容	災害に際し部隊の円滑かつ効率的な活動を実施するため警防規程を定め、この規程に基づき各要綱、要領、基準等を作成する。		
合併に向けた課題	各本部ごとに各要綱・要領等を定めているので、統一的な活動が取れるよう協議、調整を行う必要がある。		
調整の考え方	警防規程の各要綱・要領等については、各本部とも細部が異なることから宇都宮市の規程で統一を図る。		

中分類	消防警防	小分類	警防
事業名称	消防安全委員会		
事業目的・内容	消防職員の職場及び職員の安全管理に必要な事項を定め、公務災害の防止及び軽減を図り、もって安全な消防業務の推進に寄与する。		
合併に向けた課題	各本部ごとに安全管理規程が定められており、統一的な管理が取れる		

	よう協議・調整を行う必要がある。
調整の考え方	安全管理規程については、統一的な組織体制が必要であることから宇都宮市の安全管理規程で統一を図る。

中分類	消防警防	小分類	警防
事業名称	消防水利事務		
事業目的・内容	<p>消防水利は、火災鎮圧のため消防機械とともに不可欠なもので、消火栓、防火水槽、プール等の人工水利と河川、池、湖等の自然水利がある。消火栓については水道事業にあわせて設置する関係で水道負担金として負担する。</p> <p>消防水利は各市町で計画している。</p>		
合併に向けた課題	消火栓の設置については各市町とも水道管理事業者が実施しており、消火栓の蓋の開閉器具が特殊器具を使用しないと開かないものがあるため、開閉器具の統一化を図る必要がある。		
調整の考え方	消火栓の蓋については、順次蓋の改善を行い統一を図る。		

中分類	消防警防	小分類	警防
事業名称	水防事務		
事業目的・内容	<p>水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送、水防活動及び他の水防管理団体等との協力応援並びに水防に必要な器具、資材、設備の運用等を定め、洪水に際し円滑な水防活動が実施できるよう計画、調整、整備等を行う。</p>		
合併に向けた課題	水防団（消防団）の組織について調整が必要である。		
調整の考え方	各市町の実態を踏まえ、宇都宮市の水防計画を基準に統一を図る。		

中分類	消防警防	小分類	警防
事業名称	開発行為消防事務		
事業目的・内容	<p>無秩序な市街化防止と良好な住宅水準の確保を目的としたいわゆる線引き制度を担保するものとして設けられた開発許可制度に基づき、建築物等の建築を目的とした土地の造成等の開発行為に際し、消防隊の活動に必要な進入路、消防水利等について審査を行う。</p>		
合併に向けた課題	消防事務取扱いの統一化を図る必要がある。		
調整の考え方	消防事務取扱いの統一については、県の基準を準用している宇都宮市の基準で調整する。		

中分類	消防警防	小分類	警防
事業名称	防災備蓄品に関する事務		
事業目的・内容	<p>災害が発生した直後の市町民の生活を維持するため、地震の被害想定に基づき必要物資の内容・数量等の目標を定め、備蓄・供給体制の整備を行う。</p>		

合併に向けた課題	備蓄計画の基本となるものが異なるため調整を図る必要がある。
調整の考え方	備蓄計画については、防災アセスメントに基づいて算出した宇都宮市の基準に統一する。

中分類	消防警防	小分類	警防
事業名称	緊急消防援助隊事務		
事業目的・内容	国内で発生した地震等の大規模な災害時に、人命救助活動等をより効果的かつ充実したものとするため、全国の消防機関相互による迅速な救助体制として、平成7年6月に緊急消防援助隊が発足した。発足に伴い隊員の技術の向上と部隊間の連携強化等を図るため、合同訓練が毎年行われている。		
合併に向けた課題	緊急消防援助隊登録について、調整が必要である。		
調整の考え方	緊急消防援助隊登録については、救助部隊、救急部隊、消火部隊、後方支援隊の各部隊を登録している宇都宮市の基準で調整する。		

中分類	消防警防	小分類	救急救助
事業名称	医療機関関係との連絡調整		
事業目的・内容	救急業務は、消防法2条9項に基づく消防機関の任務であるが、消防機関が単独で行い得るものではなく、医療機関という受け皿があってはじめて完結されるものであり、消防機関は救急業務の実施について医療機関の情報把握に努めるなど、密接な連絡をとる必要がある。また、医療機関と調整しながら救急隊員の病院実習等を実施し救急技術・知識の向上を図る。		
合併に向けた課題	各市町により関係する医療機関に差異があるため調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市で実施している3病院(済生会病院・国立栃木病院・社会保険病院)を実習医療機関とすることを基準として調整する。		

中分類	消防警防	小分類	救急救助
事業名称	応急手当普及啓発		
事業目的・内容	傷病者の救命のためには、住民による応急手当、救急隊員による応急処置と迅速な搬送、医療機関での処置の三者が一体となることが重要である。そのためには、住民に対して応急手当の方法等を普及啓発する必要がある。住民に対する救急指導を積極的に実施し、応急手当普及啓発を推進する。		
合併に向けた課題	講習会の開催方法及び救急要請時の口頭指導要領について調整する必要がある。		
調整の考え方	事業内容が充実している宇都宮市の制度に統一する。		

中分類	消防警防	小分類	救急救助
事業名称	救急・救助活動基準に基づく事務		
事業目的・内容	住民の生命・身体等を保護するため、救急救助に関する諸規定に基づき救急救助事務を遂行する。救急については、救急業務高度化推進計画を定め、救急救命士の養成等を推進するとともに、活動面の要領を定めている。救助については、訓練実施要領等を定め技術の向上を図る。救急及び救助出動ともに報告書を作成し、その活動状況を記録する。		
合併に向けた課題	各市町の各種計画や各種要領等に差異があるため、調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市の計画を基準に統一を図る。		

中分類	消防警防	小分類	救急救助
事業名称	救急廃棄物処理		
事業目的・内容	救急業務で排出される感染のおそれのある血液の付着した物等の廃棄物の処理について、廃棄物の処理に関する法律に基づいて適正な処理を行う。		
合併に向けた課題	回収要領に差があるため調整が必要である。		
調整の考え方	事務については、各市町間において大きな差異がないことから、宇都宮市の回収要領を基準に調整し統一する。		

中分類	消防警防	小分類	救急救助
事業名称	メディカルコントロール体制に関する事務		
事業目的・内容	救急現場や搬送途上において救急救命士等が行う応急処置の質を高め、救命効果を向上させることを目的とする。救急救命士に対する医師の24時間指示体制、救急救命士が行った処置に対する医学的見地からの事後検証体制、救急救命士の資質向上を図るための再教育体制を構築する。		
合併に向けた課題	現行のメディカルコントロール体制において、上三川町のみ属する地域が異なるため調整が必要である。		
調整の考え方	栃木県病院前救護体制検討部会に諮りながら、宇都宮市が属する宇都宮・塩谷地域分科会に上三川町が編入するよう調整する。		

中分類	消防警防	小分類	救急救助
事業名称	搬送証明事務		
事業目的・内容	事故や急病等により救急車で医療機関に搬送されたことの証明を、住民等からの申請により証明する。		
合併に向けた課題	事務執行要領に差異があるため、調整が必要である。		
調整の考え方	事務執行については、大きな差異がないことから宇都宮市の制度を基準に調整し統一を図る。		

中分類	消防警防	小分類	装備
事業名称	消防車両・資機材等の維持管理		
事業目的・内容	市町民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進めるため、災害発生時に迅速に対応できるよう消防車両・資機材等を維持管理する。		
合併に向けた課題	消防車両等の整備工場の指定方法、及び消防車両等の消防無線周波数の統一が必要である。		
調整の考え方	整備工場の指定は、整備実績を踏まえて各市町の現行どおりとし、車両積載無線の周波数を宇都宮市を基準として統一する。		

中分類	消防警防	小分類	装備
事業名称	消防車両等整備計画		
事業目的・内容	住民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進めるため、災害発生時に迅速に対応できるよう消防車両等を計画的に整備する。		
合併に向けた課題	消防車両等の更新計画の調整を図る必要がある。		
調整の考え方	車両更新計画に大きな差異がないことから、宇都宮市の制度を基準に統一する。		

中分類	消防通信指令	小分類	通信指令
事業名称	119番受信業務		
事業目的・内容	指令室において、消防通報用電話により災害を覚知し、災害種別、発生場所、事故状況等の情報を聴取する。		
合併に向けた課題	各市町の119番（携帯電話含む）通報エリアが拡大することから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	通報エリア拡大により、NTT等の関係機関と協議し、宇都宮市で全ての通報を受信することで調整する。 合併前にすべて整備し、合併後スムーズに業務が出来るようにする。		

中分類	消防通信指令	小分類	通信指令
事業名称	出動指令業務		
事業目的・内容	災害通報及び応援要請を受けたときは、必要事項を聴取確認のうえ課署等に指令するとともに、必要に応じて関係機関に連絡しなければならない。		
合併に向けた課題	各市町の出動指令体制が異なるため、署にあっては、通信機器の統一を図る必要がある。 分団にあっては、通信機器の互換性の確保を図る必要がある。		
調整の考え方	署にあっては、指令の一体化を図るため、宇都宮市の機種（平成16年運用開始）に統一する。 分団にあっては、各町の実態を踏まえ互換性の調査を行い、連絡体制の確立を図る。 合併前にすべて整備し、合併後スムーズに業務が出来るようにする。		

中分類	消防通信指令	小分類	通信指令
事業名称	無線通信業務		
事業目的・内容	災害の発生に際し、消防通信の機能を十分に発揮して、迅速かつ的確に対処するとともに、消防業務の合理的運用を期する。		
合併に向けた課題	管轄区域の拡大に伴い、無線通信の状況からの確な情報収集や指示を行うため、前進基地局の設置検討の必要がある。		
調整の考え方	無線の電波が届くか調査を行い、無線送信時における電波の増幅及び無線周波数の統一を図る。 合併前にすべて整備し、合併後スムーズに業務が出来るようにする。		

(3) 原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整するもの

中分類	政策審議	小分類	総合計画
事業名称	総合計画基本計画推進事務		
事業目的・内容	<p>少子・高齢化や地方分権の進展など社会経済環境が大きく変化する中で、地方公共団体が今後とも発展を続け、市民福祉の向上を図っていくため、都市の魅力づくりや誇れるまちづくりなど対応すべき重要な課題の解決に向け、市民と行政のパートナーシップを基本に、多様な資源を有効に活用しながら、総合計画基本計画に掲げた施策事業を計画的・総合的に推進する。</p> <p>各市町において、計画年次、計画内容が異なっている。</p>		
合併に向けた課題	<p>現行の宇都宮市第4次総合計画（基本構想・改定基本計画）について、合併後に現状との乖離が生じる。また、計画の進行管理の対象となる「基本指標」の目標値も同様である。</p>		
調整の考え方	<p>基本構想・基本計画は、自治体の行政運営の実質的な拠所となっていることから、合併後に速やかにその策定が望まれるが、その性格上、詳細な調査・分析や十分な民意反映が求められるため、合併後、一定期間を経て策定する。その間、基本指標など進行管理対象項目の状況把握に努める。</p>		

中分類	政策審議	小分類	広域行政
事業名称	県央都市圏首長懇談会		
事業目的・内容	<p>県央都市圏内（4市12町）のそれぞれの地域づくりや広域的な都市圏づくりに資するため、共通する行政課題等について意見交換や情報交換、解決策等の検討を行う。</p>		
合併に向けた課題	<p>合併の状況を見極めながら、全体的な枠組みや今後あり方などについての検討が必要である。</p>		
調整の考え方	<p>新市としての広域行政の進め方についての方針を整理し、懇談会や事務担当者会議により、他市町の意向を把握し、全体的な枠組み、今後のあり方や負担などについて調整する。</p>		

中分類	政策審議	小分類	広域行政
事業名称	宇都宮地区広域行政推進協議会		
事業目的・内容	<p>広域地域社会の変動に対応する市町村行政に対処し、宇都宮地区広域市町村圏における広域行政計画の策定及び実施についての連絡調整を図ることを目的とした当協議会の事務局の運営を行う。</p> <p>協議会としては、広域市町村圏計画の策定及び実施に関する調整や実施計画の策定、広域広報紙の発行・ホームページの運営、先進地視察調査の実施、広域事業の調査・研究、他圏域との連絡調整等を実施している。</p>		

合併に向けた課題	合併の推進により、広域行政圏の枠組みの変更が考えられることから、合併後の枠組み及び協議会のあり方について、検討が必要である。
調整の考え方	新市として、宇都宮広域行政圏の広域行政機構の今後のあり方を踏まえ、県の指導の方向性を見極めながら、必要性について検討した上で関係市町と調整する。

中分類	政策審議	小分類	広域行政
事業名称	栃木県広域市町村圏連絡協議会		
事業目的・内容	地域社会の変動に対応した市町村の広域行政を推進し、住民福祉の向上に寄与することを目的とした当協議会の事務局の運営を行う。 協議会としては、幹事会・総会の開催、講演会・懇談会の開催、視察研修等を実施している。		
合併に向けた課題	合併の推進により、広域行政圏の枠組みの変更が考えられることから、合併後の各広域行政圏の枠組みを見極めた上で、連携のあり方について検討が必要である。		
調整の考え方	新市として、宇都宮広域行政圏の広域行政機構の今後のあり方を踏まえ、県の指導の方向性を見極めながら、他圏域との連携のあり方・必要性について検討した上で、他の広域行政機構と調整する。		

中分類	消防総務	小分類	経理
事業名称	消防予算・決算		
事業目的・内容	消防予算は、一会計年度において消防業務の遂行のために必要な経費及び消防に関する財源をあらかじめ見積り、その種類、金額を目的別または性別別に分類し集計整理した計画である。 決算は、一会計年度の収支計算の清算書であり消防行政の実績報告である。これによって、消防行政事務の検討はもとより、今後の財政運営の資料となり、予算の編成・執行にあたっての指針となる。		
合併に向けた課題	予算編成における事業項目（目的別・性質別）及び算出基礎の統一が必要である。		
調整の考え方	予算における事務事業項目の統一を基本とし調整を行うが地域特殊な予算項目も考えられるため予算明細書等のすり合わせ及びそれにおける調整などを行う。		

(4) 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整するもの

中分類	政策審議	小分類	広域行政
事業名称	21世紀FIT構想栃木県市町村連絡協議会		
事業目的・内容	福島県，茨城県，栃木県の各県の産業界と学界及び自治体が手をつなぎ，豊かな自然環境を守りながら，3県の県際地域を中心に交通，情報，産業，文化，観光など多様な分野での連携・交流を進め，21世紀にふさわしい創造豊かなライフスタイルが実現できる広域的な地域づくりを目指す。		
合併に向けた課題	本県のみならず，福島県，茨城県の産業界及び学界との連携・交流を図りながら進める協議会であることから，他の自治体や各界の意向を踏まえながら，今後のあり方を検討する。		
調整の考え方	本協議会は，3県の産・学・官で構成する県レベルでの事業であり，今後のあり方については，県や各界等との調整が必要であることから，新市移行後も当分の間現行どおりとし，段階的に調整する。		

中分類	交通政策	小分類	交通環境整備
事業名称	代替バス運行費補助		
事業目的・内容	路線バスが廃止になった路線等の代替バスは，交通弱者といわれる子供・高齢者の重要な移動手段であり，今後，高齢化の進展に伴い，より身近で必要不可欠な公共交通サービスとなることが予想されるため，それらの代替バスに助成を講じることにより地域住民の移動手段を確保する必要がある。		
合併に向けた課題	合併後は，運行形態や運行ルートの見直しが必要になる。		
調整の考え方	上河内町，河内町において実施している事業であり，特定の地域を対象とした事業であるため，当分の間は地域における継続事業として実施する。 新市移行後には，運行形態や運行ルートの見直し，新市における委託要綱等の整備が必要である。		

中分類	情報政策	小分類	情報化推進
事業名称	ICカード活用推進		
事業目的・内容	様々な分野で導入されつつあるICカードの利用は，現在発行している複数のカードの統合や，ICカードの特性を活かした新たなサービスの提供など，住民生活の利便性や地域の活性化につながることから導入に向け検討する。		
合併に向けた課題	実施済みの市町はないため，今後の導入にあたって合併を念頭に置いた取組が必要となる。		
調整の考え方	合併前に事業を行う場合には合併後を念頭に実施し，合併後は必要に応じ段階的に実施する。		

中分類	情報政策	小分類	情報化推進
事業名称	公共施設への公共情報端末運用管理		
事業目的・内容	個人でパソコンを所有していない住民や来訪者等が、各種情報サービスを必要とする時、いつでも、どこでも、インターネットを利用した双方向での情報の利活用を行えるようにするため、情報受発信用パソコンをこれまでの公共施設のみから、JR宇都宮駅、郵便局等、多くの人が集まる公益施設まで拡大して配備する。		
合併に向けた課題	導入済みは宇都宮市と河内町のみであり、他町の公共施設への配置が必要となる。		
調整の考え方	当面は、現行どおりとし、必要状況に応じ、段階的に配備する。		

中分類	情報政策	小分類	情報化推進
事業名称	ケ-ブルテレビ活用推進		
事業目的・内容	住民が、地域密着型の映像情報を受発信できるようになることを目的に、宇都宮ケ-ブルテレビ(株)が行う施設整備事業について補助を行うとともに、地域の映像情報基盤として、情報通信回線基盤として有効な手段であることから、行政での様々な施策での活用推進を図る。		
合併に向けた課題	導入済みの宇都宮市と河内町は、ともに宇都宮ケ-ブルテレビ(株)であり整合はとれているが、他町では未導入であり、現在の認可区域を中心とした整備の継続でよいか検討が必要である。		
調整の考え方	当面は、現行どおりとし、必要に応じ段階的に調整する。		

中分類	情報政策	小分類	情報化推進
事業名称	市民電子会議の整備		
事業目的・内容	ホームページ上に、電子会議室・電子掲示板・フォーラム等の対話型の機能を設け、市民と行政、市民と市民の話し合いの場を提供することを研究する。		
合併に向けた課題	実施済みの市町はないため、今後の導入にあたって合併を念頭に置いた取組が必要となる。		
調整の考え方	実施に当たっては、合併後に導入の必要性を十分に検討する。		

中分類	情報政策	小分類	情報化推進
事業名称	CALS(公共事業支援統合システム)の導入		
事業目的・内容	図面や設計書等の資料を電子化することにより、省資源化・省スペース化が図れるとともに、検索時間や情報の共有による事務の効率化が可能となる。また、インターネットを利用することにより、時間的制約が無く、情報の交換・再利用等が容易になり、移動コスト・人件費等が削減できるため、全体的な建設コストの縮減が図れることから、導入に向けた調査研究をする。		

合併に向けた課題	実施済みの市町はないため、今後の導入にあたって合併を念頭に置いた取組が必要となる。
調整の考え方	実施に当たっては、合併後に導入の必要性を十分に検討する。

中分類	情報政策	小分類	情報化推進
事業名称	地上波デジタル化に伴うアナ - アナ変換		
事業目的・内容	本年度から一部地域で試験放送が開始される地上波デジタルテレビ放送の使用する周波数帯が、現在利用しているテレビ放送の周波数帯と同じとなるため、現行放送用の周波数帯を上位に変更する作業が国費で行われているが、各市町の設備への国庫支出金による改修とこの事業の住民への情報提供を行う。		
合併に向けた課題	国が対策を実施するもので、合併前に各市町それぞれで対応が終了するかどうかは国の予算措置次第であるため、今後の国の状況を見極める必要がある。		
調整の考え方	合併後においても従前どおりとし、必要に応じ調整を図る。		

中分類	情報政策	小分類	情報化推進
事業名称	図書管理システム		
事業目的・内容	図書館サ - ビスを行うためホストコンピュータを活用して蔵書の貸出管理を行っているが、更なる図書館サ - ビスの向上を図るため、自宅や職場、学校などから、「必要な図書館情報を必要な時に」提供できる図書館情報提供システムを稼働している。		
合併に向けた課題	各市町それぞれが異なるシステムを導入済みであるため、システム統合手法、統合時期等の検討が必要である。		
調整の考え方	合併後も当分の間現行どおりとし、段階的にシステム統合するとともに、検索や予約ができるようシステム環境を整備する。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	分納管理システム		
事業目的・内容	税の分割納付に関して履行状況を管理することにより、事務の効率化を図り、住民サ - ビスの向上を目指す。		
合併に向けた課題	各市町でシステムが異なり互換性がないため、システム統合・データ統合が必要である。		
調整の考え方	当分の間、現行システムを継続するものとし、その後必要に応じシステムの見直しを行う。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	農家基本台帳システム		
事業目的・内容	農業委員会の諸証明事務等の基本となる農家基本台帳の整備等を電算システムにより行い、事務の効率化と住民サ - ビスの向上を目指す。		

合併に向けた課題	各市町でシステムが異なり互換性がないため、システム統合・データ統合が必要である。
調整の考え方	現在、宇都宮市でパッケージを利用して開発中であるが、各町は既にシステムを導入済みであるので、当分の間現在のままとし、段階的にデータを統合する。

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	水田農業確立システム		
事業目的・内容	水田農業経営の確立事業において、農家への通知、統計、生産調整計画書、県への報告データ等を電算システムにより行い、事務の効率化と住民サービスの向上を目指す。		
合併に向けた課題	各市町でシステムが異なり互換性がないため、システム統合・データ統合が必要である。		
調整の考え方	現在、宇都宮市ではホストコンピュータで処理しているが、各町は既にシステムを導入済みであるので、当分の間現行のままとし、段階的にデータを統合する。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	給食管理システム		
事業目的・内容	小・中学校を対象に完全給食を週5回実施するための標準献立表及び購入連絡表、栄養月報などの作成を電算システム化することにより、事務の効率化と住民サービスの向上を目指す。		
合併に向けた課題	システム化済の宇都宮市と上三川町でシステムが異なり互換性がないため、システム統合・データ統合が必要である。 未実施の町分をシステム化するためには、新規のセットアップが必要である。		
調整の考え方	当分の間は現行のままとし、必要に応じシステムの統合を図る。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	上下水道システム		
事業目的・内容	上下水道における料金管理、メータ管理などを電算システムで行うことにより、事務の効率化と住民サービスの向上を目指す。		
合併に向けた課題	宇都宮市において新システム導入予定があり、システム移行と同時平行で、合併対応も可能。他町で使用されているシステムと同じ業者で開発されているため、システム移行がうまくいけば、合併の課題はあまりないと思われる。		
調整の考え方	宇都宮市上下水道局が新庁舎移転と同時に新システムを導入予定であり、必要に応じ各町のデータ等を登録・移行する。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	上下水道収納消込システム		
事業目的・内容	上下水道の収納情報を基に該当調定の消込を行う作業を電算システム化することにより、事務の効率化と住民サ・ビスの向上を目指す。		
合併に向けた課題	宇都宮市において新システム導入予定があり、システム移行と同時平行で、合併対応も可能。他町で使用されているシステムと同じ業者で開発されているため、システム移行がうまくいけば、合併の課題はあまりないと思われる。		
調整の考え方	宇都宮市上下水道局が新庁舎移転と同時に新システムを導入予定であり、必要に応じ各町のデ・タ等を登録・移行する。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	下水道受益者負担金システム		
事業目的・内容	下水道受益者負担金の賦課計算、口座振替、消込、督促などを電算処理を行うことにより、事務の効率化と住民サ・ビスの向上を目指す。		
合併に向けた課題	各市町でシステムが異なり互換性がないため、システム統合・デ・タ統合が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市上下水道局が新庁舎移転と同時に新システムを導入予定であり、必要に応じ各町のデ・タ等を登録・移行する。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	車両管理システム		
事業目的・内容	公用車を効率的に活用できるよう、また公用車管理の省力化を目的として開発し、運用している。		
合併に向けた課題	導入は宇都宮市のみであるため、デ・タ統合が必要である。 このシステムは、庁内LANのシステムでも実施可能であるため、その検討もする必要がある。		
調整の考え方	合併時は現行のままとし、合併後グル・ブウェアの独自利用の部分を含め、段階的に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに、デ・タの統合を行い、併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	会議室管理システム		
事業目的・内容	庁内の会議室を効率的に活用できるよう、また会議室管理の省力化を目的として開発し、運用している。		
合併に向けた課題	導入は宇都宮市のみであるため、デ・タ統合が必要である。 このシステムは、庁内LANのシステムでも実施可能であるため、その検討もする必要がある。		
調整の考え方	合併時は現行のままとし、合併後グル・ブウェアの独自利用の部分を含め、段階的に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに、デ・タの統合を行い、併せて端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	住居表示システム		
事業目的・内容	住居表示該当地区や換地対象地区に住民登録を行なっている者を抽出し、新たな住所情報に変更する作業を電算処理で行う事により、事務の効率化を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市と上河内町のみがシステム化しており、他町が未実施であるため、調整が必要である。		
調整の考え方	当分の間、現行のままとし、その後必要に応じシステムの見直しを行う。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	申告受付支援システム		
事業目的・内容	住民税の課税の一環として確定申告を受け付けるシステムであり、申告相談会場での必要項目の入力により申告書が作成され、住民税の課税データとして利用される。		
合併に向けた課題	各町がシステム化しており、宇都宮市が未実施であるため、調整が必要である。		
調整の考え方	合併時は現行のままとし、段階的に調整を図る。		

(5) 廃止の方向で調整するもの

中分類	政策審議	小分類	広域行政
事業名称	北関東・新潟地域連携軸推進協議会		
事業目的・内容	<p>北関東および新潟地域の国道網・鉄道網等の沿線自治体が、地域の主体性と創意工夫を基調として、多様な交流・連携を推進し、活力に満ち、ゆとりと潤いのある新たな地域の形成を目指す。</p> <p>主に茨城・栃木・群馬・新潟各県の国道 17 号、8 号、50 号の通過する市町村や関越自動車道、北関東自動車道の通過する市町村などを対象とし、地域連携軸フェスティバルの開催、視察研修、講演会、ホームページの更新、情報誌の作成などを行う。</p>		
合併に向けた課題	事業内容が講演会や情報誌の発行等であるため、新市移行後の参加のあり方を検討する必要がある。		
調整の考え方	新市として、事業参加の必要性・有効性が小さいことから、他市町村との調整を図りながら、廃止の方向性で調整する。		

中分類	政策審議	小分類	その他
事業名称	河内サミット		
事業目的・内容	全国の「河内」名の自治体により交流事業を行う。		
合併に向けた課題	新市の名称に「河内」が含まれないことから、今後の交流事業への参加を検討する必要がある。		
調整の考え方	河内サミットが廃止の方向で検討されているため、廃止の方向で調整する。		

中分類	交通政策	小分類	交通環境整備
事業名称	東北新幹線矢板片岡地区新駅設置促進期成同盟会		
事業目的・内容	<p>矢板市片岡地区に、東北新幹線の新駅設置の実現を図ることを目的とした「東北新幹線矢板片岡地区新駅設置促進期成同盟会」(矢板市が事務局、15 市町村で構成) に加盟し、関係機関に対する請願・陳情や情報収集等を実施する。</p>		
合併に向けた課題	事業内容が形骸化しており、新市移行後の「期成同盟会」への参加のあり方を検討する必要がある。		
調整の考え方	新市として、事業参加の必要性・有効性が小さいことから、他市町村との調整を図りながら、廃止の方向性で調整する。		

中分類	情報政策	小分類	情報システム
事業名称	計画流通米システム		
事業目的・内容	<p>生産された米穀が、消費者に計画的に供給されるために、米穀が生産者から計画的かつ安定的に出荷されるよう、生産者毎に計画出荷基準数量を確定する。</p>		

	磁気データ及びパンチ連絡票により，計画流通米データをバッチ処理で編集し，生産者への通知，統計表，県への報告書等を作成し事務の効率化を図る。
合併に向けた課題	国の計画流通米制度が平成15年をもって廃止になる業務であることから，合併に伴う課題はない。
調整の考え方	国の計画流通米制度が平成15年をもって廃止になることに伴い，本システムは合併前に不要となるため廃止する。

各種事務事業の取扱い

【住民専門部会】

(1) 現行のまま新市に引き継ぐもの

中分類	良好な生活環境	小分類	大気・水・土壌環境
事業名称	大気監視		
事業目的・内容	<p>硫黄酸化物等の環境基準等の達成状況を把握するために、大気汚染防止法に基づき大気汚染状況を常時監視するとともに、光化学スモッグが発令された場合には、被害を未然に防止するため、住民に迅速に周知する。</p>		
合併に向けた課題	<p>宇都宮市で、大気汚染防止法に基づいた測定を実施しており、上三川町・河内町に県が所有する測定局が設置されているため、測定局や測定機器の所有権、データ管理等については、県と協議・調整を行う必要がある。また、大気汚染常時監視局が増えるため、新たな測定機器整備計画を作成する必要がある。</p> <p>光化学スモッグ対策については、宇都宮市が「要綱」、各町が「連絡網」により対応を実施していることから、統一的な対応が取れるよう他町との協議・調整を行う必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>大気汚染常時監視については、中核市の業務であり、宇都宮市と栃木県でサ・ビス内容に差異がないことから、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>光化学スモッグ対策についても、既存の連絡体制を活用することとし、現行のまま新市に引き継ぐ。</p>		

中分類	良好な生活環境	小分類	大気・水・土壌環境
事業名称	水質監視		
事業目的・内容	<p>BOD等の環境基準の適合状況を把握するために、水質汚濁防止法に基づき、県が策定する「公共用水域及び地下水の水質測定計画」により、主要河川と地下水の水質調査を行う。</p> <p>「上記計画」以外の河川の水質調査や、河川や地下水の要監視項目の調査を実施する。</p>		
合併に向けた課題	<p>宇都宮市で、県の「測定計画」に基づく調査を実施しており、各町分の事務を実施している県と調整を行う必要がある。また、各市町で独自に実施している水質調査もあるため、基本的な考え方についての協議・調整を行う必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>計画に基づく調査は中核市の業務であるが、県が定めた計画を実施するものであり、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>各市町独自の調査は、事業目的、財政負担等を勘案し、新市移行後、段階的に調整する。</p>		

中分類	良好な生活環境	小分類	その他の生活環境
事業名称	散在性廃棄物対策		
事業目的・内容	<p>各自治体で制定している「空き缶等の散乱防止に関する条例」などを柱に、意識啓発活動として、広報紙の掲載や横断幕の掲出、実態調査を行う。</p> <p>また、散在性廃棄物対策は広域的に取り組むことが効果的であるため、</p>		

	県央4市12町による協議会を設置し対応している。本協議会には各市町とも参加している。
合併に向けた課題	実施している事業内容は各市町ともほぼ同じであるが、細部について調整を図る必要がある。
調整の考え方	現行のまま、新市に引き継ぐ。

中分類	良好な生活環境	小分類	その他の生活環境
事業名称	公共用地環境保全対策		
事業目的・内容	環境美化を推進するために、公共用地（国土交通省）である田川堤防桜堤の除草・剪定を行う。平成15年度には隣接地に駐車場の整備を行い、平成16年度以降はこれを含めた区域の管理を実施する。		
合併に向けた課題	施設の維持管理の事務であり、新市における所管部署について協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	特定の地域を対象とするものであり、統一した対応を図るものではないことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中分類	良好な生活環境	小分類	その他の生活環境
事業名称	電波障害対策		
事業目的・内容	宇都宮市茂原に建設したクリーンパーク茂原焼却ごみ処理施設の煙突により生じた上三川町多功地区における電波障害対策を、焼却ごみ処理施設が存続する限り行う必要がある。 対策により設置した共同アンテナのメンテナンスは、宇都宮ケーブルテレビ(株)が受託し行う。		
合併に向けた課題	電波障害対策を行ったエリアからわずかに距離が離れた所に新築した方から、電波障害を訴えるケースが生じている。 電波障害対策は完了済とし、その後の共同アンテナへの加入は個人負担としている。しかし接続のための設備費が高く、新規加入は難しい状況にある。		
調整の考え方	個別の施設・一地域に係わる対策であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中分類	良好な生活環境	小分類	発生源対策
事業名称	大気汚染防止法に基づく立入検査等		
事業目的・内容	良好な大気環境を保全するために、大気汚染防止法、悪臭防止法、栃木県公害防止条例に基づく特定施設を設置する工場・事業場への指導・監督及び立入検査等を実施する。		
合併に向けた課題	県条例（悪臭）に基づく工場などの指導や立入調査などの事務は各市町で、それ以外の法律や条例に基づく事務は宇都宮市で実施しており、地域拡大に伴い、対象工場数が増加するため、効率的な監督体制の構築についての協議や同様な事務を実施している県と調整を行う必要がある。		
調整の考え方	中核市の業務であり、宇都宮市と栃木県で統一的に運用していることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中分類	良好な生活環境	小分類	発生源対策
事業名称	水質汚濁防止法に基づく立入検査等		
事業目的・内容	良好な水質環境を保全するため、水質汚濁防止法や栃木県公害防止条例に基づく特定施設を設置する工場・事業場への指導・監督及び立入検査等を実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市で実施しており、地域拡大に伴い、対象工場数が増加するため、効率的な監督体制の構築についての協議や同様な事務を実施している県と調整を行う必要がある。		
調整の考え方	中核市の業務であり、宇都宮市と栃木県で統一的に運用していることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中分類	良好な生活環境	小分類	発生源対策
事業名称	土壌汚染対策法に基づく指導		
事業目的・内容	住民の安全と安心の確保を図るために、土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市で実施しており、地域拡大に伴い、対象工場数が増加するため、効率的な監督体制の構築についての協議や同様な事務を実施している県と調整を行う必要がある。 また、既に明らかになっている土壌汚染への対応についても協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	中核市の業務であり、宇都宮市と栃木県で統一的に運用していることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中分類	良好な生活環境	小分類	発生源対策
事業名称	騒音規制法・振動規制法に基づく立入検査等		
事業目的・内容	生活環境の保全のために、騒音規制法・振動規制法・栃木県公害防止条例に基づく特定施設を設置する工場・事業場への指導・監督及び立入検査等を実施する。		
合併に向けた課題	各市町で実施しており、騒音規制法・振動規制法・栃木県公害防止条例の統一的な運用が行えるよう協議・調整を行う必要がある。 また、騒音規制法などに基づく規制地域の指定について、同様な事務を実施している県と調整を行う必要がある。		
調整の考え方	各市町が、法令等に基づき統一的に運用していることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中分類	良好な生活環境	小分類	発生源対策
事業名称	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査等		
事業目的・内容	良好な大気、水質環境を保全するために、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設を設置する工場・事業場への指導・監督及び立入検査等を実施する。		

合併に向けた課題	宇都宮市で実施しており、地域拡大に伴い、対象工場数が増加するため、効率的な監督体制の構築について協議や同様な事務を実施している県と調整を行う必要がある。
調整の考え方	中核市の業務であり、宇都宮市と栃木県で統一的に運用していることから、現行のまま新市に引き継ぐ。

中分類	地球環境問題	小分類	エネルギーの有効利用
事業名称	清掃工場の熱エネルギー有効利用		
事業目的・内容	ごみを焼却したときに発生する大量の熱エネルギーを利用し、発電や健康交流施設などへの給湯・暖房の用途に役立て、市民生活に還元する。		
合併に向けた課題	発電については、クリーンパーク茂原内での消費と電力会社への売電であるので調整の必要性はないと考えられる。		
調整の考え方	宇都宮市の清掃工場のみで実施可能な事業であり、エネルギーの有効利用の面からも促進する必要があることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中分類	環境保全行動	小分類	環境学習
事業名称	環境学習センターの管理・運営		
事業目的・内容	環境学習の拠点施設として、リサイクル講座、環境セミナー、各種イベント、小学生等の施設見学、再生品の展示など、住民に対し幅広い環境学習の場と機会を提供する、環境学習センターの管理運営を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市が設置しており、効果的な事業運営が図れるよう協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市のみでの施設であり、管理運営については現行のまま新市に引き継ぐ。		

中分類	リサイクル	小分類	分別収集・資源化
事業名称	自動車リサイクル法にかかる登録事務		
事業目的・内容	平成14年7月に使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）が制定され、その中で自動車リサイクル法に係る登録事務が平成16年度（平成17年1月）から新規事務となる。 なお、登録については、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律（フロン回収破壊法）に規定される第二種特定製品引取業者及びフロン回収業者の登録を受けている場合、自動車リサイクル法の本格施行日からそれぞれ自動車リサイクル法に基づく登録業者とみなされるため、該当業者については、登録予定番号を事前に通知する。		
合併に向けた課題	県のフロン回収破壊法の登録体制等を参考にしながら、新市での登録事務の体制を整える必要がある。		
調整の考え方	本事業は中核市の事務として平成16年度から宇都宮市のみで実施する事業である。各町の範囲においては県が行うことになるが、その内容に差がないと考えられることから、現行まま新市に引き継ぐ。		

中分類	一般廃棄物	小分類	減量化・発生抑制
事業名称	ごみ減量推進啓発事業		
事業目的・内容	ごみの発生抑制や減量化など、ごみ問題に関する市民意識の高揚を図るため、環境イベント等の開催・広報紙等でのPR・啓発チラシの作成などを行う。		
合併に向けた課題	意識啓発については、効果的な手法を検討するとともに、イベントへの参加も再度調整していく必要がある。		
調整の考え方	現行のまま、新市に引き継ぐ。		

中分類	一般廃棄物	小分類	廃棄物処理
事業名称	旧一般廃棄物最終処分場管理事業		
事業目的・内容	昭和50年代に上三川町の一般廃棄物最終処分場として使われた区域から汚水が周囲へ浸透しないよう遮断する工事が行われた。最終処分場跡地から周辺への水質環境の影響を調査するため、毎年、地下水の水質検査を実施する。		
合併に向けた課題	当分の間、毎年水質検査を実施し、廃棄物の安定化を見守っていく。廃棄物の安定化のためには長期の年数を要するため、土地の有効利用は当面考えられない。		
調整の考え方	上三川町の特有の事業であり、地域特性もあることから、現在の事業計画を進めていく。		

中分類	一般廃棄物	小分類	廃棄物処理
事業名称	旧清掃工場の解体及び跡地利用		
事業目的・内容	宇都宮市において平成12年に操業を停止した清掃工場を解体するとともに、跡地の有効利用を進める。 上三川町においては昭和52年に操業を開始し、平成15年に解体された上三川町清掃センターの跡地の有効利用を進める。		
合併に向けた課題	宇都宮市においては、跡地の利用については解体費補助制度の内容や地域特性などを踏まえながら、新市として有効利用を推進する。 また、上三川町においては公園の整備など跡地の有効利用を検討していく必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市と上三川町の特有の事業であり、地域特性もあることから、現在の事業計画を進めていく。		

中分類	産業廃棄物	小分類	許可事務
事業名称	産業廃棄物関係許可事務		
事業目的・内容	宇都宮市が平成8年4月に中核市に指定されたことにより栃木県から委譲された事務であり、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可事務、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業許可事務、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理施設設置許可事務を行う。		
合併に向けた課題	管轄区域が変更することに伴う諸条件の整理（県、市許可業者の取扱い、業者への周知等）や新管轄区域の状況把握（栃木県との協議）について調整を図る必要がある。		

調整の考え方	中核市の事務であり，宇都宮市は市が，各町の範囲においては県が行っているが，その内容に差が無いことから，現行のまま新市に引き継ぐ。
--------	--

中分類	産業廃棄物	小分類	許可事務
事業名称	産業廃棄物処理施設設置の事前指導		
事業目的・内容	宇都宮市が平成8年4月に中核市に指定されたことにより栃木県から委譲された事務であり，産業廃棄物処理施設の設置を計画している事業者が，当該設置許可申請を円滑なものとするため，事前協議を行い，土地利用や施設内容等についての整合性を図る。		
合併に向けた課題	新管轄区域の状況（既存施設及び計画中の施設）を的確に把握し，合併後の当該事務の円滑な遂行に資するよう調整を図る必要がある。		
調整の考え方	中核市の事務であり，宇都宮市は市が，各町の範囲においては県が行っているが，その内容に差が無いことから，現行のまま新市に引き継ぐ。		

中分類	産業廃棄物	小分類	許可事務
事業名称	自動車リサイクル法に係る事務		
事業目的・内容	平成14年7月に使用済自動車再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）が制定され，その中で解体業及び破砕業許可事務が平成16年度（平成16年7月）から新規事務となるものである。 なお，当該事務は中核市である宇都宮市のみ実施するものである。		
合併に向けた課題	解体業許可及び破砕業許可に係る許可基準（審査基準）の制定（廃棄物処理法との整合性）が必要である。 また，上記許可基準における関係法令上の調整（都市計画法，建築基準法，農地法等）が必要である。		
調整の考え方	中核市の事務として平成16年度から宇都宮市のみで実施する事業である。各町の範囲においては県が行うことになるが，その内容に差が無いと考えられることから，現行のまま新市に引き継ぐ。		

中分類	産業廃棄物	小分類	発生抑制・循環利用
事業名称	産業廃棄物多量排出事業者処理計画の策定指導		
事業目的・内容	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の平成12年6月の改正により，多量排出事業者は廃棄物の排出抑制や再生利用等を定めた処理計画を作成し，中核市に提出することが義務づけられたことに伴い，事業者に対する処理計画の策定指導を行う。		
合併に向けた課題	市町合併により担当が県から市に変更となる一部多量排出事業者について，その把握及び適切な周知をすることにより，合併後の当該事務の円滑な遂行に資するよう調整を図る必要がある。		
調整の考え方	中核市の事務であり，宇都宮市は市が，各町の範囲においては県が行っているが，その内容に差が無いことから，現行のまま新市に引き継ぐ。		

中分類	産業廃棄物	小分類	発生抑制・循環利用
事業名称	建設リサイクル法に基づく事務		
事業目的・内容	<p>建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）の規定に基づき市（建築指導課）に届出のあった届出書類が本課（廃棄物対策課）に情報提供される。</p> <p>その中で廃棄物処理法の見地から不適正に処理されたケースがあれば、事業者に対して是正措置を講じるよう指導する。</p>		
合併に向けた課題	<p>当該法律のうち、廃棄物処理法に関する事務は中核市（保健所設置市）の業務となることから、市町合併に伴い管轄区域が拡大する。従って、従前の担当者の県と十分協議する必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>特定行政庁である宇都宮市のみで実施している事務であり、各町の範囲においては県が行っているが、その内容に差が無いことから、現行のまま新市に引き継ぐ。</p>		

中分類	産業廃棄物	小分類	不適正処理の防止
事業名称	産業廃棄物許可業者への指導等		
事業目的・内容	<p>廃棄物処理法に違反した許可業者に対して厳格に行政処分を行うことで、産業廃棄物の適正処理の確保に資する。</p> <p>また、産業廃棄物許可業者から前年度の収集運搬及び処分の実績について報告を徴することで、違反行為の摘発等に努める。</p>		
合併に向けた課題	<p>新管轄区域の状況について栃木県と十分に調整を図り、合併後の当該事務の円滑な遂行に資するよう調整を図る必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>中核市の事務であり、宇都宮市は市が、各町の範囲においては県が行っているが、その内容に差が無いことから、現行のまま新市に引き継ぐ。</p>		

中分類	産業廃棄物	小分類	不適正処理の防止
事業名称	処理施設、事業所等への立入調査の徹底		
事業目的・内容	<p>産業廃棄物の適正処理推進のため、域内にある産業廃棄物処理施設（中間処理場、最終処分場等）へ定期的な立入調査を行う。</p>		
合併に向けた課題	<p>新管轄区域の状況について栃木県と十分に調整を図り、合併後の当該事務の円滑な遂行に資するよう調整を図る必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>中核市の事務であり、宇都宮市は市が、各町の範囲においては県が行っているが、その内容に差が無いことから、現行のまま新市に引き継ぐ。</p>		

中分類	産業廃棄物	小分類	不適正処理の防止
事業名称	不法投棄に関する関係機関との連携		
事業目的・内容	<p>年々増加している産業廃棄物の不適正処理事案の適切な解決のため、関係他機関との連携を図る。</p> <p>産業廃棄物不法投棄等防止連絡協議会（栃木県警）、硫酸ピッチ等不適正処理未然防止対策会議（栃木県環境整備課）、産廃スクラム23（東京都他周辺自治体）、青森、岩手県境不法投棄事件に係る事務などを行う。</p>		

合併に向けた課題	会議などにおいて示された有効な施策について、適切に施策に反映させていく。
調整の考え方	中核市の事務であり、宇都宮市は市が、各町の範囲においては県が行っているが、その内容に差が無いことから、現行のまま新市に引き継ぐ。

中分類	産業廃棄物	小分類	不適正処理の防止
事業名称	排出事業者に対する不適正処理防止指導		
事業目的・内容	平成12年度の法改正（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）により排出事業者責任が強化されたことを踏まえ、排出事業者に対する立入調査（産業廃棄物の処理状況（自社処理、委託）について確認）やPCB保管状況調査により産業廃棄物の適正処理指導を行う。		
合併に向けた課題	立入検査については、新管轄区域の状況について県と十分に調整を図り、合併後の当該事務の円滑な遂行に資するよう調整を図る必要がある。 また、PCB保管調査については、市町合併により担当が県から市に変更になる一部事業者について、その把握及び適切な周知をすることにより、合併後の当該事務の円滑な遂行に資するよう調整を図る必要がある。		
調整の考え方	中核市の事務であり、宇都宮市は市が、各町の範囲においては県が行っているが、その内容に差が無いことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中分類	産業廃棄物	小分類	不適正処理の防止
事業名称	産業廃棄物許可業者に対する不適正処理防止指導		
事業目的・内容	産業廃棄物許可業者（収集運搬業者）の適正処理を推進するため、当該許可業者に対し調査を実施し、必要に応じて指導、処分を行う。		
合併に向けた課題	新管轄区域の状況について栃木県と十分に調整を図り、合併後の当該事務の円滑な遂行に資するよう調整を図る必要がある。		
調整の考え方	中核市の事務であり、宇都宮市は市が、各町の範囲においては県が行っているが、その内容に差が無いことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中分類	産業廃棄物	小分類	適正処理の推進
事業名称	廃棄物処理施設の周辺環境調査		
事業目的・内容	廃棄物の処理及び清掃に関する法律規定に基づく立入検査の一環として、産業廃棄物最終処分場に係る周辺地域の地下水への影響調査を実施することで、最終処分場周辺地域における良好な住環境の確保を図る。		
合併に向けた課題	新管轄区域の状況について栃木県と十分に調整を図り、合併後の当該事務の円滑な遂行に資するよう調整を図る必要がある。		
調整の考え方	中核市の事務であり、宇都宮市は市が、各町の範囲においては県が行っているが、その内容に差が無いことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中分類	産業廃棄物	小分類	適正処理の推進
事業名称	廃棄物処理施設の整備促進		
事業目的・内容	<p>事業者が産業（一般）廃棄物処理施設を設置するにあたり，地域住民の要望等によって行うことになった環境整備事業（公民館設置，地元協議会運営費，監視員人件費等）に対して，一部事業費を負担する。</p> <p>現在まで実施している事業は，平成8年4月以前（栃木県が管轄）に締結されたものであり，宇都宮市が主体となって実施したケースはない。</p>		
合併に向けた課題	<p>対象事業や補助率等本事業の内容見直しを行う必要がある。</p> <p>また，栃木県との整合性をはかるべく調整を行う必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>中核市の事務であり，宇都宮市は市が，各町の範囲においては県が行っているが，その内容に差が無いことから，現行のまま新市に引き継ぐ。</p>		

(2) 原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの

中分類	環境行政推進	小分類	条例
事業名称	環境基本条例		
事業目的・内容	<p>今日の多様化する環境問題に対応するために、環境の保全及び創造に関する基本理念や市・事業者・市民の責務、基本施策などを定めた条例の運用を図る。</p> <p>また、生活環境を保全するために、公害防止などの環境保全に関する基本的施策、空き地の環境保全、地下水採取の範囲などを定めた条例の運用を図る。</p>		
合併に向けた課題	<p>宇都宮市が環境基本条例、上三川町が環境保全条例を制定しており、基本条例と個別規制条例ということで目的・性格が異なっているため、新市の自然的・社会的な状況を踏まえながら、条例の体系的なあり方・内容について協議・調整を行う必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>環境基本条例については、宇都宮市の条例を基準に調整する。</p> <p>環境保全条例については、宇都宮市への編入合併により、上三川町の条例が失効することから、宇都宮市の環境関連条例との内容整理、必要な条項や適用地域の限定などによる条例化について調整する。</p>		

中分類	環境行政推進	小分類	条例
事業名称	空き缶等の散乱防止に関する条例		
事業目的・内容	<p>近年、空き缶、吸い殻等の散在性廃棄物が年々増加する傾向にあるため、地域の環境美化促進のために、散在性廃棄物対策に関する条例を制定している。</p> <p>各市町でそれぞれ条例を制定している。</p>		
合併に向けた課題	<p>各市町の現行の条例を精査し、必要に応じて調整する必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>現行の各町の条例を精査のうえ、それぞれの趣旨が新市に引き継がれるよう調整を図る。</p>		

中分類	環境行政推進	小分類	条例
事業名称	廃棄物の処理及び清掃に関する条例		
事業目的・内容	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令及び同規則や浄化槽法に定めるもののほか、廃棄物の排出抑制やその適正な処理により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、必要な事項を定める条例を制定している。</p> <p>各市町でそれぞれ条例を制定している。</p>		
合併に向けた課題	<p>事業系ごみ排出基準及び手数料について、調整を図る必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>合併後円滑な事務執行が図れるよう、数値基準の変更に関しては、事前に十分周知する。</p>		

中分類	環境行政推進	小分類	制度・仕組み
事業名称	環境審議会		
事業目的・内容	環境の保全に関する基本的事項を調査審議するなどのために、環境審議会を設置し、運営を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市・上三川町が条例・規則を基に設置・運営しており、所掌事項や委員数、委員構成が異なっているため、これらについてすり合わせを行うとともに、法的根拠について協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市への編入合併により、上三川町の条例が失効することから、所掌事項や委員数などについて、宇都宮市環境基本条例・環境審議会規則を基準に調整する。		

中分類	環境行政推進	小分類	制度・仕組み
事業名称	廃棄物減量等推進審議会		
事業目的・内容	減量に関する事項、一般廃棄物の適正な処理の推進等に関する事項、その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について調査・審議するため常設の諮問機関を設置する。 宇都宮市だけが設置している審議会であり、審議会の答申に基づき、一般廃棄物に関する計画、施策を決定する。		
合併に向けた課題	委員定数及び推薦団体の構成、公募委員の数など、新しいエリアにおける枠組みを作る必要がある。 また、合併後の一般廃棄物処理実施計画（16年度末）策定にあたり、新枠組みでの委員の意見反映ができないことから、移行時における暫定的措置を検討する必要がある。		
調整の考え方	合併を踏まえて、委員の構成、選出母体、公募委員数や地域割などについて、検討する。		

中分類	環境行政推進	小分類	制度・仕組み
事業名称	環境パートナーシップ会議の設立、運営		
事業目的・内容	市・事業者・市民が協力・連携しながら、環境基本計画を効果的に推進するために、平成16年度に、その母体組織となる「(仮)環境パートナーシップ会議」を設立し、協働により具体的な環境保全活動を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市が取り組んでおり、参画メンバーや活動を新市全域に広げるため、PRなどの拡大方策について協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市環境基本計画のリーディングプロジェクトに位置付けられており、環境保全活動の推進にあたっては、市・市民・事業者の協働による取組が不可欠であることから、宇都宮市の取組を基準に新市に拡大できるように調整する。		

中分類	良好な生活環境	小分類	生活排水対策
事業名称	合併処理浄化槽の設置・普及		
事業目的・内容	生活環境の保全と公共用水域の水質保全を図るために、公共下水道等の集合処理の未整備地域において、合併処理浄化槽を設置する者に対し、設置費用の一部を補助する。		

合併に向けた課題	各市町で実施しているが、補助対象区域、補助額に相違があるため、これらについて協議・調整を行う必要がある。
調整の考え方	各市町の生活排水処理対策との考え方の整合性を図る必要があるが、補助金額については、合併時において宇都宮市の補助額（現在見直し中）を基準に調整する。 浄化槽整備基数については、各市町の補助対象区域など、現在の計画の内容・期間等を考慮し、新市に移行後、新市全体を対象とする計画を策定するものとし、それまでの期間は、現行の計画を地域別計画とする。

中分類	良好な生活環境	小分類	生活排水対策
事業名称	浄化槽法に基づく事務		
事業目的・内容	浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために、浄化槽の設置、保守点検、清掃についての規制等を行う。		
合併に向けた課題	各市町が浄化槽設置台帳を整備中であるため、整備手法及び整備内容について協議・調整を行う必要がある。 また、許可手数料が、各市町で異なっているため、協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	新市移行後の手数料については、事業者はエリア拡大等のメリットを享受することから、宇都宮市の額を基準に調整する。また、浄化槽台帳の整備については、設置基数が多い宇都宮市域を管理している宇都宮市の手法を基準に調整するものとし、合併後、その手法により順次整備していく。		

中分類	良好な生活環境	小分類	その他の生活環境
事業名称	空き地の適正管理指導		
事業目的・内容	住民の良好な生活環境を保全するために、空き地に繁茂した雑草を除去するようその土地の所有者、管理者又は占有者に対し、助言、指導又は勧告することにより、当該所有者等による自主的な空き地の適正管理がなされるよう促している。		
合併に向けた課題	宇都宮市が「指導要綱」、各町が「条例」により対応を図っているため、根拠法令について協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	事業内容については、各市町間による差異はなく同様の業務であることから、現行のまま新市に引き継ぐものとするが、指導根拠については、各市町の環境基本条例、環境保全条例等との関連もあることから、これらの条例と一体的に調整する。		

中分類	良好な生活環境	小分類	その他の生活環境
事業名称	一斉清掃・ごみゼロ運動		
事業目的・内容	住民参加のもと、関東地方環境美化運動の日（5月30日）を中心に統一美化キャンペーン（ごみゼロ運動）や年に数回、域内の清掃活動を実施（一斉清掃）し、地域環境の美化に関する住民の意識の高揚を図る。		

合併に向けた課題	事業内容や実施主体などの枠組み，報償金等の交付の有無，実施後における収集方法等について，調整する必要がある。
調整の考え方	事業については，宇都宮市の制度を基準に調整し，一斉清掃に対する自治会への報償金については，廃止の方向で調整を図る。

中分類	良好な生活環境	小分類	その他の生活環境
事業名称	公衆便所管理運営事業		
事業目的・内容	<p>住民及び域外からの来訪者の利便性と快適環境を確保するために，域内にある公衆便所の維持管理を行う。</p> <p>また，宇都宮市では，公衆便所の補完施設として，「善意のトイレ」を民間事業者の協力をいただき，市内15ヶ所に設置している。</p>		
合併に向けた課題	住民及び域外からの来訪者の利便性と快適環境を確保するため，常に清潔を維持していく管理体制が必要である。		
調整の考え方	<p>施設に付随する公衆便所については，その施設管理者が管理している（宇都宮市，上河内町）。</p> <p>一方，宇都宮市のみにある施設に付随しない不特定の者が利用する公衆便所については，清掃担当課が管理しており，体制に差がないことから，宇都宮市の制度を基準に調整する。また，コンビニエンスストアの普及により善意のトイレも含め，他の地域まで広げていく必要性は薄いと考える。</p>		

中分類	良好な生活環境	小分類	その他の生活環境
事業名称	騒音・振動監視		
事業目的・内容	<p>環境基準等の達成状況を把握するため，騒音規制法に基づく自動車騒音の状況を常時監視するため，騒音の測定を実施する。</p> <p>宇都宮飛行場周辺の「航空機騒音における環境基準」の地域指定の基礎資料を得るために，県と共同で騒音を調査する。</p> <p>また，東北新幹線鉄道に係る騒音・振動の実態を把握することにより，環境保全対策の基礎資料とし，JR東日本旅客鉄道(株)に改善を要望している。</p>		
合併に向けた課題	<p>宇都宮市で，自動車騒音に係る常時監視を実施しており，対象区域が拡大するため，測定に係る見直しやこの事務を実施している県と調整を行う必要がある。</p> <p>各市町で，新幹線騒音・振動調査を，上三川町で，環境騒音調査を実施しており，測定地点等について協議・調整を行う必要がある。</p>		
調整の考え方	各市町が独自判断で事業を実施しており，実施方法等が異なることから，宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	良好な生活環境	小分類	化学物質対策
事業名称	ダイオキシン類調査		
事業目的・内容	<p>ダイオキシン類による汚染状況を把握するために，ダイオキシン類対策特別措置法に基づき大気，河川等におけるダイオキシン類濃度を調査している。また，松葉中のダイオキシン類濃度の調査を実施する。</p>		

合併に向けた課題	<p>宇都宮市で、法律に基づくダイオキシン類による汚染状況の調査を実施しており、調査対象地域が拡大するため、測定計画の見直しや同様な事務を実施している県と調整を行う必要がある。</p> <p>上三川町で実施している松葉の調査については、今後の対応について協議を行う必要がある。</p>
調整の考え方	<p>中核市の業務であり、新市域においては、宇都宮市の考え方を基準に調整する。</p>

中分類	豊かな自然環境	小分類	自然環境保全
事業名称	アドバイザー会議の運営		
事業目的・内容	<p>開発事業を実施するにあたり、域内の良好な自然環境を守り、自然環境保全対策に関する総合的・統一的な検討及び事業の推進を図るために、自然環境各分野の専門家からアドバイスを受ける場を開発事業担当課に提供している。</p>		
合併に向けた課題	<p>宇都宮市のみが実施しており、統一的な対応を図るために、実施方法等について協議・調整を行う必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>自然環境の保全は、今後の環境行政推進上重要な位置付けであることや、行政自ら率先垂範して自然環境保全事業を実施するうえで、専門家からのアドバイスを受けることが必要不可欠であるため、新市移行後も継続して実施するものとし、宇都宮市の制度を基準に実施方法等について調整する。</p>		

中分類	豊かな自然環境	小分類	自然環境保全
事業名称	環境影響評価に関する指導		
事業目的・内容	<p>より良い環境形成に向け啓発・誘導を図っていくために、開発業者等の事業活動などの土地利用にあたって、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価することを推進し、環境配慮への要請を行う。</p>		
合併に向けた課題	<p>環境影響評価法に基づく事務等については、各市町がそれぞれの方法で対応しているため、統一的な対応がとれるよう協議・調整を行う必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>各市町の事業執行を統一した基準で行えるよう、宇都宮市の制度を基準に調整する。</p>		

中分類	豊かな自然環境	小分類	自然環境保全
事業名称	自然環境基礎調査		
事業目的・内容	<p>生物の生息状況等をもとに、環境変化を推し量ることができることから、自然環境のデータの蓄積と合わせ、自然環境における保護・保全への施策に反映するために、定期的な調査を実施している。</p>		
合併に向けた課題	<p>宇都宮市のみが実施しており、新市全域の調査とするために、エリアの選定・調査項目等について協議・調整を行う必要がある。</p>		

調整の考え方	自然環境基礎調査は、生物の生息状況等を基に環境の変化を押し量ることができる重要な調査であることから、新市移行後も調査を継続実施するものとし、調査時期・調査地域・調査項目などの事業内容については、各市町の地域性を考慮しながら新市に移行後に検討する。
--------	---

中分類	豊かな自然環境	小分類	資源の循環利用
事業名称	ハートクラブの運営		
事業目的・内容	商品購入時点でのごみの減量とリサイクルを推進するため、平成5年度、市内の小売店を対象として、「ハートクラブ」の加盟店制度を発足した。(宇都宮市のみの事業)		
合併に向けた課題	宇都宮市において、制度が形骸化しているため、スクラップして見直す必要があり、継続する場合は調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を新市域に引き継ぐ中で、制度の内容や運用の見直しを行う。		

中分類	地球環境問題	小分類	エネルギーの有効利用
事業名称	地域新エネルギービジョンの推進		
事業目的・内容	地球温暖化対策やエネルギーの安定供給を図るために、地域新エネルギービジョンに基づき、新エネルギーの公共施設への率先導入と市民・事業者への普及促進を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが策定しており、新市における新エネルギーの導入推進を図る観点から、具体的な施策・事業について協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	新エネルギーの地域適性に差異はないと考えられることから、宇都宮市地域新エネルギービジョンに基づき、施策・事業を推進する。		

中分類	地球環境問題	小分類	エネルギーの有効利用
事業名称	住宅用太陽光発電システム設置費補助金		
事業目的・内容	地球温暖化対策やエネルギーの安定供給につなげるために、住宅にシステムを設置する者に対し、設置費用の一部を補助する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが制度化しており、新市全域にシステムの普及拡大を図るため、各町の設置状況を把握し、効率的な制度となるよう協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市地域新エネルギービジョンに位置付けられたものであり、新市全域で普及促進を図るため、宇都宮市の制度を基準に事業費等について調整する。		

中分類	環境保全行動	小分類	環境学習
事業名称	環境学習基本指針の推進		
事業目的・内容	環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に向けて、環境学習を総合的・体系的に展開するために、環境学習基本指針に基づき、住民・学校・事業所等各主体の取組を促進するとともに、各種の施策・事業を推進する。		

合併に向けた課題	宇都宮市のみが策定しており、環境学習を総合的・体系的に実施する観点から、各町の実施している施策・事業を把握し、その統一的・効果的な推進方法について協議・調整を行う必要がある。
調整の考え方	環境学習の目標や推進施策については、特に地域的な差異がないことから、宇都宮市環境学習基本指針に基づき、施策・事業を推進する。

中分類	環境保全行動	小分類	環境管理活動
事業名称	公共施設における環境管理活動		
事業目的・内容	行政が一事業者としての立場から、率先して自らの事務事業において環境管理活動に取り組むために、環境マネジメントシステム構築の有効な手段となるISO14001の認証を取得し、順次、公共施設へのシステム拡大を図りながら、環境に与える影響を継続的に改善する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみがISO14001の認証を取得し、環境マネジメントシステムを構築しており、新市の公共施設へのシステム拡大を図るため、スケジュールや活動目標等について協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市環境基本計画のリーディングプロジェクトに位置付けられており、行政が率先して環境マネジメントシステムを確立することが不可欠であることから、宇都宮市の制度を基準に、学校を除く全ての公共施設にシステム導入を図るためのスケジュールなどについて調整する。		

中分類	環境保全行動	小分類	環境管理活動
事業名称	学校・家庭への環境配慮行動の誘導，促進		
事業目的・内容	日常生活における自主的な環境配慮行動を誘導・促進するために、環境にやさしい行動を実践している学校・家庭に対する独自の認定制度を運用する。 各学校・各家庭が環境マネジメントシステムの考え方に沿い、自主的に省エネ・省資源・ごみの減量などに係る計画・行動・点検・見直しを行い、環境配慮行動に継続的に取り組む。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが取り組んでおり、効果的・効率的な制度のあり方について協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	学校・家庭での環境配慮行動を誘導・促進する必要があることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中分類	環境保全行動	小分類	環境管理活動
事業名称	事業者への環境配慮行動の誘導，促進		
事業目的・内容	事業活動における自主的な環境配慮行動を誘導・促進するために、ガイドブックの発行、相談窓口の設置など事業者に対する環境マネジメントシステム構築に関する支援を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが取り組んでおり、効果的・効率的な制度のあり方について協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	事業所での環境配慮行動を誘導・促進する必要があることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中分類	リサイクル	小分類	分別収集・資源化
事業名称	分別収集強化拡大事業		
事業目的・内容	現在，宇都宮市・上河内町・河内町では5種10分別，上三川町では5種12分別によりごみの分別収集を行っている。循環型社会の形成を推進することや焼却量・埋立量の削減のために「容器包装リサイクル法」に規定されている「その他プラスチック製容器包装」の分別を行う。		
合併に向けた課題	各市町とも「その他プラスチック製容器包装」の分別を検討しているため，実施時期・方法など整合を図ることが必要である。		
調整の考え方	合併後も，調整を図りながら現行の計画を推進していく。		

中分類	リサイクル	小分類	分別収集・資源化
事業名称	ごみ組成分析調査		
事業目的・内容	ごみステーションに排出されたごみの組成を分析すること，及び平成8年度・10年度・13年度に実施したごみ組成分析調査結果と比較し，組成の変化を検証することにより，組成ごとの排出量の把握，家庭系・事業系ごとの排出量の把握，分別協力度の把握等に関する基礎数値及び減量化・資源化施策事業の効果的立案とその効果を検証することを目的として2～3年ごとに実施する。 宇都宮市のみが実施している。		
合併に向けた課題	調査の精度を向上するため，季別調査の回数を増加する必要がある。		
調整の考え方	ごみの組成分析結果も参考にしながら，減量化・資源化施策の策定をすることが有効であることから，宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中分類	リサイクル	小分類	分別収集・資源化
事業名称	資源物・ごみ適正排出指導		
事業目的・内容	市民に対し，ごみ減量・分別・排出などについて，総合的な指導を行う。 ごみが適正に出されていないごみステーションの利用者などに啓発チラシ等を配布するほか，ごみステーションにおいて，周辺環境の悪化を招く収集しないルール違反ごみなどを収集する。		
合併に向けた課題	自治会未加入者への対応，ごみステーション管理方法，ルール違反ごみへの対応，ごみステーション利用者への指導方法を統一する必要がある。		
調整の考え方	現在，各市町が実施している事業で，各市町内で完結する事業である。しかし，各市町間で事業実施の手法が違うことから，合併までに調整する。		

中分類	リサイクル	小分類	有機性廃棄物
事業名称	食品循環資源飼料化事業		
事業目的・内容	有機性廃棄物の給食残渣を飼料化し，生ごみの減量化・資源化を図る。 宇都宮市のみが実施しており，食品循環資源飼料化事業のプラントを建設し，市内公共施設の給食残渣を飼料化して，市内養豚農家の豚のえさとして使用する。		

合併に向けた課題	市域の拡大に伴い、飼料化事業の成立性を再検討する必要がある。
調整の考え方	宇都宮市のみで実施しており、現行の試行事業を継続する。

中分類	リサイクル	小分類	有機性廃棄物
事業名称	事業系生ごみ資源化事業		
事業目的・内容	<p>多量の生ごみを資源化するためには、資源化したもの（堆肥・飼料等）の流通が課題である。</p> <p>このため、民間事業者による資源化施設の整備、運営を誘導する。</p>		
合併に向けた課題	各町の事業系生ゴミが清掃工場で焼却されている場合（各町で把握していない）は、民間事業者の資源化事業を拡大するよう誘導を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市のみで実施しており、宇都宮市の制度を新市域において適用する。		

中分類	リサイクル	小分類	有機性廃棄物
事業名称	地域等での減量化・資源化取組支援事業		
事業目的・内容	<p>家庭から排出される生ごみやせん定枝、落ち葉等を個人単位でなく、共同でリサイクル（堆肥化）する市民主体のリサイクルを推進する。</p> <p>近隣住民や自治会、住宅団地等の地域の任意グループが共同して堆肥場を設置し、自主的に管理運営する共同堆肥場づくりに対して必要な支援を行う。</p>		
合併に向けた課題	住民主体のリサイクル方法を啓発し、拡大するため、どのような支援（やり方・場所の確保など）が必要か検討する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市のみで実施しており、宇都宮市の制度を新市域において適用する。		

中分類	リサイクル	小分類	焼却灰
事業名称	溶融スラグの有効利用		
事業目的・内容	<p>ごみ焼却により発生した灰を溶融することでスラグを生成し、アスファルト用骨材等の土木資材として有効利用することにより資源循環型社会の構築を図る。</p>		
合併に向けた課題	宇都宮市が有効利用を推進する方策が決まれば、新市においても、同じ方針で継続していく。		
調整の考え方	溶融スラグの有効利用については、平成16年度に宇都宮市の公共工事において利用を開始していく予定であるが、新市に移行後は、市内全域で利用を進めていく。		

中分類	一般廃棄物	小分類	許可事務
事業名称	一般廃棄物関係許可事務		
事業目的・内容	<p>廃棄物処理法の規定に基づき、一般廃棄物処理業及び処理施設の許可事務を行う。</p>		

	一般廃棄物収集運搬業許可事務，一般廃棄物処分業許可事務，一般廃棄物処理施設許可（届出）事務を行い，一般廃棄物処理施設許可（届出）事務については，宇都宮市が中核市に指定されたことにより栃木県から委譲された事務である。
合併に向けた課題	許可申請手数料，許可基準，申請書類等の統一化を図る必要がある。
調整の考え方	法律（廃棄物処理法）に基づく事務であり，手数料を除き大きな差異はないことから，宇都宮市の制度を基準に調整する。

中分類	一般廃棄物	小分類	減量化・発生抑制
事業名称	生ごみ等減量化資源化計画の推進		
事業目的・内容	資源循環社会を形成していくには，焼却ごみの5割を占める生ごみ等の減量化・資源化を総合的，計画的に推進していく必要があるため，「生ごみ等減量化・資源化計画」を策定する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみ個別計画を有しており，上位計画であるごみ処理基本計画の改定に併せて，検討することが必要である。		
調整の考え方	生ごみ等の資源化は，引き続き課題であり，計画に基づき事業を推進する。		

中分類	一般廃棄物	小分類	減量化・発生抑制
事業名称	家庭用生ごみ処理機器普及事業		
事業目的・内容	生ごみの減量化・資源化に有効な手法である，コンポスト容器及び機械式生ごみ処理機の購入者に対して，購入費の一部を補助する。 また，宇都宮市においては補助制度による集合住宅等へ大型生ごみ処理機共同利用について，モデル事業を通して，地域での維持管理体制や堆肥の活用等の仕組み作り等を検討している。		
合併に向けた課題	補助金額等にばらつきがあることから，調整を図ることが必要である。交付要綱の改正が必要である。		
調整の考え方	補助限度額は高水準となるが，家庭の生ごみの減量化・資源化を促進するため，宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	一般廃棄物	小分類	減量化・発生抑制
事業名称	事業系ごみ減量化促進事業		
事業目的・内容	事業系ごみの適正処理（自己処理・許可業者への委託），分別の徹底，減量化・資源化を推進し，焼却量・埋立量を低減化する。 多量排出事業所への指導強化（オフィス古紙の分別の徹底，食品残渣の減量化・資源化），自己処理基準の強化，大規模事業所への減量化計画策定の義務化を推進する。		
合併に向けた課題	各市町により実施している内容が異なることから，新市における事業内容，手法について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	新市移行後も，事業系ごみの適正処理や減量化を促進するための指導が必要であることから，事業所へのごみ減量等適正処理を促進する事業を推進している宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中分類	一般廃棄物	小分類	減量化・発生抑制
事業名称	ごみダイエットアクションプログラム		
事業目的・内容	各家庭におけるごみ排出量の実態と減量化・資源化の取組状況及びその効果を把握し、今後の意識啓発における基礎資料とするとともに「ごみ減量行動手引き」の効果的な改訂を行うことを目的とする。 ごみ排出量の実態を把握するためのモニターを募集する。		
合併に向けた課題	宇都宮市の身の事業であり、統一した意識啓発を進めるために、内容の調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を新市域において適用する方向で調整を図る。		

中分類	一般廃棄物	小分類	減量化・発生抑制
事業名称	リサイクル推進員（保健委員）制度		
事業目的・内容	循環型社会の実現に向けて、住民のごみ減量・リサイクル推進の意識啓発の推進役、地域のごみ問題のリーダー役として、各自治会長の推薦により原則1名の推進員を委嘱している。定期的な研修会の実施、機関紙の発行、活動報告会等を実施し、各地区での主体的活動の促進を図る。		
合併に向けた課題	各市町において、地域のごみに関わる様々な位置付けの住民の協力員制度があるが、どのような方向で各制度の統一を図っていくのか検討の必要がある。		
調整の考え方	保健委員制度が残っている町にあっては、地域のごみに関わる問題をその役割としているが、保健衛生という視点からではなく、住民へのごみ減量の意識啓発等の取組を担う地域のごみ問題のリーダー役としての住民の協力体制が必要であることから、宇都宮市の制度である「リサイクル推進員制度」を念頭に調整を図る。		

中分類	一般廃棄物	小分類	減量化・発生抑制
事業名称	社会科補助教材の編集		
事業目的・内容	小学校3・4年生を対象に、地域環境保全の見地からごみに関する諸問題について関心をもたせ、知識を身に付けさせると同時に、ライフスタイルの見直しや、自分たちにできることについて考えさせ、循環型社会の形成を目指す。		
合併に向けた課題	市町により様々な対応となっているため、編集主体も含めて統一的な対応を検討していく必要がある。		
調整の考え方	新市の全小学校に配布する。町によっては、環境問題以外のテーマも含めた総合的な補助教材を配布しているため、教育委員会とも連携をとったうえで、対応する。		

中分類	一般廃棄物	小分類	減量化・発生抑制
事業名称	清掃事業協力者表彰		
事業目的・内容	宇都宮市が行う清掃事業に関し、功労又は善行があると認められた個人又は団体に対し、感謝状を贈呈する。 地区連合自治会長からの推薦（連合自治会単位で各1名1団体）を受ける。		

合併に向けた課題	宇都宮市だけの事業であるため、各町へも事業の拡大を図ることが可能か検討する必要がある。
調整の考え方	善行者を表彰することで、住民に、意識啓発を促すことができる。 宇都宮市だけが実施している事業であるため、表彰の枠を拡大するなど、新市全体に実施する方向で調整する。

中分類	一般廃棄物	小分類	減量化・発生抑制
事業名称	くらしとごみ体験事業		
事業目的・内容	ごみ問題を含め、地球環境に配慮した行動を実行させるには、子どもの頃からの経験や学習が大切であることから、小学校3・4年生社会科補助教材の配付事業を補完する事業として、買い物シュミレーションゲームによる体験学習を実施する。それにより、身近なくらしと環境のつながりを実感させ、子どもたち自らが自分たちにできることは何かを気付かせ、具体的な行動に結びつかせる。		
合併に向けた課題	小学校で授業ができる講師を養成することが必要となっている。		
調整の考え方	現在、宇都宮市のみで行っている事業であり、対象校を拡大していく。		

中分類	一般廃棄物	小分類	廃棄物収集
事業名称	動物死体収集運搬業務		
事業目的・内容	一般家庭から排出される動物の死体及び道路上に放置された動物の死体を収集運搬する。 委託業者が電話連絡及び持込みなどによって受付を行ない、動物死体を翌日までに迅速かつ漏れなく収集し、業者の敷地内の冷凍庫に保管する。		
合併に向けた課題	収集手数料（飼主の有無による収集手数料の差異）について調整する必要がある。 収集委託料の算出根拠、委託業者の選定方法、委託業務の入札方法、平日17時以降・土日曜日・祝休日・年末年始の収集体制、収集運搬に使用する保冷庫、収集後の一時保管のための冷凍設備について検討する必要がある。 民地における死体回収の扱いの調整が必要である。		
調整の考え方	収集手数料、収集運搬に使用する保冷庫や収集後の一時保管のための冷凍設備の必要性、収集体制などが違うことから、合併までに調整する。		

中分類	一般廃棄物	小分類	廃棄物収集
事業名称	粗大ごみ収集業務		
事業目的・内容	粗大ごみを工場に直接搬入できない住民に対して、有料で収集を行う。 粗大ごみ証紙（納付券）を登録販売所へ販売し、販売所は住民に販売する。 粗大ごみ電話受付け業務を実施する。		
合併に向けた課題	粗大ごみの定義について、統一を図る必要がある。 手数料の設定や納入方法、収集方法等が違うことから、これらの統一		

	について、また、家電4品目の取扱いなどを調整する必要がある。
調整の考え方	粗大ごみの定義、粗大ごみ電話受付業務、収集回数、収集方法(委託・直営)などについて合併までに調整する。

中分類	一般廃棄物	小分類	廃棄物収集
事業名称	ごみステーション申請に関する事務		
事業目的・内容	ごみステーションの設置(新設、移動、廃止)をする場合には、市町に申請書を提出する。 市町は、申請書の内容調査・現地調査を行い許可の可否をする。また、ごみステーション看板を必要に応じて配布する。 なお、ごみステーションの維持管理は、利用者・管理者などが行う。		
合併に向けた課題	ごみステーションの申請者・申請書様式・設置基準の統一、ステーション設置の補助制度、ステーション管理者の設置、利用者の把握方法の調整を図る。		
調整の考え方	宇都宮市のごみステーションの設置基準を基本とし、宇都宮市の設置基準になく、各町の設置基準にある事項については、宇都宮市の設置基準に取り入れるよう調整する。		

中分類	一般廃棄物	小分類	廃棄物収集
事業名称	ごみ収集にかかる苦情処理		
事業目的・内容	住民からのごみ収集及びごみステーションの管理などにかかる苦情処理(取残し、収集後の排出、17時以降、土日曜日の対応)をする。 住民及び庁内からの不法投棄物収集の対応をする。		
合併に向けた課題	苦情に対して、収集の対応をとる機動性や体制に差があるため、調整する必要がある。		
調整の考え方	ごみ収集運搬業務にかかる苦情・問い合わせの対応は、各地域で完結するものであるため、合併時までに、統一的な対応方法を調整する。		

中分類	一般廃棄物	小分類	廃棄物処理
事業名称	ごみ処理事業		
事業目的・内容	一般廃棄物(ごみ)を適正に処理する。 上河内町・河内町・上三川町のごみについては宇都宮市が委託を受けて処理している。		
合併に向けた課題	現在、ごみ処理については、宇都宮市の施設で1市4町(宇都宮市・河内町・上河内町・上三川町・石橋町)のごみを処理しているが、新市のごみを円滑に処理できるか施設の処理能力などについて検討する必要がある。		
調整の考え方	ごみ処理については、自区内処理が原則であることから、新市の枠組みで行う。 石橋町は現在の1市4町の処理から離脱するように調整する。離脱の時期についても調整する。		

中分類	一般廃棄物	小分類	廃棄物処理
事業名称	埋立ごみ処理事業		
事業目的・内容	ごみ及びし尿の処理によって発生する焼却残渣や不燃残渣等を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令に基づき適正に処分する。		
合併に向けた課題	現在，宇都宮市の施設で1市4町（宇都宮市・河内町・上河内町・上三川町・石橋町）の埋立ごみを処理しているが，埋立ごみ量の増加の可能性もあることから，最終処分場の埋立計画を見直す必要がある。		
調整の考え方	埋立ごみ処理事業はごみ処理事業と一体であり，自区内処理が原則であることから，新市の枠組みで行う。 石橋町は現在の1市4町の処理から離脱するように調整する。離脱の時期についても調整する。		

中分類	一般廃棄物	小分類	廃棄物処理
事業名称	し尿処理事業		
事業目的・内容	環境保全のためし尿・浄化槽汚泥を適正に処理する。 上河内町，河内町のし尿・浄化槽汚泥については宇都宮市が委託を受けて処理している。 上三川町については小山広域保健衛生組合の枠組みで処理している。		
合併に向けた課題	上三川町のし尿・浄化槽汚泥の取扱い。ただし，し尿・浄化槽汚泥は毎年減少していることから処理能力には余裕があり，新市移行後も対応は可能と思われる。		
調整の考え方	し尿処理については自区内処理が原則であることから，新市の枠組みで行う。 上三川町は現在の広域処理組合から離脱し，新市へ移行するように調整する。		

中分類	一般廃棄物	小分類	廃棄物処理
事業名称	一般廃棄物処理実施計画の策定		
事業目的・内容	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び施行の規定に基づき，市町村区域内から発生する一般廃棄物について，適正かつ効率的な処理を図ることを目的に策定されなければならない。		
合併に向けた課題	各市町が個別に計画を有しており，また計画の内容・数値目標の統一を図る必要がある。 平成16年度末には，新市としての計画の策定をすることが必要になる。		
調整の考え方	新市移行前の年度末に計画を策定する必要があるため，宇都宮市が中心となり，各町との調整を図りながら策定する。		

中分類	一般廃棄物	小分類	廃棄物処理
事業名称	一般廃棄物処理手数料		
事業目的・内容	各工場で事業所及び許可業者から徴収する廃棄物処理手数料収入の管理や、社会福祉事業など営利を目的としない団体からの同手数料の減免について管理する。		
合併に向けた課題	一般廃棄物処理手数料金の違い（上三川町のし尿）について、調整を図る必要がある。 減免基準について統一を調整する必要がある。		
調整の考え方	住民サービスに直結する手数料（料金）であり新市一元化することが必要なため、新市移行前に十分な周知期間を設け、混乱を回避する。		

中分類	一般廃棄物	小分類	不適正処理の防止
事業名称	不法投棄防止パトロール等の実施		
事業目的・内容	年々増加している一般廃棄物の不適正処理（不法投棄，野焼き等）の早期発見，未然防止を図るために実施する。 宇都宮市・上三川町・河内町において，警備会社等への委託や非常勤嘱託員によるパトロールを実施しているほか，宇都宮市においては，不法投棄監視カメラを設置している。		
合併に向けた課題	不法投棄監視パトロールにおいては，自治体間で事業手法が異なるため，調整が必要となる。 その他，効果的方策を検討する。		
調整の考え方	監視パトロールについては，委託方法，委託日数等について，宇都宮市の制度を基準に調整する。 監視カメラについては，宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	一般廃棄物	小分類	不適正処理の防止
事業名称	排出事業者に対する不適正処理防止指導		
事業目的・内容	年々増加している一般廃棄物の不適正処理事案（不法投棄，野焼き等）について，行為者に是正指導を行っていくことで，当該事案の減少に資する。		
合併に向けた課題	指導基準，指導方法など行為者への指導内容の統一化を図る必要がある。		
調整の考え方	事業内容について自治体間の差異は基本的でないことから，宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	一般廃棄物	小分類	不適正処理の防止
事業名称	一般廃棄物許可業者に対する不適正処理防止指導		
事業目的・内容	一般廃棄物許可業者（収集運搬業者）の適正処理を推進するため，当該許可業者に対し調査を実施し，必要に応じて指導，処分を行う。		
合併に向けた課題	指導基準，行政処分基準など許可業者への指導内容の統一化を図る必		

	要がある。
調整の考え方	事業内容について自治体間の差異は基本的でないことから、宇都宮市の制度を基準に調整する。

中分類	一般廃棄物	小分類	不適正処理の防止
事業名称	住民等による不法投棄監視		
事業目的・内容	<p>年々増加している一般廃棄物の不適正処理事案（不法投棄，野焼き等）について，行政以外の団体からの協力を求めていくことで，早期発見，未然防止に資する。</p> <p>地域住民（リサイクル推進員・保健委員等）による情報提供，郵便局との情報提供業務委託などを実施し一定の効果をあげている。</p>		
合併に向けた課題	<p>当該事業を新市全域で実施することに対し，各町における住民組織の整備や自治体と郵便局の管轄区域に関する調整が必要となる。</p> <p>その他，効果的方策を検討する。</p>		
調整の考え方	<p>本事業は予算額なしで一定の成果をあげていることから，宇都宮市の制度を基準に調整していく。</p> <p>なお，宇都宮市のリサイクル推進員制度は独自の制度であることから，協力を求める地域住民については調整する。</p>		

中分類	産業廃棄物	小分類	条例
事業名称	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（土砂条例）		
事業目的・内容	<p>有害物質を含んだ土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び土砂等の崩落，飛散又は流出による災害発生を未然に防止することを目的として制定した本条例に基づき，許可事務を行う。</p>		
合併に向けた課題	<p>各自治体で施行している条例内容について，許可対象面積，許可条件，手数料などの統一性を図る必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>各条例に基づき各市町全てで実施しており，基本的な内容について差異はほとんどない。</p> <p>従って，今後は宇都宮市の制度を基準に，対象面積，許可条件，手数料等について調整する。</p>		

中分類	産業廃棄物	小分類	不適正処理の防止
事業名称	不法投棄防止パトロール等の実施		
事業目的・内容	<p>年々増加している産業廃棄物の不適正処理（不法投棄，野焼き等）の早期発見，未然防止を図るために実施する。</p> <p>宇都宮市・上三川町・河内町において，警備会社への委託や非常勤嘱託員によるパトロールを実施しているほか，宇都宮市においては，不法投棄監視カメラを設置している。</p>		
合併に向けた課題	<p>監視パトロールについては，個別に実施している事業の統一化を図る必要がある。また，その他，合併により市域が拡大することに伴い，不</p>		

	法投棄監視事務にかかる効果的方策の実施について検討する必要がある。
調整の考え方	監視パトロールについては、委託方法、委託日数などについて、宇都宮市の制度を基準に調整する。 監視カメラについては、宇都宮市の制度を基準に調整する。

中分類	産業廃棄物	小分類	不適正処理の防止
事業名称	住民等による不法投棄監視		
事業目的・内容	<p>年々増加している産業廃棄物の不適正処理事案（不法投棄、野焼き等）について、行政以外の団体からの協力を求めていくことで、早期発見、未然防止に資する。</p> <p>地域住民（リサイクル推進員）による情報提供、郵便局との情報提供業務委託などを実施し一定の効果をあげていることから、今後はさらに協力範囲の拡大など内容の充実を図っていく必要がある。</p>		
合併に向けた課題	<p>各市町で個別に実施している事業の統一化を図る必要がある。</p> <p>その他合併により市域が拡大することに伴い、不法投棄監視事務にかかる効果的方策の実施について検討する必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>本事業は予算額なしで一定の成果をあげていることから、宇都宮市の制度を基準に調整していく。</p> <p>なお、宇都宮市のリサイクル推進員制度は独自の制度であることから、協力を求める地域住民については調整する。</p>		

(3) 原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整するもの

中分類	環境行政推進	小分類	基本計画
事業名称	環境基本計画		
事業目的・内容	環境行政を総合的・計画的に展開するため、環境面における総合計画としての位置付けのもとに、望ましい環境像、市・事業者・市民の基本的役割、具体的な施策を盛り込んだ環境基本計画を策定し、推進を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが策定しており、新市全域を対象とする計画とするため、統一的な環境施策や数値目標、地域別環境配慮指針などの設定について協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市環境基本条例により、環境基本計画策定の義務が規定されており、新市において、総合的・計画的な施策の展開が図れるよう、新市に移行後、速やかに新たな計画の策定（現計画の改定）をする。		

中分類	環境行政推進	小分類	基本計画
事業名称	ごみ処理基本計画		
事業目的・内容	廃棄物の処理及び清掃に関する法律により策定が義務付けられている、廃棄物処理事業の基本方針や施策を定めた計画を策定する。		
合併に向けた課題	合併後、直ちに新たなエリア・人口・ごみ処理量を基に基本計画を改定することが必要である。		
調整の考え方	各市町が現計画を保有しているが、宇都宮市においては、現計画は平成17年度が改定時期にあっており、合併後の諸条件に基づいて新市としての計画を策定する。		

中分類	良好な生活環境	小分類	その他の生活環境
事業名称	各種公害苦情相談対応		
事業目的・内容	事業活動やその他の人の活動に伴って生じる環境上の障害により、人の健康や生活環境に被害が生じ、又は生じるおそれがあるために、その被害を防止する措置等を行う。		
合併に向けた課題	各市町がそれぞれの方法で対応しているため、統一的な対応が取れるよう協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	従来 of 事務を踏襲し、意見交換、連絡調整を図り統一的な対応が取れるよう調整する。		

中分類	良好な生活環境	小分類	化学物質対策
事業名称	内分泌攪乱化学物質調査		
事業目的・内容	内分泌攪乱化学物質による水質の汚濁の状況を把握するため、国が平成10年度に策定した「環境ホルモン戦略計画 SPEED 98」に基づき、河川における内分泌攪乱化学物質の濃度を調査する。		
合併に向けた課題	宇都宮市で内分泌攪乱化学物質の調査を実施しており、調査対象地域が拡大するため、調査の対象とする河川等の見直しや同様な事務を実施している県と調整を行う必要がある。		

調整の考え方	宇都宮市のみで実施しており，調査河川，調査地点等について，有効性，必要性などを勘案しながら調整する。
--------	--

中分類	良好な生活環境	小分類	発生源対策
事業名称	ゴルフ場農薬調査		
事業目的・内容	ゴルフ場で使用される農薬による河川等への影響や，今後の水質汚染防止対策の検討資料を得るとともに，農薬使用の適正化について指導の徹底を図り，水質汚染の未然防止に努めるために，ゴルフ場の排水及び地下水の調査を実施する。		
合併に向けた課題	環境保全協定は，各市町と各ゴルフ場により締結しており，調査の測定方法・測定項目・測定頻度等も異なるため，基本的な考え方について協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	各市町がゴルフ場との協定を基に実施しており，調査内容などについて同一性を持たせるため，協議・調整する。		

中分類	地球環境問題	小分類	資源の循環利用
事業名称	地球温暖化対策推進法に係る実行計画の推進		
事業目的・内容	自らの事務事業における温室効果ガス排出抑制のために，平成11年4月に施行された「地球温暖化対策推進法」の義務規定に基づき実行計画を策定・推進し，実施状況と温室効果ガスの総排出量を公表している。 また，平成13年4月に施行された「グリーン購入法」の努力規定に基づき，環境物品等の調達方針を作成し，購入する。		
合併に向けた課題	各市町が実行計画を策定し推進しており，基準年度や目標設定項目・目標値が異なっているため，計画のすり合わせを行うとともに，統一的な取組が図れるよう協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	地球温暖化対策推進法により，計画策定の義務が規定されており，基準年度や目標設定項目・目標値などの調整を行い，新市に移行後，速やかに新たな計画を策定する。		

中分類	地球環境問題	小分類	エネルギーの有効利用
事業名称	公共施設への新エネルギー導入事業		
事業目的・内容	地球温暖化対策やエネルギーの安定供給につなげるために，公共施設の新改築に併せ，太陽光発電システムなどを率先して導入する，また，公用車にクリーンエネルギー自動車を導入するなどし，住民や事業者に対し，新エネルギーの必要性・効果等をPRする。		
合併に向けた課題	宇都宮市・上三川町・河内町が導入しており，上河内町が導入予定であり，新市全域への波及効果の高まりや新エネルギー・産業技術総合機構などからの補助金を確実に確保するため，計画的な導入が図れるよう協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	地球温暖化対策推進法に基づく実行計画との連動もあることから，この計画とのすり合わせを行いながら，新市に移行後，速やかに実行計画を策定する。		

中分類	環境保全行動	小分類	環境学習
事業名称	環境情報の整備と提供		
事業目的・内容	<p>環境問題についての正しい知識と理解を普及するために、環境に関する様々な情報を収集・整備し、これらの情報が住民や事業者の間で有効に活用されるよう、わかりやすく利用しやすい形で提供する。また、住民・事業者・行政の情報の共有化を図り、双方向の交流や相互理解を進める。</p> <p>ホームページにより条例、計画、制度、イベントなどの情報提供を行うほか、環境状況報告書等により大気・水質・ダイオキシン等の環境の状況、施策の実施状況などを公表する。</p>		
合併に向けた課題	宇都宮市・上三川町が実施しており、統一的な情報提供を行うため、情報の種類・内容・方法などについて協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	情報の種類・内容・提供方法などに温度差があることから、合併時まで方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。		

中分類	環境保全行動	小分類	環境学習
事業名称	環境保全意識啓発事業（各種イベント等）		
事業目的・内容	今日の様々な環境問題について関心と理解を深め、問題解決に向け積極的に行動する人づくりのために、環境教室や参加・体験型のイベント等を開催している。		
合併に向けた課題	各市町が実施しており、効果的・効率的な事業の展開を図るため、事業内容や実施方法について協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市が数多くの事業を行っているが、こどもエコクラブの運営や出前講座の開催は共通の事業であることから、効果的・効率的な事業展開が図れるよう、新市に移行後、速やかに調整する。		

中分類	リサイクル	小分類	分別収集・資源化
事業名称	資源ごみ等の適正処理		
事業目的・内容	<p>廃棄物（焼却ごみ以外）のうち、資源物については安定したリサイクルルートで売払い収入を確保することにより自治体の財源に寄与し、他の不燃系ごみについては適正処理の推進に努める。</p> <p>また、不法投棄された廃家電についても、リサイクル券を購入し、適正なルートで処理している。</p>		
合併に向けた課題	資源物の紙・布類について、自治体の業務としてではなく、資源回収業者に自主回収させ売払いをさせている自治体（上三川町）もあり、調整の必要性がある。		
調整の考え方	資源物（紙・布類）の処理を宇都宮市の制度に統一するには、現有処理施設の規模拡大あるいは同程度の施設が新たに必要となるため、収集体制（直営・委託・資源回収業者）と併せて方向付けを行う。		

中分類	リサイクル	小分類	分別収集・資源化
事業名称	資源ごみ集団回収推進事業		
事業目的・内容	機能している民間ルートでの資源物のリサイクルシステムを維持・拡大し、ごみの減量化・資源化を推進することを目的としてびん・缶・紙類等資源物の集団回収活動を推進する。なお、協力団体に報償金を交付し、活動の活性化を図る。		
合併に向けた課題	各市町において、補助金・報償金の水準、事務処理の流れにばらつきがあることから、調整を図る必要がある。交付要綱を調整する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の現行の報償金・補助金について見直しを図り、並行して各町との調整を図りながら、合併後、速やかに新たな基準を適用する。		

中分類	一般廃棄物	小分類	廃棄物収集
事業名称	ごみ収集運搬事業		
事業目的・内容	一般家庭から排出されたごみの収集運搬を実施する。		
合併に向けた課題	委託区域の範囲の設定、委託料の算出根拠、委託業者の選定方法、委託業務の入札方法、委託業務の範囲の設定（ごみ種類別委託）、委託業務の契約期間などの調整を図る必要がある。 祝休日、年末年始の収集体制の統一を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町で収集体制、収集頻度、収集時間などが違うことから、合併までに方向付けを行ない、新市に移行後調整する。		

(4) 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整するもの

中分類	良好な生活環境	小分類	生活排水対策
事業名称	生活排水処理計画の推進		
事業目的・内容	生活環境の保全と公共用水域の水質保全を図るうえで、生活排水対策を積極的に推進していくために、生活排水処理計画を策定し、公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水事業・合併処理浄化槽設置整備事業などによる生活排水の処理施設を逐次整備する。		
合併に向けた課題	各市町が計画を策定しており、計画の期間、各事業の整備方針、数値目標等が異なっているため、新たな計画の策定が必要になるが、下水道・農集・合併浄化槽の各整備事業の対応を検討した上で、全体計画について協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	生活排水処理計画の個別計画である下水道・農集・合併浄化槽の各整備事業については、新市移行後調整に期間を要することから、新市に移行後も当面現行どおりとするも、新市全体を対象とする新「生活排水処理計画」の策定に向けて調整する。		

中分類	良好な生活環境	小分類	発生源対策
事業名称	公害の未然防止指導		
事業目的・内容	大規模開発や工場の新規立地などの際に提出される事業計画について、公害の未然防止及び環境の保全を図るために、公害関係法令に基づき、事前協議又は規制・指導等を行う。 公害関係法令を補完し、当該地域社会の地理的・社会的状況に応じたきめ細かい公害防止対策を適切に行うために、企業と公害防止協定を締結する。		
合併に向けた課題	各市町がそれぞれの方針により公害防止協定を締結しており、締結対象とする企業の範囲、協定内容等も異なり、また、締結企業間で規制内容や基準が異なるため、基本的な考え方について協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	既に締結されている協定や当面の協定締結は、これまでの経緯を尊重することが企業等との信頼関係を損なわないことから、当分の間、現行どおりとし、新市移行後、各市町の水質、大気等の生活環境の現状や地域の実情等を整理し、段階的に新たな協定に移行する。		

中分類	リサイクル	小分類	分別収集・資源化
事業名称	リサイクル推進事業		
事業目的・内容	リサイクルの啓発・推進を目的とし、牛乳パック回収・白色トレイ回収や不用日用品等再利用情報登録紹介制度、古着、古布回収事業、廃食用油リサイクル石けん製造事業などの各種の事業を展開する。		
合併に向けた課題	各市町において、独自の取組を展開しているため、地域特性を踏まえながら、実施部署も含め、整理、調整する必要がある。		
調整の考え方	それぞれの地区で対象としている品目が異なるため、全体として取り組めるものを精査し、統一的な対応となるよう、段階的に調整する。		

中分類	一般廃棄物	小分類	廃棄物処理
事業名称	し尿収集運搬事業		
事業目的・内容	<p>一般家庭及び事業所等の汲取りトイレ（仮設トイレを含む）のし尿収集を実施する。</p> <p>宇都宮市においては、し尿処理券の販売業務を実施する。</p>		
合併に向けた課題	<p>収集料金の徴収方法、収集体制（委託・許可）の統一、収集料金の統一、収集世帯の確定、祝休日や年末年始の収集体制の調整を図る必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>収集料金、収集区域の範囲、収集業者の選定方法、収集体制（委託・許可）などについては、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。</p>		

中分類	一般廃棄物	小分類	廃棄物処理
事業名称	し尿処理業者転業支援事業		
事業目的・内容	<p>下水道の普及に伴うし尿汲取り業者の業務の縮小に対して、将来にわたりし尿の適正な処理を確保しつつ、業者に対して転業の支援策を実施している。</p> <p>宇都宮市では、平成5年度に、「し尿合理化計画」（平成16年度終了）を策定し、資金援助と代替業務提供で救済しており、河内町については、代替業務のみを提供している。</p>		
合併に向けた課題	<p>「し尿合理化計画」は各市町とし尿業者との協議に基づき契約を締結した計画であり、宇都宮市は平成16年度に終了するが、河内町は終息という概念がなく、文書で正式に契約を交わしていないため、今後の取扱いについて整理する必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>宇都宮市での終息に併せて、廃止に向けて考え方を整理し、計画的に終息に向けて準備を進めるが、新市に移行後も当分の間現行どおりとする。</p>		

(5) 廃止の方向で調整するもの

中分類	良好な生活環境	小分類	大気・水・土壌環境
事業名称	土壌監視		
事業目的・内容	一般環境における土壌の汚染に係る環境基準の達成状況を把握するために、土壌環境調査を実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市で調査を実施しており、調査区域が増加する合併後は、調査の実施の有無も含めて基本的な考え方について協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	平成15年2月に土壌汚染の状況の把握などを目的とした土壌汚染対策法が施行されたことに加え、現調査計画が平成16年度に終了することから、廃止の方向で調整する。		

中分類	良好な生活環境	小分類	その他の生活環境
事業名称	団体による環境美化活動		
事業目的・内容	不法投棄を行ったものが不明の場合は、土地所有者・占有者が撤去することを原則としているが、不法投棄の規模が大きい場合や緊急に撤去が必要とされる場合、自治会等地域で行っていく必要もある。この活動に対して1人につき1,000円の報償金を支出する。 河内町のみが実施している。		
合併に向けた課題	通常的环境美化活動とは別に、地域の課題となっている不法投棄の撤去に際し、昼食代・クリーニング代・燃料代等に充当できるよう、1人につき1,000円の報償金を支出している。活動の対象となる不法投棄の認定の判断基準が定まっていない。不法投棄の撤去活動を通して、地域の環境保全の意識向上にも役立つ。		
調整の考え方	事業の有効性及び各自治体での実施状況等を鑑み、廃止の方向で調整する。		

中分類	一般廃棄物	小分類	廃棄物収集
事業名称	ごみ散乱防止ネットの無償貸与事務		
事業目的・内容	ごみステーションの清潔の保持を目的とし、カラスなどの被害を防止するため、ごみ散乱防止ネットを無償貸与する。 宇都宮市のみが実施している。		
合併に向けた課題	希望する全ステーションへの配布について検討する必要がある。 貸与を受ける申請者（現在は自治会長及び保健委員）を統一する必要がある。		
調整の考え方	事業の所期の目的は達成されており、今後、事業を継続する必要性が小さいことから、合併時において廃止する。		

中分類	一般廃棄物	小分類	廃棄物処理
事業名称	広域的な廃棄物処理事業		
事業目的・内容	<p>広域的な処理体制で行っているごみ処理(1市4町),し尿処理(1市2町)について,各町の負担金を算出,請求する。</p> <p>また,1市4町のごみ処理を円滑に行うための広域的な協議組織「宇都宮市広域清掃事業連絡協議会」を運営している。</p>		
合併に向けた課題	上三川町(し尿)についての考え方や現在広域で処理している石橋町(ごみ)の扱いについて検討する必要がある。		
調整の考え方	新市そのものが,広域な体制となるため,考え方としては廃止となる。石橋町が新市外になる場合も,協議組織としての継続は不要である。		

中分類	一般廃棄物	小分類	不適正処理の防止
事業名称	「環境美化モデル地区」助成事業		
事業目的・内容	<p>地区内の環境美化を推進するため,年間3箇所の自治会を「環境美化モデル地区」に指定し,ごみステーションの清掃・整備,清掃用具購入等の費用のうち3万円までを助成している。</p>		
合併に向けた課題	河内町のみで実施している事業であるが,実施内容やモデル指定数など検討する必要がある。		
調整の考え方	<p>ゴミステーションの清掃・整備等の維持管理については,原則として地域住民が行うものであることや各自治体での実施状況等を鑑みると,廃止の方向で調整するのが妥当である。</p>		

各種事務事業の取扱い

【産業専門部会】

(1) 現行のまま新市に引き継ぐもの

中分類	農業	小分類	土地基盤整備
事業名称	基盤整備促進事業（農道）		
事業目的・内容	ほ場と集落・農協・集出荷施設等間の集出荷，生産資材等の運搬を円滑にし，農業経営の合理化と農業所得の増大を図るため，生産基盤整備の最も基礎的な農道を整備する。		
合併に向けた課題	上三川町だけが実施している事業であるが，新規土地改良事業としての事業認可を受けて実施している。 事業実施のあり方等について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	国庫補助事業である基盤整備促進事業については，現行のまま新市に引き継ぐ。		

中分類	農業	小分類	農業生産の振興
事業名称	営農環境整備促進事業		
事業目的・内容	農業用水の汚濁が年々進み，農作物の育成阻害を招いていることから，田川下流域の取水堰単位に営農改善研究会を組織し，土壌分析，水質検査，水稻育成調査等の調査研究活動を実施する。		
合併に向けた課題	特定の地域を対象とした事業であることから，合併に関する課題は特にない。		
調整の考え方	当該事業は，補償的意味合いを持つ特定地域を対象とした事業で，事業の趣旨，内容を勘案し，現行のまま新市に引き継ぐ。		

中分類	農業	小分類	農業生産の振興
事業名称	堆肥センター整備事業		
事業目的・内容	農作物生産の基本的技術面から，土作りを推進するため堆肥基盤施設の整備を行う。		
合併に向けた課題	上三川町の総合計画実施計画計上事業であるが，宇都宮市においても，現在策定中の『食料・農業・農村基本計画』のなかで，たい肥高品質化施設の整備をリーディングプロジェクトの一つとして掲げており，事業のあり方について検討する必要がある。		
調整の考え方	上三川町の地域の事情等により町が進めてきた計画であり，現行のまま引き継ぐものであるが，新市に移行後，必要となる施設の規模，整備の内容，場所等について，整理・調整する。		

中分類	農業	小分類	農村地域の活性化
事業名称	地区むらづくり		
事業目的・内容	農業・農村の活性化や地域農業の振興を図るため，食や緑などの地域資源を活用する「むらづくり運動」を支援する。		

合併に向けた課題	宇都宮市，上河内町，河内町が実施している事業であり，事業実施のあり方や事業内容の整理，補助金などについて調整を図る必要がある。 宇都宮市の場合，農協からの補助金もあるため，他の機関からの活動費補助など財政支援のあり方などの調整も必要となる。
調整の考え方	各地区の地域特性を活かした事業であり，また，拠点地域での活動であるなど，実施内容にも差があるため，事業の継続性の確保なども考慮し現行のまま引き継ぐ。

中分類	農業	小分類	農村地域の活性化
事業名称	農村自然環境整備事業		
事業目的・内容	平成9年度から河内町の西鬼怒川地区において，ほ場整備によって失われる農村の自然を保全・復元するために，栃木県と河内町において，生態系を保全しながら農業基盤整備や農村公園などの整備を行っている。主に施設整備等のハード事業を栃木県，住民参加促進等のソフト事業を河内町が担当している。		
合併に向けた課題	整備された施設は平成16年度中に県から町に移管され，維持管理を行うことになる。 また，平成17年度から新規の県営自然環境事業として，継続の可能性があるので事業の継続について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	現在河内町で実施中の本事業については，地域の拠点事業として実施しており，その継続性を確保することから，現行のまま新市に引き継ぐものとする。 なお，合併後の本事業の導入については，農村環境計画の策定時(H17,18 予定)に地域住民の意向や地域特性，整備手法などについて調査研究したうえで，調整する。		

中分類	農業	小分類	農村地域の活性化
事業名称	田園自然環境保全・再生支援事業		
事業目的・内容	土地改良事業等の実施において環境への配慮を進めることと併せて，土地改良区・NPO等地域の多様な主体が参加した地域主導等の自然環境保全，再生等に向けた取組を積極的に支援していく。		
合併に向けた課題	平成15年度から17年度までの3カ年の事業である。事業は単年度ごとの事業になっている。 対象が西鬼怒地区で活動しているボランティア団体等を中心とした住民参加による活動であるため，事業のあり方などについて調整を図る必要がある。		
調整の考え方	現在河内町で実施中の本事業については，地域の拠点事業として実施しており，その継続性を確保することから，現行のまま新市に引き継ぐ。		
	なお，合併後の本事業の導入については，農村環境計画の策定時(H17,18 予定)に地域住民の意向や地域特性，整備手法などについて調査研究したうえで，調整する。		

中分類	農業	小分類	農村地域の活性化
事業名称	農林公園の管理・整備事業		
事業目的・内容	農林業の振興と地域の活性化を図るとともに、市民の余暇活動の充実に資するため、農林業振興の拠点施設である農林公園の管理運営及び整備事業を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市が設置しているものであり、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市に設置されている公園の管理運営であり、第三セクターで管理運営されており、現行のまま引き継ぐ。 なお、地方自治法の改正により指定管理者制度に基づく指定を平成17年度までに行うことになるため、検討を行う必要がある。		

中分類	農業	小分類	農村地域の活性化
事業名称	農村公園の管理事業		
事業目的・内容	農村地域の活性化を図るとともに、地域の公園として地域コミュニティの育成や情操教育の場として、また、余暇活動に利用できる施設の維持管理を行う。		
合併に向けた課題	公園により維持管理手法が異なっており、また、類似事業についても併せて整理・統合を図る必要がある。		
調整の考え方	公園の維持管理であり、現行のまま引き継ぐ。新市に移行後、関係部署（公園や都市計画等）と維持管理に関して調整を図る。		

中分類	農業	小分類	農村地域の活性化
事業名称	クラインガルテン整備事業		
事業目的・内容	都市住民と農村との交流を通じ、農業農村の活性化を図るため、滞在型施設等を備えたクラインガルテンを整備する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であるが、各市町との連携や候補地を選定するにあたり合併後の行政区域を考慮した検討・調整が必要である。		
調整の考え方	農業農村の活性化策として、引き続き整備への取組を進める必要があるため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中分類	農業	小分類	農村地域の活性化
事業名称	県営ふるさと農道緊急整備事業		
事業目的・内容	地域が緊急に対応しなければならない課題に応じて早急に行う必要がある農道の整備を県営事業と団体営事業により推進する。		
合併に向けた課題	県の予算規模を超える採択申請があったために、現在、地区の絞込みが行なわれている。 ふるさと農道の採択から外れた地区（農道）の整備をどのように行うか調整を図る必要がある。		
調整の考え方	平成15～19年度までのふるさと農道緊急整備計画が各市町で策定されていることから、現行のまま新市に引き継ぐ。 採択から外れた地区の整備手法については、新市に移行後速やかに調整する。		

中分類	農業	小分類	農村地域の活性化
事業名称	非補助農道整備事業償還事業		
事業目的・内容	昭和59年度から昭和63年度に実施された非補助農道整備事業（団体営）における農林漁業資金償還に対する補助を行う。		
合併に向けた課題	平成21年度まで債務負担行為がなされているが、事務事業調整の課題は特になし。		
調整の考え方	債務負担行為がされている事業であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中分類	農業	小分類	農村地域の活性化
事業名称	市町村営ふるさと農道緊急整備事業		
事業目的・内容	生産基盤整備のための最も基礎的な事業であると共に、農村地域住民の他地域へのアクセスの改善にも大きな役割を果たし活力ある農村地域社会を形成する。 圃場整備事業で実施した幹線的な農道を優先的に整備し、農業生産基盤の早期効果の発現を図り、併せて農村地域の生活環境改善に資するため、道路拡幅、歩道等の設置を効率的に推進する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施予定の事業であるため、合併に伴う課題はない。		
調整の考え方	平成15～19年度までのふるさと農道緊急整備計画が各市町で策定されていることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中分類	農業	小分類	イベント
事業名称	さつき&花フェアの開催		
事業目的・内容	宇都宮市の花「さつき」を全国にPRするとともに、花き、花木の普及定着と生産振興を目的とした実行委員会方式によるフェアを行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、各町においては類似事業を実施していないことから、合併に関する課題は特になし。		
調整の考え方	新市の花であるさつきを全国にPRするとともに、花き・花木の生産振興を図る上では必要な事業であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中分類	農業	小分類	団体等運営
事業名称	特別融資制度推進会議		
事業目的・内容	農業者の経営改善を目的とした資金（農業経営基盤強化資金、認定農業者育成強化資金、農業改良資金）について融資の審査・認定を行う。		
合併に向けた課題	各市町が実施している事務であり、課題等はない。		
調整の考え方	要領に基づき各市町が実施している事務であり、住民サービス水準も等しいことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中分類	農業	小分類	団体等運営
事業名称	干びょう振興対策事業		
事業目的・内容	干びょうの生産振興及び消費拡大を促進し、栃木県の誇る伝統作物産地の維持継承を図ることを目的として干びょう推進対策協議会に活動費として助成する。		

合併に向けた課題	上三川町のみが実施している事業であるが、栃木県の誇る伝統作物産地の維持継承を図ることを考慮のうえで、実施の継続、縮小など実施のあり方について調整を図る必要がある。
調整の考え方	干びょうについては、上三川町の特産物であり、地域として必要な事業と考えられるため、現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、宇都宮市にも生産者がいるため、事業の拡大を検討する。

中分類	農業	小分類	施設
事業名称	農産物展示直売所（体験交流施設を含む）		
事業目的・内容	地元農産物等の展示・直売を通じ、都市と農村の交流と農業・農村の理解促進を図る。 上河内町において農産物展示直売所を整備中であり、整備後、農業公社へ管理運営を委託する。		
合併に向けた課題	上河内町のみ実施している事業であるため、事業実施のあり方や整理・統合などについての調整が必要である。		
調整の考え方	施設については現行のまま新市に引き継ぎ、管理運営については、現行どおり継続する。		

中分類	農業	小分類	施設
事業名称	農村環境改善センター		
事業目的・内容	農村地域の生活環境整備と文化向上を目的として昭和59年建設した農村環境改善センターを、管理運営する。 上三川町のみが有する施設で、管理運営を農業公社に委託している。		
合併に向けた課題	上三川町のみが実施している事業であるが、管理運営方法、管理委託等の整理統合等の調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	施設については現行のまま新市に引き継ぎ、管理運営については現行どおり継続する。		

中分類	農業	小分類	施設
事業名称	地域交流館運営事業		
事業目的・内容	農林業の振興と地域の活性化を図るとともに、都市住民との交流・農林業体験等の活動拠点施設及び町民相互のふれあいと健康増進に資するため、施設の運営及び整備事業を行う。		
合併に向けた課題	上河内町で設置している温泉施設。町直営であり、当該施設の運営の仕組みや利用料金制度などの調整や管理運営のあり方、委託先などの整理や調整が必要である。 温泉施設としては、「宇都宮市農林公園ろまんちっく村」がある。		
調整の考え方	地元還元施設であり、施設設置の際の補助体系等の関連など、各種の制約があるため、円滑な事業継続の観点から、当面、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中分類	農業	小分類	施設
事業名称	土地改良施設（国営造成施設）		
事業目的・内容	灌漑用水を安定的に供給するため、国営事業により鬼怒川を水源とする佐貫頭首工・岡本頭首工等の大規模灌漑排水施設を設け、受益地への計画的な取水・灌漑を行うとともに適正な維持管理を行う。		
合併に向けた課題	新市として大規模灌漑排水施設の広大な受益地を抱えることになり、施設の維持管理や修繕・更新に膨大な事業費負担が予想される。		
調整の考え方	既に関係市町において、協定を結んで広域的に実施している事業であり、行政サービスの継続性を確保するため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中分類	農業	小分類	施設
事業名称	農業集落排水施設（分担金）		
事業目的・内容	農業集落排水処理施設の受益者に対し、応分の分担金を賦課徴収する。分担金を一括納入した場合には、納期前に納付した納期数に応じて、報奨金を交付する。		
合併に向けた課題	各市町において、分担金の算出方法・分担金額・徴収方法、報奨金の率に差異があることから、調整を図ることが必要である。 また、電算システムの活用方法についても差異があることから、調整を図ることが必要である。 上河内町は未実施である。		
調整の考え方	分担金の賦課徴収業務は、各市町独自の基準・方法で取り組んでおり市町間の差異が大きく、また分担金額も供用地区間で差異があることから、各市町及び関係地区住民への公平性や継続性を確保し住民の混乱を防ぐため、現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、現在事業整備及び推進中の上三川町の2地区については、合併後に分担金賦課徴収の対象となるが、現制度で地区住民への説明が済んでいることから、現行のまま調整する。		

中分類	農業	小分類	施設
事業名称	農地・農業用施設災害復旧事業		
事業目的・内容	農地・農業用施設が災害を受けたとき、国庫補助により災害復旧事業を行う。		
合併に向けた課題	災害発生時の対応であり、各市町とも同様の事業を行っていることから、合併に伴う課題は特になし。		
調整の考え方	災害発生時に国庫補助を受けて対応するものであり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中分類	農業	小分類	施設
事業名称	体験交流館の整備（ふれあいの郷づくり事業）		
事業目的・内容	地域農業の振興と活性化を図るため、地域資源（緑・食・人）を有効活用して、都市住民との交流を推進する。（県単事業：平成14年度～平成16年度） 体験交流事業によって、都市住民を呼び込み、地元農産物をPRして		

	いく拠点となる体験交流施設を，平成16年度に整備する。
合併に向けた課題	河内町が実施する事業であり，整備は平成16年度で終了するが，その後の維持や管理運営のあり方，費用負担の検討が必要である。
調整の考え方	ふれあいの郷づくり事業による体験交流のみの利用ではなく，住民が広く利用するものであり，地域住民の施設である。現行のまま新市に引き継ぎ，今後，維持，管理運営や費用負担などを調整する。

中分類	林業	小分類	計画
事業名称	森林整備計画策定業務		
事業目的・内容	地域森林計画対象民有林について，5年毎に，10年を一期とする森林整備計画を策定する。地域の実情に合わせて，造林から伐採までの総合的な森林整備，森林整備を合理的に行うための路網の整備，森林施業の共同化等について計画する。		
合併に向けた課題	県で策定する鬼怒川地域森林計画に基づいた計画であり，鬼怒川地域内統一基準によるもので，調整は必要としない。 今後，計画の変更等については，県の指導により随時調整する。		
調整の考え方	森林法第10条の5に基づき各市町が実施している事務であり，各市町の計画をそのまま新市に引き継ぎ，各市町の計画に基づき推進する。（林野庁の指導：編入合併の場合次の計画の策定時まで複数の市町村森林整備計画を持つ。）		

中分類	林業	小分類	林業の振興
事業名称	森林整備地域活動支援交付金事業		
事業目的・内容	森林の有する多面的機能の持続的な発揮の確保を図る観点から，森林施業の実施に不可欠な森林現況調査等の地域活動を確保することを目的とし，この交付金により地域活動が適切に実施され，適時適切な森林施業が行われることにより森林整備が促進される。		
合併に向けた課題	各市町の民有林を対象として同内容の事業を実施するものであるが，宇都宮市と上河内のみで実施しており，上三川町，河内町では森林所有者の希望がないことから，事業のあり方について整理する必要がある。		
調整の考え方	森林・林業基本法第12条第2項の規定に基づき各市町が実施している事務であり，住民サービスの水準も等しいことから，現行のまま新市に引き継ぐものとする。		

中分類	林業	小分類	林業の振興
事業名称	森林公園管理業務		
事業目的・内容	森林の持つ保健休養機能等を有効に活用した憩いの場を市民に提供するため，当公園の適切な管理・運営を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市と上河内町が実施している事業であるが，事業実施のあり方や整理・統合などについて調整を図る必要がある。		
調整の考え方	公園管理業務は宇都宮市と上河内町が実施しているのが，行政サービスを一定に保つため，現行のまま新市に引継ぐ。		

中分類	林業	小分類	林業の振興
事業名称	伐採及び伐採後の造林届受理事務		
事業目的・内容	森林所有者が地域森林計画対象民有林の立木を伐採する場合，事前に伐採届等を提出することが義務付けられており，その届出の受理事務を行う。		
合併に向けた課題	平成12年度に県より委譲された森林法に基づく伐採届出等の事務であり，法令等で事前に届出する事が定まっていることから，森林所有者等への啓発活動を行う必要がある。		
調整の考え方	法令に基づき各市町が実施している事務であり，住民サービスの水準も等しいことから，現行のまま新市に引き継ぐ。		

中分類	林業	小分類	施設
事業名称	森林公園整備事業		
事業目的・内容	森林公園の持つ保健休養機能等を有効に活用した憩いの場を市民に提供するため，森林公園の適切な管理運営を図る。 また，森林公園利用者の利便を図るため，園内施設の整備を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であるが，当該事業について関連事業との整理・統合など実施のあり方について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	森林公園整備事業は，宇都宮市のみが実施しているのが，行政サービスを一定に保つため，現行のまま新市に引き継ぐ。		

中分類	水産業	小分類	採捕許可等
事業名称	やなによる採捕許可関係事務		
事業目的・内容	やなによる採捕を行おうとするものに対して，県への許可申請時に必要である町長の意見書の交付を行う。		
合併に向けた課題	各町において実施しているが，県の規則に基づき実施している事務であり，合併に関する課題は特にない。		
調整の考え方	県の規則に基づき該当町が実施している事務であるため，現行のまま新市に引き継ぐ。		

(2) 原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの

中分類	農業	小分類	計画
事業名称	地域農業マスタープラン		
事業目的・内容	<p>各市町とも、「経営対策体制整備事業実施要綱（国）」に基づき、地域農業マスタープランを平成12年度に策定し、以後毎年度、数値目標等の進行管理と年度活動計画を策定している。（計画期間 平成12年度～16年度）</p> <p>また、要綱上必置の協議機関として、各市町とも独自の組織で対応している。</p>		
合併に向けた課題	<p>各市町が個別に計画を策定しているが、計画期間が平成16年度で終了する。</p> <p>新要綱により対応する必要がある。（策定する上で必置の協議機関は、各市町とも独自の組織で対応している。）</p>		
調整の考え方	<p>平成16年度計画の終了により、調整する必要はない。</p> <p>平成17年度以降については、新要綱に基づく新市の計画を策定する。</p>		

中分類	農業	小分類	土地基盤整備
事業名称	圃場整備事業（県営負担金）		
事業目的・内容	<p>土地及び水条件を改善し、生産性の高い土地利用型農業を確立するため、大規模圃場を整備するとともに、効率的で安定的な農業経営を目指す地域農業の担い手への農地の集積を図る。</p> <p>また、農村地域における生態系の保全などの自然環境に配慮した圃場の整備を行う。</p>		
合併に向けた課題	<p>上三川町は、未実施であり、実施している各市町において、負担割合や負担率の決定方法に差異があるため調整を図ることが必要である。</p>		
調整の考え方	<p>栃木県への負担金であり、各市町で現在実施している継続地区については現行の負担割合とし、平成17年度以降新規採択地区から宇都宮市の負担割合（地元負担を10%とし市の負担を調整）及び負担率の決定方法で調整する。</p>		

中分類	農業	小分類	土地基盤整備
事業名称	基盤整備促進事業（補助金）		
事業目的・内容	<p>農業用排水、農道、暗渠排水、客土、区画整理等の農業生産基盤を整備し効率的で安定的な農業経営を目指す。</p> <p>また、農村地域における生態系の保全などの自然環境に配慮した圃場の整備を行う。</p>		
合併に向けた課題	<p>上河内町及び河内町は、未実施であり、実施している各市町において、補助率に差異があるため調整を図ることが必要である。</p>		
調整の考え方	<p>事業主体である土地改良区への補助金であり、平成17年度以降新規採択地区から宇都宮市の現行の補助率（地元負担を10%とし市の負担を調整）で調整する。</p>		

中分類	農業	小分類	土地基盤整備
事業名称	県単独土地改良事業（補助金）		
事業目的・内容	農業生産基盤の整備を図るため、土地改良事業に要する経費に対し土地改良区に補助をする。		
合併に向けた課題	宇都宮市・上三川町・河内町が実施又は実施予定している事業であるが、補助率などに差異があることから調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	宇都宮市の制度（土地改良事業等補助金交付要綱）を基準に補助率を調整する。（地元負担を30%とし市の負担を調整）		

中分類	農業	小分類	土地基盤整備
事業名称	市町単独土地改良事業		
事業目的・内容	農業生産基盤の整備を図るため、各種土地改良事業に要する経費に対して補助をする。 材料支給・水利用の安定化と維持管理の合理化を図るため、農業用排水路の整備に対して材料を支給する。また未舗装の農道の維持管理に敷砂利を支給する。		
合併に向けた課題	河内町は、未実施であり、実施している各市町において補助率、補助内容、採択要件及び補助率決定の根拠法令に差異があるため調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	市町単独補助事業については、宇都宮市の制度（土地改良事業等補助金交付要綱）を基準に、補助率、補助内容、採択要件及び補助率決定方法を調整する。（地元負担を50%とする） 材料支給については、宇都宮市の内規を基準に調整する。		

中分類	農業	小分類	農業生産の振興
事業名称	米政策改革大綱に基づく見直し事務（16年度以降の生産調整対策）		
事業目的・内容	今後の水田農業の振興に向け、平成14年12月『米政策改革大綱』が決定し、「米づくりのあるべき姿（消費者・市場重視の売れる米づくり）」に向け、農業者・農業者団体主体の需給システムへの移行、助成体系見直し、計画流通制度の廃止など抜本的な見直しがされた。 16年度からの事業の円滑な移行に向け、15年度内に「地域水田農業ビジョン」を策定し、その中で、産地づくり対策や担い手農業者のリストアップなどに取組むとともに、新たな市・JA連携による推進対策も講じていく必要がある。		
合併に向けた課題	今後の生産調整対策を含む水田農業全体の指針となる「地域水田農業ビジョン」（15年度中に策定）やビジョンを策定する各市町の「水田農業推進協議会」組織、各地域（集落）の実施・推進体制（推進員、協力員等）等において、各市町間で異なっており、統一に向けた協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	合併までに基本的な仕組みは、統一した基準で実施できるよう調整を図る。ただし、各町で独自に実施している施策については、地域の実情を考慮して調整を図る。		

中分類	農業	小分類	農業生産の振興
事業名称	地域営農システム確立事業		
事業目的・内容	水田麦・大豆の生産を振興し、生産性の高い土地利用型農業の確立を図るため、麦・大豆栽培関連機械の導入に対して助成する。 上三川町において、類似事業（麦生産振興対策事業）を実施している。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であるが、関連事業（県事業等）との整理など、事業実施のあり方について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	新市全域に事業を拡大することとし、宇都宮市の制度を基準に調整する。 なお、事業内容については、県単事業との整理を図る。		

中分類	農業	小分類	農業生産の振興
事業名称	農業経営基盤強化推進事業		
事業目的・内容	土地利用型農業において、経営規模を積極的に拡大する農業者を育成するため、水稻栽培関連機械の導入に要する経費について助成する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であるが、関連事業（県事業等）との整理など事業実施のあり方について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	新市全域に事業を拡大することとし、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	農業	小分類	農業生産の振興
事業名称	園芸振興対策事業		
事業目的・内容	園芸作物の生産振興を促進し、産地の育成強化を図るため、施設、機械等の導入に要する費用について助成する。		
合併に向けた課題	宇都宮市と上河内町、河内町が実施しているが、対象事業、補助率に差があることから、関連事業（県事業等）との整理も含め、事業実施のあり方等について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	新市全域に事業を拡大することとし、宇都宮市の制度を基準に調整する。 なお、事業内容については、県単事業との整理を図る。		

中分類	農業	小分類	農業生産の振興
事業名称	野菜価格安定対策事業		
事業目的・内容	価格低落時の価格補てんにより、野菜の計画的生産出荷を推進するため、野菜価格安定事業における生産者負担造成額に対して助成する。		
合併に向けた課題	宇都宮市と上三川町が実施している事業であるが、補助率等に差があること、また、上河内町、河内町においても野菜価格安定制度に加入している品目があるため、事業実施のあり方等について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	関係市町の中で宇都宮市の制度の水準が最も高いことから、宇都宮市の制度に統一し、新市全域に事業を拡大する。		

中分類	農業	小分類	農業生産の振興
事業名称	農業用廃ビニール処理対策事業		
事業目的・内容	農業用廃ビニールの適正処理の推進と施設園芸の健全な発展を図るため、農業用廃ビニールの処理費用に対して助成する。		
合併に向けた課題	各市町で当該事業を実施しているが、各市町の補助率に差があるため調整を図る必要がある。また、農協の補助率の差により生産者の負担率に差が出ているためその調整も必要となる。		
調整の考え方	各市町で実施しているが、行政の補助率、農協の補助率に差があり、農家の負担率に差がでていることから、原則として宇都宮市の制度を基準に調整し一元化する。 なお、実施主体である協議会については、広域農協に移管する方向で調整する。		

中分類	農業	小分類	農業生産の振興
事業名称	地力増強対策事業		
事業目的・内容	環境保全型農業の推進を図るため、土づくり関連機械の導入に要する経費に対して助成する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であるが、関連事業（県事業等）との整理など、事業実施のあり方について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	新市全域に事業を拡大することとし、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中分類	農業	小分類	農業生産の振興
事業名称	生産振興総合対策事業		
事業目的・内容	国内農業生産の維持及び拡大並びに農業の自然循環機能の維持増進による持続的な発展を図るため、食料・農業・農村基本計画及び「食」と「農」の再生プラン」に示された方向に即して、作物ごとの生産・流通に係る課題の解決、産地の特色を活かした新鮮でおいしい農産物の供給体制の確立を目的とした国庫事業。 土地利用型作物や花き、苺、梨を対象とする農作物供給体制確立事業（ソフト事業）、稲わら収集機材を対象とする耕種作物活用型飼料増産対策事業（ハード事業）、梨を対象とする植物防疫推進事業を実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが共同利用施設の「上乘せ補助」を実施しているが、関連事業との整理など「上乘せ補助」の実施について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	ソフト事業等については、各市町において同様に実施しているが、共同利用施設の上乗せ補助については、宇都宮市のみが実施しており、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	農業	小分類	農業生産の振興
事業名称	農作物被害調査事務		
事業目的・内容	暴風雨、豪雨、地震、低温、降霜、降雹、干ばつによる農作物及び関係施設等の被害調査。		

	災害発生状況を把握するとともに、被害に対する救済措置等を行う。
合併に向けた課題	災害時の助成措置に対する独自の交付要綱を制定しているのは宇都宮市のみであり、各町については、県災害対策特別措置条例を適用しており、独自の助成制度を有していないことから、県条例で認定されていない災害に対する助成について調整の必要がある。
調整の考え方	各町については交付要綱を制定していないことから、合併時において、市長による独自の災害指定を謳っている宇都宮市農業災害補助金等交付要綱を適用する。

中分類	農業	小分類	農業生産の振興
事業名称	農業金融対策事業		
事業目的・内容	長期かつ低利の農業近代化資金等の融資を円滑にするため、当該資金に係る利子補給金を交付することにより、農業者の資本装備の高度化、農業経営の改善を図る。		
合併に向けた課題	各市町村で農業者に対する利子補給率が異なる。また、利子補給の対象となる区分も異なる。 単独事業の有無について調整の必要がある。		
調整の考え方	合併関係市町間で事業に対する制度の基準が異なることから、宇都宮市の制度を基準に調整するものとし、各町において事業を実施できるようにする。 ただし、過去の借入分については、それぞれの市町の制度基準に基づき行うものとする。		

中分類	農業	小分類	農業生産の振興
事業名称	畜産経営環境対策事業		
事業目的・内容	家畜ふん尿処理体系の確立を図るための施設・機械の整備を促進する。また、粗飼料の生産拡大を図るため飼料生産用機械の導入を促進する。		
合併に向けた課題	県単事業の補助の上乗せ率については各市町同じであるが、単独事業を行っているのは宇都宮市だけであるため、新市における実施事業の内容について調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	関係市町の中で宇都宮市の制度の水準が最も高いことから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	農業	小分類	農業生産の振興
事業名称	家畜伝染病予防対策事業		
事業目的・内容	予防接種の推進による家畜伝染病の発生の予防と、衛生対策により畜産経営に起因する悪臭・衛生害虫の発生を未然に防止し、畜舎周辺環境の改善を図る。		
合併に向けた課題	各市町により、実施している事業内容が異なることから、新市における実施事業の内容について調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	新市に移行するにあたり、宇都宮市の補助内容・補助率を基準に調整を図る。		

中分類	農業	小分類	農業生産の振興
事業名称	優良繁殖雌牛導入事業		
事業目的・内容	育種価の判明した繁殖雌牛の導入を促進し、和牛繁殖基盤の強化や育種価の判明した和牛肥育素牛生産の拡大を図るため、農協が実施する優良繁殖雌牛導入事業に対してその事業費の一部を補助する。		
合併に向けた課題	既存の家畜改良整備促進事業のうち、宇都宮市が実施している事業に替わる事業であるため、家畜改良整備促進事業の見直しを図る必要がある。		
調整の考え方	新市全域に事業を拡大することとし、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	農業	小分類	農業生産の振興
事業名称	牛受精卵移殖促進事業		
事業目的・内容	受精卵移殖技術の利用を促進し、優良な和牛肥育素牛の生産拡大を図るため、畜産農家で構成する推進団体が実施する受精卵移殖促進事業に対してその費用の一部を補助する。		
合併に向けた課題	既存の家畜改良整備促進事業のうち、宇都宮市が実施している事業に替わる事業であるため、家畜改良整備促進事業の見直しを図る必要がある。		
調整の考え方	新市全域に事業を拡大することとし、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	農業	小分類	担い手
事業名称	農地流動化の推進事業		
事業目的・内容	効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、これらの農業経営が地域農業の過半を担う農業構造を確立するため、認定農業者等への農地の集積など農地流動化を推進する。 宇都宮市、上三川町、上河内町の1市2町では、農業公社を設置し農地流動化を推進しているが、河内町については、担当所管部局が行っている。		
合併に向けた課題	市町により農業公社の設置の有無や公社の事業内容等が異なるため、設置されていない町の今後の推進方策や公社に対する運営費補助などの協議・調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市、上三川町、上河内町の各農業公社を統合する方向で調整する。 また、農地流動化事業を新市全域に均一に実施することができるよう、旧町の農業公社の支所としての位置付けや専任職員の配置、さらに農業公社の無い河内町についても、支所機能を検討する。		

中分類	農業	小分類	担い手
事業名称	認定農業者の確保・育成事業		
事業目的・内容	<p>経営改善に意欲ある農業者を認定農業者として確保し、経営規模拡大に向けた農地の集積などの支援策を実施することにより、農業の中核を担う経営体として育成する。</p> <p>農業経営改善計画の認定基準については、各市町とも独自の実施要領を定めており異なっている。また、要件審査の機関や開催数など、各市町とも異なっている。</p> <p>経営規模拡大奨励金交付制度については、単独で実施している宇都宮市、上河内町、河内町の中でも、要件や単価など異なっている。</p> <p>経営改善に資する研修会の開催については、各市町とも実施しているが内容などが一部異なっている。</p>		
合併に向けた課題	各市町とも、農業経営改善計画の認定基準や要件審査の機関、開催数が異なっており、協議・調整が必要である。経営規模拡大奨励金交付制度についても、各市町とも交付要件が異なっているため、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	<p>認定農業者の認定基準については、新市移行後、速やかに基本構想を策定するとともに、新たな認定基準を定める。また、認定審査の機関、回数等については、宇都宮市を基準に一本化する。</p> <p>経営規模拡大奨励金制度については、交付単価等の最も高い宇都宮市の制度に一本化する。経営改善の研修会については、宇都宮市を基準に調整する。</p>		

中分類	農業	小分類	担い手
事業名称	農業・農村男女共同参画推進事業		
事業目的・内容	農業及び農村における男女共同参画社会形成に向け、「ビジョン」の策定を行い、達成に向けた施策の推進を図る。		
合併に向けた課題	個別に計画を策定済・策定中であり計画の統一が必要となる。		
調整の考え方	合併市町で同じ事業を実施していることから、ビジョンの内容、推進体制について、合併後見直し調整を図る。		

中分類	農業	小分類	農村地域の活性化
事業名称	農道整備事業（県単）		
事業目的・内容	<p>農道を舗装することにより運搬中の作物の荷傷みの軽減、また沿線の農作物への砂じん被害の防止を図る。</p> <p>圃場整備事業実施地区の幹線的な農道の舗装整備を行う。</p>		
合併に向けた課題	上三川町は、未実施であり、実施している各市町において、設計・積算手法に差異があることから、調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	設計・積算ともに宇都宮市の制度・手法を基準に調整する。		

中分類	農業	小分類	農村地域の活性化
事業名称	農道整備事業（市町単）		
事業目的・内容	<p>農道を舗装することにより運搬中の作物の荷傷みの軽減，また沿線の農作物への砂じん被害の防止を図る。</p> <p>圃場整備事業実施地区の農道の舗装整備を行う。</p>		
合併に向けた課題	上三川町が未実施であり，実施している各市町において，積算システムの利用に差異があることから調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	各市町で異なっている積算システムの利用については，宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	農業	小分類	農村地域の活性化
事業名称	農業集落排水事業		
事業目的・内容	<p>農業用排水の水質保全，農業用排水施設の機能維持や農村の生活環境の改善を図り，併せて，公共用水域の水質保全に寄与するため，農業集落におけるし尿及び生活雑排水の処理施設（管路施設，処理場）を整備する。</p>		
合併に向けた課題	<p>上河内町は未実施であり，事業実施している各市町においては，計画期間，内容に差異があるため，新市の計画のあり方について調整を図る必要がある。</p> <p>また，管路工事の設計積算方法にも差異があるため調整を図る必要がある。</p>		
調整の考え方	平成17年度以降は上三川町のみが実施予定の事業であり，計画期間，内容については新市に引き継ぐものとし，管路工事の設計積算方法については，宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	農業	小分類	団体等運営
事業名称	認定農業者連絡協議会		
事業目的・内容	<p>各市町において，認定農業者間の相互研鑽等を目的とした認定農業者協議会を設置している。</p> <p>協議会に対する予算措置は，各町が補助金の交付，宇都宮市だけが研修会等の支援経費を直接経費として対応している。</p> <p>また，各市町とも河宇地区認定農業者連絡協議会に加入している。</p>		
合併に向けた課題	<p>協議会に対する予算措置は，各町が補助金方式であり，宇都宮市のみが補助金方式でない。</p> <p>支援金額等の水準にもばらつきがあり，補助金方式か，直接経費で対応するか等の予算措置について，調整を図る必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>今後とも認定農業者協議会の活動支援を行っていく必要があり，新市移行後，宇都宮市を基準に協議会を統合する。</p> <p>予算措置については，各市町のこれまでの事業の経緯等から，新市移行後，補助金の交付方式とする。</p>		

中分類	農業	小分類	団体等運営
事業名称	生活改善クラブ協議会		
事業目的・内容	<p>農村地域において健全で明るい家庭と環境作り，女性の地位の向上と社会活動への参画を推進する。</p> <p>生活改善クラブ協議会が行う農業機械等免許取得研修，先進地視察研修，リーダー研修会，加工研修，広報活動などの事業活動に対し，活動費の1/2の補助を行う。</p>		
合併に向けた課題	組織再編，組織のあり方の調整が必要である。		
調整の考え方	合併関係市町において同じ事業を実施していることから，団体補助を事業補助に移行し，宇都宮の制度を基準に調整する。		

中分類	農業	小分類	団体等運営
事業名称	農業農村活性化塾		
事業目的・内容	<p>農業農村の活性化を図るため，農業者をはじめ，消費・流通関係者など幅広い層からなる協議機関を設置する。</p> <p>宇都宮市，上三川町で設置しており，宇都宮市は塾を経営対策体制整備事業の「経営・生産対策推進会議」として位置付けており，上三川町では休止中となっている。</p>		
合併に向けた課題	塾の活動支援を行っているのは宇都宮市だけであることや塾の設置がない町，活動休止中の町があることから，組織や事業実施のあり方などについて調整を図る必要がある。		
調整の考え方	今後とも，農業農村活性化塾の活動支援を行っていく必要があり，新市移行後，宇都宮市の制度を基準に，合併時において一本化する。		

中分類	農業	小分類	団体等運営
事業名称	農村青少年クラブ協議会		
事業目的・内容	<p>優れた経営感覚を持った農業者の育成や地域農業の担い手を確保するため，農業機械等免許取得研修，先進地視察研修，全国農業青年交換大会，県内農業青年交流会など，農村青少年クラブ協議会の事業活動に活動費の1/2の補助を行う。</p>		
合併に向けた課題	組織再編，今後の補助金のあり方の調整が必要である。		
調整の考え方	合併関係市町間で同様の事業が存在するが，事業に対する制度が異なることから，宇都宮市の制度を基準に調節するものとし，各町において事業を実施できるようにする。		

中分類	農業	小分類	施設
事業名称	土地改良施設維持管理適正化事業		
事業目的・内容	<p>合理的で安定的な農業用水の確保により農業生産性の向上を図るため，かんがい排水施設（取水堰用排水施設）の更新・補修・管理，水害の防止などの維持管理事業を実施する。</p>		

合併に向けた課題	実施している各市町において補助率、補助の時期及び土地改良区への指導事務の有無など差異があるため調整を図ることが必要である。
調整の考え方	各市町で現在実施している継続地区については、現行の補助率・補助の時期とし、平成17年度以降の新規採択地区から宇都宮市の現行の補助率・補助の時期及び土地改良区への指導事務で調整する。

中分類	農業	小分類	施設
事業名称	県営ため池等整備事業		
事業目的・内容	西鬼怒川水系古用水今里地内のずい道は、昭和15年に竣工し、老朽化が激しい為改修工事が必要である。平成14、15年で調査を行い、17、18年に改修工事を実施する予定。		
合併に向けた課題	工事実施に際して地元土地改良区との負担割合を決める必要がある。		
調整の考え方	栃木県への負担金であり、平成17年度以降の事業であることから宇都宮市の現行の負担割合で調整する。		

中分類	林業	小分類	林業の振興
事業名称	県単・市町単林道整備事業		
事業目的・内容	森林の適正な維持管理と林業経営の安定を図るため、林道等の舗装工事や交通安全施設等を整備する。		
合併に向けた課題	宇都宮市及び上河内町で実施している県単林道事業については、現在、他町では実施しておらず、林道管理者が異なることにより事業手法の違いがある。また、交通安全対策事業については、宇都宮市のみが実施しており、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	市町により事業の直営・委託に差があることから、コスト等を考慮し、宇都宮市の制度を基準に公共的団体に委託する方向で調整する。		

中分類	林業	小分類	林業の振興
事業名称	民有林整備事業		
事業目的・内容	森林の持つ多様な機能の高度発揮と優良材の育成を図るため、民有林の保育・間伐等により森林を整備する。		
合併に向けた課題	事業を実施している宇都宮市、上河内町において、補助業務の流れや補助率の違いがあるので、調整を図ることが必要になる。 また、事業を実施していない上三川町、河内町においても、地域森林計画対象民有林の整備が補助対象となることから、調整を図ることが必要になる。		
調整の考え方	宇都宮市・上河内町のみ事業を実施しているが、行政サービスを一定に保つため、宇都宮市の制度を基準に調整するものとし、他町において事業を実施することができるよう、要綱を改正する。		

中分類	林業	小分類	林業の振興
事業名称	市町有林・部分林整備事業		
事業目的・内容	市町有林・部分林の生産力の向上と森林資源の造成を図るため、市町有林施業計画に基づき森林整備を実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市及び上河内町が実施している事業であるが、事業実施のあり方や整理・統合などについて調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併関係市町間で類似する事業が存在することから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	林業	小分類	林業の振興
事業名称	市町有林管理事業		
事業目的・内容	市町有林を適正に管理するため、市有林管理委員会などの答申に基づき、森林国営保険に加入するなど市町有林の適切な管理処分を行う。また、非常勤職員等による市有林パトロールの実施など市町有林の保全管理を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市と上河内町が実施している事業であることから、事業実施のあり方や整理・統合などについて調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併関係市町間で類似する事業が存在することから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	林業	小分類	林業の振興
事業名称	特用林産振興対策事業		
事業目的・内容	特用林産物（しいたけ等）の生産性の向上と産地の育成強化を図るため、生産施設の整備等を促進する。		
合併に向けた課題	宇都宮市と河内町で実施している事業であるが、新市として特用林産物の生産振興を促進するため、補助率等の統一や事業実施のあり方などについて調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併関係市町間で類似する事業が複数存在することから、宇都宮市の制度を基準に調整するものとし、他町において事業を実施することができるよう、要綱を改正する。		

中分類	林業	小分類	林業の振興
事業名称	松くい虫調査・防除事業		
事業目的・内容	松くい虫による森林被害を防ぐため、松くい虫被害木調査を行い、森林における松くい虫により当年枯死した被害木の状況（本数、直径等）を調査し、また、松くい虫被害木伐倒駆除により、松くい虫被害木調査により確認した被害木を伐倒、薬剤散布または焼却し駆除する。		
合併に向けた課題	平成14年度に「松くい虫調査・防除事業」を行っていない町においても、今後気象状況によっては被害が発生する可能性があるため、一体的に調査・防除する必要がある。		

調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に調整するものとし、行政サービスを一定に保つため、各町においても被害状況に応じて実施する。
--------	---

中分類	林業	小分類	林業の振興
事業名称	有害鳥獣捕獲許可事務		
事業目的・内容	鳥獣による農林水産業への被害を防止し、農林水産業の健全な発展を図るため、有害鳥獣捕獲駆除する申請者に対する許可を与える。		
合併に向けた課題	有害鳥獣の捕獲範囲が広域となり、捕獲時期も重なるため、許可に当たり、申請者に対し、申請書の提出期限を厳守するよう指導する必要がある。		
調整の考え方	法令に基づき各市町が実施している事務であり、住民サービスの水準も等しいことから、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	林業	小分類	林業の振興
事業名称	親子森林体験教室事業		
事業目的・内容	親子を対象に豊かな自然を持つ森林において、自然を愛し、豊かな心を育むとともに、森林の恵みや森林・林業への理解を深めるため、森林体験教室を開催する。		
合併に向けた課題	宇都宮市の単独事業であるが、市域が拡大することから、事業のあり方など調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	行政サービスを一定に保つため、親子森林体験教室事業については、各町との調整を図り、原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中分類	林業	小分類	林業の振興
事業名称	森林体験の森づくり事業		
事業目的・内容	水源かん養機能、山地災害の防止機能、保健休養などの公益的機能と木材生産機能を持つ森林に対する市民の理解促進を図るため、森林公園内の市有林を活用し、森林体験の森を整備する。 キャンプ場や隣接するバーベキュー場等の利用者への景観向上を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市の単独事業のため、各町の類似する事業との調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	行政サービスを一定に保つため、森林体験の森づくり事業については、原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中分類	林業	小分類	担い手
事業名称	森林ボランティア育成事業		
事業目的・内容	15歳以上の市民等を対象に、森林・林業への理解を深め、森林の持つ公益的機能を維持するため、市有林等での下刈や間伐等の森林整備を行い、森林ボランティアを育成する。		

合併に向けた課題	宇都宮市の単独事業であるが、市域が拡大することから、事業のあり方など調整を図ることが必要である。
調整の考え方	行政サービスを一定に保つため、森林ボランティア育成事業については、各町との調整を図り、原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。

中分類	林業	小分類	団体等運営
事業名称	林業振興会		
事業目的・内容	各市町における林業の振興を図るため、森林所有者で林業技術、林業経営等の向上を目指す研究グループである林業振興会の運営補助事務を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市林業振興会と上河内町林業振興会があり、その統合等の調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	市町により運営補助に差があることから、宇都宮市の制度を基準とし、合併までに、補助金を廃止する方向で、また、団体の統合について調整する。		

(3) 原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整するもの

中分類	農業	小分類	計画
事業名称	農業振興地域整備計画の適正管理		
事業目的・内容	<p>農業の健全な発展を図るため、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農用地の適正な管理等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別管理 各市町において、法定見直し実施年月、見直しに係る農用地の除外の凍結年月は異なっている。 ・一般管理 各市町において、農用地の除外の実施回数や受付月は異なっている。 ・農用地管理台帳の電算利用については、宇都宮市と上河内町の2市町で行っているが、そのシステムが異なっている。(宇都宮市のGIS農用地管理台帳システムは15年度構築予定) 		
合併に向けた課題	各市町が個別に計画を策定しており、計画の期間や農用地区域の設定など計画内容が異なっているため、新市として計画の策定が必要である。農用地除外の受付・審査事務や電算システム利用など各自治体ごとに独自に実施しており、協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	<p>宇都宮市の次回見直し年度に合わせ、平成19年度に新市の計画を策定する。それまでは旧市町単位の計画書で管理する。(平成17年度については、旧市町単位での一般管理事務とする)</p> <p>一般管理事務については、宇都宮市の制度に合わせ年3回受け付けとし、受付・審査事務は、地域行政機関が実施する。また、審議会は一本化する。</p> <p>宇都宮市以外については、平成19年度の計画見直し後、GISシステムを順次拡大していく。</p>		

中分類	農業	小分類	計画
事業名称	食料・農業・農村基本計画(市町独自計画)		
事業目的・内容	<p>近年の農業を取り巻く環境の変化に対応した農業行政を展開するため、地域特性を活かした農業・農村振興策や食料施策を含む市町独自の基本計画を策定する。</p> <p>宇都宮市のみ14～15年度2か年で策定している。(計画期間は平成16～25年度の10年間、5年毎に見直しを実施)</p>		
合併に向けた課題	各町は独自計画を有しておらず、宇都宮市の計画全体の見直しを図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の計画を基準に、5年後の見直し時期(平成20年度)に、新市全体を対象とする計画の見直しを実施する。		

中分類	農業	小分類	土地基盤整備
事業名称	圃場整備事業（推進事業）		
事業目的・内容	<p>土地改良事業を実施するための計画策定業務や土地改良区等が事業実施する場合に円滑な管理運営を図るための推進業務・補助執行業務を行う。</p> <p>計画策定業務における農村環境計画策定では、今後の農業農村のあり方や土地改良事業等の整備などに関する基本計画の策定を行う。</p>		
合併に向けた課題	<p>農村環境計画策定について、策定の時期などに差異があることから、調整を図ることが必要である。</p> <p>土地改良区等への推進業務・補助執行業務についても、補助金の有無などに差異があることから、調整を図ることが必要である。</p>		
調整の考え方	<p>土地改良区等への推進業務・補助執行業務について、土地改良事業実施中の土地改良区においては、事業の継続性・周辺地区との公平性を確保するため事業完了まで現行の制度を継続し、合併後の新規採択地区への対応については、新市に移行後速やかに宇都宮市の制度を基準に調整する。</p> <p>農村環境計画については、合併までに新市としての策定の方向付けを行い、宇都宮市の策定時(H17,18)に実施・未実施の各町を包括した形で、新市としての計画を策定する。</p>		

中分類	農業	小分類	農業生産の振興
事業名称	学校体験農園設置事業		
事業目的・内容	<p>児童・生徒の、農業及び食への理解や関心を深めるため、学校教育の一環として、農作物の栽培体験をする農園の設置に要する経費に対して助成する。</p> <p>各市町で実施しているが、対象、補助額に差がある。</p>		
合併に向けた課題	各市町で実施しているが、対象、補助額に差があるため、事業の実施方法について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	関係各市町で実施している事業であるが、対象、補助額、実施方法に違いがあることから、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。		

中分類	農業	小分類	農業生産の振興
事業名称	麦生産振興対策事業		
事業目的・内容	<p>水田麦等の生産を振興し、生産性の高い土地利用型農業の確立を図るため、麦作振興に寄与する大型機械（トラクター）の導入に対して助成する。</p> <p>宇都宮市において、類似事業（地域営農システム確立事業）を実施している。</p>		

合併に向けた課題	上三川町のみが実施している事業であるが、関連事業（県事業等）との整理など、事業実施のあり方について調整を図る必要がある。
調整の考え方	上三川町内の営農集団を対象に継続して実施してきた事業であり、要望もあることから、宇都宮市の制度を基準に合併時に統一した対応をとることが困難であるため、新市に移行後、速やかに調整する。

中分類	農業	小分類	農業生産の振興
事業名称	家畜改良整備促進事業		
事業目的・内容	優良な素畜の導入促進と品質面で有利性が確保できる畜産物の生産拡大を推進し、畜産農家の経営安定を図る。		
合併に向けた課題	事業を実施しているのが宇都宮市と上三川町であるが、宇都宮市は平成15年度で終了し上三川町のみが実施する事業となるため、事業実施のあり方について調整する必要がある。		
調整の考え方	上三川町内の酪農家を対象に実施してきた事業であり、要望もあることから、宇都宮市の制度を基準に合併時に統一した対応をとることが困難であるため、合併までに事業実施の継続、縮小、廃止など方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。		

中分類	農業	小分類	農業生産の振興
事業名称	育成牛預託事業		
事業目的・内容	乳用育成牛の公共牧場等への預託を推進し、後継牛の健全な育成及び生産コストの低減並びに労働負担の軽減を図るため、預託費用の一部を助成する。		
合併に向けた課題	上三川町のみが実施している事業であるが、事業実施のあり方について調整する必要がある。		
調整の考え方	上三川町内の酪農家を対象に実施してきた事業であり、要望もあることから、宇都宮市の制度を基準に合併時に統一した対応をとることが困難であるため、合併までに事業実施の継続、縮小、廃止など方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。		

中分類	農業	小分類	農業生産の振興
事業名称	地域防除体制整備事業		
事業目的・内容	病虫害防除を地域（複数の集落等）単位に実施することにより、事業の効果と生産コストの軽減を図るため、大型防除機（ブームスプレーヤー）の導入に要する経費について助成する。		
合併に向けた課題	上三川町のみが実施する事業であるが、関連事業（県事業等）との整理など、事業実施のあり方について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	本事業については、今後どのような防除体制を確立していくかの検討も必要であり、合併時に統一した対応をとることが困難であるため、新市に移行後、速やかに調整する。		

中分類	農業	小分類	担い手
事業名称	農業士・女性農業士の推薦事務		
事業目的・内容	知事が認定する農業士・女性農業士・名誉農業士の推薦を行う。		
合併に向けた課題	農業士，女性農業士，名誉農業士については，県の要領に基づく定数があるため，地域間調整が必要である。		
調整の考え方	栃木県農業士等認定申請要領に基づき実施している事務であり，推薦要領等の整備などにより，新市に移行後速やかに調整する。		

中分類	農業	小分類	担い手
事業名称	農協生産部会育成事業		
事業目的・内容	河内町において，町が首都圏農業戦略品目として推進した5品目（苺，にら，茄子，ねぎ，花卉）はもとより椎茸，梨，梅，春菊，玉葱，麦，大豆等において，先端技術の活用や共同利用施設，機械等の整備を推進し周年供給，高品質，低コスト生産体制整備を図るなど高度な園芸等の産地育成を図っていく必要がある。また，肥育牛専門部河内支部については，家畜の肉質向上や自給飼料作付拡大等図っていく必要がある。それぞれの生産部会において行われる生産技術向上等の取組に対しての支援（育成）を行う。		
合併に向けた課題	河内町のみで実施しており，支援事業あり方や整理などの調整を図る必要がある。		
調整の考え方	地域に及ぼす影響などを勘案し事業実施の必要性があるため，合併までに方向付けを行い，新市に移行後速やかに廃止の方向で調整する。		

中分類	農業	小分類	農村地域の活性化
事業名称	景観形成作物導入促進事業		
事業目的・内容	上河内町において水田を活用して景観形成作物を導入（ホテイアオイ1.2ha）し，水田の有効利用と魅力ある田園風景の形成を図る。		
合併に向けた課題	上河内町のみが実施している県単補助事業であるが，事業実施の必要性について，調整を図る必要がある。		
調整の考え方	実施の有無は，地域の特性や実情に基づき判断されるが，新市に移行するにあたり，基準の統一を図る。		

中分類	農業	小分類	イベント
事業名称	地域米消費拡大事業		
事業目的・内容	農村環境改善センターにおいて「郷土食を考える集い」を開催し，上三川産米のPRとしておにぎりづくりの体験など消費者との交流を通じ，本町農業に対する理解と関心を深め，米の消費拡大を促す。また，小学校に出向いて児童・親を対象に太巻き寿司づくり体験を開催。		
合併に向けた課題	上三川町のみが実施している事業であるが，実施の有無も含めて検討する必要がある。		
調整の考え方	平成16年度以降に実施する「地産地消推進事業」の中で位置付けし，調整を図るものとするが，地域の独自の事業として継続する。		

中分類	農業	小分類	団体等運営
事業名称	農業振興対策審議会		
事業目的・内容	首長の諮問に応じ、総合農政の推進、農業地域の整備、農業構造改善事業の推進等農業振興対策に関する重要事項を調査審議する。		
合併に向けた課題	審議事項や審議会のあり方（委員の選任方法、報酬額等）の整理・調整を図る必要がある。		
調整の考え方	審議基準を一定に保つため、新市に以降後速やかに一本化を図る。報酬や業務などは宇都宮市の基準に合わせたものとする。委員は、宇都宮市の構成を基本とする。		

中分類	農業	小分類	団体等運営
事業名称	家畜防疫団体連絡協議会		
事業目的・内容	家畜の健康保持と自衛防疫推進のため、家畜の健康保持及び伝染病等に関する情報提供、各種伝染病予防のための予防接種、畜舎の消毒等予防措置に関する指導、役員会・総会の開催、補助金請求事務を行う。		
合併に向けた課題	団体運営の事務局を行政が担っている場合と農協が担っている場合があることから、対応を調整することが必要である。		
調整の考え方	防疫活動の合理化、効率化を図るため、各市町に所在する団体の統合に努めるとともに、各組織で異なっていた団体運営事務局の所在についても農協等関係団体との調整により一元化を図っていく。		

中分類	農業	小分類	団体等運営
事業名称	酪農組合		
事業目的・内容	酪農経営の安定と発展を図るため農家相互の連絡を密にし酪農経営に必要な事業の推進に努めるとともに組合員の福利増進を期するため、各種伝染病予防のための予防接種、家畜の健康保持及び伝染病等に関する情報提供、酪農に関する研修会、役員会・総会の開催、補助金請求事務を行う。		
合併に向けた課題	団体運営の事務局を行政が担っていることが適正であるのか検討の必要がある。		
調整の考え方	酪農組合の組織拡大と活動の発展を図るため各市町に所在する酪農組合の統合を推進するとともに、行政が行っている団体運営事務局の所在についても、酪農とちぎ等関係団体との調整を行い再検討を図る。		

中分類	農業	小分類	団体等運営
事業名称	土地改良協議会		
事業目的・内容	土地改良協議会は、会員相互の研鑽と行政等関係機関との連携強化のもと、土地改良区の適正な管理運営と土地改良事業等の円滑な推進を図る。 宇都宮市、上河内町、河内町では、土地改良協議会の事務局事務を担当し、会員間の連絡調整を図りながら、協議会の円滑な運営を図る。		

合併に向けた課題	協議会を設置していない町もあることから，協議会の新市への拡大，又は整理統合のあり方について，調整を図ることが必要である。 また，協議会を有している市町の補助金の有無などに差異があることから，調整を図ることが必要である。
調整の考え方	土地改良協議会は，各土地改良区の連絡調整を図るうえで重要な組織であるため，合併まで現行のまま運営し，新市に移行後，速やかに設置範囲を新市に拡大するよう調整する。 協議会への対応については，市町により補助金の有無や運営方法に差異があり土地改良区の運営に混乱を及ぼすため，宇都宮市の制度を基準に合併までに組織の見直し等の方向付けを行い，新市に移行後，速やかに調整する。

中分類	農業	小分類	団体等運営
事業名称	土地改良区		
事業目的・内容	土地改良区の適正な管理運営のための指導業務や組織力強化のための統合整備事業を行う。		
合併に向けた課題	土地改良区の指導業務への市町職員の係わり方や運営費補助金の有無などに差異があることから，調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	土地改良区の指導業務については，各市町で差異があることから，宇都宮市の制度を基準に，合併までに方向付けを行い，新市に移行後，速やかに調整する。 上三川町の運営費補助については，土地改良区の統合整備に伴う新設改良区の育成強化を目的としており運営に混乱を及ぼすため，その趣旨を踏まえ合併まで現行のまま運営し，新市に移行後，段階的に調整する。		

中分類	農業	小分類	団体等運営
事業名称	各種団体育成		
事業目的・内容	農業関係団体の活動を助長することにより，農業の振興を図ることを目的として，青果物専門部会連絡協議会，農業経営者協議会，花き振興協議会，営農集団連絡協議会に対し運営補助を行う。		
合併に向けた課題	上三川町のみ実施している事業であるが，事業実施の継続，縮小など実施のあり方について調整を図る必要がある。 なお，農業経営者協議会については，平成16年度に解散予定。		
調整の考え方	地域に密着した事業活動をしており実施の必要性がある。しかし，市町間で運営補助についての調整を図る必要があるため，合併までに方向付けを行い，新市に移行後速やかに調整する。		

中分類	農業	小分類	団体等運営
事業名称	畜産集団育成推進事業		
事業目的・内容	畜産関係団体の活動を助長することにより，畜産の振興を図ることを目的として，上三川町酪農組合，上三川町肥育牛振興会，上三川養豚部会，上三川町西南部肉用牛振興組合，上三川町中部堆肥生産利用組合，		

	上河内町酪農組合に対し運営補助を行う。
合併に向けた課題	上三川町，上河内町が実施しているが，事業実施の継続，縮小など実施のあり方について調整を図る必要がある。
調整の考え方	各町の地域の事情等により実施してきた経緯等を考慮し，事業実施の継続，縮小など実施のあり方について合併までに方向付けを行い，新市に移行後速やかに調整を行う。

中分類	農業	小分類	施設
事業名称	農業構造改善センター		
事業目的・内容	農業経営及び農村生活の改善合理化並びに農村地域住民の健康増進と連帯感の醸成を図るため，大会議室兼体育室，卓球室，研修室，和室，食品加工室，図書資料室，農業情報室，テニスコートの貸出及び管理を行う。		
合併に向けた課題	施設内容や利用状況から判断すると，農業上の利用形態が異なっていることから，調整が必要である。		
調整の考え方	新市に移行後，地域のコミュニティ施設としての位置付けで，調整を図る。		

中分類	農業	小分類	施設
事業名称	農事集会所		
事業目的・内容	農村地域住民の連帯感の醸成及び地域農業構造の再編を図るため，河内町に2ヶ所（下岡本農事集会所・下田原農事集会所）設置されている。施設の管理を地元自治会に委託しており，地元自治会の公民館的な使用に供されている。		
合併に向けた課題	河内町にしかない施設で，自治会の公民館的な使用になっている施設もあるので自治会への移行・廃止を含め調整が必要。		
調整の考え方	施設については現行のまま新市に引き継ぎ，管理運営については，新市に移行後，地域のコミュニティ施設として位置付ける方向で調整する。		

中分類	農業	小分類	施設
事業名称	農業集落排水施設		
事業目的・内容	処理施設からの排出基準を確保するため，処理場の保守点検，水質管理，汚泥処理などの巡回管理や設備機器類・管路修繕等施設の適正な維持管理を行う。		
合併に向けた課題	供用開始している各市町において，施設管理のうち巡回管理はすべて業者委託しているが，日常管理・汚泥処理や管路等の修繕方法に差異があるため調整を図ることが必要である。 また，上河内町は，未実施である。		
調整の考え方	巡回管理については，宇都宮市の制度を基準に調整するが，日常管理・汚泥処理や修繕方法に差異があることから，新市に移行後速やかに調整する。		

(4) 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整するもの

中分類	農業	小分類	農業生産の振興
事業名称	首都圏農業パワーアップ推進事業		
事業目的・内容	<p>土地利用型作物の生産体制の構築を前提として、園芸作物の生産拡大を総合的に図る、地域農業のシステム化を図るとともに、安全・安心な農産物の供給体制や省力的で快適ないちご生産体制の確立、地域性豊かな園芸産地の育成、土地利用型作物の効率的生産体制の確立を図ることにより、「地域が輝く首都圏農業」の確立を目指す県の事業。</p> <p>事業は各市町で実施しているが、上乘せ補助は上三川町と上河内町が実施している。</p>		
合併に向けた課題	<p>「上乘せ補助」を実施しているのは上三川町と上河内町であるが、「上乘せ補助」について市町単独事業との整理など実施のあり方について調整を図る必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>上三川町においては、認定農業者に関する上乘せ補助について、平成15年度より10%とした経緯もあり、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。</p>		

中分類	農業	小分類	農業生産の振興
事業名称	農林産物ブランド化推進事業		
事業目的・内容	<p>生産された農林産物の消費拡大を図り、将来的な農林業経営の安定と消費者への信頼性を確保するため、優良農林産物のブランド化事業を推進する。</p> <p>宇都宮市と上河内町が実施しているが、事業内容、対象品目に違いがある。</p>		
合併に向けた課題	<p>宇都宮市と上河内町（鬼怒の舞ブランド販売促進協議会補助）で実施している事業であるが、事業内容、対象品目等に違いがあることもあり、事業実施のあり方について調整を図る必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>宇都宮市と上河内町では、推進体制等に違いがあり、合併時に統一した対応が困難であることから、新市においても当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。</p> <p>なお、米以外については、原則として宇都宮市の制度を拡大することとし、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。</p>		

中分類	農業	小分類	農業生産の振興
事業名称	水稲病虫害防除事業		
事業目的・内容	<p>農薬取締法の改正等、また周辺環境への配慮等から農薬航空散布による一斉防除が難しくなったため、これに変わる個人防除として箱施用剤を使用した生産者（生産調整目標達成者）に対し、購入経費の一部を上三川町水稲病虫害防除協議会を通して助成する。</p>		
合併に向けた課題	<p>上三川町のみが実施している事業であるが、助成の有無について調整する必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>水稲病虫害予防関連事業については、各町の対応の差が大きいことから、当分の間現行どおりとし、新市に移行後、段階的に、統一した対応を調整する。</p>		

中分類	農業	小分類	農業生産の振興
事業名称	有害鳥獣駆除事業		
事業目的・内容	鳥獣の農林水産業に係る被害を防止するため、有害鳥獣（カラス、カモの駆除）の捕獲駆除を実施する。（農業者からの申請に基づき町が駆除を実施）		
合併に向けた課題	宇都宮市以外の各町で実施されている事業である。事業実施のあり方や整理、統合などの調整を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市以外の各町で実施している事業であり、宇都宮市の制度を基準に、合併後直ちに統一した対応をすることが困難な事業であるため、合併後、段階的に調整する。		

中分類	農業	小分類	担い手
事業名称	農村女性起業活動促進事業		
事業目的・内容	農産加工技術研修会や、先進地視察を実施し農村女性の経営・生産技術の向上を図り地域活性化につなげる。		
合併に向けた課題	実施している事業内容・事業手法が異なることから調整を図る必要がある。		
調整の考え方	男女共同参画社会の実現のために有効な事業である。しかし、合併市町で同様な事業を展開していることから、当分の間現行どおりとし、段階的に事業の拡大を図る。 なお、宇都宮市においては、H16年度から農村女性支援事業に再編し事業の充実を図る。		

中分類	農業	小分類	イベント
事業名称	農林業祭		
事業目的・内容	地場産の安全・新鮮な農産物等のPRや消費者と生産者との交流を通じ、農林業に対する理解と関心を深めるため、収穫の秋を楽しむ食と農に関する総合的なイベントを開催する。		
合併に向けた課題	農林業を中心とした事業は宇都宮市のみで実施。各町は総合的な町の事業として実施している状況であり、実施団体の構成や開催日や開催場所、財政負担（市及び農協等の補助金や交付金等）なども含め、事業実施のあり方や整理・統合などの調整を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町で、それぞれに特徴を持たせた事業であり、また、農林業のみでなく商業や福祉など総合的なイベントとして開催していること、新市の区域が広範となることなどから、当分の間、継続して開催するものとする。		

中分類	農業	小分類	団体等運営
事業名称	地区農業協力委員		
事業目的・内容	農林行政の円滑な運営と、普及指導の徹底浸透を図るため、「地区農業協力委員」を設置し、農政に関する業務を依頼する。（農業協力委員の主		

	な業務は、集落の各農家へ行政からの通知の配付、生産調整推進事務など)
合併に向けた課題	協力委員の業務内容、選任方法や人数、報酬額などの整理や調整を図る必要がある。
調整の考え方	主な業務が生産調整に関するものであり、平成16年度から生産調整の方法が変わることにより、確認等も現行の体制・方法の変更が考えられることから、現時点での調整は困難であり、新たな体制等を視野に入れた調整を行う。

中分類	農業	小分類	団体等運営
事業名称	水稲病虫害防除事業協議会		
事業目的・内容	病虫害防除は、「いもち病」「紋枯病」等の被害を少なくし、基幹作物である「水稲」の安定した収量を確保するため行っている。水稲病虫害防除事業協議会が取り組む広域的な防除事業に対し補助を実施する。		
合併に向けた課題	河内町で実施している事業であるが、上三川町でも水稲病虫害予防事業として実施されており、事業実施のあり方や整理、統合などの調整を図る必要がある。		
調整の考え方	水稲病虫害予防関連事業については、各町の対応の差が大きいことから、当分の間現行どおりとし、新市に移行後、段階的に、統一した対応を調整する。		

中分類	農業	小分類	団体等運営
事業名称	担い手育成地域営農集団		
事業目的・内容	経営の零細な農家が多く占める地域において営農集団の育成強化と経営基盤の強化・合理化を推進するため、営農集団(1集団)に対して団体運営補助を行う。(県単事業)		
合併に向けた課題	上三川町のみが実施している事業であるが、当該事業について実施の継続や廃止・縮小など実施のあり方について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	上三川町において実施している事業であるが、これまでの事業実施の経緯等から、新市において統一した対応を取ることが適切ではないので、当分の間は現行どおりとし、段階的に調整する。		

中分類	農業	小分類	団体等運営
事業名称	農業機械士協議会		
事業目的・内容	農業機械の近代化及び効率的利用を促進するとともに、農業経営の発展と安定に資するため、農業機械士の知識技術の向上を図る。 協議会は上河内町・河内町2町において設置している。		
合併に向けた課題	協議会組織・補助金の支出についても2町だけだが、農業機械士は他市町のもいるので存続を含め調整を図る必要がある。		
調整の考え方	全国農業機械士会の会長職に河内町の農業士が就任していることから、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。		

中分類	農業	小分類	施設
事業名称	農産加工所（研修施設を含む）		
事業目的・内容	地元農産物を素材にした加工技術の習得及び農業の理解の浸透を図るため、体験教室の開催、特産品等の開発、農産加工物生産・販売を行う。		
合併に向けた課題	実施している事業内容や施設の設備及び管理形態が市町により異なる。		
調整の考え方	施設の設備、実施事業等が市町により全く異なるため、新市に移行後も当分の間現行通りとする。 段階的に管理主体や事業内容・利用料金等について統一を図る等の調整を図る。		

中分類	農業	小分類	施設
事業名称	農業集落排水施設（使用料等）		
事業目的・内容	農業集落排水事業特別会計の適正な運用を図るため、処理施設使用料の賦課徴収を行う。 農業集落排水事業区域内の水洗化の促進と農業集落排水処理施設への速やかな接続を促進するために、水洗化資金の融資あっせん及び利子補給を行う。 また、宅地内に排水設備を設置するときには検査確認を行う。		
合併に向けた課題	各市町において、使用料の設定・徴収方法、融資条件、手数料に差異があることから、調整を図ることが必要である。 また、電算システムについても差異があることから、調整を図ることが必要である。 上河内町は未実施である。		
調整の考え方	使用料の設定・徴収方法については、新たに負担増となる市町においては、関係住民への影響が大きいことから、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。 融資条件や手数料については、料金体系に差異があることから、合併までに方向付けを行い、新市に移行後速やかに統一した基準に調整するものとする。		

(5) 廃止の方向で調整するもの

中分類	農業	小分類	土地基盤整備
事業名称	基盤整備促進事業(負担金)		
事業目的・内容	南河内町に属する土地改良区が、老朽化により機能低下した農業水利施設(取水堰)の改修を行い、効率的な農業生産を図ると共に施設の信頼性の向上を図ることを目的に実施する事業に対し、受益地が上三川町の行政区域を含んでいることから、当該土地改良区に補助する南河内町に応分の負担をする。		
合併に向けた課題	平成15年度のみのも事業であるため、合併に伴う課題はない。		
調整の考え方	平成15年度のみで実施する事業のため、廃止の方向で調整する。		

中分類	農業	小分類	農業生産の振興
事業名称	水田農業経営確立対策事業(15年度)		
事業目的・内容	食料の安定供給の確保、水田農業の持続的な発展を目指して、「需要に応じた米の計画的生産(米の生産調整)」と「減反水田を有効利用した麦・大豆等の土地利用型作物の生産拡大」により、収益性の高い安定した水田農業経営の確立を図る。		
合併に向けた課題	現対策による「米の生産調整」は、15年度で終了し、「米政策改革大綱に基づく見直し事務(16年度以降の生産調整対策)」に引き継ぐ。		
調整の考え方	国の制度変更を受けて15年度で事業が終了となるため、廃止の方向で調整する。		

中分類	農業	小分類	農業生産の振興
事業名称	米穀の計画出荷事務(15年度で廃止)		
事業目的・内容	主食である米の安定供給を確保するため、国が管理する米穀流通制度に基づき、と連携し、農業者ごとの政府への出荷米数量を決定し、国及び県に報告するもの。 「米政策改革大綱」による見直しにより、これまでの制度は廃止され、市町村における現事務は廃止される。		
合併に向けた課題	特に無し(法に基づく、統一事務である上、16年度からは事務廃止)		
調整の考え方	国の制度変更を受けて事務事業が廃止となるため、廃止の方向で調整する。		

中分類	農業	小分類	農業生産の振興
事業名称	米穀小売業登録事務		
事業目的・内容	計画流通米の卸売り業務または、小売の業務をおこなおうとするものに対し、申請に基づき販売所の所在地、名称等の登録を行う。		
合併に向けた課題	平成16年4月から関東農政局栃木農政事務所が行うため、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	平成16年4月から関東農政局栃木農政事務所が行うため、市町村単位での登録は廃止となる。		

中分類	農業	小分類	農業生産の振興
事業名称	輸入急増農産物対応特別対策事業		
事業目的・内容	<p>野菜の輸入急増に対応して、消費者や需要者のニーズに対応した生産・流通分野の構造改革を促進し、国際競争にも耐えうる体質の強い産地体制を確立することを目的とした国庫事業。</p> <p>平成15年度に「トマトの鉄骨ハウス整備事業」を宇都宮市と上三川町が実施しているが、上乘せ補助は上三川町のみが実施している。</p>		
合併に向けた課題	鉄骨ハウス等に対する「上乘せ補助」については、上三川町のみが実施しているが、その他の施設整備も含め「上乘せ補助」について、関連事業との整理など実施のあり方について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	本事業は、平成14～16年度の3カ年事業であり、合併までに廃止する。		

中分類	農業	小分類	農業生産の振興
事業名称	畜産環境対策事業		
事業目的・内容	家畜ふん尿処理体系の確立を図るための施設・機械を導入する際、畜産環リース事業を利用する農家などに対し、事業費の一部を補助する。		
合併に向けた課題	リース事業等に助成している市町は上三川町だけであり、事業実施のあり方について調整が必要である。		
調整の考え方	法で義務付けられた家畜ふん尿処理施設の整備を目的とした事業であり、法の猶予期限が平成16年10月であることから、平成16年度で廃止の方向で整理する。		

中分類	農業	小分類	農業生産の振興
事業名称	野芝焼き事業		
事業目的・内容	農林環境保全の一環として、道路、土手、稲作休耕地、畦畔などの枯れ草等を冬期間に共同で焼却し火災予防等を図り、併せて越冬病害虫の駆除を行う。		
合併に向けた課題	上三川町のみ実施している事業であるが、推進機関が町であること、また、事故があったときの補償問題があり、事業実施のあり方等について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	事業実施主体を宇都宮農協に移行することとし、廃止の方向で調整する。		

中分類	農業	小分類	担い手
事業名称	農業後継者育成研修事業		
事業目的・内容	農業を担う後継者の資質の向上を図るための研修受講の支援を行い、優秀な後継者の確保に努める。		
合併に向けた課題	実施している事業内容・事業手法が異なることから調整を図る必要がある。		

調整の考え方	<p>担い手育成研修，機械免許取得研修については，農村青少年クラブ協議会（「農村青少年支援事業」）に組替えるとともに，女性農業者国内研修については，生活改善クラブ協議会（「農村女性支援事業」）に組替える。また，上三川町と上河内町で行われている海外研修については，本市活性化塾で行われている海外研修と統合する。</p> <p>このため，事業内容がそれぞれ別の事業に組替え・統合になることから，本事業については廃止の方向で整理する。</p>
--------	--

中分類	農業	小分類	担い手
事業名称	河内町猟友会育成事業		
事業目的・内容	「河内町猟友会」への運営費補助，また，町から依頼される有害鳥獣駆除，各支部との交流，郡民体育祭への参加に関する活動支援を行う。		
合併に向けた課題	河内町のみで実施しており，支援事業あり方や整理などの調整を図る必要がある。		
調整の考え方	団体運営のためのものであり，今後，事業を継続する必要性が小さいことから，合併時において廃止する。		

中分類	農業	小分類	団体等運営
事業名称	米麦改良協議会		
事業目的・内容	<p>高品質米の生産，優良種子の生産を推進するため，優良種子の確保対策及び優良種子の安定対策を実施している宇都宮市米麦改良協議会の運営費に対して助成する。</p> <p>宇都宮市以外での当該事業の実施はない。</p>		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であるが，当該事業について実施の継続や廃止・縮小など実施のあり方について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	所期の目的を達したことから，平成15年度で終了とする。		

中分類	農業	小分類	団体等運営
事業名称	牛群検定組合		
事業目的・内容	乳用牛の組織的な能力検定を実施して，優良乳牛資源の確保を図ると共に低能力牛の淘汰を促進するため，牛群検定負担金の受払事務，補助金等請求事務を行う。		
合併に向けた課題	県央牛群検定組合宇都宮支部は，平成15年度で活動終了のため課題はない。		
調整の考え方	県央牛群検定組合宇都宮支部は，平成15年度で活動終了のため廃止する。		

中分類	農業	小分類	団体等運営
事業名称	ふれあい（農協）朝市出品者協議会		
事業目的・内容	新鮮な野菜，果実，花卉，農産加工品を消費者に提供することにより，農業者への理解を深めてもらい，併せて農村と都市との交流の場づくりを推進し園芸等の振興を図る。		

	河内町のみ，ふれあい農協朝市出品者協議会に対して借地の地代相当分等を補助活動補助する。
合併に向けた課題	河内町のみで実施しており，支援事業のあり方や整理，統合などの調整を図る必要がある。
調整の考え方	経済活動である直売活動等への直接補助については，廃止の方向で調整する。 ただし，直売活動等に対する普及啓発などの支援措置については，宇都宮市の地産地消運動推進事業の中で対応する。

中分類	水産業	小分類	団体等運営
事業名称	白沢甲部養魚組合育成事業		
事業目的・内容	「白沢甲部養魚組合」への運営費補助，町民を対象にしたマス釣り大会，河川の清掃（草刈り），先進地視察研修に関する活動支援を行う。		
合併に向けた課題	河内町のみで実施しており，支援事業あり方や整理などの調整を図る必要がある。		
調整の考え方	所期の目的を達したことから，平成15年度で事業を終了する。		

各種事務事業の取扱い

【教育専門部会】

(1) 現行のまま新市に引き継ぐもの

中分類	生涯学習	小分類	生涯学習活動支援
事業名称	読書推進活動		
事業目的・内容	<p>住民の図書館利用や読書意欲を高めるために公開講座・おはなし会等の行事を開催する。また読書グループの支援や学校との連携を図る。</p> <p>各市町でさまざまな行事を行っている。また、それぞれボランティアグループや読書会を催している。</p> <p>学校図書館との連携についても、各市町で異なる。</p>		
合併に向けた課題	各市町の特色を活かしながら、均等なサービス機会を提供するため、各市町で異なる事業内容を調整する必要がある。		
調整の考え方	<p>宇都宮市の基本方針を基準に事業運営方針を統一するが、各市町のニーズに合わせて行ってきた活動は、各館の特長ある活動として継続する。</p> <p>また、図書館サービスの向上を図る上で、効果的な事業や活動は、新市全域での取組も検討する。</p>		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	教職員の表彰及び推薦事務		
事業目的・内容	<p>各種表彰について、選考基準に基づき、教職員の中から選考し、県教育委員会への内申を行う。</p> <p>派遣関係事業について、候補者を人選し、県教育委員会への内申または、関係機関への推薦を行う。</p>		
合併に向けた課題	各市町とも同一の基準に基づき表彰等の内申・推薦を行っていることから特にない。		
調整の考え方	各市町とも同一の基準に基づき表彰等の内申・推薦を行っていることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	独立行政法人日本スポーツ振興センター事務		
事業目的・内容	<p>独立行政法人スポーツ振興センターは、独立行政法人スポーツ振興センター法に基づき設立された特殊法人であり、体育の振興と児童生徒の健康の保持増進を図ることを目的とし、義務教育諸学校等の管理下における児童生徒の災害について児童生徒の保護者に対し災害共済給付を行い、学校安全、及び、学校給食の普及充実などを行っている。教育委員会では学校から提出される書類の取りまとめ、独立行政法人スポーツ振興センター栃木支部への書類提出、給付決定通知書を学校へ送付など、災害発生から給付金支払までの事務手続きを行っている。</p>		
合併に向けた課題	給付基準や手続き等について市町間で差がないことから、課題はない。		
調整の考え方	給付基準や手続き等について市町間で差がないことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	教科書給与事務		
事業目的・内容	<p>学校教育を教育課程に従い円滑に行なうことを目的に、義務教育諸学校用教科書の無償給与のために必要な納入冊数と、受領数の報告等を県教育委員会と教科書発行所の特約供給所（教科書供給所）に対して行うほか、授業運営のために必要な教師用の教科書及び指導書の購入、貸与、副読本の購入、貸与を行う。</p>		
合併に向けた課題	<p>教科書の給与については、各市町とも同様の事務を行っているが、副読本の内容については、各市町で異なることから調整する必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>法令に基づき各市町が実施している事務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>ただし、副読本については、当面は各市町のものを使用し、合併後3年を目途に内容の調整を図る。</p>		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	学校給食センター管理運営		
事業目的・内容	<p>学校給食法に基づく、学校給食を実施するため学校給食センターを置く。</p>		
合併に向けた課題	<p>各市町において、それぞれ単独方式とセンター方式という2種類の異なった方式で実施しているため、調整の必要がある。また、給食センターの処理能力の有効活用を検討する必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>センター方式については、施設の耐用年限を考慮し、当面は現行のまま新市に引き継ぐものとする。共同調理場運営委員会については、合併時に一元化する。</p> <p>なお、近隣市町分の処理など、センターの処理能力のフル活用を図る。</p>		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	配送業務の委託管理運営		
事業目的・内容	<p>共同調理場（給食センター）で調理した給食を、各小中学校へ配送するための業務委託を実施している。</p>		
合併に向けた課題	<p>共同調理場（給食センター）を設置している上三川町及び上河内町が実施している事務であり、共同調理場設置に伴う付随業務の取扱を考慮する必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>共同調理場（給食センター）ということから、配送については必要と思われるため、現行のまま実施する。</p> <p>上三川町のみ実施している配膳業務委託については、食育の観点から他の市町と同様に児童生徒及び学校業務員等に対応する方向で調整する。</p>		

中分類	市民文化	小分類	文化活動振興
事業名称	シティ・ホールふれあいコンサート		
事業目的・内容	<p>プロ・アマを問わず音楽等の発表の機会を提供するとともに、多くの市民が音楽等にふれる機会をつくり、市民の音楽等文化活動の一助となるよう、市庁舎においてコンサートを開催している。会場が、市庁舎の市民ホールなので、来庁した市民が昼休みのひとときを快適に過ごすことができ、また、親しみやすい市役所としてのイメージ・アップを図っている。</p> <p>平成15年度は、5月～3月(4月を除く)まで、年間11回開催する。また、ジャズのまちづくりを推進するためジャズを取り入れる。</p>		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが場所を特定して実施している事業であり、各町において類似する事業も無いことから、事業としての課題は特に無い。		
調整の考え方	事業実施場所を特定した事業であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

(2) 原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの

中分類	生涯学習	小分類	生涯学習活動支援
事業名称	成人式		
事業目的・内容	20歳を迎えた新成人者の門出を祝福激励し、人生の意義ある日とする。 市町の各会場において、式典及び記念事業等を実施している。また、各会場において新成人のアンケート調査を実施し、今後の参考にしている。		
合併に向けた課題	現在各市町で異なる開催形式（一括開催，分散開催），実施機関（実施委員会，行政直営）及び実施内容について，調整する必要がある。		
調整の考え方	全体の出席者が5,000人を超え，同一会場での一斉実施は難しいことから，宇都宮市の開催形式（分散開催，実施委員会方式）を基準とするが，実施内容や実施会場等については地域特性を勘案し調整する。		

中分類	生涯学習	小分類	生涯学習活動支援
事業名称	社会教育関係団体の支援		
事業目的・内容	子ども会連合会やPTA連合会等の社会教育関係団体の活動を支援し，学習活動の活発化を図る。		
合併に向けた課題	各市町における団体等に対する補助金の交付状況や団体等の運営状況などを調査した上で，事前に交付対象（団体の選定，事業の内容），予算額などについて統一的な支援ができるよう，考え方を整理して協議・調整を図る必要がある。		
調整の考え方	団体運営補助金は原則として廃止の方向で検討するとともに，各市町により支援団体の種類，支援の内容等に違いがあることから，補助の公平・公正を期すため，宇都宮市の制度を基準に調整し，統一的な支援を図る。		

中分類	生涯学習	小分類	生涯学習活動支援
事業名称	生涯学習情報提供システム		
事業目的・内容	住民が一人ひとりの個性を発揮し，その能力を高め生きがいのある豊かな人生を送れるよう，様々な方法で各学習情報を提供する。 団体，講師，講座，イベント，施設等の生涯学習関係情報を，インターネットのホームページなどにより，各家庭のパソコンや公共情報端末を媒体として，住民に提供する。		
合併に向けた課題	共通した情報を提供できるよう，効率的かつ効果的に情報収集・提供等の管理・運営システムについて協議・調整を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の情報提供システムを中心とする情報提供事業は，各町を含む広域的対応への移行が可能であるため，宇都宮市の制度・運営システムを活用することとして，合併までに一元化の調整を行い，合併後速やかにシステムの管理・運営体制を整備する。		

中分類	生涯学習	小分類	生涯学習活動支援
事業名称	生涯学習センターの管理運営		
事業目的・内容	生涯学習社会を迎え、住民の学習意欲を満たすための快適な場の提供、情報・資料の収集提供、地域活動の拠点施設としての生涯学習センター、雇用する非常勤職員の管理を行う。		
合併に向けた課題	各市町において関連施設を設置しているが、開館時間・休館日・管理方法・利用料金の減免規定が異なっていることから、調整する必要がある。また、各市町の関連施設相互の位置付け、職員配置などの運営体制についても各市町により異なることから、調整する必要がある。		
調整の考え方	管理運営方法については、利用者の多い宇都宮市の基準にあわせるが、使用料については激変緩和措置をとることで3年を目途に段階的に調整する。 また、各町の直営公民館の位置付けについては、合併時までに、宇都宮市の制度に一元化する方向で調整し、合併後2年を目途に実施する。		

中分類	生涯学習	小分類	生涯学習活動支援
事業名称	生涯学習センター・公民館運営審議会		
事業目的・内容	生涯学習社会を迎え、住民の学習意欲を満たすための快適な場の提供、情報・資料の収集提供、など地域活動の拠点としての生涯学習センター及び公民館事業について、所長・館長の諮問に答える機関として設置する。		
合併に向けた課題	各市町のそれぞれの実情に基づいた事業について諮問する機関であり、その各市町の実情を同一の場で審議できるシステムの構築の検討が必要である。		
調整の考え方	各市町により審議会委員の定数・選出方法等に違いがあるため、合併までに方向づけを行い、合併時に一元化を図る。ただし、地域を代表する委員については、合併後、新市として改めて選任する。		

中分類	生涯学習	小分類	生涯学習活動支援
事業名称	子ども読書活動推進事業		
事業目的・内容	子どもたちが、いつでもどこでも自主的に読書活動を行うことができるよう、環境を整備するために、子ども読書活動推進計画の策定及び関連事業として親子読書促進事業を実施する。 計画は、国（平成14年8月策定済）・県の計画（平成15年度策定予定）と整合を図りながら策定する。		
合併に向けた課題	新市全体を対象とした計画の策定が必要であり、実施事業については、実施時期や場所、事業を運営するボランティアの育成及び再編について、調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市の取組内容が幅広く、大規模であることから、宇都宮市が平成15年度に策定の計画をベースに、合併後、各町の状況を反映させながら、計画の見直しを行う。また、関連事業についても各町での類似事業を整理し、実施する。		

中分類	生涯学習	小分類	生涯学習活動支援
事業名称	青少年教育事業		
事業目的・内容	児童生徒及び青少年の社会生活や豊かな人間性を育むため、ボランティア活動など社会奉仕活動、自然体験活動をはじめ、勤労生産体験活動、職業体験活動、芸術文化体験活動など多様な体験活動を行う。		
合併に向けた課題	事業運営方針を各市町ごとに策定しており、実施の有無や実施方法など、基本的な考え方等に違いがあることから、新市として統一的な事業展開を図るために改めて基本的考え方を整理し、協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の基本方針を基準に事業運営方針を統一するが、事業実施にあたっては、合併後、各市町の地域の実情に応じた効果的・効率的な事業展開ができるよう、調整を行う。		

中分類	生涯学習	小分類	生涯学習活動支援
事業名称	成人教育事業		
事業目的・内容	職業能力の開発及び向上、社会福祉等に関する生涯学習に資するため、学習に関する住民の自発的意思を尊重しながら一般市民を対象として学習機会の提供を行う。		
合併に向けた課題	事業運営方針を各市町ごとに策定しており、事業実施の有無や実施方法など、基本的な考え方等に違いがあることから、新市として統一的な事業展開を図るために改めて基本的考え方を整理し、協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の基本方針を基準に事業運営方針を統一するが、実施にあたっては、合併後、各市町の地域の実情に応じた効果的・効率的な事業展開ができるよう、調整を行う。		

中分類	生涯学習	小分類	生涯学習活動支援
事業名称	市民大学		
事業目的・内容	住民の高度で専門的な学習ニーズに対応するため、学びたい人が学べる機会を提供する。		
合併に向けた課題	事業運営方針を各市町ごとに策定しており、事業実施の有無や実施方法など、基本的な考え方等に違いがあることから、新市として統一的な事業展開を図るために改めて基本的考え方を整理し、協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の基本方針を基準に事業運営方針を統一するが、実施にあたっては、合併後、方針に基づき、地域性を考慮した事業展開ができるよう、調整を図る。		

中分類	生涯学習	小分類	生涯学習活動支援
事業名称	生涯学習指導員による学習情報提供・学習相談事業		
事業目的・内容	生涯学習活動に関心のある住民に対し、生涯学習指導員等が学習情報の提供や学習技術などを支援する。また、公民館での講座・教室等の企画運営について指導・助言を行う。		
合併に向けた課題	事業運営方針を各自治体ごとに策定しており、生涯学習指導員や類似の職の配置の有無、生涯学習相談・情報の提供事業に関する基本的な考え方等に違いがある。新市として統一的な事業展開を図るため、改めて基本的な考え方を整理し、協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の基本方針を基準に事業運営方針を統一するが、事業実施にあたっては合併後速やかに各市町の地域の実情に応じた効果的・効率的な事業展開ができるよう、調整を行う。 生涯学習指導員等の任用についても統一化を図る。		

中分類	生涯学習	小分類	生涯学習活動支援
事業名称	図書館施設の管理運営		
事業目的・内容	住民のために資料や情報の提供等直接的な援助を行う機関として図書館施設を設置し、地域の実情に即した運営に努める。 各市町において図書館施設を設置しており、利用時間（日）や職員の勤務体制、組織構成等が異なっている。		
合併に向けた課題	各市町図書館相互の位置付け、及び図書館協議会のあり方について調整する必要がある。また、各市町で異なる開館日、開館時間、組織構成、勤務体制、及び各図書館間の搬送体制についても調整する必要がある。		
調整の考え方	開館日・開館時間は行政サービス均一化の観点から、合併時に統一する。職員の勤務体制も合併時まで調整する。また、合併時の物流を確保するため、委託も含め搬送体制についても調整する。図書館協議会は合併時に宇都宮市の制度に一元化する。各図書館の位置付け及び組織については、合併時まで方向づけを行い、調整する。		

中分類	生涯学習	小分類	生涯学習活動支援
事業名称	図書館資料の提供		
事業目的・内容	図書・逐次刊行物・視聴覚資料などの資料を収集・整理・保存して、貸出やレファレンスサービスを通し、住民に提供する。 資料整理基準、貸出規則、提供資料の範囲、コピーサービス料金、資料購入方法などが各市町によって異なる。		
合併に向けた課題	図書資料の貸出・予約などの図書館サービス提供レベルを統一するため、マニュアルの統一や資料コピー料金の統一などを調整する必要がある。 また、電算システム統合を視野に入れた資料整理基準の統一も調整する必要がある。		

調整の考え方	貸出・予約・コピーなどのサービス水準やサービスマニュアルは行政サービス均一化の観点から、合併までに方向付けを行い、合併にあわせ統一する。ただし、資料整理基準は、電算システムの統一を視野に入れ、最も点数の多い宇都宮市の整理基準を軸として合併後、調整を図る。
--------	---

中分類	生涯学習	小分類	生涯学習活動支援
事業名称	視聴覚教材・情報の整備充実		
事業目的・内容	<p>住民の生涯学習を援助し、学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図るため、視聴覚教材・情報を整備充実する。</p> <p>ビデオ教材は各教科の指導に準拠したものが普及しているが、市販のビデオ教材では対応しにくい地域的な素材をテーマとしたビデオ教材を制作している。また、学校及び社会教育関係者が行う教材制作について、技術指導をしている。</p> <p>ビデオ教材目録や16ミリフィルム映画一覧表など解説資料等の配布や、講座・研修会や映画会などの自主行事を周知するため、ホームページの公開や広報紙を発行している。</p>		
合併に向けた課題	市町において専門的な施設は1か所であることから、対象エリアの拡大に伴い、提供サービスの内容や、事務事業の執行体制について、検討し、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	基本的には宇都宮市での現行のまま新市に引き継ぐものとするが、各町の生涯学習施設等で行われている事業との統合・調整を図る。		

中分類	生涯学習	小分類	生涯学習活動支援
事業名称	視聴覚施設・機材の整備と利用促進		
事業目的・内容	<p>視聴覚ライブラリー所蔵の16ミリフィルム、ビデオ教材やスタジオ等を整備するとともに、映写機・液晶プロジェクターなどの視聴覚機材の操作研修会や、スタジオに設置された音響関連機器の操作実習を実施することによって視聴覚施設・機材の利用促進を図る。</p> <p>また、保育園などの主催する映画会・ビデオ学習会における技術支援を行い、視聴覚機材の利用促進を図るため、映写・ビデオボランティアの育成を図る。</p>		
合併に向けた課題	市町において専門的な施設は1か所であることから、対象エリアの拡大に伴い、提供サービスの内容や、事務事業の執行体制について、検討し、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	基本的には宇都宮市での現行のまま新市に引き継ぐものとするが、各町の生涯学習施設等で行われている事業との統合・調整を図る。		

中分類	生涯学習	小分類	生涯学習活動支援
事業名称	視聴覚に関する学習機会提供の推進		
事業目的・内容	学校や地域団体が行う教育や生涯学習において必要とする視聴覚教		

	<p>材・機材の貸出しを行い，学習機会の提供を図る。</p> <p>また，住民の生涯学習を援助するため，ビデオ作品制作講座や映画会を開催し，親子を対象としたパソコン講座を実施する。</p>
合併に向けた課題	<p>市町において専門的な施設は1か所であることから，対象エリアの拡大に伴い，類似事業の整理などサービス内容について検討し，調整を図る必要がある。</p>
調整の考え方	<p>基本的には宇都宮市での現行のまま新市に引き継ぐものとするが，各町の生涯学習施設等で行われている事業との統合・調整を図る。</p>

中分類	生涯学習	小分類	生涯学習活動支援
事業名称	視聴覚ライブラリーの管理運営		
事業目的・内容	<p>視聴覚ライブラリーでは視聴覚機器の整備充実に努め，視聴覚教育に係る各種の相談を行い，各種事業を実施し，学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図る。</p> <p>また，視聴覚ライブラリーの運営に関する所長の諮問に対して，意見を述べる視聴覚ライブラリー運営委員会を設置し，円滑な視聴覚ライブラリーの運営を行う。</p>		
合併に向けた課題	<p>市町において専門的な施設は1か所であることから，対象エリアの拡大に伴い，事業実施体制について，検討し，調整を図る必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>基本的には宇都宮市での現行のまま新市に引き継ぐものとするが，各町の生涯学習施設等で行われている事業が円滑に実施できるよう，管理運営体制を調整する。</p>		

中分類	生涯学習	小分類	生涯学習活動支援
事業名称	人権教育事業		
事業目的・内容	<p>生涯学習センターにおいては，様々な人権問題についての学級・講座等の学習機会の充実に努める。</p> <p>社会教育関係団体に対する講演会や研修会等を通して，自主的，積極的な人権学習活動の支援を図るとともに，地域において主体的に人権教育を推進する指導者を育成し，人権に関し幅広い識見のある人材を学習活動等に活用する。</p> <p>積極的に学習情報の提供を図りながら，地域や家庭における人権意識を深める。</p>		
合併に向けた課題	<p>事業運営方針を各市町ごとに策定しており，事業実施の有無や実施方法など，基本的な考え方等に違いがあることから，新市として統一的な事業展開を図るために改めて基本的考え方を整理し，協議・調整を行う必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>宇都宮市の人権教育基本方針を基準に事業運営方針を統一するが，実施にあたっては，合併後，各市町の地域の実情に応じた効果的・効率的な事業展開ができるよう，調整を行う。</p>		

中分類	生涯学習	小分類	学習成果の活用促進
事業名称	生涯学習フェスティバル		
事業目的・内容	<p>広く住民に対し、生涯学習に係る活動を実践する場を提供すること等により、住民一人一人の生涯学習への意欲を高めるとともに、学習活動への参加を促進し、生涯学習の一層の振興に資することを目的として、広く住民を対象とした生涯学習の祭典を開催し、講演会や成果発表、交流、生涯学習啓発を行う。</p>		
合併に向けた課題	<p>各市町で実施している事業内容・実施手法を考慮しながら、新市における実施事業の内容、手法について調整を図る必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>各市町に類似事業が存在するため、事業の基本的な考え方を整理し、合併後、宇都宮市の制度に一元化する。また、地域特性の強いものについては、地域主催のイベントとして存続させる。</p>		

中分類	生涯学習	小分類	学習成果の活用促進
事業名称	人材バンクの整備		
事業目的・内容	<p>人と人とのネットワークの形成や地域コミュニティ活性化のため、知識や経験を生かしたいと考えている人と、指導者を必要としている地域や団体とを効果的にコーディネートするために、地域で活動する人材情報を一元化したリスト（台帳）を作成し、それを活用するコーディネーターや情報流通システム、周知方法等の運用体制を作る。</p>		
合併に向けた課題	<p>各市町ごと・分野ごとに所有している人材リストについて、新市における基本的な考え方や統一したデータベースを最大限、活用できる運用体制について整理し、調整することが必要であるが、当面の対応を検討することが必要である。</p>		
調整の考え方	<p>事業の効率的・効果的な推進を図るため、規模の大きな宇都宮市の制度を基準として合併までに一元化の調整を行い、合併後速やかに管理運営体制を整備する。</p>		

中分類	生涯学習	小分類	学習成果の活用促進
事業名称	人材の育成		
事業目的・内容	<p>ボランティア養成講座や指導者研修会の自主開催や他主体による研修会等への地域人材の派遣により生涯学習ボランティアや地域指導者を養成し、人材の育成を図る。</p>		
合併に向けた課題	<p>各市町において事業運営方針を策定しており、講座・研修会実施の有無、実施方法など基本的な考え方等に違いがあることから、統一的な事業展開を図るためには改めて実施にあたっての基本的な考え方を整理し、協議・調整を行う必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>宇都宮市の基本方針を基準に事業運営方針を統一するが、実施にあたっては合併後速やかに各市町の地域の実情に応じた効果的・効率的な事業展開ができるよう、調整を行う。</p>		

中分類	生涯学習	小分類	学習ネットワーク構築
事業名称	生涯学習推進懇談会		
事業目的・内容	生涯学習の推進方策及び生涯学習事業の総合調整に関し、必要な事項について幅広い市民から意見を聞くため、学識経験者・教育機関の役職員・公募委員などをメンバーとする組織を設置する。		
合併に向けた課題	各市町で実施している事業内容・実施手法を考慮しながら、新市における実施事業の内容、手法について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の生涯学習推進体制を基本として、一元化する。また、合併時に新市の実情を踏まえ、定数・委員構成等の調整を図る。		

中分類	生涯学習	小分類	学習ネットワーク構築
事業名称	社会教育委員		
事業目的・内容	社会教育に関する諸計画の立案や教育委員会の諮問に応じ、意見を述べ、また、職務を行うために必要な研究調査を行い、教育委員会に対し、社会教育に関する助言を行うための社会教育委員を設置する。		
合併に向けた課題	新市における社会教育委員の設置について、及び、委員の定数・任期等について調整する必要がある。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市の制度に一元化する。ただし、委員の構成等については、合併後の改選時に合わせて調整する。		

中分類	学校教育	小分類	学校教育システム整備
事業名称	2学期制導入		
事業目的・内容	新学習指導要領の下、その趣旨を生かした教育を実現するため、子どもたちが、時間的・精神的なゆとりの中でより長いサイクルの中で充実した教育活動を展開することが必要であることから、個に応じた指導の充実や自ら学び自ら考える力を育てる教育の推進を目指し、学校2学期制を導入する。		
合併に向けた課題	学期の区切り、休業日等について調整を図る必要がある。 宇都宮市、上三川町、上河内町では平成16年度から実施しており、河内町では平成17年度からの実施を予定している。		
調整の考え方	平成17年度から合併市町の全ての学校で2学期制が実施できるよう、宇都宮市の制度を基準に学期の区切り、休業日等について調整する。		

中分類	学校教育	小分類	幼児教育
事業名称	幼・保・小連携事業		
事業目的・内容	幼稚園・保育園・小学校の教師間の共通理解のもと、就学前教育（保育）と小学校教育の円滑な接続を図り、子どもの豊かな育ちを目指すことを目的とする。 それぞれの学区の実情に応じながら、幼稚園・保育園と連携して、相互授業参観、相互職場体験、合同研修、幼児と児童の交流活動などを行う。また、幼稚園・保育園・小学校の教職員を対象とした合同研修会		

	を実施する。
合併に向けた課題	幼・保・小連携事業は、各市町において、概ね同一の目的で実施されているが、実施の方法は異なっていることから調整を図る必要がある。
調整の考え方	市町により実施の方法に差があることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。

中分類	学校教育	小分類	幼児教育
事業名称	幼稚園運営資金貸付		
事業目的・内容	私立幼稚園の設置者に対して、幼稚園運営の安定性や幼児教育の充実などを図るため、その運営に必要な資金を貸し付ける。		
合併に向けた課題	宇都宮市単独の事業であるため、合併後の継続の可否について検討が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市独自の制度であるが、制度の目的から他町の園でも利用できるように、要綱を改正する。		

中分類	学校教育	小分類	幼児教育
事業名称	預かり保育推進事業		
事業目的・内容	幼稚園を利用して子育てを希望する保護者の時間外保育ニーズに弾力的に応えるため、幼稚園が実施する預かり保育事業に対して補助を行うことにより、子育て支援機能の拡充を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市単独の事業であるため、事業拡大について検討が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市独自の制度であることから、他町の園でも実施することができるよう、要綱を改正する。		

中分類	学校教育	小分類	幼児教育
事業名称	子育てランド事業		
事業目的・内容	幼稚園を核として地域の子育てを支援するため、高齢者との交流事業などを実施し、家庭や地域と連携した子育ての支援活動の推進を図る。		
合併に向けた課題	市町間で補助単価が異なることから調整が必要である。		
調整の考え方	合併市町間で補助単価は異なるが、継続的に実施するため宇都宮市の制度に一元化し、要綱を改正する。		

中分類	学校教育	小分類	幼児教育
事業名称	幼稚園就園奨励費補助		
事業目的・内容	保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減することにより、公私立間の保護者負担の格差是正を図り、幼児教育の普及充実を図る。		
合併に向けた課題	市町単独分の補助金額が異なることから、調整が必要である。		
調整の考え方	国・県・市の要綱に基づき各市町が実施している事業であり、国・県の部分については現行にまますり移行し、市町単独分については宇都宮市の制度に一元化し、要綱を改正する。		

中分類	学校教育	小分類	幼児教育
事業名称	幼稚園運営費補助		
事業目的・内容	私立幼稚園に通う幼児が心身とも健やかに育つよう、幼稚園の環境整備や教職員の質的向上を図り、幼児教育の振興充実を図る。		
合併に向けた課題	市町間で補助内容及び補助金額が異なることから、調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市において運営費補助から事業費補助に見直したことから、各町の園も同様に宇都宮市の制度に一元化し、要綱を改正する。		

中分類	学校教育	小分類	幼児教育
事業名称	幼児教育振興計画		
事業目的・内容	行政・幼稚園・保育所・小学校・家庭・地域が互いに連携し、幼児一人一人が心豊かで、たくましく成長できるように、幼児教育の質的向上と幼児教育諸条件の整備に係る計画を策定する。		
合併に向けた課題	幼児教育振興計画は、幼稚園、保育所及び関係団体、住民との意見交換を十分に行い、平成16年度に策定完了する。 本計画は、国や県の幼児教育振興プログラムに基づく計画であることから、市町により大きな差異は生じないと考えられる。		
調整の考え方	幼児教育振興計画は、合併市町で大きな地域差がないことから、新市全体を対象とした計画に移行する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	就学事務		
事業目的・内容	学齢児童生徒の保護者は、その保護する子女を義務教育諸学校へ就学させる義務がある。地方公共団体は、法令で定められた一定の手続きを行うこととされ、学齢簿の編成、入学期日の通知、学校の指定、区域外就学事務、就学義務の猶予・免除の許可などを行う。		
合併に向けた課題	転入学時、保護者の申請により、指定校変更及び区域外就学等の許可をするが、許可基準が各市町により弾力的に運用されているので、調整が必要である。		
調整の考え方	指定校変更等については、原則として宇都宮市の許可基準に一元化する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	就学援助事務		
事業目的・内容	経済的理由のために就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学援助費を交付することにより、就学を奨励し、義務教育の円滑な実施に資する。		
合併に向けた課題	準要保護の認定基準並びに国庫補助対象外経費に対する市町単独事業の有無及びその対象範囲が自治体により一部異なるため、その調整を図る必要がある。		
調整の考え方	準要保護の認定基準や国庫補助対象外経費については、宇都宮市の基準に一元化する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	特殊教育就学奨励事務		
事業目的・内容	<p>教育の機会均等の趣旨にのっとり、小学校及び中学校への就学の特殊事情にかんがみ、特殊学級へ就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特殊教育への就学のため必要な経費について、その経費の一部を補助することにより、特殊教育の普及促進を図ることを目的とする。</p> <p>なお、国は市町村の行う特殊教育への就学奨励事業について、その経費の1/2以内の補助を行う。</p>		
合併に向けた課題	<p>準要保護の認定基準並びに国庫補助対象外経費に対する市町単独事業の有無及びその対象範囲が自治体により一部異なるため、その調整を図る必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>準要保護の認定基準や国庫補助対象経費については、宇都宮市の基準に一元化する。</p>		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	教職員の人事異動事務		
事業目的・内容	<p>小中学校の教職員の定期異動にあたっては、適材を適所に配置し、職員組織の充実と職員の勤務意欲の高揚を図り、もって教育の刷新向上に努める。</p>		
合併に向けた課題	<p>ヒヤリングの持ち方等人事異動に係わる事務の進め方が、各市町ごとにまちまちであるため、調整を図る必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>法令に基づき各市町が実施している事務であるが、その具体的方法には各市町間で差異があるため、宇都宮市の制度を基準に調整する。</p>		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	教職員のサービスの監督事務		
事業目的・内容	<p>県費負担教職員のサービスの監督として、職務命令、兼職兼業の承認、職務専念義務の免除等を行うとともに、服務規律厳正についての指導を行う。</p>		
合併に向けた課題	<p>各市町の県費負担教職員の服務規程の内容が異なるため、調整を図る必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>各市町間でそれぞれ服務規程等の規則が制定されていることから、宇都宮市の服務規程等の規則を基本にすり合わせを行い、合併までに規則を改正する。</p>		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	指導助手の採用事務		
事業目的・内容	<p>ゆとりある教育環境の実現を目指して、小・中学校に指導助手を配置することを目的とする。</p> <p>書類審査及び面接試験を実施し、志願者が学校教育に携わる指導助手</p>		

	として相応しい人材であるかどうかを厳正に評価し、適切な選考を行う。
合併に向けた課題	採用試験や配置学年等配置基準，報酬額等の違いがあるため，調整を図る必要がある。
調整の考え方	各市町間で配置基準が異なることから，宇都宮市の制度を基準に調整する。 報酬額については，時給に換算すると各市町ほぼ同等であるため，宇都宮市の水準に一元化する。

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	学習指導		
事業目的・内容	学習指導要領・教育課程を踏まえた学習指導を充実するために，授業のねらいや評価の明確化，指導過程のための方策を示すとともに，合同訪問や要請訪問等，学校訪問を通して学習指導全般にわたって指導助言を行う。		
合併に向けた課題	学習指導についての方針や学校訪問等が各市町により異なるため，調整を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町それぞれに指針等を策定していることから，宇都宮市の「学習指導」推進の構想を基本として，合併までにすり合わせを行い，「学習指導」推進の構想を改正する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	児童生徒指導		
事業目的・内容	児童生徒のよりよい人格形成と学校生活の充実のため，地域・関係機関との連携等により，児童生徒の健全育成と問題行動の防止を図る。		
合併に向けた課題	児童生徒指導への取組は，各市町の実態や県教委の方針等を踏まえながら，各市町が独自の施策を推進しており，調整を図る必要がある。		
調整の考え方	児童生徒の実態や地域の取組内容に相違はあるが，児童生徒指導に関する事業についての基本的な考え方は同じである。よって，宇都宮市が実施している事業を新市においても継続する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	訪問指導		
事業目的・内容	各小・中学校における学校運営についての管理・指導の両面からの診断や各学校の諸問題に対するの意見交換などにより学校教育の向上発展を図るため，各学校を訪問し指導助言を行う。		
合併に向けた課題	各市町において訪問指導は実施しているが，その内容が異なっているため，その在り方や実施方法について検討する必要がある。		
調整の考え方	各市町間でローテーションや県教委との連携など実施方法等が異なることから，宇都宮市の制度を基準に調整するものとし，合併までに要綱を改正する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	各種教育団体事務		
事業目的・内容	小学校並びに中学校それぞれの校長会・教頭会・教務主任会などの各種教育団体と連携した諸事業を通して、小・中学校の教育活動の充実、発展に資することを目的とする。		
合併に向けた課題	補助金のあり方を検討するとともに、市町合併の主旨について各種団体の理解・協力を得ていく必要がある。		
調整の考え方	市町により連携のあり方が異なるが、原則として宇都宮市の制度を基準として一元化する。なお、校長会、小中教研等への補助制度については、自立的・自主的運営を促す方向で合併時まで調整する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	宇大附属学校との連携		
事業目的・内容	宇都宮大学教育学部附属小学校・中学校と宇都宮市教育委員会とで連携協力し、市内小学校・中学校の教職員の研修充実を図ることを目的とする。宇都宮市教育委員会と共催で、附属小学校初等教育公開研究発表会、附属中学校公開研究会をそれぞれ毎年1回ずつ実施している。また、附属小学校・中学校教職員を、宇都宮市教科指導員に委嘱する場合もある。(平成15年度は附属小学校より教科指導員に3名委嘱)		
合併に向けた課題	宇都宮市の単独事業であり、今後の連携のあり方について検討する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市教育委員会と宇都宮大学教育学部附属小学校・中学校との連携協力は、宇都宮市独自のものであるが、新市においても教職員研修の充実を図るため引き続き継続する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	県教委、各種団体等連絡調整		
事業目的・内容	栃木県教育委員会、河内教育事務所、栃木県総合教育センター、宇都宮市、上河内町・河内町・南河内町・上三川町教育委員会との連絡・調整を図るとともに、情報交換を行う。また、年度末に河内管内の次年度の各種行事の日程について調整を行う。		
合併に向けた課題	合併後の県の組織がどうなるのかが不明のため、その状況に合わせて対応することが必要である。		
調整の考え方	県教委義務教育課や教育事務所との連携のもと事務事業の円滑な執行を図るための連絡・調整事務であるため、現行のまま、新市に引き継ぐ。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	校長会議の実施		
事業目的・内容	学校運営上必要な情報の共有化を図るため開催する。教育委員会各課やその他の関連機関・団体からの連絡・報告を通して受け、校長の学校運営に生かす。		

合併に向けた課題	校長会議は宇都宮市以外の各町では開催されていないので、調整を図る必要がある。
調整の考え方	宇都宮市の制度に一元化するが、開催日数や運営方法等については、より効果的なものにするための見直しを図る。

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	学校教育の重点の設定		
事業目的・内容	学校教育の目標である「人間尊重の精神」を基盤に、21世紀の担い手として主体的に生きていくことができる心身ともに健康でたくましい人間を育成するための目標や努力点を各小中学校に示し、学校教育の充実のための取組を推進するために設定する。		
合併に向けた課題	各市町とも同様の事業内容を実施しているため、特にない。(新市における教育の重点を作成する。)		
調整の考え方	平成16年度において宇都宮市で策定する教育ビジョンや学校教育推進計画に基づき、重点の設定を行う。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	学校評議員制度		
事業目的・内容	<p>学校運営に関して保護者や地域住民の意見を求め、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進して、学校が家庭や地域と連携しながら特色ある教育活動を展開するための制度である。</p> <p>学校評議員は、学区内に居住あるいは通勤する当該学校の職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有する者のうちから人選し、校長の求めに応じ、それぞれの責任において意見を述べる。</p>		
合併に向けた課題	学校評議員の人数や謝金、学校評議員会の開催回数等の調整を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町間で評議員数や開催回数等が異なることから、宇都宮市の制度を基準に一元化し、合併までに要綱を改正する。また、要綱の改正にあたっては、学校評議員制度の有効性を高めるため、制度の在り方についても見直し検討を行う。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	特色ある学校づくりの推進		
事業目的・内容	各学校の特色を生かした学校経営や教育活動の推進を図るため、各学校が特色とすることを充実、発展させる上での課題および育てたい資質や能力、経営の具体的方策を明らかにする。その上で、各学校の歴史を踏まえて取組の構想を練り、児童・生徒の個性を生かす教育のための基盤を作る。		
合併に向けた課題	市町によっては、特色ある学校づくりの学校経営への位置付けや実施手法に違いがあるので調整する必要がある。		
調整の考え方	各市町間で特色ある学校づくりの学校経営への位置付けや実施手法に違いがあることから、地域性を生かしながら宇都宮市の制度を基準に一元化する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	学力向上推進事業		
事業目的・内容	<p>「生きる力」の育成を掲げ、新学習指導要領及び完全学校週5日制が平成14年度から実施され、ゆとりの中で子どもの興味・関心や適性等、個に応じた指導を行い、すべての子どもに基礎・基本を確実に身に付けさせることが強く求められている。そこで、子どもの実態の的確な把握により、指導法の改善を図り、児童生徒一人一人に確かな学力を身に付けさせるために、「学習内容定着度調査」と「習熟度別学習」を全小・中学校において実施する。</p>		
合併に向けた課題	<p>学習内容定着度調査、習熟度別学習については、各市町間で実施の有無、事業内容・実施方法について違いがあるので、調整を図る必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>学習内容定着度調査については、宇都宮市の制度を基準に新市一斉に実施するが、習熟度別学習の在り方については、指導助手の配置も含め、指導体制や指導方法を見直す。</p>		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	研究学校等の委嘱と指導助言		
事業目的・内容	<p>教員自身の教育研究を深め、指導力や児童生徒の学力の向上を図る、トップレベルの研究の伸長を図る、特色ある学校を育成し、各市町教委行政上の必要資料を収集するとともに、他校や地域の教育向上に資するために、研究指定校、研究協力校、モデル校、研究助成校を文部科学省や県教委との併せ指定や各市町教委単独で指定する。また、指導主事が学校訪問をし、授業研究などを通し、指導助言を行い、研究を推進する。</p>		
合併に向けた課題	<p>各市町で実施している研究学校については、国・県の併せ指定がほとんどであるが、宇都宮市以外には研究助成校の制度はないので、その在り方も含め検討を図る必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>国・県の併せ指定については同様の取組がなされていることから、合併後も宇都宮市の制度を基準に新市に引き継ぐ。研究助成校等については、各市町間で制度が異なることから宇都宮市の制度を基準に一元化し、合併までに要綱を改正する。</p>		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	教育ボランティア活用事業		
事業目的・内容	<p>学校における様々な教育活動等に地域の教育力を導入し、地域と連携した教育を実践することにより、学校教育の充実・改善を図り、地域に開かれ、地域と共に歩む学校の実現を目指す。</p>		
合併に向けた課題	<p>制度の導入の有無、ボランティアの活動範囲等に違いがあるので、調整を図る必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>各市町間で取組状況等が異なることから、宇都宮市の制度を基準に一元化し、未実施の町においてはボランティアの確保に努めるとともに、活動内容の充実を図る。</p>		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	総合的な学習の時間等推進事業		
事業目的・内容	「総合的な学習の時間」が全面実施となったのを受け、地域の実態に合ったその地域ならではの教育の展開を通して、教科等で学んだ知識を総合的に使いながら、児童生徒が、保護者、地域の人々、教師と共にかかわる中で、体験を積み重ねながら「生きる力」の育成の継続的な実施を図り、21世紀にはばたく力強い児童生徒を育成する。		
合併に向けた課題	市町間で実施手法等が異なることから、調整を図る必要がある		
調整の考え方	各町の実施内容を精選し、宇都宮市の実施方法に一元化する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	臨海自然教室事業		
事業目的・内容	栃木県立とちぎ海浜自然の家（茨城県鹿島郡旭村）において、小学校5年生を対象に、2日3泊で実施している。集団宿泊行事と海にかかわる各教科等の学習を組み合わせる総合的な体験学習を通して、豊かな体験をさせるとともに、自らのよさを生かしながら学ぼうとする意欲や実践力を養い、心身の健全な育成を図る。		
合併に向けた課題	教材費の中で、各市町が予算化している品目が異なることから、保護者の負担額が異なっているため、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町で同様の事業を実施しており、保護者負担額を含め宇都宮市の制度を基準に一元化するが、今後、臨海自然教室も含めて、新市における体験活動の在り方について検討する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	冒険活動教室事業		
事業目的・内容	集団宿泊の行事と冒険活動にかかわる各教科等の学習を組み合わせる総合的な体験学習を通して、豊かな体験をさせるとともに、自らのよさを生かしながら学ぼうとする意欲や実践力を養い、心身の健全な育成を図る事を目的として行う。		
合併に向けた課題	現在は宇都宮市のみで実施している事業であり、合併に伴い学校数が増加することから、事業のあり方について検討する必要がある。		
調整の考え方	合併による学校数の増加に対応するため、宿泊日数・カリキュラム等の見直しをした上で、新市において実施する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	社会体験学習推進事業		
事業目的・内容	地域の多くの人と触れ合う社会体験活動を通して、働くことの尊さを実感させ、他人を思いやる心や社会のためになることを積極的に行う態度を育み、主体的に自己の在り方や生き方を見つめさせることを目的とし、生徒の希望する体験活動ごとにグループをつくり、受け入れ先に行き、グループごとに充てられた指導ボランティアの指導を受けながら、勤労生産活動や福祉体験活動等の体験活動を行う。		

合併に向けた課題	中学生の社会体験は、自治体により実施の有無や実施学年、体験内容、事故等の補償などが異なっている。また、各学校への補助額が異なるため、調整を図る必要がある。
調整の考え方	各市町間で地域性による実施の有無、実施学年等がことなることから、宇都宮市の制度を基準に一元化し、合併までに要綱を改正する。

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	英語指導助手派遣事業		
事業目的・内容	<p>中学校英語教育において、生徒のコミュニケーション能力の育成を図るため、日本人英語教員とのチーム・ティ칭ングにより英語指導にあたる。</p> <p>小学校、中学校における国際理解教育の推進を図る。特に、小学校における外国文化理解の一環としての英語活動へ参加し、国際感覚の育成を図る。</p>		
合併に向けた課題	<p>英語指導助手の確保及び方法は、JETプログラム、姉妹都市交流、民間委託の場合があり、調整を図る必要がある。</p> <p>学校への派遣方法、派遣期間、報酬額等について、調整を図る必要がある。</p>		
調整の考え方	各市町間で、同一の事業を異なる採用方法、派遣方法で実施していることから、原則として宇都宮市の制度を基準に一元化するが、派遣方法については民間委託も含め検討する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	外国籍児童生徒日本語指導講師派遣事業		
事業目的・内容	<p>日本語習得が不十分で、学校生活に支障がある外国籍児童生徒に、基礎的な日本語を習得させ、学校生活への適応を図る。17名の日本語指導講師が、一校あたり年間22回の派遣により、教育委員会貸与の日本語指導教材を用いて、1回2時間の指導を行う。</p>		
合併に向けた課題	各市町における外国籍児童生徒の就学状況や日本語指導の状況が異なるため、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であることから、宇都宮市の制度を基準とするが、町に在住する外国籍児童生徒も学ぶ機会が確保できるよう、実施方法の見直しを図る。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	文化部活動(中文連)		
事業目的・内容	<p>学校教育の一環としての文化活動において、関東大会及び全国大会に出場する小・中学校の文化部に、市が必要経費の一部を補助することにより、文化活動の一層の推進を図ることを目的として補助金の交付を行っている。</p> <p>各市町において、文化部活動は異なっている。</p>		

合併に向けた課題	市町間で補助額や交付対象等，交付基準が異なるため，調整の必要がある。
調整の考え方	各市町間で交付基準が異なることから，宇都宮市の制度を基準に一元化するが，合併時までには必要性の検討や事業費の精査を行い，合併までに，要綱を改正する。

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	作品募集（人権作文・平和啓発ポスターを含む）		
事業目的・内容	<p>すべての人々が互いの人権を尊重し，共に生きる社会の実現を目指し，人権同和対策推進県民運動強調月間の教育・啓発事業の一環として，人権尊重の精神を高揚する内容の人権作文や平和に対する意識を高め，平和な地域づくりに向けて，具体的，継続的に行動し，お互いの人権を尊重することの大切さを語り伝え，平和意識の高揚を図るための平和啓発ポスターの募集などを行う。</p> <p>各市町において，作品募集（人権作文・平和啓発ポスターを含む）の手法は異なる。</p>		
合併に向けた課題	募集に当たっての方法に違いがあるため，調整を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町間で作品募集に対する取組状況が異なることから，原則として，宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	宇都宮地区理科展覧会		
事業目的・内容	<p>児童生徒の理科的研究を審査し，その足跡や業績を展示したり，発表したりする会を開き，児童生徒の科学する心を育成し，もって理科教育の振興を図る。</p>		
合併に向けた課題	宇都宮市は交付金，各町は補助金で出しているため，実施主体について調整する必要がある。		
調整の考え方	合併後は宇都宮市の制度を基準に一元化するが，交付金補助金については，事業費を精査する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	教育に関する研究実践の記録の募集		
事業目的・内容	<p>小・中学校教職員の学校教育に関する研究実践の記録を募集して，個人や共同による研究を奨励するとともに，教育の内容や方法を検討・改善する資料として役立て，もって学校教育の一層の充実を図る。</p>		
合併に向けた課題	研究実践の記録の募集の方法が各市町ごとに異なることから，調整を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町間で異なる募集方法を，宇都宮市の制度を基準に合併までに一元化する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	教科書採択		
事業目的・内容	教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることから、「内容」「程度」「選択・取扱」「組織・配列・分量」「正確性」「表記・表現」等の事項から調査研究を行い、学習指導要領に基づき、児童生徒の実態に応じ最も適切な教科用図書を採択する。		
合併に向けた課題	採択地区について県が指定することに伴い、使用している教科書が違う可能性も考えられるので、合併後改めて採択が必要になること等も含め、今後、県との調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併後は新市で単独採択となるよう県と調整していく。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	副読本・補助教材		
事業目的・内容	学校で使用する副読本及び補助教材が学校教育法や学習指導要領の趣旨に従い、かつ、児童生徒の発達段階に即したものであるよう副読本の検討をするとともに、補助教材の使用状況を把握し、適切な指導助言を行う。		
合併に向けた課題	現在は市町独自の副読本を使用しているが、合併に伴い新たな副読本の作成が必要となる。		
調整の考え方	小学校社会科では小教研が市に対応した副読本を作成しているが、合併までに宇都宮の制度を基準とした副読本に作り変える。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	指導要録の処理保管業務		
事業目的・内容	中学校卒業生徒指導要録並びに小・中学校卒業生名簿等を保管し、保存期間が経過したものについては廃棄する。		
合併に向けた課題	各市町において、指導要録の保管・処分を行っているが、文書取扱規定の内容についての調整を図ることが必要になる。		
調整の考え方	各市町において、指導要録の保管・処分方法が異なることから、宇都宮市の制度を基準に合併までに一元化する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	体育大会支援事業		
事業目的・内容	小体連・中体連主催の各種大会における保護者の経済的負担を軽減させるために、交通費や宿泊費などを補助する。		
合併に向けた課題	補助の内容及び金額等が、各自治体によって異なるため、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準とするが、単に金額を合わせるだけでなく、補助の必要性や補助対象・事業内容などについて、合併までに精査する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	部活動地域指導者活用事業		
事業目的・内容	<p>中学校の部活動において、学校に専門的な技術指導力を備えた顧問がいなくて、校長が部活動の運営上、必要としている部に、専門的な知識や技術指導力を備えた地域の指導者を派遣し、部活動の教育的意義が適切に理解され、より充実した部活動が展開されるよう支援する。</p> <p>運動部に関しては、国のスポーツエキスパート活用事業の補助金対象であるが、文化部は対象外である。また、補助金は対象事業費の 1/3 である。</p> <p>地域指導者に対し傷害・賠償保険をかける。</p>		
合併に向けた課題	部活動地域指導者活用事業の導入の有無や部活動の種類が異なることから調整を図る必要がある。		
調整の考え方	市町間で取組状況が異なることから、文化部も含め、宇都宮市の制度を基準に一元化するが、部活動地域指導者を必要とする学校の調査を行い精査する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	小学校スケート教室		
事業目的・内容	宇都宮市スケートセンタ を有効に活用し、冬季のシーズンスポーツであるスケートを経験させるとともに、運動に慣れ親しむ態度を育成し、健康の保持増進を図る。		
合併に向けた課題	現在は、宇都宮市単独の事業であるが、合併後の本事業のあり方について検討する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市単独事業であるが、実施内容や方法等を考慮しながら、宇都宮市の制度に一元化する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	交通安全対策		
事業目的・内容	<p>児童・生徒の登下校の安全確保を図るために、学校における交通安全教育を充実させる。</p> <p>学校からの要望により通学路の危険箇所の改善や交通安全週間に通学路で登下校指導等を実施する。</p>		
合併に向けた課題	通学路における危険箇所等の修繕，改善を行うための手続き方法について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	児童生徒の登下校における安全を確保するために、各市町で実施している交通安全対策について実施内容や方法等を考慮しながら、合併までに宇都宮市の制度に一元化する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	交通安全教室用信号機及びランドセルカバー配布		
事業目的・内容	交通安全教室の充実を図るために、小型信号機を各小中学校に配布し、有効活用している。		

	また、小学校1年生の安全確保のために黄色のランドセルカバーを配布し視認性を高める。
合併に向けた課題	交通安全教育用小型信号機及び道路標識セットの配置について市単独事業であるため見直しも含め検討が必要である。 ランドセルカバーの配布について実施主体が異なることや配布の有無など調整を図る必要がある。
調整の考え方	交通安全教室の充実や小学1年生の安全確保は、交通安全教育を推進する上で重要なことなので、合併までに宇都宮市の制度を基準に一元化する。信号機及び道路標識セットは、拠点校方式による配置とする方向で調整する。

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	宇都宮市学校保健会		
事業目的・内容	学校の健康増進に関する諸活動を支援するため学校保健研修会（3師会による学校保健講話）、学校保健研究大会（実践発表、講演会）、各部会の活動（研修会・広報誌の発行等）、保健関係資料の配布を行う。		
合併に向けた課題	各市町間で、部会数や研修内容等が異なるため、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	部会数や自主的研修の実施など異なっているが、宇都宮市の制度を基準に一元化する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	児童生徒の健康管理		
事業目的・内容	児童生徒の健康の保持増進及び疾病の早期発見と管理に努めるため、内科健診（心臓検診委員会・腎臓検診委員会・学校結核対策委員会を含む）、歯科検診、耳鼻科健診、眼科検診など定期健康診断を実施する。 また、学校医等の委嘱を行う。		
合併に向けた課題	心臓検診・腎臓検診については実施方法が同じだが、結核検診は、検査に付随する委員会の持ち方が町によって異なっている。 学校医等の報酬や結核対策委員会の設置や精検の実施方法も異なっているため、調整する必要がある。		
調整の考え方	検診の対象や委員会のあり方等基本的事項については、宇都宮市の制度に一元化するが、学校医等の報酬については、各医師会等との調整が必要なことから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	教職員の健康管理		
事業目的・内容	教職員の健康の保持増進及び疾病の早期発見と管理に努めるため、定期健康診断を実施する。 また、職員健康管理医の委嘱を行う。		
合併に向けた課題	定期健康診断の時期や場所等、実施方法を調整する必要がある。		
調整の考え方	定期健康診断の実施方法については、宇都宮市の制度で一元化する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	健康教育		
事業目的・内容	各学校においては学習指導要領に基づき健康教育を実施しているが、児童生徒の意識の高揚を図り、学校の健康教育を支援するために、保健資料の配布・学校保健の統計調査・各種コンクールの募集等を実施する。		
合併に向けた課題	学校保健統計調査内容や歯の健康に関する作文、ポスターの作品審査についても審査員の数、謝金の有無について違いがあることから調整を図る必要がある。		
調整の考え方	薬物乱用防止教室については、合併までに実施対象校を調整する。 作品審査については、合併までに宇都宮市の制度に一元化する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	性教育サポート事業		
事業目的・内容	全国的に若年層の妊娠中絶が社会問題化しているなか、本市においてもその現状は重大である。そこで、従来から学校で行っている「性に関する指導」を充実させることに加え、妊娠中絶の現状や心身への影響等についての認識を深め、リスクを避ける懸命な選択をしようとする意識を持たせるため、専門的立場の産婦人科医を各学校に派遣し講話会を開催する。		
合併に向けた課題	市町により実施の有無があるので調整を図る必要がある。		
調整の考え方	未実施の町もあるが、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	学校敷地内禁煙推進		
事業目的・内容	学校敷地内禁煙を通して、喫煙防止教育等、健康教育を一層推進するとともに、教職員や学校を利用する大人自らが範を垂れることにより、子供の喫煙の根絶を図り、併せて清浄な教育環境を保つ。 学校敷地内禁煙の推進と喫煙者の支援のため「禁煙セミナー」を開催する。		
合併に向けた課題	学校敷地内禁煙の実施状況については、実施されていない町や分煙という形態で実施しているなどの違いがあるので調整を図る必要がある。		
調整の考え方	健康増進法を受け、合併までに合併市町全ての学校で敷地内禁煙を実施する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	学校環境衛生		
事業目的・内容	児童生徒の生命を守り健康の保持増進を図るため、飲料水、プール水の検査や教室内空気検査など各種の環境衛生検査を実施し、健康的で快適な学校環境を目指す。		
合併に向けた課題	プール水質検査は、法令に基づき各町とも実施されているが、検査の回数の統一を図る必要がある。		

	室内空気検査は、平成14年度の法令改正により実施することになったが、「地域の実情により順次計画的に実施できる」との条項により、実施していない町があるので調整が必要である。
調整の考え方	「学校の環境衛生の基準」に基づき実施するものであり、未実施校にあっては宇都宮市の制度を基準に合併時に実施できるようにする。

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	小中学校管理運営事務		
事業目的・内容	児童生徒が安全かつ健康的に教育を受けるに相応しい学校環境整備、さらに、現在求められている教育改革に十分に対応できる自立した学校運営のため、学校管理運営に必要な予算計上と学校配当予算の管理と物品管理、また、予算の支出事務を行う。		
合併に向けた課題	学校管理運営に要する経費については、学校予算配当基準、予算の執行方法等、各市町ごとに異なることから調整を図っていく必要がある。また、財務処理について、電算化の有無等に相違があることから調整する必要がある。		
調整の考え方	合併関係市町間で格差が生じないように、予算配当基準など宇都宮市の制度を基準に一元化する。 ただし、財務会計オンラインシステムについては、1町で実施していることから、廃止する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	教材教具整備事業		
事業目的・内容	学校教育展開の上で、教育の効果を高め、児童生徒の基礎・基本的な学習の理解を助けることを目的に、各学校において必要な教材教具整備のための予算計上と物品管理、また、予算の支出事務を行う。		
合併に向けた課題	学校管理運営に要する経費については、学校予算配当基準、予算の執行方法等、各市町ごとに異なることから調整を図っていく必要がある。また、財務処理について、電算化の有無等に相違があることから調整する必要がある。		
調整の考え方	合併関係市町間で格差が生じないように予算配当基準など、宇都宮市の制度を基準に一元化を図る。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	寄付受入れ事務		
事業目的・内容	学校教育の充実と義務教育費設置者負担を原則とし、公立学校の事務事業への寄付行為の申請に対し、寄付者の行為を尊重しながら、教育上、真に有益な物品の受入れを行なうための採納事務と物品管理を行う。		
合併に向けた課題	市町により基準が異なることから、寄付受入れ基準の統一化を図る必要がある。		
調整の考え方	合併関係市町で統一して実施すべき事業であることから、宇都宮市の制度を基準に一元化を図るものとする。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	人事管理事務（学校業務，学校給食，学校図書館嘱託等）		
事業目的・内容	<p>学校業務員と学校給食調理員等の人事異動については，教育委員会で異動者リストを調整し，人事課と協議を行う。</p> <p>また，学校図書館業務等嘱託員の採用等については，教育委員会でを行う。</p>		
合併に向けた課題	教育委員会における人事管理制度が異なることから，統一的な人事管理ができるよう各町と協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	合併市町間で制度が異なることから，宇都宮市の制度を基準に一元化する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	食に関する指導の推進		
事業目的・内容	<p>児童生徒が生涯を通じて健康で活力のある生活を送るための基礎を養うため，栄養職員によるチームティ칭ングや特別非常勤講師制度を活用したり，各教科との連携を図ったりしながら体の健康や豊かな心の育成を目指した食に関する指導研修を推進していく。</p>		
合併に向けた課題	各市町における栄養士の配置や，食に関する指導の内容が異なるため，調整を図る必要がある。		
調整の考え方	栄養職員の活用など，宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	学校給食における地産地消の推進		
事業目的・内容	<p>地域農産物を学校給食で使用することにより，地域の自然や農業など，地域への理解を深め，より深く郷土への愛情を育むとともに，生鮮で安全な食を通して，児童生徒の生涯に渡り心豊かで健康な生活の基礎を養うことを目的とし推進する。</p>		
合併に向けた課題	地産地消の各市町の実情に合わせた推進方法の調整が必要である。		
調整の考え方	地産地消は，宇都宮市の制度を基準とするが，地域特性も生かしながら推進する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	食中毒防止等安全衛生対策事業		
事業目的・内容	<p>「学校給食衛生管理の基準」及び保健所からの改善指導に基づき，衛生管理の徹底を図り，学校給食における安全性の確保と食中毒の防止に努めている。</p> <p>定期環境衛生検査・衛生管理チェックシート・理化学細菌検査・検便等の実施，衛生管理研修会（給食主任・学校栄養職員・労務主事）の開催，学校給食室の衛生管理指導を行う。</p>		
合併に向けた課題	主に衛生管理研修会の実施方法及び，各学校給食室（学校給食センター）の衛生管理指導体制について調整が必要である。		

調整の考え方	学校給食衛生管理は、文部科学省の基準により実施しているため、市町間の相違はないものとする。また、衛生管理研修会及び衛生管理体制は、宇都宮市の制度を基準に調整する。
--------	---

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	標準献立作成事務		
事業目的・内容	栄養のバランスや経済性、作業方法など、全体の均衡を保ち、よりよい学校給食を実施するための標準献立を作成する。		
合併に向けた課題	栄養士の配置の見直しが必要となる。		
調整の考え方	学校給食の実施については、新市全体の均衡を保つために、宇都宮市の制度に一元化するが、給食実施内容により、栄養士の適正配置を図る。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	給食用備品・消耗品の整備		
事業目的・内容	学校給食を実施する上で、設置者が負担すべき費用の中から、計画的な備品の整備更新、必要な給食用消耗品を購入し、円滑な学校給食の運営に資する。		
合併に向けた課題	市町により備品の更新基準が異なることから、統一した更新基準を定める必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に一元化する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	校舎の耐震補強・大規模改造事業		
事業目的・内容	校舎の安全性の確保や機能の復旧など、物理的な老朽化への対応、及び新たな教育指導方法への対応、さらにバリアフリー化や耐震性を確保する。		
合併に向けた課題	耐震診断を対象校全てで早期に実施する必要がある。(上三川町は15年度簡易診断実施、河内町は未実施) 建築年次や耐震診断の結果等を基に整備基準の調整が必要である。		
調整の考え方	合併後早期に、簡易な耐震診断を未実施校について実施し、その結果を基に宇都宮市施設整備計画に組み込む。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	体育館整備事業		
事業目的・内容	次代を担う子供たちが、健全な心身の発達を図れるよう、計画的に体育館を整備する。 また、老朽化への対応や地域開放などの社会的要請にも応えられる施設とする。		
合併に向けた課題	建設年次や老朽度等を全体的に把握し、整備基準を調整する必要がある。 また、宇都宮市では小学校体育館は木造としていることから、調整が		

	必要である。
調整の考え方	簡易な耐震診断を実施（未実施の体育館）し、全体の整備計画を平成17年度中に策定する。 宇都宮市の整備基準（改築時期や木造化等の構造）に一元化する。

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	施設維持・修繕整備事業		
事業目的・内容	老朽化等により、安全性・機能性が損なわれている施設の修繕等を行なうことにより、円滑な教育運営に資するとともに、教育環境の改善を図る。		
合併に向けた課題	市町により施設整備の維持管理の水準が異なるため、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	市町間で維持管理水準や予算執行方法に差異があるが、宇都宮市の制度に一元化する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	施設管理委託事業		
事業目的・内容	学校施設の適切な維持管理を図り、児童生徒が安全で快適な学校生活を送れるよう、良好な教育環境を確保する。		
合併に向けた課題	委託対象業務の種類と範囲の調整が必要である。		
調整の考え方	委託対象業務や委託料積算法など、宇都宮市の制度に一元化する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	校庭芝生化事業		
事業目的・内容	校庭を芝生化し、教育活動の活性化に資する。また、緑化を図ることにより、環境への負荷を低減させるとともに、環境への関心を高める。		
合併に向けた課題	新市の実状を踏まえた事業推進方針が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市の方針を基準に、各町の学校を組み込んだ事業推進方針を、平成18年度の実施計画時まで策定する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	教育相談事業		
事業目的・内容	児童生徒の不登校、学校生活への不適應などの相談を実施し、児童生徒の健全な育成を目指す。		
合併に向けた課題	教育相談体制については、職員が行っている場合や専門医を配置して実施するなどの取組方に違いがあるので、合併後の在り方について調整する必要がある。		
調整の考え方	サービス提供の質・方法が異なるが、合併までに宇都宮市の制度を基準に一元化するとともに、教育相談事業における教育センターと地域行政との役割分担について検討する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	スクールカウンセラー派遣事業		
事業目的・内容	いじめ・不登校の問題に対応する校内体制の強化及び児童生徒が校内で気軽に相談できる体制づくりを目指し、各中学校にスクールカウンセラーを派遣する。		
合併に向けた課題	スクールカウンセラーの派遣は、児童生徒の相談や校内指導体制の構築の上から必要不可欠であるが、配置状況に違いがあるので、今後調整を図る必要がある。		
調整の考え方	スクールカウンセラーの派遣は、派遣回数や県費による派遣のない学校への市費による派遣など取組が異なるが、学校指導体制確立の上からも必要不可欠なことから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	心の教室相談員派遣事業		
事業目的・内容	生徒が悩み等を気軽に話せ、ストレス等を和らげることのできる第三者的な存在となり得る者を学校に配置し、生徒が心のゆとりを持てるような環境をつくる。		
合併に向けた課題	心の教室相談員の派遣は、児童生徒の心の安定のために必要不可欠であるが、町においてはスクールカウンセラー未配置校のみの派遣である等、配置状況に違いがあるので調整を図る必要がある。		
調整の考え方	配置状況が異っていることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	まちかどの学校姿川教室の設立		
事業目的・内容	不登校状態にある児童生徒に対し、一人一人の興味・関心に応じた活動の機会を与え、心身の健全な育成と社会的な自立を指導、支援するため、街角の学校を設立する。 通常の学校形式によらない、一人一人の児童生徒の状態に応じた個別指導を中心に行う場として、交通の利便性のよい市中心部に設置し、心の安定を図るための教育相談や、学習活動、社会体験活動、ボランティア活動などを実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市独自の新規事業であり当面市内1箇所での運営としたいが、各町にも「まちかどの学校姿川教室」での対応を必要とする児童生徒もいることが想定される。また、各町の中には不登校の適応指導教室も類似施設としてあるため、今後、どのように施設整備（複数設置・各町への設置の有無など）していくかを成果を検証しながら検討していく必要がある。		
調整の考え方	「まちかどの学校姿川教室」は、当面1ヶ所の設置とする。複数設置については、合併後、成果の検証を踏まえながら検討する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	教職員研修		
事業目的・内容	<p>宇都宮市においては、平成12年度から、県より県費負担教職員の研修権限の委譲を受け、市立小中学校の教職員を対象に資質・能力の向上を図ることを目的に研修を実施している。</p> <p>各町においては、栃木県総合教育センターの研修を受講している。</p>		
合併に向けた課題	研修内容や実施方法等について、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	教職員研修の権限が中核市である宇都宮市に委譲されていることから、宇都宮市の制度を基準に一元化する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	調査研究		
事業目的・内容	教育の充実及び振興を図るために必要な事業として、教育に関する今日的課題や長期的展望に立った課題等について調査及び研究を行う。		
合併に向けた課題	地域の特性や児童生徒の実態に応じた調査研究が必要なことから、テーマの設定や研究組織のあり方について検討していく必要がある。		
調整の考え方	合併関係市町間で類似する事業が存在することから、宇都宮市の制度を基準に一元化する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	適応指導教室		
事業目的・内容	不登校状態の軽い者や初期の生徒に対して、本人の自立を促すとともに学校生活への適応を図る援助指導を行い、学校への復帰を目指す。		
合併に向けた課題	各市町によって施設の設置目的や設置状況が異なるため、総合的な不登校対策について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併関係市町間での設置状況は異なるが、児童生徒の通学上の利便性を確保する等の観点から宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	教育センターの運営		
事業目的・内容	<p>教育センターの運営について必要な事項を調査審議するため、専門的、学識経験のある委員からなる運営審議会を設置し、センター事業の充実を図る。</p> <p>小・中学校の教育研究会や校長会などの教育関係団体が実施する自主研修を支援し、その充実を図る。</p>		
合併に向けた課題	教育センターの運営、統廃合等の在り方及び補助金について、調整を行う必要がある。		
調整の考え方	教育センターの運営については、合併関係市町には類似する教育センター機能があるため、宇都宮市の制度を基準に一元化する。また、補助金については、市町合併を期に廃止の方向で検討する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	中学生海外派遣事業		
事業目的・内容	中学生を海外に派遣し、現地の生徒や家族との交流を通して、生活や文化に触れるとともに、外国語による表現力と理解力を高め、国際感覚豊かな青少年の国際交流の推進を図る。		
合併に向けた課題	各市町で、実施の有無や対象者が異なることから、調整が必要である。また、事業目的・内容から、所管課についても調整する必要がある。		
調整の考え方	事業の目的や対象となる児童生徒が異なることから、合併時まで宇都宮市の類似事業である姉妹都市交流事業への調整を図る。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	児童生徒急増校対策事業		
事業目的・内容	児童生徒の増加による普通教室、特別教室等の不足教室の解消を図る。		
合併に向けた課題	地域特性により、上三川町単独事業であるが、通学区の見直しを含め検討する必要がある。		
調整の考え方	通学区域及び学校規模の適正化の方針をもとにした対応を図る。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	屋外プール整備事業		
事業目的・内容	小学校のプール整備に関しては、スポーツ振興法に基づき計画的に改築しているところであるが、未改築校について継続的に整備を進め、他校との均衡・施設の充実を図り、教育の公平性を確保する。		
合併に向けた課題	プールの改築にあたっては、各市町により整備年次や整備規準が異なることから、調整する必要がある。		
調整の考え方	修繕工事等の必要性を考慮して、合併後2年を目途に整備計画を策定し、計画的に整備する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	性格検査の実施		
事業目的・内容	個々の児童生徒の特徴を把握し、児童生徒の健全な発達を支援するための資料とすることを目的として、小学5年生および中学2年生を対象に行う。		
合併に向けた課題	各市町により、実施・未実施、採用している検査用紙の違いあり、合併後における事業の必要性、内容、方法について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併関係市町間で、実施・未実施、検査用紙の違いがあるので、宇都宮市の制度を基準に一元化する。		

中分類	学校教育	小分類	障害に配慮した教育の充実
事業名称	就学相談事業		
事業目的・内容	障害のある子に対する適正就学指導の充実を図る。また、障害の状態に応じて、最も適した教育を受けられるようにするため、必要な幼稚園・保育所、小中学校、他機関との連絡調整を図り、一人一人の可能性を十		

	分伸ばすことができるようにする。そのため、就学先・通級指導教室への通級・子育て等に関する相談や、就学前幼児の継続指導・心理検査等を実施する。
合併に向けた課題	各市町における相談内容や方法、相談に従事している者の専門性に違いがあるので、調整を図ることが必要である。
調整の考え方	合併市町間で類似する事業が存在することから、合併までに宇都宮市の制度を基準に調整一元化するとともに、就学相談における教育センターと地域行政との役割分担について検討する。

中分類	学校教育	小分類	障害に配慮した教育の充実
事業名称	学校生活適応支援事業		
事業目的・内容	通常の学級の中で、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等、集団にうまく適応することが困難な児童生徒が急増しており、授業が成立しないなどの学級が多くみられる。そのため、これらの児童生徒の在籍する学級の適正な教育環境の回復及び維持、児童生徒個々への支援を行う。		
合併に向けた課題	各市町において学校生活に適応できない児童生徒の実態を把握するとともに、通級指導教室や指導助手の配置など調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併までに宇都宮市の制度に統一するが、学校生活適応支援事業の在り方について見直しを含め、検討する。		

中分類	学校教育	小分類	障害に配慮した教育の充実
事業名称	生活補助員派遣事業		
事業目的・内容	肢体不自由等の障害のある児童が通常の学級の中で健常児とともに、自分の可能性を最大限に伸ばせるよう児童の移動・生活の補助・学習参加の支援をする。		
合併に向けた課題	学校教育法施行令の改正により、肢体不自由等の障害のある児童が、通常の学級の中で学習することを希望するケースが増加する傾向にあるが、学校施設設備の整備（エレベーター・スロープ・身障者用トイレ）や人的支援体制に格差があることから調整を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に、学校生活において学習や移動に補助を必要とする場合は生活補助員を派遣する方向で調整する。		

中分類	学校教育	小分類	障害に配慮した教育の充実
事業名称	かすたネット等適応指導教室		
事業目的・内容	注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）、高機能自閉症等により、学校生活や学習への適応が困難な児童生徒への適応支援を図る。		
合併に向けた課題	各市町において学校生活に適応できない児童生徒の実態を把握するとともに、通級指導教室や指導助手の配置など調整を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の制度に統一するが、宇都宮市においても平成15年度に設立した事業であるため、その効果等を検証しながら調整する。		

中分類	学校教育	小分類	障害に配慮した教育の充実
事業名称	心身障害児就学指導委員会		
事業目的・内容	心身障害児の適正な就学について、心理検査の実施や就学相談の報告、判断結果等について、必要な事項を調査審議する。		
合併に向けた課題	各市町における心身障害児の適正就学の判断基準や受入体制が異なっていることから、調整を図る必要がある。また、委員会の構成等について調整する必要がある。		
調整の考え方	町の委員は合併により失職し、宇都宮市に一元化される。合併後の改選時においても専門性を考慮しながら委員の人選を行う。 適正就学の判断基準や受入体制については、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	学校教育	小分類	障害に配慮した教育の充実
事業名称	就学時知能検査		
事業目的・内容	就学前幼児に関して、知的障害の疑いがあるか否かを考察し、事後措置（就学指導）につなげるため、就学時健康診断の結果から呼び出しによる就学相談を実施する。		
合併に向けた課題	就学時健康診断で実施される知能検査の結果に基づき、就学相談を必要とするかどうかの判断基準が各市町で異なることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	市町により採用している検査が異なるが、宇都宮市の制度を基準に一元化する。		

中分類	学校教育	小分類	障害に配慮した教育の充実
事業名称	就学認定検討会		
事業目的・内容	学校教育法施行令の一部改正に伴い、宇都宮市に在住する障害のある児童生徒が、小学校又は中学校において適切な教育を受けることができるか否かを検討する。		
合併に向けた課題	学校施設設備の整備状況や人的指導体制の整備など、認定就学の受入体制が各市町により異なることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に一元化し、合併時に要綱を改正する。		

中分類	市民文化	小分類	文化活動振興
事業名称	市民芸術祭		
事業目的・内容	美術、舞台芸術、文芸、茶華道などの芸術文化の振興及び発表活動を目的に、行政と住民が一体となって芸術祭を実施する。		
合併に向けた課題	各市町で実行組織や開催方法が異なることから調整する必要がある。また、文化振興担当課所管事業と生涯学習担当課所管事業の調整を図る必要がある。		
調整の考え方	市民芸術祭の実行組織や開催方法については、宇都宮市の制度に一元化するが、合併後は実施を団体に委ねる方向で調整する。		

	芸術文化中心の市民芸術祭に統合し、各町で実施しているものについては地区文化祭等として地域主催のイベントとする。
--	---

中分類	市民文化	小分類	文化活動振興
事業名称	ジュニア芸術祭		
事業目的・内容	青少年を対象に美術、音楽、演劇、書道などの発表の場を設け、青少年の芸術文化に対する意識の高揚と振興を図る。		
合併に向けた課題	対象範囲が拡大することにより、実行組織や開催方法の調整が必要となる。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に合併時に一元化する。 合併後は、実施を団体に委ねる方向で調整する。		

中分類	市民文化	小分類	文化活動振興
事業名称	宇都宮エスペール文化振興事業		
事業目的・内容	芸術（美術、音楽、文芸、演劇、舞踊、茶華道等）の創造活動が特に顕著で、今後の活躍が期待できる若手芸術家に対して、宇都宮エスペール賞を授与し、育成・支援を通じて、芸術文化の振興を図ることを目的に実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市独自の制度であり、市域拡大による対象者への周知方法を検討する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市独自の制度であるが、新市域に募集対象エリアを拡大する。		

中分類	市民文化	小分類	文化活動振興
事業名称	百人一首市民大会		
事業目的・内容	百人一首の普及を図るとともに、短詩型文学の振興を推進する。なお、普及・育成策としてファミリー・部門や個人戦初級クラス・読み手コンクールを新設のほか、振興策として百人一首講演会などを実施している。		
合併に向けた課題	宇都宮市が独自に実施している事業であり、対象範囲が拡大することにより、実行組織や開催方法の調整が必要となる。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に合併時に一元化する。 合併後は、実施を団体に委ねる方向で調整する。		

中分類	市民文化	小分類	文化活動振興
事業名称	青少年鑑賞教室		
事業目的・内容	次代を担う小学校高学年生を対象に、「小学校日本舞踊鑑賞教室」を開催し、日ごろ接することのない日本舞踊に直に触れる機会を提供することで、児童の豊かで健全な育成を図る。 同時に、日本の優れた古典芸能である日本舞踊への深い理解と関心を高める。		

合併に向けた課題	青少年対象の芸術文化鑑賞機会の調整や実施方法の検討が必要である。
調整の考え方	小学生日本舞踊鑑賞教室開催については、合併時に宇都宮市の制度に一元化する。 各町で行われている青少年対象の芸術文化鑑賞教室については、必要性の検討を行い合併に向けて類似事業の統合や実施方法の一元化を図る。

中分類	市民文化	小分類	文化活動振興
事業名称	ジャズのまちづくり		
事業目的・内容	ジャズを中心とした音楽のまちづくりを推進することにより、軽音楽文化の振興を図る。		
合併に向けた課題	音楽の溢れるまちづくりの推進体制と開催方法の調整が必要となる。		
調整の考え方	宇都宮市はジャズを中心とした音楽振興の地域特性があるが、各町における音楽振興の地域特性を考慮しながら、宇都宮市の制度を基準に合併時に一元化する。 なお、地域特性が強く一元化が困難なものは、地域主催のイベントとして存続させる。		

中分類	市民文化	小分類	文化活動振興
事業名称	うつのみや文化の森の管理運営		
事業目的・内容	自然と融和した新しい市民文化の創造と交流拠点を形成するため、宇都宮美術館及びその周辺の公園施設の維持管理を円滑に行う。		
合併に向けた課題	新市を対象とした公園利用機会の拡大方策を検討する必要がある。		
調整の考え方	新市エリアにおいても、自然と融和した市民文化の創造と交流拠点としての位置付けを形成し、利用機会の拡大方策を検討するとともに、新市における芸術文化の発信を図る。		

中分類	市民文化	小分類	文化活動振興
事業名称	宇都宮美術館事業		
事業目的・内容	自然と融和した新しい市民文化の創造と交流拠点を形成するため、美術作品等の収集、保管、調査研究、教育普及等に関する各種事業の実施を通して、美術文化の振興と普及を行う。 美術館は、常設・企画の展覧会をはじめ、各種美術講座やワークショップ、ギャラリートークなど多様な教育普及事業を実施している。		
合併に向けた課題	新市を対象とした美術鑑賞機会の拡大方策を検討する必要がある。		
調整の考え方	新市エリアにおいても、美術文化の振興と普及を市民文化の創造と交流拠点としての位置付けを形成していくため、展覧会をはじめ多様な教育普及事業を平等に享受できる鑑賞機会の拡大方策を検討する。		

中分類	市民文化	小分類	文化的環境整備
事業名称	文化財保護審議委員会		
事業目的・内容	教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議する。		
合併に向けた課題	各市町とも文化財保護法を受けて条例により設置されているが、合併後の文化財件数・内容等を勘案し、適正な委員構成を検討することが必要である。		
調整の考え方	合併時各町の委員は失職し、宇都宮市の制度に一元化するが、合併後の改選時に新市の実情を踏まえ、定数・委員構成等を調整する。		

中分類	市民文化	小分類	文化的環境整備
事業名称	文化財調査員活動		
事業目的・内容	市内を20地区（概ね中学校区）に分け、指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地の現況確認をするとともに、年度ごとに特定の課題を設けて悉皆調査を実施する。 市内各所に埋もれた新たな文化財・歴史資料を調査する。 文化財調査員20名を委嘱		
合併に向けた課題	宇都宮市独自の制度であるが、合併により調査エリアが増大することにより、組織や調査方法の調整が必要となる。		
調整の考え方	各市町の文化財等の現況確認等が適切に行えるように、宇都宮市の制度を基準に調査方法等の見直しを図る。		

中分類	市民文化	小分類	文化的環境整備
事業名称	埋蔵文化財包蔵地の維持管理		
事業目的・内容	行政区域内に所在する埋蔵文化財包蔵地を適正に維持管理し、開発との調整を図るため、埋蔵文化財包蔵地の周知やパトロール・開発事業者との調整などを行う。		
合併に向けた課題	埋蔵文化財包蔵地の周知・パトロール・民間開発への対応やそれらのチェック方法等について、市町間に差異があることから調整が必要である。		
調整の考え方	埋蔵文化財に関する国・県の指導に基づき、宇都宮市の制度に一元化する。		

中分類	市民文化	小分類	文化的環境整備
事業名称	埋蔵文化財の発掘調査		
事業目的・内容	埋蔵文化財包蔵地が開発等でやむをえず失われる場合には、記録保存のための発掘調査を実施するとともに、その成果を広く活用する。 また、重要遺跡については、発掘調査によりその範囲や内容を確認し、将来の保存整備に役立てる。		

合併に向けた課題	宇都宮市以外については、恒常的に発掘調査があるわけではないが、調査基準や調査方式の調整を図る必要がある。
調整の考え方	埋蔵文化財に関する国・県の指導に基き、宇都宮市の制度に一元化するが、合併後、効率的な実施体制の検討を行う。

中分類	市民文化	小分類	文化的環境整備
事業名称	史跡等重要遺跡の整備・活用		
事業目的・内容	史跡等（国指定史跡4件）の重要遺跡を適切に保存整備し、市民の歴史学習の場・憩いの場として広く活用する。		
合併に向けた課題	地域限定の事業であるが、その管理運営や活用方策については広域的な取組として調整を図る必要がある。		
調整の考え方	整備活用及びその管理運営体制については、宇都宮市の制度・方針に一元化する。		

中分類	市民文化	小分類	文化的環境整備
事業名称	歴史的建造物の保存・活用		
事業目的・内容	代表的な歴史的建造物を文化財として位置付け、それらを適正に保存・活用することにより、まちづくりにも役立てる。		
合併に向けた課題	町指定文化財を市指定文化財に移行する際の手続きについて調整する必要がある。 認定建造物制度は宇都宮市独自の制度であることから、運用について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	歴史的建造物の保存・活用にあたっては、宇都宮市の制度に一元化する。なお、町指定文化財については、合併時に速やかに市基準により再指定する。		

中分類	市民文化	小分類	文化的環境整備
事業名称	文化財展示施設・収蔵施設の管理運営		
事業目的・内容	歴史や文化を伝える文化財展示施設について、その展示・内容等の充実をはかるとともに、市民ニーズに応じた企画の展開を図る。 発掘調査出土品や寄贈等を受けた文化財を収蔵する施設を適正に維持管理する。		
合併に向けた課題	新市になった場合の展示施設の内容設定（種別・時間軸別）や管理運営体制の調整と、出土品等の保管の具体的な施設・場所の検討が必要である。		
調整の考え方	展示施設の管理運営については、宇都宮市の制度に一元化する。なお、新市移行による展示内容の修正は合併後早期に行う。 出土品等の収蔵・取扱いについては、その活用方策も含めて検討する。		

中分類	市民文化	小分類	文化的環境整備
事業名称	歴史文化財活用ネットワークの整備		
事業目的・内容	文化財関係施設をネットワークで結び、歴史・文化財に係る情報を、市民がいつでも気軽に得られるようにする。		
合併に向けた課題	合併にあたってリンクする文化財施設の設定と調整を図るとともに、端末等ツール類の整備に関する調査が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市独自の制度であるが、市民サービス上有効な制度であり、各町の既存施設の活用等を踏まえた整備を進める。		

中分類	市民文化	小分類	文化的環境整備
事業名称	文化財表示板の管理・活用		
事業目的・内容	文化財を案内・誘導する表示板を適正に維持管理するとともに、文化財めぐりやマップの発刊等と連携させその活用を推進する。		
合併に向けた課題	各市町とも設置しているが、意匠・形状はもちろんのこと、更新計画や活用策にもばらつきがあるとみられることから、調整が必要である。当面は合併による表示内容の調整が必要となる。		
調整の考え方	宇都宮市の制度に一元化するものとするが、町で設置した表示板については当面、新市移行に伴う表示内容の最低限の修正をするなどして、既存のものを活用する。		

中分類	市民文化	小分類	文化的環境整備
事業名称	文化財ボランティア協議会との連携		
事業目的・内容	文化財を案内したり、愛護したりする団体であるボランティア協議会との連携を図り、住民協働の文化財保護を推進する。		
合併に向けた課題	目的や活動内容には差があることから、調整を図る必要がある。文化協会との関係を調整する必要がある。		
調整の考え方	組織や運営形態等を検討し、宇都宮市の制度に一元化する。なお、組織の統合については、合併後3年を目途に調整する。		

中分類	市民文化	小分類	文化的環境整備
事業名称	文化財体験学習事業の推進		
事業目的・内容	文化財や歴史への関心を深めるために、文化財展示施設や史跡整備地などを活用しての体験的な事業を推進する。		
合併に向けた課題	内容や手法、ボランティア団体や他部局との連携、人材育成の方法等で調整を図る必要がある。		
調整の考え方	内容・手法等を調整し、宇都宮市の制度を基準に一元化する。		

中分類	市民文化	小分類	文化的環境整備
事業名称	1学校1文化財保護活動の推進		
事業目的・内容	学区内にある文化財の保護活動を通して、文化財愛護精神の浸透や地域との連携強化を図ることにより、特色ある学校づくりに役立てる。		

合併に向けた課題	対象学校が増加することにより、文化財の既存保存団体や地元との調整が必要になる。
調整の考え方	郷土理解や地域と学校の連携を推進する上で有効な制度であることから、宇都宮市の制度を基準に、新市においても継続して実施する。

中分類	市民文化	小分類	文化的環境整備
事業名称	文化財普及啓発出版物の発行		
事業目的・内容	各市町の歴史や文化財の普及・啓発を促進するために、文化財年報・文化財シリーズ・文化財情報誌・案内パンフレットやマップ等を発行する。		
合併に向けた課題	各市町とも独自の文化財マップやパンフレット等を作成していることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の制度に一元化するものとするが、各町の出版物については当面、新市移行に伴う表示内容の最低限の修正をするなどして、既存のものも活用する。		

中分類	生涯スポーツ	小分類	生涯スポーツ推進
事業名称	体育指導委員の育成		
事業目的・内容	市民のスポーツ活動を促進するため、体育指導委員を設置し、スポーツの実技指導等を行う。		
合併に向けた課題	設置規則の改正（市町合併に伴う一本化）や任命定数、報酬額等職務の調整、体育指導委員会としての運営方針の決定と各事業等の調整が必要になる。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に、新市移行時に報酬等を一元化する。 合併後における新市の実情を踏まえて、体育指導委員の定数を調整する。		

中分類	生涯スポーツ	小分類	生涯スポーツ推進
事業名称	少年スポーツ指導員の育成（スポーツ少年団）		
事業目的・内容	少年スポーツ指導員を育成し、少年スポーツ活動の実技指導、組織育成を行う。		
合併に向けた課題	設置規則の改正（市町合併に伴う一本化）や少年スポーツ指導員の位置付け、報酬額等、スポーツ少年団としての運営方針と、活動となる事業の調整（体育協会の一本化と連動）が必要になる。		
調整の考え方	少年スポーツ指導員の位置付けや報酬等について宇都宮市の制度に一元化する。		

中分類	生涯スポーツ	小分類	生涯スポーツ推進
事業名称	ニュースポーツの普及活動		
事業目的・内容	親子のふれあいの場や市民への健康への意識を高めるため、様々なニュースポーツ大会を開催する。		

合併に向けた課題	新市移行後は、ニュースポーツ教室や大会等の運営方針と内容等について、調整を図る必要がある。
調整の考え方	合併時に宇都宮市の制度を基準に一元化する。 ただし、地域の実情に合わせたほうがよいものは、地域主催として存続させる。

中分類	生涯スポーツ	小分類	生涯スポーツ推進
事業名称	スポーツ・レクリエーション用具の貸出		
事業目的・内容	スポーツ・レクリエーションの普及促進のため、各種用具の貸し出しを行う。		
合併に向けた課題	新市における貸出方法・場所等について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市の制度に一元化するが、貸出場所について、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中分類	生涯スポーツ	小分類	競技スポーツ振興
事業名称	マラソン大会の開催		
事業目的・内容	健康づくり及び本市スポーツ振興を図るため、ランナー発表の場として、マラソン大会を開催する。		
合併に向けた課題	新市移行後は、全市域を対象としたマラソン大会の開催が求められる。大会を一本化するには、自治体間の調整が課題である。		
調整の考え方	市民スポーツの振興のために、大会を実施していない自治体を含め、新市におけるマラソン大会を一元化する。 ただし、地域の実情に合わせたほうがよいものは、地域主催で実施する。		

中分類	生涯スポーツ	小分類	競技スポーツ振興
事業名称	ジャパンカップサイクルロードレースの開催		
事業目的・内容	ハイレベルなサイクルスポーツを観戦する機会を提供し、市民のスポーツへの関心を高めるため、ジャパンカップサイクルロードレースを開催する。		
合併に向けた課題	宇都宮市の単独事業であるため、事業自体について検討する必要がある。		
調整の考え方	競技水準の高い国際自転車大会を開催し、新市としてのPR、イメージアップ、サイクルスポーツの振興、地域の活性化を図るため、新市において引き続き実施する。		

中分類	生涯スポーツ	小分類	競技スポーツ振興
事業名称	体育大会の開催		
事業目的・内容	住民の健康づくり及び本市スポーツ振興を図るため、市民体育大会(町民体育祭)を開催する。		
合併に向けた課題	新市移行後は、全市域を対象とした体育大会の開催が求められる。		

	大会を一本化するには、自治体間の調整と、体育協会間の協議が検討課題である。
調整の考え方	<p>新市移行後も、全市域を対象とした体育大会の開催は必要であるため、宇都宮市の大会に一元化する。ただし、地域の実情に合わせたほうがよいものは、地域主催で実施する。</p> <p>なお、新市においては、市が主催する体育祭は行わない方向で調整する。</p>

中分類	生涯スポーツ	小分類	競技スポーツ振興
事業名称	各種スポーツ大会の開催		
事業目的・内容	住民の健康づくり及び本市スポーツ振興を図るため、各種スポーツ大会を開催する。		
合併に向けた課題	<p>自治体ごとに、住民ニーズに即した各種スポーツ大会を開催している。新市移行後は、全市的なバランスを考慮し、地域間格差のない大会を実施していく必要がある。</p> <p>大会の運営主体である協議団体間の調整が、主な課題である。</p>		
調整の考え方	<p>自治体ごとに、各種スポーツ大会を実施しているが、宇都宮市の制度を基準に一元化する。</p> <p>体育団体（新市体育協会等）に、スポーツ大会の開催を委ねる方向で見直す。</p> <p>ただし、地域の実情に合わせたほうがよいものは、地域主催として存続させる。</p>		

中分類	生涯スポーツ	小分類	競技スポーツ振興
事業名称	スポーツ大会開催補助金		
事業目的・内容	競技スポーツ振興を図るため、関東大会規模以上の大会に対し、開催事業費の助成を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市の単独事業であるため、事業自体について検討する必要がある。		
調整の考え方	競技スポーツ振興にとって重要な制度のため、新市においても引続き助成する。		

中分類	生涯スポーツ	小分類	競技スポーツ振興
事業名称	スポーツ大会派遣補助金		
事業目的・内容	競技スポーツの振興を図るため、栃木県外で開催される関東大会規模以上の大会に参加する団体等に対し、助成を行う。		
合併に向けた課題	各市町において、スポーツ大会の出場に対して激励金や助成金を助成しているが、対象、金額、支出方法（直接、体協経由）などが異なるため、調整を図ることが必要となる。		
調整の考え方	各市町で対応の異なる、対象、金額、支出方法は、他の助成制度との整合性を図り、合併時に宇都宮市の制度を基準に一元化する。		

中分類	生涯スポーツ	小分類	スポーツ施設充実
事業名称	スポーツ施設等の管理運営		
事業目的・内容	スポーツ活動の促進を図るため、安心して快適な環境でスポーツに親しめる場所の提供を行う。		
合併に向けた課題	各市町において体育施設を設置しているが、管理運営の形態（直営・委託）、開館時間、休館日・使用料が異なっていることから、調整を図ることが必要となる。		
調整の考え方	施設の使用時間及び使用期間、使用料の算定や減免は合併時に宇都宮市の制度を基準に一元化する。 管理運営体制は、当分は現行どおりとし、合併後段階的（5年以内）に宇都宮市の制度を基準に一元化する。		

中分類	生涯スポーツ	小分類	市民スポーツ活動の振興
事業名称	スポーツ振興審議会の運営		
事業目的・内容	スポーツ振興に関する重要事項について調査審議するためスポーツ振興審議会を設置する。		
合併に向けた課題	宇都宮市、上三川町、河内町において審議会を設置しているが、新市としての委員数や選任区分などを検討することが必要である。		
調整の考え方	編入される町の委員は失職し、宇都宮市の制度に合併時に一元化する。 委員改選にあたっては、合併後の新市の実情を踏まえ、定数・委員構成を調整する。		

中分類	教育行政総合推進	小分類	教育推進
事業名称	教育委員会		
事業目的・内容	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、各市町が教育・学術・文化などの教育行政や教育施設の管理に関する事務を行う、委員数は5人、任期は4年の執行機関を設置する。		
合併に向けた課題	実務上の課題は特にないと考えられる。ただし、編入される自治体においては、教育委員が全員失職し、不在となるため、住民感情に配慮する必要がある。		
調整の考え方	編入合併の場合、編入される自治体の教育委員は失職し、合併時に宇都宮市に一元化される。 なお、今後、任期満了時に教育委員を選任する場合は、適正な人選に配慮する。		

中分類	教育行政総合推進	小分類	教育推進
事業名称	栃木県市町村教育委員会連合会		
事業目的・内容	市町村教育委員会相互に共通する必要な事項について、緊密な事務の連絡調整を図るため、栃木県市町村教育委員会連合会及び河内地区教育委員会連合会に加入している。		

合併に向けた課題	合併に伴い、地区連合会を含めた連合会全体の組織及び運営の見直し が課題となるが、連合会事務局で組織を設置し検討する予定である。
調整の考え方	合併に伴う連合会の運営の見直しについては、各町の考え方を確認の 上、合併までに連合会事務局で検討し実施する。 河内地区教育委員会連合会については、合併時廃止する方向で調整す る。

中分類	教育行政総合推進	小分類	教育推進
事業名称	教育広報・広聴		
事業目的・内容	住民の関心や要望の多様化を踏まえ、教育に関する情報を広報紙やホ ームページなどを活用し、住民に分かりやすく提供する。 教育行政の円滑な推進を図るため、住民の教育行政に関する相談に的 確に対応する。		
合併に向けた課題	市町で広報・広聴活動の手法が異なるため、調整する必要がある。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市の手法により実施できるよう調整する。		

中分類	教育行政総合推進	小分類	教育推進
事業名称	教育ビジョンの策定		
事業目的・内容	情報化や少子高齢化など激動する21世紀社会をたくましく生き抜く 人づくりと不登校や暴力等の教育課題を根本的に解決するため、教育理 念とその実現に向けた世代ごとの目標、教育の展開の方向性等を内容と する「教育ビジョン」を市民と協働により策定し、長期展望にたった教 育施策を展開する。 なお、宇都宮市のみが検討している。		
合併に向けた課題	宇都宮市の構想であるが、内容が理念や目標であり合併対象市町と共 通するため、社会変化や必要な課題等を調整の上、宇都宮市主体で教育 ビジョンを策定する。		
調整の考え方	教育ビジョンは、宇都宮市において平成16年度に策定されるが、理 念や目標などを内容とするため合併市町で大きな地域差がないことか ら、基本的には新市の教育ビジョンとして引き継ぐ。		

中分類	教育行政総合推進	小分類	管理
事業名称	人事管理（人事・給与・研修・福利厚生）		
事業目的・内容	教育委員会に所属する職員の人事異動、給与に係る手当での認定、休 暇など職員の基本的事項を把握することで、適正な職員の管理を行う。 各市町において、職員の評価方法など管理手法は異なる。		
合併に向けた課題	教育委員会における人事管理、給与などの制度が異なることから、統 一的な管理ができるよう、市町間で協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	合併市町間で制度が異なることから、宇都宮市の制度に一元化するも のとし、規則等の改正をする。		

中分類	教育行政総合推進	小分類	管理
事業名称	契約		
事業目的・内容	首長から教育委員会に事務委任されている工事、物品等の契約事務(業者選考, 入札, 見積書 徴取, 契約締結, 検収)を円滑に遂行する。		
合併に向けた課題	各市町において, 業者選考方法や取扱い金額が異なることから, 公正かつ適正な業者指名や選考方法の協議・調整が必要である。		
調整の考え方	合併市町間で制度が異なることから, 宇都宮市の制度に一元化するものとし, 規則等の改正をする。		

中分類	教育行政総合推進	小分類	管理
事業名称	法規		
事業目的・内容	教育委員会の条例, 規則, 規程, 要領, 要綱など法令の改正の審査を行い, 法令の適正な管理を行う。		
合併に向けた課題	各市町の教委規則等との規定内容の擦り合わせが必要である。		
調整の考え方	各町の規則等は合併時に廃止されるが, 規定内容が異なることから, 宇都宮市の規定内容と擦り合わせを行い, 必要があれば規則等の改正をする。		

中分類	育英事業	小分類	育英事業
事業名称	奨学金貸付		
事業目的・内容	経済的な理由により, 学校教育法の規定に基づく高校・大学等に修学が困難な者に対して学資を貸付し, 広く人材を育成, 教育の機会均等を図るもの。		
合併に向けた課題	各市町で制度の有無や対象者の認定基準, 貸付金額が異なることから, 調整を図る必要がある。 貸付者の増加に伴って, 滞納者数, 金額ともに増加することが考えられることから, 滞納者に対する取組強化が必要である。		
調整の考え方	合併市町間で類似する事業が存在することから, 宇都宮市の制度に一元化し, 条例等を改正する。 なお, 上三川町の給付事業(ふるさと人材育成奨学基金, 公益信託白鷺奨学基金)については, 実施主体を含め, 合併時まで調整する。		

(3) 原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整するもの

中分類	生涯学習	小分類	生涯学習活動支援
事業名称	図書館電算システムの運営		
事業目的・内容	利用者への資料提供を円滑に行い、利用者の利便性を向上させるため電算システムを用いて図書館資料の管理を行う。 各市町において、利用者管理・蔵書管理・貸出返却管理・検索・予約等の業務を電算システムを用いて行うほか、インターネットでの検索システム等を稼働させているが、システムはすべて異なる。		
合併に向けた課題	新市としてシステムの統合化や効率的な運用方策などを図るため、電算システムメーカー、資料番号体系、使用MARC(コンピュータ用図書目録データ)などについて検討し、調整する必要があるが、当面の対応を検討することが必要である。		
調整の考え方	電算システムの一元化は、ハード・ソフトの入れ替えにとどまらず、資料1点ごとに添付している資料番号のふり直し、資料整理基準の一元化等、広範な課題をともなうことから、各図書館のシステム入れ替え時期にあわせ、宇都宮市のシステムを基本に長期的な視野にたって検討する。		

中分類	生涯学習	小分類	生涯学習活動支援
事業名称	学校施設開放事業		
事業目的・内容	地域スポーツの振興、開かれた学校づくりの推進及び施設の有効活用を図るため、校庭、体育館、校舎の開放を行う。		
合併に向けた課題	生涯学習推進方策の調整を図ること、また、使用料に違い(無料と有料など)があることから、調整が必要である。		
調整の考え方	市町間で学校開放のスケールに格差があることから、対象施設は宇都宮市の制度に統一する。 使用料については、実費徴収する方向で、管理運営形態を含めて、合併後2年を目途に統一を図る。		

中分類	生涯学習	小分類	学習成果の活用促進
事業名称	生涯学習推進計画		
事業目的・内容	宇都宮市においてのみ策定しており、生涯学習の方針と施策並びに、市が持つ人的・物的資源の効果的な再構築の手法を明確にし、計画的に展開することにより、生涯学習の一層の推進を図る。		
合併に向けた課題	新たな生涯学習推進体制の下、各市町における人的・物的学習資源を考慮した上で、各市町のこれまでの生涯学習の方針・施策等との整合性を図り、あらためて新市としての生涯学習推進計画を策定する必要があるが、当面の対応を検討することが必要である。		
調整の考え方	計画の効率的・効果的な推進を図るため、取組内容が広い宇都宮市の計画を基準として調整し、合併後、平成17年度の宇都宮市の現計画改定時に、見直しを図る。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	通学区域の見直し		
事業目的・内容	小規模校や大規模校の教育上の問題点を基本的に解決し、児童生徒にとってより良い教育環境を創出するため、地域と協議しながら適正な学校規模となるよう通学区域を見直します。		
合併に向けた課題	通学区域の見直しを検討しているのは、宇都宮市のみであるが、各町は小規模校の割合が多いため、適正規模化に向けての取組を検討する必要がある。また、他の合併関係市町の学校の距離が近い地区では、通学区域見直しの検討を要する地区がある。		
調整の考え方	宇都宮市の方針に基本的に統一するが、通学区域については、地域コミュニティなど市民生活に深く関連することから、合併後、2年以内を目途に地域の実情や住民の意見を聴取し、通学区域の調整に着手する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	歯の健康教室		
事業目的・内容	歯や口の健康や望ましい間食のとり方を身に付けたり、口腔の健康課題を自分で見つけ解決する能力や態度を育てる。		
合併に向けた課題	歯の健康教室の在り方も含め検討する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市独自の事業であるが、歯の健康づくりに効果的であるため、実施方法等について検討する方向で調整する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	学校医等		
事業目的・内容	学校医及び学校歯科医、学校薬剤師、職員健康管理医の委嘱、解職、推薦等に関する事務を行うとともに、医師会及び歯科医師会、薬剤師会との連絡調整などを行い、児童生徒の健康診断や疾病の予防処置及び保健指導、また、教職員の健康相談など、学校保健に関する必要な指導と助言などが適切に実施されるようにする。		
合併に向けた課題	行政区域と医師会等の区域が同一でない。また、同じ町においても内科、眼科、耳鼻科など科によって所属医師会が違っている場合があるので、学校医等の推薦を受ける場合に調整を図る必要がある。 宇都宮市では、内科医と歯科医において児童生徒数600名以上の学校に複数制をとっており、また、報酬額にも違いがあることから各町及び医師会等との調整を図る必要がある。		
調整の考え方	医師会等が複数の地区にまたがることや多大な歳出が伴うことなどから、合併までに宇都宮市の基準に調整する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	学校図書整備事業		
事業目的・内容	学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成することを目的に、学校図書館の基本である図書資料充実のための予算化と、予算の支出事務を行う。		
合併に向けた課題	学校図書については、充足率、予算額、人的配置が各市町ごとに異な		

	っていることから調整を図っていく必要がある。また、図書の管理においても、管理方式が異なっているため、調整を図っていく必要がある。
調整の考え方	事務内容については、合併関係市町間で格差が生じないように合併後3年を目途に、宇都宮市の制度を基準に統一を図る。

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	情報教育機器整備事業		
事業目的・内容	情報社会に相応しい能力の育成、学校と家庭・地域の連携といった学校運営の改善に資するために、情報教育機器の整備充実を図る。		
合併に向けた課題	情報教育機器整備については、各市町において使用回線、1人当たりの配置台数、校内LANなどの整備状況が異なることから調整を図っていく必要がある。		
調整の考え方	各市町により整備状況に差があることから、情報化社会に主体的に対応できる情報活用能力の育成を図るなどのために、合併後3年を目途に段階的に整備し、整備水準の平準化を図る。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	学校事務の適正化		
事業目的・内容	学校事務は、県費負担により事務職員が配置されているが、学校図書館業務や一般事務の補助として、市費事務職員や嘱託員を配置する。		
合併に向けた課題	学校図書館業務等嘱託員の配置に係わる財政負担が必要である。		
調整の考え方	子ども読書活動を推進し、学校間の格差を生じないようにするため、合併後3年を目途に、全校に「学校図書館業務等嘱託員」を配置する方向で調整する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	学校業務の合理化事業（グループ化ほか）		
事業目的・内容	学校業務の適切な執行、人材能力の活用を図る観点から、学校業務職員を集団化し、班体制により学校の環境整備作業を行う。また、文書等の通送業務は、委託している（使送車運転業務は委託、通送業務は臨時職員）。なお、班体制に移行した学校には、軽易な環境整備作業を行う半日勤務の臨時職員（将来は民間委託）を配置している。		
合併に向けた課題	各市町における定員管理計画とすり合わせを行う必要がある。 各市町の学校業務員の業務内容などについて、調整する必要がある。 通送業務については、区域の拡大に伴う適切な執行方法を考える必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の制度に基づき、合併後3年を目途に学校業務のブロック化を図る。 なお、各町の業務員については、業務内容等を宇都宮市を基準とするため、合併時に配置転換する方向で調整する。 また、通送業務については、合併時に宇都宮市の制度に一元化し、河内町で行っている学校公仕用自動車の活用については廃止する方向で調整する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	給食調理業務委託の推進		
事業目的・内容	行政経営指針の「サービス提供のあり方の見直し」「スリム化の推進」に基づき、サービスの向上、対費用効果などから、給食調理業務の委託を推進する。		
合併に向けた課題	各市町で運営方式が違っているため、調整が必要である。 また、定員管理計画との整合性を図る必要がある。		
調整の考え方	市町により直営・委託の違いがあることから、コスト等を整理し、定員管理計画との整合性を図りながら、単独調理方式校については、宇都宮市の制度を基準に合併後5年を目途に計画的に民間委託を推進するものとする。その後、共同調理方式についても民間委託を検討する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	情報教育		
事業目的・内容	<p>コンピュータやインターネットの活用を通して、教職員及び児童生徒の情報活用能力を育成する。</p> <p>学習状況に応じた教材・資料の提供や調べ学習の充実を通して、多様な学習活動を展開し、児童生徒の主体性を育成する。</p> <p>校内のOA化を推進し、学習活動の効率化と事務の簡略化を図る。</p> <p>学校教育情報の収集・提供を通し、指導内容・方法の改善に努め、教職員の資質の向上を図る。</p> <p>保護者や市民に学校教育の情報を提供し、学校理解や市民の協力を促進する。</p>		
合併に向けた課題	<p>学校教育情報システムの構築及び各市町によるサーバシステム、通信回線、教職員研修、デジタルコンテンツ作成事業などについて、総合的に調整を図る必要がある。</p> <p>また、市町により格差のあるPC活用能力の向上を図る必要がある。</p>		
調整の考え方	各市町の教育情報システム及びサーバシステム、通信回線などシステム構成が異なるため、合併後3年を目途に宇都宮市のシステムに一元化する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	学校教育推進計画の策定		
事業目的・内容	一人ひとりの個性・能力を涵養する教育，豊かな心を育む教育，健やかな心身を育む教育，社会の変化に的確に対応する教育を計画的に推進するため，策定する。		
合併に向けた課題	<p>現在，各市町において振興計画等は作成されていない。</p> <p>計画的に学校教育を推進するため，早急に計画を策定する必要がある。</p>		
調整の考え方	宇都宮市で平成16年度に作成するものを基本とし，平成17年度において新市に対応した計画に見直す。		

中分類	学校教育	小分類	障害に配慮した教育の充実
事業名称	特別支援教育基本計画の策定		
事業目的・内容	近年，注意欠陥多動性障害（ADHD）や学習障害（LD），高機能自閉症等，軽度発達障害のある児童生徒が年々増加傾向にあることや，障害の多様化，重度・重複障害児への教育支援の強化に対するニーズの高まり等に伴い，計画的に特別支援教育の充実を図る。		
合併に向けた課題	計画的に特別支援教育を推進するため，早急に計画を策定する必要があるが，合併後については，新市の実状を踏まえ改めて調整する必要がある。		
調整の考え方	平成16年度までに宇都宮市が策定する特別支援教育基本計画を基準に，合併後1年以内に新市の実情に合わせた見直しを行う。		

中分類	学校教育	小分類	障害に配慮した教育の充実
事業名称	特殊教育振興事業		
事業目的・内容	特殊学級及び通級指導教室経営が円滑に行え，障害のある児童生徒の教育の充実が図られるよう特殊教育担当教員としての資質と指導力の向上を図るとともに，教育環境の整備充実を目指す。		
合併に向けた課題	特殊教育における人的，物的教育環境の整備状況が各市町で異なることから調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市において策定する特別支援教育基本計画を基準に，合併後計画的に推進する。		

中分類	学校教育	小分類	障害に配慮した教育の充実
事業名称	特殊学級・通級指導教室の整備拡充		
事業目的・内容	特殊学級及び通級指導教室経営が円滑に行え，障害のある児童生徒の教育の充実が図られるよう障害の種類や程度に応じた教育環境に整備する。		
合併に向けた課題	学校のバリアフリー化や通級指導教室の設置状況など，各市町において教育環境が異なることから，調整を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市において策定する特別支援教育基本計画を基準に合併後，計画的に推進する。		

中分類	市民文化	小分類	文化活動振興
事業名称	芸術文化団体の育成		
事業目的・内容	<p>芸術文化の振興を図るために，芸術文化団体等が実施する文化事業活動を側面から援助し，主だった団体に対し，補助金を交付することにより，その育成を図る。</p> <p>また，全国大会参加の団体に対し，派遣費の一部を補助する芸術文化団体全国大会等派遣補助金を導入し，質の高い文化団体の育成を図る。</p>		
合併に向けた課題	<p>育成すべき対象文化団体間に自主性・自立性に違いがあることから，同様組織の統合などにあたっては調整が必要となる。</p> <p>事業補助，派遣補助，大会補助制度の考え方を調整する必要がある。</p>		

調整の考え方	<p>派遣補助，大会補助制度は，合併時までには廃止も含め，必要性の検討を行い，継続の必要性のあるものについては，宇都宮市の制度を基準に合併時に一元化する。</p> <p>事業補助は，育成すべき対象文化団体間の統廃合を促す方向で，合併後5年を目途に統合する。</p>
--------	--

中分類	市民文化	小分類	文化活動振興
事業名称	文化会館の管理運営		
事業目的・内容	芸術文化を振興と市民福祉の増進を図るため，利用者が安全で快適に施設利用ができるよう施設環境及び市民サービスの向上を図る。		
合併に向けた課題	<p>宇都宮市と河内町が施設を持っており，施設機能から文化施設全体の位置付けを調整する必要がある。</p> <p>施設管理運営体制に直営や委託などの違いがあることから調整する必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>河内町の施設の管理運営について，合併後1年以内に，宇都宮市の制度を基準に統一する。</p> <p>施設の利用規程及び使用料の算定や減免等は宇都宮市の制度を基準に合併時に一元化する。</p>		

中分類	市民文化	小分類	文化活動振興
事業名称	文化振興基本計画		
事業目的・内容	文化の薫る美しいまちづくりを実現するため，多様化，高度化している市民ニーズを把握し，中長期的で幅広い視野に立った，文化振興基本計画の策定を行う。		
合併に向けた課題	市域拡大により，包括的な文化振興基本計画を検討する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市が平成16年度に策定する計画を基に，合併後1年以内に各町の文化熟度を考慮しながら計画を見直す。		

中分類	市民文化	小分類	文化的環境整備
事業名称	指定文化財等の維持管理		
事業目的・内容	<p>指定文化財等（国・県・市・町指定，市認定，国登録）を将来に伝えるため，修理費等を補助する。</p> <p>また，文化財の適正な維持管理を促進するために，所有者又は管理団体等に管理費の一部を，市民協働の文化財保護を推進するために，文化財保存・愛護団体の活動費の一部を補助する。</p>		
合併に向けた課題	文化財修理費等に係る補助金の交付基準にばらつきがあるとともに，管理費補助や保存愛護活動費補助などに考え方の差異があることから，調整が必要である。		
調整の考え方	<p>修理費補助については，宇都宮市の制度を基準に一元化する。</p> <p>管理費補助と保存愛護活動補助については，その有効性・必要性を検討し，新市移行後2年を目途に統一を図る。</p> <p>町指定文化財については，合併後速やかに宇都宮市の基準により再指定する。</p>		

中分類	生涯スポーツ	小分類	生涯スポーツ推進
事業名称	学校校庭夜間開放事業		
事業目的・内容	地域におけるスポーツ活動の拡大を図るため、学校校庭に夜間照明設備を設置し、学校校庭を開放する。		
合併に向けた課題	各市町において、使用料の金額や対象（スポーツ少年団、協会等）、使用許可事務、管理形態が異なっていることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	<p>利用者の多くは、各施設を継続的に利用しており、地域特性を有することから、当分の間は現在の管理手法を維持し、合併後、速やかに（3年以内）宇都宮市の制度に一元化する。</p> <p>使用料の算定や減免については、合併時に宇都宮市の制度を基準に一元化する。</p>		

中分類	生涯スポーツ	小分類	生涯スポーツ推進
事業名称	スポーツ教室の実施		
事業目的・内容	スポーツ人口の拡大と、スポーツを通じた健康づくりに寄与するため、スポーツ教室を実施する。		
合併に向けた課題	<p>自治体ごとに、住民ニーズに即した各種スポーツ教室を開催している。市町合併後も、全市的なバランスを考慮し、地域間格差のない各種教室を実施していく必要がある。</p> <p>教室の運営形態も様々であり、機関ごとの役割分担を明確化する必要がある。（自治体による直営事業、体育協会や財団法人による自主事業）各教室等は、体育協会や各種団体による自主事業を進め、教室等の参加者の見込みがないものは、日程などの短縮と教室の縮小を検討する必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>各自治体ごとに各種スポーツ教室を実施しているため、速やかに（3年以内）宇都宮市の制度を基準に一元化する。</p> <p>体育団体（宇都宮市体育文化振興公社、新市体育協会）に教室開催等を委ねる方向で見直す。</p>		

中分類	生涯スポーツ	小分類	競技スポーツ振興
事業名称	体育協会の支援		
事業目的・内容	住民の健康づくり及び本市スポーツ振興を図るため、体育協会の活動を支援する。		
合併に向けた課題	設置要領の改正（統合化）や新しい体育協会としての運営方針と専門部及び各種団体との事業の調整、助成内容の調整が必要である。		
調整の考え方	<p>体育協会は、体育行政を進めるうえで、根幹となす組織であるので、早期に統合を図る。</p> <p>補助のあり方を見直し、速やかに（3年以内）統合の方向で団体間の協議を進める。</p>		

中分類	生涯スポーツ	小分類	市民スポーツ活動振興
事業名称	スポーツ振興基本計画の策定		
事業目的・内容	<p>スポーツの機会を提供する公的主体及び民間主体と利用する住民や競技者が一体となった取組を積極的に展開し、一層のスポーツ振興のための各種施策を総合的かつ積極的に推進するため、地域の実情に即したスポーツ振興計画を策定する。</p>		
合併に向けた課題	<p>各市町とも、スポーツ振興計画を策定していないため、新市における計画の策定が必要となる。</p>		
調整の考え方	<p>宇都宮市では平成16年度に計画を策定するが、合併後速やか(1年以内)に、新市の実情を踏まえ計画を見直す。</p>		

(4) 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整するもの

中分類	生涯学習	小分類	生涯学習活動支援
事業名称	生涯学習施設の整備		
事業目的・内容	生涯学習社会を迎え、住民の学習意欲を満たすための快適な場の提供、情報・資料の収集提供、地域活動の拠点施設としての生涯学習センター等関連施設の小規模・大規模改修や耐用年数経過後の改築、耐震診断及び耐震補強改修等の整備を行う。		
合併に向けた課題	今後の効率的な整備のために、各市町にある既存の関連施設の整備(改築等)に関する統一的な計画を策定する必要がある。		
調整の考え方	合併後3年を目途に施設の適正配置を含めた整備計画を策定し、中長期的な対応を図る。		

中分類	生涯学習	小分類	学習ネットワーク構築
事業名称	生涯学習推進組織		
事業目的・内容	地域の生涯学習の推進を図るため、地域住民の声を反映した多様な学習機会の創出や、地域の課題を地域自らが見出し解決策を探るための学習などを行う住民を主体とする組織を育成・支援する。		
合併に向けた課題	新市における生涯学習推進の基本的な考え方及び、公民館制度のあり方を整理し、調整する必要がある。		
調整の考え方	各地域の生涯学習推進の状況を把握し、新市における地域の生涯学習推進の基本的な考え方をまとめ、地域住民と協議しながら、段階的に組織の整備を行う。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	生野菜・果物給食の推進		
事業目的・内容	生野菜・果物を喫食する日常の食生活、食文化の現状に鑑み、食味、食感、香り、栄養、季節感など、これらの食品が持つ効能を活用し、食に関する教育の充実を図るとともに、児童生徒が食に関する基礎・基本を培い、生涯を通じて心豊かで健康に生活できるよう、多種多様な、栄養バランスの取れた献立による学校給食を提供する。		
合併に向けた課題	平成8年度のO-157食中毒の発生後、各市町において、生野菜・果物の使用についての考え方及び対応等が異なっていることから、実施方法の調整を図る必要がある。		
調整の考え方	原則として宇都宮市の実施方法(「生野菜・果物調理作業標準」)に基づき、推進していくこととするが、各町の施設設備の状況等を踏まえ、合併後3年を目途に段階的に統一を図る。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	米飯給食の推進		
事業目的・内容	学校給食における食事内容の多様化を図り、栄養に配慮した米飯の正しい食習慣を身に付けさせ、我が国の食糧資源を考慮した日本人の食生		

	活を再認識することを目的に米飯給食を実施する。
合併に向けた課題	宇都宮市では、米飯給食実施時に、自校炊飯校と委託炊飯校の炊飯方式の相違により、保護者が支払う給食費に差が生じることから、保護者負担の公平性を図るために、委託炊飯校に対し炊飯代を補助している。しかし、上三川町、河内町では委託炊飯校であるが、米飯給食委託加工補助金を出していないため、協議、調整が必要である。
調整の考え方	宇都宮市の制度に統一すると、著しい負担増となることから、当面は現行どおりとし、合併後5年を目途に段階的に調整する。

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	武道場整備事業		
事業目的・内容	柔剣道などの格技を通じ、礼儀や相手を重んじる態度を身につけ、生徒の心身の鍛練・育成を図ることを目的として、体育館の改築に合わせ中学校に武道場を整備する。		
合併に向けた課題	整備方針に基づき、全体的な順位付けをする必要がある。		
調整の考え方	市町間で整備水準や整備方針に相違があるため、当面は現行どおりとし、合併後、財政状況を勘案しながら、長期的に調整を図る。		

中分類	市民文化	小分類	文化活動振興
事業名称	ふれあい文化教室		
事業目的・内容	次代を担う小中学生を対象に、日本の優れた伝統芸能である邦楽・日本舞踊・和太鼓を鑑賞する機会を提供し、伝統芸能への関心を高めるため、ふれあい文化教室を文化協会の協力を得て実施する。		
合併に向けた課題	対象小中学校が拡大することにより、芸術文化講師の人数も限られていることから文化協会との調整が必要となる。		
調整の考え方	宇都宮市においては文化協会会員による講師派遣が制度化されているが、各町においては講師派遣制度が熟成されていないため、文化協会の統廃合などを考慮しながら、当分の間は現行どおりとし、熟度によって、5年を目途に調整する。		

中分類	生涯スポーツ	小分類	生涯スポーツ推進
事業名称	総合型地域スポーツクラブの支援		
事業目的・内容	誰もがいつでもスポーツ活動を行える生涯スポーツ社会の実現のために、地域住民が主体的に運営する「総合型地域スポーツクラブ」の設立・育成を支援する。		
合併に向けた課題	宇都宮市や河内町で、クラブ設立を予定するほか、設立の検討を進めている町もある。新市における対応について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市と河内町で設立予定のクラブは地域特性を有し、設立経緯、今後の展開方法も異なることから、当分の間は現行どおりとし、段階的（5年以内）に調整し、支援方法を一元化して事業展開を図る。		

(5) 廃止の方向で調整するもの

中分類	生涯学習	小分類	生涯学習活動支援
事業名称	自治公民館連絡協議会事務局事務		
事業目的・内容	公民館と自治公民館の連携により、各自治公民館やその活動の振興を図るために、公民館と自治公民館により協議会を組織し、運営する。		
合併に向けた課題	各市町で実施している事業内容・実施手法を考慮しながら、新市における公民館制度のあり方を整理し、実施事業の内容、手法について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	自治公民館活動は、地域住民が自主的・自立的に行うものであるため、廃止の方向で検討する。		

中分類	生涯学習	小分類	生涯学習活動支援
事業名称	自治公民館事業補助事業		
事業目的・内容	住民が自治公民館を拠点に交流を深め、社会教育を推進し、公民館活動を活性化するため、自治公民館が行う事業に対して補助金を交付する。		
合併に向けた課題	各市町で実施している事業内容・実施手法を考慮しながら、新市における実施事業の内容、手法について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	自治公民館活動は、地域住民が自主的・自立的に行うものであるため、廃止の方向で検討する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	私立学校教育振興補助		
事業目的・内容	義務教育を実施する私立小中学校の教育条件の維持向上を図るため、教育費を助成することにより、教材・教具等を整備するもの。		
合併に向けた課題	宇都宮市単独の事業であるため、合併後の継続の可否について検討が必要である。		
調整の考え方	所期の目的が達成できたので、平成16年度から制度を廃止する。		

中分類	学校教育	小分類	小中学校教育
事業名称	教職員の海外派遣研修の補助事務		
事業目的・内容	独立行政法人教員研修センターは、国際的視野に立った識見及び教職に対する誇りと自覚を高め、学校教育の中核となる教員の育成と確保を図るため、教職員の海外派遣事業を実施している。 この事業により派遣を認められた者に対し、派遣に必要な経費を補助する。		
合併に向けた課題	補助金の額が、各市町でまちまちであるため、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	所期の目的を達成したことから、補助金制度を廃止する方向で調整する。		

中分類	生涯スポーツ	小分類	生涯スポーツ推進
事業名称	地域におけるスポーツ活動の支援（巡回スポーツ教室の開催）		
事業目的・内容	<p>「巡回スポーツ教室」を実施し、地域におけるスポーツ活動を支援している。</p> <p>宇都宮市は、地域スポーツ活動を推進するため、巡回スポーツ教室を実施しており、上河内町は、地区への助成制度を実施している。</p>		
合併に向けた課題	新市の制度のあり方について自治体間で協議し、方針を決定する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市で実施している「巡回スポーツ教室」は、地域のスポーツ活動を支援するシステムであり、新市移行後に、全市的に格差が生じないように、既存制度を廃止し、新しい地域スポーツ活動支援策を構築する。		

中分類	生涯スポーツ	小分類	生涯スポーツ推進
事業名称	地域スポーツ活動推進助成事業		
事業目的・内容	<p>広く市民町民の間にスポーツを振興し、生涯にわたり健康や体力の保持増進を図るとともに、心のふれあう地域社会の実現と市民町民層スポーツ推進に寄与するため、自治会又は地区を対象としたスポーツレクリエーション事業、幼児から高齢者までを対象とした自治会又は地域ぐるみの事業に対して助成を行う。</p>		
合併に向けた課題	新市移行後の制度のあり方について、自治体間で協議をし、方針を決定する必要がある。		
調整の考え方	上河内町で実施している「地域スポーツ活動推進助成事業」は、地域のスポーツ活動を支援する有効なシステムであり、新市移行後に、全市的に格差が生じないように、既存事業を廃止し、新しい地域スポーツ活動支援策を構築する。		

中分類	生涯スポーツ	小分類	競技スポーツ振興
事業名称	駅伝競走大会の開催		
事業目的・内容	健康づくり及び本町スポーツ振興を図るため、ランナー発表の場として、駅伝競走大会を開催する。		
合併に向けた課題	新市移行後は、全市域を対象とした駅伝競走大会のあり方について検討する必要がある。		
調整の考え方	<p>市民スポーツの振興のために、駅伝競走大会の開催は望ましいが、県郡市対抗駅伝大会の動向や他の競技とのバランスを考慮し、運営団体の意見等を十分しながら廃止の方向で調整する。</p> <p>廃止が困難であれば、地域主催のイベントとする。</p>		